# 第三章　第一〇期の市議会（昭和五〇年度～五三年度）
## ―四大プロジェクトの推進と市議会の対応―

## 第一節　四年間の概観

### 一　国の動き

#### 高度経済成長の終焉と過渡期の対応策

昭和五〇年四月から五四年三月までの四年間は、四六年夏のドルショックと四八年秋のオイルショックを直接の契機として生じた世界経済の混乱がわが国にもひきつづき深刻な影響を及ぼし、国の内外で、それに対するさまざまな対応策が試みられた時期であった。五〇年一一月に、日本・アメリカ・イギリス・フランス・西ドイツ・イタリアの六カ国首脳がフランス郊外のランブイエ城で一堂に会し、第一回の先進国首脳会議（サミット）を開催したが、それは、戦後の西側におけるアメリカ中心の経済体制が変容し、先進国間の国際協調によって経済を運営する時代が到来しつつあることを象徴する出来事であった。

国内では、四八年から五〇年にかけて、「狂乱物価」という言葉さえ生まれたインフレーションと戦後最大といわれた不況とが同時進行する事態が生じたが、そうした困難を乗り越えるために、官民双方の側で次のような対

応策が講じられた。まず民間企業では、徹底した合理化によるコストの引き下げと人員整理等による減量経営を遂行し、また、そのことに少なからぬ労働組合が積極的に協力した。特に自動車や家電製品などの輸出関連産業は、円の為替レートの相対的な割安にも助けられて、この間、集中豪雨とさえいわれるほどの勢いで輸出を拡大し、わが国の不況の克服に大きな役割を果たした。他面でそれは、円高の進行やアメリカその他の諸外国との間の経済摩擦の激化を招く要因となり、そのために新たに円高不況という事態が生じたが、逆にまた、そのことが企業の一層の経営努力を促し、輸出がさらに拡大するという循環構造をなしていた。その結果、わが国の国際収支はこの間一貫して、黒字を持続した。

次に政府は、四八年、四九年には、激しいインフレーションの進行に対処するために、いったんは緊縮財政に転じていたが、五〇年に入ると、長期化する不況を克服するために、ふたたび財政を拡張して景気回復策に取り組み始めた。この景気回復策は、財界からの強い要請に基づいて、公共投資を主要な手段として実施されたが、不況が継続するなかで、法人税をはじめとする国税収入の伸びが期待できない状況であったため、その財源は、いわゆる赤字国債の発行に依存するほかはなかった。昭和二二年に制定された財政法は、第四条で赤字国債の発行を原則的に禁止しているが、四一年に戦後はじめてその原則が破られ、五〇年以降の一〇余年間は赤字国債の大幅な発行が常態化した。いわゆる建設国債（四条国債）も含めた政府の国債発行額と一般会計歳入予算の国債依存度の推移を示すと、四九年度は、発行額が二兆一六〇〇億円で、依存度が一一・三パーセントであったが、五〇年度は、それが五兆二八〇五億円、二五・三パーセントと急増し、五四年度には、一三兆四七二〇億円、三四・七パーセントにまで達した。このようにして財源を確保することで、政府は積極的に公共投資を推進したが、その結果、五一年度から五四年度にかけての四年間で、一般会計歳出予算の増額に占める公共事業費の増額

分の割合は六〇パーセントにまで達した。

しかし、政府のこうした景気回復策も、即座に十分な効果を挙げることはできず、生産・雇用・所得の実質的拡大をもたらすというよりはむしろ、物価の上昇に吸収されてしまった面が大きかった。その反面、赤字国債の発行額は増大の一途をたどり、国債を償還するために国債を発行しなければならないという悪循環に陥ってしまった。そのことが、五六年に第二次臨時行政調査会を設置し、「増税なき財政再建」をスローガンに掲げて政府が行政改革に取り組む直接の要因になった。他方また、先に指摘したように、わが国がこの時期の不況を乗り越えて、安定成長に移行することができたのは、輸出関連産業を中心とする民間企業の内部的な経営努力によるところが大きかったが、そのことも行政改革を推進するうえでの間接的な要因になった。企業の経営努力の手法は、政府が行政改革で見習うべき有力なモデルとされたのである。

## 自民党政権の混迷

この時期の日本経済の混乱に対応して、政権党である自民党内でも、四七年七月から五五年六月にかけては「三角大福」（三木武夫、田中角栄、大平正芳、福田赳夫）といわれた大派閥間の政争が激化し、各派閥の首領がかわるがわる政権を担当する不安定な政局運営の時代を迎えた。それは、三五年七月から四七年七月にかけての一二年間を池田勇人と佐藤栄作の二人の首相で担当し、そのもとで高度経済成長を達成したこととときわめて対照的であった。

五〇年四月から五四年三月までの四年間は、三木、福田、第一次大平と三代にわたって内閣が交代した。三木内閣は、田中首相が金権選挙や金脈問題に対する世論の批判を浴びて退陣したあと、四九年一二月に自民党の椎

名悦三郎副総裁の裁定を受けて誕生した。この誕生の経緯にも示されているように、三木内閣は「クリーン三木」をスローガンに掲げ、その後二年間にわたる政権担当期間中に、さまざまな政治浄化の課題に取り組んだ。前半一年間の主な成果は、政治資金規制法と公職選挙法の両改正案を成立させたことであった。しかし三木派は、自民党内では弱小派閥であったため、改革の内容は途中で骨抜きにされ、また、前者の改正案は参議院本会議で可否同数となり、河野謙三議長の一票でかろうじて可決成立したほどであった。後半一年間は、五一年二月四日に行われたアメリカ上院外交委員会の公聴会での証言をきっかけにしてロッキード事件が発覚し、内閣の命運を賭けてその真相究明にあたった。しかし三木派以外の派閥は、事件の徹底究明が自民党支配の根幹を揺るがすことに強い警戒心を抱き、七月二七日に田中前首相が受託収賄罪の容疑で逮捕されたのち、八月一九日には挙党体制確立協議会を結成して、三木退陣を公然と要求した。三木首相はこうした党内の動きに対して、党外の世論を背景にして粘り強く対応し、一二月の総選挙まで政権を維持した。

この時の総選挙は、戦後、日本国憲法が施行されてからはじめての任期満了に伴う選挙であったが、その結果は、自民党が公認候補によって獲得した議席数が二四九議席で、前回選挙を二二議席下回り、三〇年の保守合同以来はじめて過半数を割る大敗を喫した。野党では、公明党が前回の二九議席から五五議席へと議席数をほぼ倍増させ、民社党が一九議席から二九議席に躍進したことが目立った。また、五一年六月にロッキード事件をきっかけとして自民党の現職議員六人（うち一人は参議院議員）が離党し、新自由クラブを結成していたが、この時の選挙で都市部を中心に一種のブームを引き起こし、一挙に一七議席を獲得した。選挙後、三木首相は「私の所信」を発表して退陣を表明し、そのあと一二月二四日に福田内閣が成立した。

福田内閣は、首相自ら「経済の福田」を自任していたように、その後二年間の政権担当期間中に、日本経済の

回復を内閣の最優先課題として取り上げ、それに積極的に取り組んだ。その結果、以前と比較して物価上昇率はある程度鎮静化し、また、欧米と比較して相対的には高い経済成長率を維持したが、しかし、企業の倒産が相次ぐなど不況はなお深刻で、それに対する国民の不満は強かった。また、国政の運営においては、総選挙後、自民党が無所属の当選議員を入党させたために、かろうじて過半数は維持できたが、与野党伯仲の状況であることには変わりがなく、政策全般の実現にあたって困難を強いられた。五二年度予算の国会審議で、野党の減税要求に対して、所得税減税の三〇〇〇億円の積み上げなど異例の政府修正の形で応じたのは、こうした事態を反映していた。五二年七月の参議院議員選挙では、事前に与野党の議席数の逆転が予想されたが、かろうじてそれは阻止することができた。

他方また、福田内閣は、日中関係の改善や党内改革では顕著な成果を残した。日中関係の改善に関しては、四七年九月の国交回復以後、両国間で基本的な関係を定める条約を締結する気運が熟していたが中国側が反ソビエトを意図した反覇権条項を条約本文に明記することを要求し、また、日本側でも旧来からの親台湾派の反対論が根強かったため、交渉は隘路に陥っていた。しかし、五三年五月三日に行われた福田首相とカーター米大統領との会談で、アメリカ側から条約締結を支持する意向が伝えられたことが一つの転機となって、反覇権条項の取り扱いを中心に交渉が進捗し、その結果、八月一二日に日中両国外相が日中平和友好条約に調印した。また、党内改革に関しては、三木前首相が退陣の際に発表した「私の所信」でいくつかの改革案を提言していたことを受けて、党改革実施本部を設置し、福田首相みずから党総裁として本部長を勤めて、改革案の実現を図った。ことに総裁公選制度の改革の提言については、五二年四月の臨時党大会で規程を改正し、総裁公選制度に全党員と党友が参加する予備選挙を導入することを決定した。

しかし皮肉なことに、この予備選挙の導入が、福田内閣が二年間で政権を交代する直接の原因になった。五三年一一月二六日に、制度導入後はじめて実施された予備選挙の開票が行われたが、福田優勢という事前の予想とは異なって、大平候補が五五万票、福田候補が四七万票という得票結果に終わり、福田首相は、党の国会議員等による本選挙を待たずに、総理総裁の座を退くことを表明した。後継の第一次大平内閣は一二月七日に成立した。大平内閣は、組閣後間もない五四年一月に、ダグラス、グラマン両社からの航空機輸入をめぐる疑惑が発覚するなど、最初から困難な政局運営を強いられた。また、与野党伯仲状況を打開するために、五四年九月に衆議院を解散し、一〇月に総選挙を実施したが、その結果は前回選挙をも下回る大敗で、このことが四〇日間抗争といわれた前代未聞の党内抗争の発端になった。

## 二　藤沢市政と市議会の動き

### 革新自治体の転換期

右に概略説明した国の動きは、全国の地方自治体にもさまざまなかたちで影響を与え、ことに革新自治体にとって、この四年間は一つの転換期になった。五〇年四月の第八回統一地方選挙の前半戦で、美濃部亮吉東京都知事が三選、黒田了一大阪府知事が再選を果たし、また、神奈川県知事選挙では、革新系無所属の長洲一二候補が保守系無所属の戸沢政方候補を破って、神奈川県ではじめて革新県政を実現したが、このことの主要な要因の一つは、田中金脈問題をはじめとする自民党政権の混迷が、国政での野党勢力に有利に作用したことであった。

他方また、この間の経済不況は、国家財政のみならず地方財政にも甚大な打撃を与え、そのことが、第八回統

一地方選挙を境にして、全国の革新自治体が全般的に退潮傾向を示し始める主要な要因の一つになった。五三年四月の京都府知事選挙では、保守系無所属の林田悠紀夫候補が当選して、二九年ぶりにふたたび保守府政を実現し、同年一二月の沖縄県知事選挙では、保守・中道系無所属の西銘順治候補が当選して、一〇年間続いた革新県政と交代した。さらにまた、五四年四月の第九回統一地方選挙の前半戦で、東京都知事選挙では保守・中道系無所属の鈴木俊一候補、大阪府知事選挙では共産党以外の各党が推薦する無所属の岸昌候補が当選し、革新都府政に終止符を打った。

経済不況の地方財政に対する影響は、まず地方税収入の伸び悩みとなって現われた。ことに都道府県の場合は、市町村と比較して事業税などの景気連動性の高い税目に依拠する割合が高く、税収面での打撃よりも直接的に現われた。次に地方自治体の財源不足を補う地方交付税も、財源となる所得税・法人税・酒税の国税三税が不況下で伸び悩むことが予想され、それに対処するためになんらかの措置を講じることが必要になった。その際、政府は、国家財政も窮迫していたために、交付税率の引き上げによって事態を打開する方法は取らず、地方自治体の基準財政需要額を圧縮して算定したうえ、なお不足する分を地方交付税特別会計のいわゆる特会借入と地方債の増発によって補う臨時応急的な措置によって対処することにした。さらに、政府の景気回復策の一環として、地方自治体が国庫補助を受けて公共事業を実施する場合に、地方負担分の財源の手当てを講じる必要があったが、これも地方債の増発によって賄われた。当時、このようにして発行された地方債を総称して財源対策債と呼んだが、それが地方財政にとっては後年度に大きな負担として残された。

こうした地方財政の窮迫は、革新自治体の政策運営に大きな困難をもたらした。革新自治体は、施策内容に関しては、公害防止などの環境保全策や社会的弱者に対する福祉施策の拡充という面で、国の水準を上回る先取り

行政を展開し、それによって住民の幅広い支持を獲得したが、その一方で、特に福祉施策の拡充は、高度成長下の潤沢な財政収入によってはじめて可能になったといえる側面が少なくなかった。高度成長の終焉によって革新自治体の政策運営を支えた財政的条件は一変し、保守陣営は革新自治体に対して、ばらまき福祉、放漫財政といった批判を集中した。各種の先取り行政は、全国の地方自治体に波及効果をもたらしたため、地方財政の窮迫によって受けた打撃は必ずしも革新自治体に特有のものではなかったが、保守陣営の革新自治体に対する批判は、なお多くの住民の共感を得ることができた。

また、住民の間には、不況下では国政の政権党に自治体運営を任せたほうが安心できるという心理傾向も生まれた。これらの事情が積み重なって、この時期に革新自治体が退潮傾向を示し始める主な要因となった。

### 市政運営の条件と課題

この四年間の藤沢市政が置かれた条件も、右に述べた全国的な条件と共通する点が少なくなかった。藤沢市では、四七年二月の第八回市長選挙で葉山峻候補が当選し、戦後二六年間続いた保守市政に代わってはじめて革新市政が誕生した。当時、東京都、川崎市、横浜市、鎌倉市、横須賀市の各自治体で革新首長がすでに生まれていたことから、この葉山革新市政の実現によって、マスコミの間には「東海道革新メガロポリス」という言葉が生まれたほどであった。また、葉山市長は、五一年二月の第九回市長選挙で再選を果たし、ひきつづき執行機関の長として市政運営を担当した。一方、議会の会派構成は、五〇年四月の第八回市議会議員選挙以前は、保守系議員が多数を占め、葉山市政にとっては少数与党という状況であったが、五〇年四月改選後の第一〇期の市議会では、革新・中道系の議員が多数を占め、革新自治体としては稀な多数与党という状況が生まれた。もっとも今期

の市議会でも、与野党の議席数が拮抗していることには変わりがなく、そのため議会での審議は常に緊迫感を帯び、また、葉山市長は、議会に対する対応策にたびたび苦慮しなければならなかった。

次に、この間の市財政が経済不況の影響を被ったことは、他の地方自治体と同様であり、それは表1に示したとおりである。五〇年度以前の三年間と比較して、市税を中心とする歳入の伸び率が顕著に低下していることは、そのことを端的に表している。また藤沢市は、永らく地方交付税の不交付団体であり、その意味で全国自治体のなかでも有数の財政力を有しているが、この間の財政力指数が比較的高水準で推移しているのは、国の交付税算定における基準財政需要額の圧縮算定ということと関連していた。こうした事情のもとであったため、葉山市長は、毎年度二月定例会での施政方針の説明において、市財政が危機的な状態にあることを繰り返し指摘し、また、それに対処するうえで議会の協力が必要なことを強く訴えた。議会の審議においても、一般質問等でこの問題がたびたび取り上げられ、そのことが第一〇期の市議会の大きな特徴の一つになった。

しかも、この間、藤沢市政は、こうした議会での与野党伯仲状況と財政の窮迫という条件のもとで、各種の大規模な都市基盤整備事業を推進するという重大な課題に取り組まなければならず、そのことが市政運営に一層の困難をもたらした。それが、当時、四大プロジェクトといわれた西部開発事業、東部下水処理場建設事業、中央卸売市場開設事業、藤沢駅北口再開発事業の四つの事業で、なかでも北口再開発事業は市政運営の最大の懸案であった。葉山市長は、この事業をめぐる関係者間の折衝で心労を重ね、そのため五二年八月には市民病院に入院して、約一ヵ月間の療養を余儀なくされたほどであった。また、第一〇期の市議会のほぼ全期間を通じて議長を務めた古谷正一議員（民社党。のち民社クラブ）も、五四年二月定例会で議長を辞任するにあたって、四年間の議会の活動を振り返り、「一言に言って、北口に明け北口に暮れたと言っても過言ではありません」と述べている

**表１　昭和47年度～56年度の市財政の状況**

| | 年度（昭和） | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | （市議会第10期） | | | | | | |
| 決算 | 歳入　百万円 | 13,260 | 18,032 | 24,885 | 29,569 | 33,588 | 36,955 | 42,372 | 47,603 | 54,120 | 59,474 |
| 決算 | 伸率　% | △0.3 | 36.0 | 38.0 | 18.8 | 13.6 | 10.0 | 14.7 | 12.3 | 13.7 | 9.9 |
| 決算 | 歳出　百万円 | 12,476 | 16,896 | 23,258 | 28,018 | 31,631 | 34,895 | 40,230 | 45,301 | 51,741 | 55,200 |
| 決算 | 伸率　% | △3.5 | 35.4 | 37.7 | 20.5 | 12.9 | 10.3 | 15.3 | 12.6 | 14.2 | 6.7 |
| 決算 | 市税　百万円 | 8,105 | 10,296 | 13,372 | 15,098 | 17,608 | 20,422 | 23,365 | 26,605 | 30,513 | 36,117 |
| 決算 | 構成比　% | 61.1 | 57.1 | 53.7 | 51.1 | 52.4 | 55.3 | 55.1 | 55.9 | 56.4 | 60.7 |
| 決算 | 伸率　% | 20.1 | 27.0 | 29.9 | 12.9 | 16.6 | 16.0 | 14.4 | 13.9 | 14.7 | 18.4 |
| 自主財源比率　% | | 77.3 | 74.5 | 75.5 | 68.3 | 65.8 | 70.9 | 72.7 | 70.7 | 68.8 | 73.4 |
| 経常収支比率　% | | 71.2 | 74.3 | 75.2 | 79.9 | 78.2 | 79.3 | 76.0 | 73.6 | 73.6 | 72.0 |
| 実質収支比率　% | | 10.6 | 11.8 | 12.7 | 10.3 | 12.0 | 11.0 | 9.0 | 8.1 | 7.7 | 13.2 |
| 公債費比率　% | | 9.6 | 9.5 | 8.0 | 7.8 | 9.6 | 8.9 | 9.1 | 9.3 | 8.8 | 8.8 |
| 財政力指数 | | 1.280 | 1.198 | 1.198 | 1.338 | 1.246 | 1.285 | 1.190 | 1.219 | 1.235 | 1.181 |
| 経済成長率 | 名目　% | 16.6 | 20.9 | 18.4 | 10.2 | 12.4 | 11.0 | 9.9 | 8.0 | 8.7 | 5.9 |
| 経済成長率 | 実質　% | 9.2 | 4.5 | △0.4 | 3.9 | 4.6 | 5.3 | 5.2 | 5.3 | 4.0 | 3.3 |

1）決算は普通会計、歳入・歳出・市税の伸率は対前年度比、市税の構成比は同年度の歳入に占める割合を示す。

2）藤沢市財務部財政課資料「藤沢市財政の推移」（平成元年５月１日）をもとに作成。

とおりである。これら四大プロジェクト事業の経過と概要を整理すると次のとおりである。

第一に西部開発事業は、市が西部地域（湘南ライフタウン）において、民間事業者による宅地の乱開発を防止するために四二年以来取り組んできた事業で、用地の先行取得と土地区画整理事業の手法を併用することによって着実な進展を図ってきた。事業の施行面積は、全体の約一〇分の一を占める茅ヶ崎市の堤区域を含めて三七八・一ヘクタールであり、その区域内の人口を四万五〇〇〇人と想定して、道路、公園、学校等の公共施設を整備することが計画の主な内容であった。この四年間の主な成果としては、五〇年一二月に宅地の第一次分譲を開始し、五二年三月に市営滝ノ沢住宅を完成した。また、五一年三月に大庭小学校、五四年三月に滝の沢小学校、大庭中学校を完成し、それぞれ翌月に開校した。

**表2　下水道整備五カ年計画の推移と実績**

（昭和38年度～平成2年度）　単位：億円

| 区分 | 国の計画 | 市の計画 | 市の実績 |
|---|---|---|---|
| 第1次（昭和38～42年度） | 4,400 | 16.47 | 16.47 |
| 第2次（42～46年度） | 9,300 | 38.75 | 40.66 |
| 第3次（46～50年度） | 26,000 | 60 | 79.55 |
| 第4次（51～55年度） | 75,000 | 240 | 250.41 |
| 第5次（56～60年度） | 118,000 | 253 | 334.37 |
| 第6次（61～平成2年度） | 122,000 | 480 | 563.23 |

※藤沢市『市政白書』（昭和63年3月）をもとに作成。

第二に東部下水処理場建設は、五〇年までに用地の先行取得をほぼ完了し、国の第四次下水道整備五カ年計画に合わせて、五二年九月に柄沢処理系統の二四〇ヘクタール、五四年二月に村岡、境川中部処理系統の四二三ヘクタールについて、下水道法上の事業認可を受けた。表2に示したとおり、市の下水道整備事業に要した経費は第四次五カ年計画を境目にして飛躍的に増大するが、そのことの主な要因になったのが東部下水処理場の建設であった。もっとも、この間、事業が必ずしも円滑に進捗したわけではなく、五一年には神奈川県の財政事情の悪化等のために、当初予

定した県が事業主体となる流域下水道方式を断念して、公共下水道方式に切り替えるという大きな計画変更を行った。また、同年頃から処理場建設予定地付近の住民が、施設の安全性等に対する疑問を理由にして積極的に建設反対運動を展開したため、地元住民の合意をいかに得るかということが事業の早期完成を図るうえでの重要な課題となった。なお、東部下水処理場は、その後五五年七月に建設に着工し、六〇年七月から運転を開始した。

第三に中央卸売市場の開設は、四〇年代初めからの市民や業者の要望であり、市ではそれに基づいて開設の準備を進めてきたが、五一年四月に、国の第二次中央卸売市場整備計画において、市の計画を組み込むことが正式に認可された。一方、地元の業者等の関係者間の必要な利害調整は、市場開設促進協議会などにおいて進展を図ってきたが、さらに五二年三月に、市長の諮問機関として学識経験者や市民各層の代表で構成する市場開設準備協議会を設置し、そこでの協議に問題の解決を委ねた。同協議会は、その後、五二年九月と五三年八月の二度にわたって市長に答申を提出し、そのなかで、市内四市場と茅ヶ崎市の一市場を統合して、経営は一社制によるべきことを提言した。この答申によって事態は大きく前進し、関係者間の基本的な合意が整った。また、この間、用地の取得や造成工事、市場施設や進入道路の建設等の施設面での整備も同時並行して進められた。その結果、当初予定した五四年八月よりは遅れたが、五六年四月に、中央卸売市場を開設することができた。

最後に北口再開発事業は、市が四四年制定の都市再開発法に基づく市街地再開発事業として、四五年以来取り組んできた事業で、事業の開始当初からの経過の概要は表３に示したとおりである。都市再開発事業の手法は、いわば平面で行われる土地区画整理事業を立体面で応用したものであるが、本事業でそれを用いたのは、事業前の北口の場合、家屋の密集度が高く、区画整理事業の手法では減歩率も十分には望めなかったからであった。も

**表3　藤沢駅北口市街地再開発事業の経過**（昭和45年〜55年）

| | |
|---|---|
| 昭和45年2月 | 藤沢駅北口再開発基本構想の発表 |
| 47年7月 | 地元権利者組織である北口再開発協議会発足（3日） |
| 48年9月 | 都市計画決定（再開発事業区域、高度利用）（街路及び広場変更）（29日） |
| 48年12月 | 再開発事業施行規定の制定（24日） |
| 49年12月 | 権利調整実施 |
| 50年1月 | 事業計画の縦覧（17日〜30日） |
| 50年2月 | 事業計画決定（20日）、同公告（24日） |
| 50年3月 | 評価基準日（26日） |
| 50年4月 | 権利変換計画の縦覧（28日〜5月11日） |
| 50年5月 | 権利変換計画決定(22日)、同公告(26日)、権利変換(31日) |
| 50年6月 | 既存建築物取り壊し工事着工（9日） |
| 50年6月 | 再開発ビル建設工事着工（23日　起工式8月1日） |
| 50年12月 | 藤沢コープビル建設工事完成（1日。再開発ビルから転出する飲食業者が入居） |
| 50年12月 | 人工広場等公共施設建設工事着工（20日） |
| 51年9月 | 核テナント公募（30日〜10月15日。応募店なし） |
| 51年12月 | 高島屋が藤沢商工会議所・商業活動調整協議会に出店の予備審査を申請（24日） |
| 52年1月 | 市長と藤沢商工会議所・商業活動調整協議会が高島屋からの出店辞退の文書を受理（5日） |
| 52年2月 | 市議会2月臨時会開催（7日〜8日） |
| 52年6月 | 藤沢駅北口市街地再開発核テナント調整委員会設置（28日） |
| 52年9月 | 同委員会答申（20日。三越とさいか屋の出資による新営業体の出店が妥当という内容） |
| 53年6月 | 新営業体（藤沢さいか屋）が藤沢商工会議所・商業活動調整協議会に出店の予備審査を申請（12日） |
| 53年7月 | 藤沢商工会議所・商業活動調整協議会が藤沢さいか屋の出店を承認（17日） |
| 53年11月 | 市議会11月臨時会開催（17日〜18日） |
| 53年11月 | 再開発ビル（サンパール藤沢）建設工事完成(21日)、藤沢さいか屋開店（22日。さいか屋退去後の朝日産業ビルでマスターズプラザも同日開店） |
| 54年9月 | 人工広場（サンパール広場）完成（17日)、再開発事業終了 |
| 54年9月 | 朝日産業ビルで丸井開店（20日） |
| 55年5月 | サンパール広場北側に（仮称）第三ビル完成（のちサンパールⅡ。再開発ビルから転出するレジャー業者が入居） |

※藤沢市『市政白書』(昭和63年3月)　藤沢市議会事務局『市政の概要　平成元年版』（平成元年11月）をもとに作成。

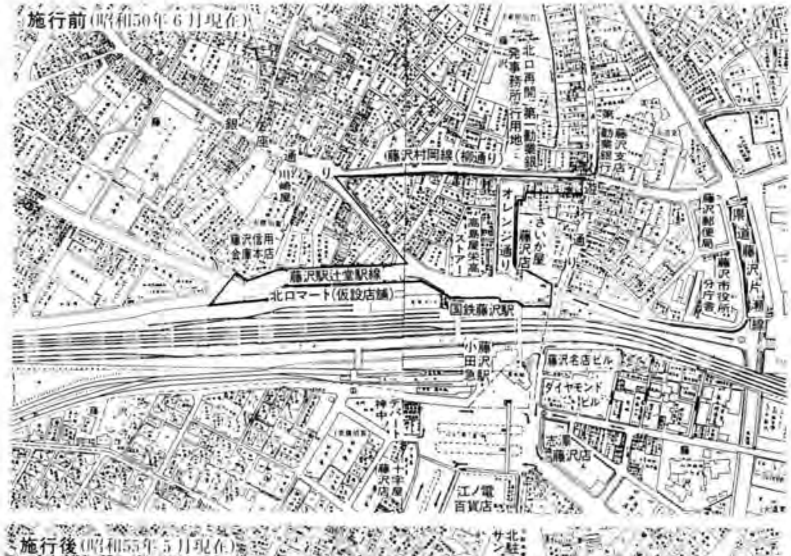


**藤沢駅北口市街地再開発事業区域の施行前と施行後**

※『藤沢市明細地図』をもとに作成。

ともと藤沢市の表玄関ともいうべき駅前北口を整備することには、市の執行機関はもとより、議会としてもなんの異存もなく、両者が一致協力して事業の早期完成を図ろうという意向であった。しかし、この四年間、特に再開発ビル等の建設工事の着工以降は、事業は大きな困難に直面しなければならなかった。

問題は、まず、再開発ビルのなかに保留床処分によって導入する核テナントの決定をめぐって生じた。市の理事者にとっては、事業前の北口で高島屋ストアが営業を行っていた経緯もあり、核テナントの意中の候補は高島屋であったが、高島屋側も、そうした理事者の意向に対して、当初は出店に応じる気配を示していた。しかし、事態は二転三転し、結局、五二年一月前後の段階で、高島屋の出店は期待できないことが決定的になった。そのため市では、同年六月に、市長の諮問機関として藤沢駅北口市街地再開発核テナント調整委員会を設置し、問題の解決を委ねたが、同委員会は、その後九月に答申を提出し、そのなかで、北口の既存百貨店であるさいか屋ならびに同店と提携関係にある三越で新営業体を設立して、それが再開発ビルに出店することが妥当であるという提言を行った。この答申によって事態を打開する基本的な方向が定まり、あとは関係者間での事務的な折衝を残すだけとなった。

しかしまた、問題は別のかたちで生じた。さいか屋は、同店と朝日産業の両者が所有権を有する朝日産業ビルで営業を続けていたが、新営業体の設立に伴って、さいか屋が同ビルを退去することになるため、今度はこのビルの処分をどうするかが、新営業体に関する事務折衝と並行して解決しなければならない重要な問題になった。市と関係者は、さいか屋の退去後に出店する長期的な核テナントを早急に確定することが困難であったため、協議を重ねたうえで、臨時応急的な措置としてマスターズプラザという名称の店舗を開店することにしたが、その際の市の関与の仕方は、後述するようにきわめて複雑で、いわば苦肉の策といえるものであった。結局、この問

題の根本的な解決は、五三年三月以降に持ち越され、五四年九月に㈱丸井が長期的な核テナントとして開店することで、最終的に決着した。

これらの四大プロジェクトは、事業の進行経過に応じてさまざまなかたちで議会で審議された。ことに北口再開発事業は、この四年間の定例会でほぼ毎回取り上げられたばかりではなく、五二年二月と五三年一一月には、緊急事態に対処するために臨時会まで開かれたほどであった。また、四大プロジェクトの推進にあたっては、用地の先行取得等の面で、市土地開発公社等の公社を通じて事業を進める手法が活用されたが、公社の運営や会計は議会の監視が十分行き届かない側面があり、そのことも、主に市財政の窮迫ということと関連して議会でたびたび取り上げられた。

以上のほかに、この四年間の市政運営の主な課題としては、ごみ問題の解決、障害者や老人に対する福祉施策の拡充、新総合計画の基本構想と基本計画の策定等があった。また、世相の移り変わりに応じて、暴走族、青少年非行、サラリーマン金融等の時事的な問題に対する対応も、市政運営の重要な課題の一つになった。ごみ問題については、五二年四月にごみ減量推進本部を設置したことに示されているように、処理施設の整備だけではなく、分別収集などによる収集方法の改善によってごみの減量化を図ることを目標に掲げ、それを積極的に推進した。福祉施策の拡充については、五〇年六月に心身障害者(児)福祉センター太陽の家を開設し、五三年四月に高齢者を対象とする生きがい福祉事業団を発足させるなど、数々の成果を挙げた。新総合計画については、五三年三月に議会の議決によって基本構想を決定し、五四年三月に基本計画を策定したが、策定にあたっては、市民参加の手法を取り入れることを目的の一つとし、この間、課題別、地区別に、数多くの市民集会を開催した。これらもまた、議会での主な審議事項となった。

**表４　昭和50年度～53年度の議会開催日数**

| 会議名＼年度（昭和） | 50 | 51 | 52 | 53 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本会議 | 23(2) | 26(4) | 27(3) | 27(2) | 103(11) |
| 議会運営委員会 | 27 | 29 | 35 | 32 | 123 |
| 総務企画常任委員会 | 4 | 4 | 4 | 5 | 17 |
| 文教厚生常任委員会 | 7 | 12 | 7 | 6 | 32 |
| 経済観光常任委員会 | 4 | 5 | 5 | 4 | 18 |
| 都市建設常任委員会 | 7 | 7 | 4 | 5 | 23 |
| 藤沢駅北口整備特別委員会 | 2 | 4 | 7 | 9 | 22 |
| 北部地域開発促進特別委員会 | 2 | 1 | 1 | 3 | 7 |
| 西部地域開発特別委員会 | 3 | 3 | 1 | 3 | 10 |
| 公害・地震対策特別委員会 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| 藤沢橋等交通改善対策特別委員会 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 決算特別委員会 | 5 | 4 | 5 | 5 | 19 |
| 予算等特別委員会 | 6 | 7 | 7 | 6 | 26 |
| 議員全員協議会 | 5 | 1 | 4 | 1 | 11 |
| 各派交渉会 | 4 | 8 | 2 | 3 | 17 |
| 各派代表者会議 | 16 | 16 | 18 | 14 | 64 |
| 議会報編集委員会 | 5 | 4 | 4 | 4 | 17 |
| 計 | 123 | 133 | 133 | 130 | 519 |

※本会議の欄の内書は、臨時会における本会議の開催日数。

**表５　昭和50年度～53年度の提出議案の分類**

| 区分＼年度（昭和） | 50 | 51 | 52 | 53 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 専決処分 | 5 | 7 | 10 | 7 | 29 |
| 契約議案 | 9 | 8 | 11 | 6 | 34 |
| 単行議案 | 17 | 12 | 24 | 16 | 69 |
| 条例案 | 31 | 43 | 35 | 23 | 132 |
| 予算案 | 42 | 43 | 46 | 50 | 181 |
| 人事 | 4 | 9 | 6 | 2 | 21 |
| 認定 | 12 | 15 | 14 | 15 | 56 |
| 報告 | 20 | 24 | 28 | 24 | 96 |
| 意見書・要望決議 | 16 | 7 | 14 | 7 | 44 |
| 計 | 156 | 168 | 188 | 150 | 662 |

## 議会運営の概況

最後に、第一〇期の市議会の運営状況を概括的に整理すると、まず、議会の開催は、定例会が一六回、臨時会が八回であった。各年度ごとの本会議、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会、議員全員協議会、各派交渉会、各派代表者会議、議会報編集委員会の開催日数は、表４に示したとおりである。なお、表中の藤沢駅北口整備特別委員会以下の五特別委員会は、いずれも五〇年五月臨時会の議決によって設置されたが、そのうち藤沢駅北口整備、公害・地震対策の各特別委員会は、それぞれ従来の藤沢駅北口整備促進、公害対策の各特別委員会を改編し、また、藤沢橋等交通改善対策特別委員会は、従来の交通改善対策、藤沢橋周辺環境改善対策の各特別委員会を統合したものである。

次に、今期四年間の本会議に上程された議案は合計六六二議案で、各年度ごとの議案の区分は表５に示したとおりである。四六年度から四九年度までの前期四年間と比較して、必ずしも顕著な変化は認められないが、そのなかで、公社の経営状況等に関する報告議案が前期の六一議案から今期の九六議案に増加したことが目立っている。上程された議案のうち、認定と報告を除く議案の処理状況は表６に示したとおりである。いずれの議案も原案のとおり可決したが、それは直接には議会内の多数与党という状況を反映したもので、必ずしもこの間の議会運営が万事順調に推移したことを示しているわけではない。

また、議員定数は、前期と同様に四四人であったが、会派構成は、前期の後半から二つに別れていた保守系会派が合同して市政刷新議員団を結成したため、会派数が一つ減り、五〇年六月の時点で、市政刷新、日本社会党、公明党、市民革新、民社クラブ、日本共産党の六会派になった。その後、五三年六月に、市政刷新議員団に所属

**表6　昭和50年度～53年度の議案の処理状況**（認定、報告を除く）

| 処理区分＼年度(昭和)＼提出者 | 市長提出議案 | | | | | 議員提出議案 | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 50 | 51 | 52 | 53 | 小計 | 50 | 51 | 52 | 53 | 小計 | |
| 委員会付託 | 70 | 78 | 72 | 77 | 297 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 297 |
| 付託省略 | 33 | 44 | 60 | 27 | 164 | 21 | 7 | 14 | 7 | 49 | 213 |
| 計 | 103 | 122 | 132 | 104 | 461 | 21 | 7 | 14 | 7 | 49 | 510 |
| 原案可決 | 103 | 122 | 132 | 104 | 461 | 21 | 7 | 14 | 7 | 49 | 510 |
| 修正可決 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 撤回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審議未了 | — | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 否決 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**表7　昭和50年度～53年度の各委員会正副委員長の会派別内訳**

| 会派＼委員会＼役職 | 委員長 | | | | | 副委員長 | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常任委 | 特別委 | 議運 | 議会報 | 小計 | 常任委 | 特別委 | 議運 | 議会報 | 小計 | |
| 市政刷新 | 8 | 14 | 2 | 0 | 24 | 7 | 12 | 2 | 4 | 25 | 49 |
| 新清同志会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本社会党 | 2 | 7 | 2 | 1 | 12 | 3 | 6 | 0 | 0 | 9 | 21 |
| 公明党 | 2 | 3 | 0 | 1 | 6 | 4 | 3 | 0 | 0 | 7 | 13 |
| 市民革新 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 | 0 | 4 | 1 | 0 | 5 | 11 |
| 民社クラブ | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 | 7 |
| 日本共産党 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 |

※特別委員会には、各年度の決算・予算等特別委員会を含む。

する議員の一部が新たに新清同志会を結成して、ふたたび保守系会派が二つに別れたため、会派数は一つ増えて七会派になり、そのまま五四年三月に至った。

さらに、議会内の役職の推移を整理すると、まず、議長については、五〇年五月に、古谷正一議員（民社党。のち民社クラブ）が、保守系以外の会派からでは藤沢市議会ではじめて議長に選出され、その後、五四年三月に辞職するまで約四年間にわたって在任した。古谷議長の辞職後、議員任期が満了するまでの約一カ月間は、山本幸男議員（市

民革新）が議長を勤めた。次に、副議長については、加藤三郎議員（市政刷新）が五〇年五月から五一年九月までの約一年四カ月間、加藤照議員（市政刷新）が五二年六月までの約九カ月間、古郡民雄議員（社会党）が五三年六月までの約一年間、平川正雄議員（新清同志会）が五四年三月までの約九カ月間、それぞれ副議長として在任し、平川副議長が古谷議長と同時に辞職したあと、残りの期間は、川口功議員（市政刷新）が副議長を務めた。なお、正副議長の選任にあたって、古谷、加藤（三）、加藤（照）、古郡の各議員は、与野党間の話し合いによって全会一致で選出されたのに対して、山本、平川、川口の各議員は、議場での投票によって選出された。

また、議会の各委員会における正副委員長の会派別の内訳は表7に示したとおりで、正副委員長ともに、最大会派である野党の市政刷新議員団が圧倒的に多数を占めた。次いで与党第一党である社会党が多数を占め、以下、公明党、市民革新、民社クラブ、共産党、新清同志会の順であった。各委員会においては、与野党の議席数が拮抗していることを反映して、委員長と副委員長の座を与野党間で分け合うことが通例となり、その例外となったのは、五〇年度の決算、予算等の各特別委員会、五三年度の文教厚生常任委員会の三例だけであった。なかでも藤沢駅北口整備特別委員会は、今期四年間を通じて、社会党が委員長、市政刷新が副委員長の座を確保した。また、議会運営委員会の委員長は、前半二年間は社会党の委員、後半二年間は市政刷新の委員が務めた。

# 第二節　昭和五〇年度

## 一　市議会議員選挙と会派構成の変動（四月二七日）

藤沢市議会議員選挙は、四年ごとの統一地方選挙の後半に行われるが、今回の第八回選挙は、四月一三日に投票が行われた前半の神奈川県知事・県議会議員選挙にひきつづいて、一七日に告示され、一〇日間の選挙運動期間を経て、二七日に投票が行われた。定数四四人に対して立候補者数は前回よりも一二人増の六四人、投票日当日の有権者数は前回よりも二万九一六人増の一七万七二二一人で、また、投票率は前回選挙の六六・七二パーセントをやや下回る六六・四六パーセントであった。昭和四四年以降の二〇年間に行われた五回の市議会議員選挙のなかでは、立候補者数は最高であり、有権者の増加率および投票率では、ともに前回選挙に次いで第二位であった。

第一に、得票数を見ると、最高得票を占めたのは保守系無所属の新人候補で三五五〇票、最下位が同じく保守系無所属の現職女性候補で一六二四票で、これを前回の選挙結果と比較すると、それぞれ三〇〇票から四〇〇票ほど上積みされた得票数であった。また、当選者の平均得票数は二一七八票で、前回よりもわずか四票上回っているにすぎなかった。

第二に、今回の選挙では、正副議長の経験者四人、県議会議員選挙に転出した三人を含め、一一人の現職議員が立候補しなかった。しかも、立候補者は、現職議員三三人に対して新人が三一人で、前回改選時の現職議員三

一人、新人二一人と比較しても、新人の占める割合が高かった。選挙の結果は、現職議員の候補者七人が落選したのに対して、新人は一八人が当選して議席数の約四割を占めることとなり、新旧議員の交替が大幅に進んだ。表1に見られるように、党派別の新人数は、絶対数では保守系無所属と社会党の進出が目立った。また、今回当選者の平均年齢は四七・三歳で、候補者全員の平均年齢よりも下回り、前回改選時の当選者と比較して、三・四歳の若返りがみられた。最年少者は共産党の新人の二八歳の女性で、最年長者は保守系無所属の七一歳の現職議員であった。なお、自民民主党の現職議員で当選した六八歳の山口倉吉氏は、今期で市議会議員八期目を迎えることになった。当選者を年齢別に示すと、七〇代が一人、六〇代が五人、五〇代が一一人、四〇代が一六人、三〇代が一〇人、二〇代が一人であった。

第三に、保守系議員の議席数が改選前の二四議席から改選後の二一議席に後退したのに対して、革新・中道系は二〇議席から二三議席へと前進し、両者の関係は議席数という点では逆転した。これを党派別にみると、表1に見られるとおり各党派で事情は異なり、革新・中道系の前進にあずかったのは社会・公明両党と革新系無所属で、いずれの党派も候補者全員が当選を果たした。共産党は改選前の現有議席に倍する六人の候補者を擁立したが、現職候補の一人が落選して議席数を一つ減らした。民社党は改選前の議席数を一つ下回る現職三人の候補者を立てたが、いずれの候補者も上・中位で当選し、その点では革新系無所属と並んで安定した戦いぶりであった。他方、保守系では、保守系無所属の立候補者数は三五人で、前回の選挙を六人上回ったが、現職候補六人が落選し、改選前と比較して議席数は四議席減の一九議席にとどまった。また、改選前に自由民主党はわずか一議席にすぎなかったが、今回新人一人を加えて二人の候補者を立て、両人とも上位で当選した。なお、三〇年一一月の保守合同以来、自民党が藤沢市議会に複数の議席を確保したのは今回の選挙がはじめてである。党派別の当

**表50—１　第８回市議会議員選挙の党派別得票状況**（昭和50年４月27日執行）

| 項目／党派 | 改選前議席数 | 得票数 | 得票率 | 立候補者数 | 当選者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | % | 人 | 人 |
| 日本社会党 | 6(2) | 16,002 | 13.7 | 8{3(2), 5(1)} | 8{3(2), 5(1)} |
| 公明党 | 4 | 11,998 | 10.2 | 6{3, 3} | 6{3, 3} |
| 日本共産党 | 3 | 9,248 | 7.9 | 6{2, 4(1)} | 2{1, 1(1)} |
| 民社党 | 4 | 7,154 | 6.1 | 3{3, 0} | 3{3, 0} |
| 自由民主党 | 1 | 5,031 | 4.3 | 2{1, 1} | 2{1, 1} |
| 無所属 | 26(2) | 67,738 | 57.8 | 39{21(2), 18} | 23{15(2), 8} |
| 内訳　保守系 | 23(1) | 58,484 | 49.9 | 35{18(1), 17} | 19{12(1), 7} |
| 内訳　革新系 | 3(1) | 9,254 | 7.9 | 4{3(1), 1} | 4{3(1), 1} |
| 合計 | 44 | 117,171 | 100.0 | 64{33(4), 31(2)} | 44{26(4), 18(2)} |

1）改選前議席数の欄の内書は女性の数。
2）立候補者数・当選者数の欄の上段は現職、下段は新人、それぞれ内書は女性の数。

選者数は、社会党八人、公明党六人、共産党二人、民社党三人、自民党二人、無所属二三人（保守系一九人、革新系四人）であった。

　第四に、今回の選挙では六人の女性が立候補して全員当選し、前回の選挙で女性議員が二人から四人に増大したのにひきつづいて、女性議員の占める割合が一層大きくなった。党派別の女性議員数は、社会党三人、共産党一人、無所属二人（保守系一人、革新系一人）であった。

　以上のほか、出身母体という点で、当選者のうちに労働組合出身者や藤沢市職員経験者が見られることや、かつて助役や市議会議員として藤沢市と密接なかかわりのあった市政関係者を血縁関係にもつ二世系の新人候補が三人当選したことも、今回の選挙の特徴であった。

　改選前の議会では、保守系議員が多数野党

の地位を占めていたが、会派構成という点では、四八年三月以降、新政議員団と刷新議員団の二会派に分かれていた。しかし、今回の選挙で保革の議席数が逆転し、一年後に市長選挙が行われることもあって、保守系議員の統合が問題になり、五月七日に保守系議員二一人全員が協議した結果、山下正美議員を除く二〇人で保守系の統一会派として市政刷新議員団を結成した。一方、革新・中道系議員はそれぞれの党派で会派を結成し、革新系無所属議員は改選前にひきつづいて会派名を市民革新議員団とした。また、改選前は保守系の新政議員団に属していた前記の山下議員は、五月一二日の議員全員協議会における会派結成の届け出の時点ではいずれの会派にも属さず、文字どおり一人一党の立場にあったが、その後民社党議員団と合流して六月一日付で民社クラブ議員団を結成することとなった。その結果、六月一日の時点での与野党別の会派の内訳とそれぞれの議席数を示すと、次のとおりであった。

与党　日本社会党議員団・八議席、公明党議員団・六議席、市民革新議員団・四議席、民社クラブ議員団・四議席、日本共産党議員団・二議席、計二四議席

野党　市政刷新議員団・二〇議席

## 二　昭和五〇年五月臨時会（五月二一日）

市議会議員選挙後、最初の臨時会は、五月二一日に一日間の会期で開かれた。それに先立ち、五月一二日に議員全員協議会が開かれ、会派結成の届け出の報告、五月臨時会等の今後の日程、控え室と議席の割り振りなどについて協議して決定した。さらに一五日、一六日、一九日、二〇日の四日間にわたって役員人事の配分をまとめる各派交渉会が精力的に行われた。役員人事、特に議長については、市政刷新議員団は、市長との関係ではいわ

ゆる野党の立場であるが、議会内では最大会派であることから、自派から議長を出すべきだという主張であったが、単独では過半数に達しなかった。他方、与党第一党である社会党にしても、多数与党とはいいながら会派が五派に分かれていることから、まず与党内部の結束を固めることが必要であった。したがって、両会派とも議長のポストをめぐって、他の少数会派と緊密な関係を形成する必要があるという点では同じであった。

こうした各派交渉会での折衝の結果、民社党議員団（のち民社クラブ議員団）所属で今期四期目の古谷正一議員が、保守系以外の会派からでは藤沢市議会ではじめて議長に就任することが決まり、また、副議長には市政刷新議員団所属で今期三期目の加藤三郎議員が就任することに決まった。古谷議員は、与野党勢力伯仲状況のなかで、議長に就任するにあたり民社党員の党籍を離脱することとなったが、それはこの期の前後に例のないことであった。同時に、同議員はその後五四年三月二四日まで約四年間にわたって議長を務めたが、このことも前後の時期と比較して異例のことで、議長在職期間としては四四年以降の二〇年間で最長であり、藤沢市市制施行以降の約五〇年間でも四番めの長さであった。三役人事で残る一つの監査委員は公明党が確保し、正副議長職をめぐって譲歩した社会党は、議会運営上の要職である議会運営委員会の委員長職を確保した。

五月二一日の臨時会は午後一時三〇分に開会した。まず、地方自治法第一〇七条に基づいて最年長者である市政刷新議員団の加藤照議員を臨時議長に選び、葉山峻市長が議会召集のあいさつならびに理事者の紹介を行ったのち、議長選挙を行った。選挙方法は臨時議長の指名推選によることとされ、その指名推選を受けた古谷正一議員が満場一致で第一六代藤沢市議会議長に選出された。議長就任のあいさつを経て臨時議長から古谷議長に交替し、議長選挙と同様の方法で古谷議長に指名された加藤三郎議員がやはり全会一致で第二〇代藤沢市議会副議長に選出され、就任のあいさつを行った。

**表50－2　各委員会正副委員長一覧**　　（昭和50年5月選出）

| 委員会名 | 委員長（会派名） | 副委員長（会派名） |
|---|---|---|
| 総務企画常任委員会 | 浅野明夫（市政刷新議員団） | 松山三之助（公明党） |
| 文教厚生常任委員会 | 黒江貞子（日本社会党） | 落合四郎（市政刷新議員団） |
| 経済観光常任委員会 | 野島一三（市政刷新議員団） | 大山正雄（日本共産党） |
| 都市建設常任委員会 | 山本幸男（市民革新議員団） | 平沢信雄（市政刷新議員団） |
| 西部地域開発特別委員会 | 渡辺光男（市政刷新議員団） | 関根久男（市民革新議員団） |
| 藤沢駅北口整備特別委員会 | 古郡民雄（日本社会党） | 平本昇策（市政刷新議員団） |
| 北部地域開発促進特別委員会 | 平川正雄（市政刷新議員団） | 内田末吉（公明党） |
| 藤沢橋等交通改善対策特別委員会 | 高山年正（市政刷新議員団） | 大久保さわ子（日本社会党） |
| 公害・地震対策特別委員会 | 広谷甲二（公明党） | 田中和子（市政刷新議員団） |
| 議会運営委員会 | 古郡民雄（日本社会党） | 番場定孝（市政刷新議員団） |
| 議会報編集委員会 | 内田松男（民社クラブ） | 山本捷雄（市政刷新議員団） |

※表中の会派名で民社クラブとあるのは、五月臨時会の時点では民社党である。保守系無所属で当選を果たした山下正美議員は、議会内では保守系会派である市政刷新議員団には加わらずに無所属であったが、臨時会後の6月1日に民社党と合流して民社クラブを結成し、会派構成のうえでは与党の一員に加わることとなった。この点、本文で指摘したとおりであり、ここでもその時点での会派名を記したものである。

次いで、議長による各議員の議席の指定、総務企画、文教厚生、経済観光、都市建設の四常任委員会の各委員の選任、茅ヶ崎市藤沢市教育組合議員の選挙、議会運営委員会、議会報編集委員会の各委員の選任、西部地域開発、藤沢駅北口整備、北部地域開発促進、藤沢橋等交通改善対策、公害・地震対策の五特別委員会を設置する議案の審議および採決と各特別委員会委員の選任を行った。ここで臨時会を暫時休憩として、その間に各委員会で正副委員長を互選し、再開された本会議で、互選の結果が報告された（表2）。さらに、公明党議員団所属で今期四期目の村上伸議員を監査委員に選任することについて市長から同意が求められ、議会はこれに異議なく同意した。

最後に、春闘にかかわる市職員組合の統一行動について市長からの報告が行われ、五月臨時会の議事日程をすべて終了した。

なお、昭和五〇年度の藤沢市議会議長は、神奈川県市議会議長会会長と関東市議会議長会県支部長とを兼任する順番にあたっていた。臨時会後の五月二九日に藤沢市で開催された第一〇二回神奈川県市議会議長会定例会と、六月五日に茨城県水戸市で開催された関東市議会議長会第四一回定期総会で、古谷議長が右の役職に選ばれた。

## 三　昭和五〇年六月定例会（六月一一日〜六月二三日）

六月定例会は、六月一一日から二三日までの一三日間の会期で開かれ、昭和四九年度一般会計補正予算（第一一号）の専決処分の承認、北口市街地再開発事業施設建築物新築工事の請負契約の締結、五〇年度一般会計補正予算（第二号）、地震対策条例の制定、意見書・要望決議三件等の議案一八件、請願九件、市民会館サービスセ

ンター株式会社の経営状況等の報告一二件が上程された。

本会議は、六月一一日、一三日、二〇日、二三日の四日間にわたって開催された。第一日は、議案一五件と報告一二件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案一五件について質疑を行い、そのうち九件は討論ののちに採決し、五件は各所管の委員会に付託したが、残る一件は、討論と採決を次回に持ち越した。次に報告一二件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願七件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、持ち越された議案一件について、討論ののちに採決した。次に付託された議案五件と請願七件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。また、この日から一般質問が始まり、第四日もひきつづき行われた。第四日は、一般質問の終了後、請願二件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。また、意見書・要望決議の議案三件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決した。また請願は、五件を採択し、一件を不採択とし、一件を継続審査としたほか、二件を閉会中審査とすることに決定した。

本定例会で主な焦点となったのは、地震対策条例の制定（議案第一八号）と藤沢駅北口再開発事業をめぐる案件（議案第一三号、請願第四号、第五号）の二つで、特に後者のうち相反する内容の請願二件の取り扱いをめぐって議論が白熱した。

### 地震対策条例の制定

本条例案は本会議第一日に上程され、第二日に質疑を行ったのちに、総務企画常任委員会に付託して審査し、

第三日の本会議で原案のとおり可決した。

条例制定の直接の契機となったのは、提案理由の説明で瀬沼和男消防長が指摘していたように、前年来マスコミ等を通じて地震に対する警戒心が、関東、東海近辺の住民の間で高まっていたことであった。房総沖、遠州灘、相模湾の三地帯を震源とする地震の可能性が指摘されていたうえ、前年末の一二月二六日には、川崎市を中心に地盤の異常隆起現象が見られることを根拠にして、近い将来に直下型地震が発生する可能性があると地震予知連絡会から警告が発せられていたからである。一方、それに対する藤沢市の防災体制は、昭和三六年制定の災害対策基本法第四二条に基づいて、三九年に藤沢市防災会議で藤沢市地域防災計画を策定し、その改定が四八年に行われていたが、そこで想定されている対象は風水害や火災が主なもので、地震に対する配慮がほとんど見られなかった。この点については、本年二月定例会の代表質問において、新政議員団を代表して議員生活最後の質問に立った加藤庄太郎議員が、地域防災計画とも関連させて、五〇年度予算に地震対策の費用がまったく計上されていないのは驚くべきことであると批判していたほどであった。

起震車による地震体験

こうして、市行政当局としては地震対策についてなんらかの対応が迫られていた。その対応策の第一は消防本部の再編成であった。消防本部は、次長の統括下に総務、予防、警防の各課が置かれる三課編成であったが、本年四月一日付施行の改正によって地震対策課が新設され、同課

と警防課を防災担当次長が統括し、総務課と予防課を消防担当次長が統括するしくみに改めた。第二が本定例会に提案された地震対策条例の制定で、また、条例制定とあわせて地震対策推進に伴う所要経費の財源措置を講ずるために、本定例会には同時に、議案第二一号昭和五〇年度一般会計補正予算（第二号）が上程された。条例は全文二四条で、第一条の目的を実現するため、市、事業者、市民各般の責務や緊急時の措置について次のことを規定していた。①市については、地域防災計画の実施、防災訓練や防災教育の実施と市民間の防災組織の育成や防災意識の高揚、市の施設の耐震性や耐火性に対する配慮、広域避難場所の確保等、飲料水の確保、物資の供給等に関する業者との協定、事業者に対する報告の請求や立入検査等、事業者の防災計画等の変更の指示。②事業者については、市の計画を基準とした防災計画の作成と実施、特定施設の耐震性や耐火性に対する配慮、安全装置の設置、危険物等の安全管理、防災訓練の実施。③市民については、建物等の耐震性や耐火性に対する配慮、市の実施する防災訓練等への参加などである。

本会議第二日に行われた質疑で問題とされたことの一つは、条例案の内容と効果をめぐるものであった。本条例は訓示的規定を骨格としたもので、厳密な意味での罰則規定を伴っていない。そこで、内田松男（民社クラブ）、大山正雄（共産党）の両議員は、防災会議条例をはじめとする既存の関連制度との関係について質問するとともに、本条例は具体的な内容に乏しく、あくまで精神的訓示にとどまるのではないかと指摘した。

もう一つは条例の個別の規定と関連した問題で、市政刷新議員団の番場定孝、平川正雄の両議員は、条例第四条第二項で市が地域防災計画を実施する際に「市長は、国、他の公共団体、公共的団体、事業者及び市民の協力又は応援を要請し、又は求めることができる」と定めていることに関連させて、地域防災計画には必要に応じて自衛隊派遣の要請を市長が行うこととなっているが、この条例についても同様の解釈を行ってよいかと市長の意

向を質した。このような質問が行われた背景には、四八年一一月二二日に葉山峻市長が、横浜、川崎、鎌倉三市の市長と共同で国の機関委任事務である自衛官募集業務を停止する声明を発表し、それを翌四九年来実施していたという経緯があった。そこで、右の両議員は条例の規定とかかわらせて、自衛官募集には反対の姿勢を取りながら、震災時に自衛隊の協力を要請するのは矛盾しているのではないかと質問したのであった。この質問に対する答弁で、市長は、自衛隊の存在如何といった点には触れず、協力を要請する場合があることを繰り返し述べただけであった。しかも平川議員の発言中には「議題外だ」という呼び声もあって、議会は一時紛糾しかけた。しかし、古谷議長が議題がはずれぬよう制止したことや、ついで広谷甲二議員（公明党）が条例制定の趣旨に賛同する発言を行ったことで、そうした事態は避けられ、条例案は本会議の質疑を終結して総務企画常任委員会に付託されることとなった。

六月一八日の委員会審査では、事業者への立入検査の組織はどうなっているか、物資供給の規定は具体的にはどのように考えているかなど個々の条文に即した質疑が行われ、それぞれ理事者から質問に応じた具体的な答弁が得られたために、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。こうして本会議第三日に可決の運びとなった。

### 北口再開発事業の推進と議会の対応

本定例会に提案された北口再開発事業関連案件の第一は、再開発ビル新築工事請負契約の締結の議案であった。契約の相手方は鹿島建設、清水建設、大成建設からなる共同企業体（代表は鹿島建設）で、構造は地上九階、地下二階、契約金額は七五億円、工期は一年九カ月という内容であった。また、工事予定地の既存建築物取

スタートした藤沢駅北口再開発

り壊し工事は、これとは別に契約が結ばれているが、相手方は同じであった。本会議第二日の質疑で問題になった点の一つは、核テナントの導入に関連するもので、契約内容に各階内訳が示されていたことから、その点について予想される核テナントとの間で合意が形成されているかどうかについて質疑が行われた。もう一つは、ドルショック、オイルショック後の不況が続くなかで、契約先が大手企業三社となっていることから、市内業者に対する配慮はどのように行われたのか、入札の経過はどうであったか、解体工事だけでも分離発注することはできなかったのかといった点に関して、西条節子（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、大山正雄（共産党）の各議員が質問した。以上の質問に対して宮代広三郎企画調整局長は、公正な入札の結果で致し方ないものであり、市内業者については下請けなどの面で契約相手方に強く要請していくことで配慮したいと答弁した。本議案は、質疑が終結したあと、討論と採決を本会議第三日に持ち越し、そこで原案のとおり可決した。

案件の第二は、請願第四号、第五号の処理であった。請願第四号の藤沢駅北口再開発事業に伴い出店する核テナントに関する請願は、藤沢商工会議所内藤沢市商店会連合会会長と同大規模小売店対策委員会委員長の両人を代表者として一万四七〇三人から提出されたもので、その内容は次のとおりであった。北口が湘南の玄関にふさわしく開発整備されることには異論をはさむものではないが、一昨年来の大資本の大型店進出ラッシュのおりか

ら、これ以上大型店が出店すれば小売商は軒並み倒産し、廃業することは自明の理である。そこで都心型一流百貨店を核テナントに導入しない方針で再開発事業を進めるように請願する。紹介議員は、落合四郎、平沢信雄、番場定孝（以上、市政刷新）、宮地淳子（共産党）の各議員であった。他方、請願第五号の藤沢駅北口再開発ビルに核テナントとして都心型一流百貨店を特定することの請願は、藤沢市広報委員会連絡協議会会長兼東部地区自治会連合会会長のほか三人を代表者として六六二人から提出されたもので、その内容は次のとおりであった。再開発事業関係市民は、都心型一流百貨店の核テナント導入を条件に今まで事業に協力してきており、それは当初からの約束事でもあった。北口広場および藤沢駅大改造等の公共事業の早期完成のためにも再開発ビルに都心型一流百貨店を特定するように請願する。紹介議員は、大久保さわ子（社会党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、関根久男（市民革新）の各議員であった。

両請願は本会議第二日に上程され、宮地議員と長谷川議員がそれぞれ紹介議員を代表して説明したのち、ただちに藤沢駅北口整備特別委員会に付託された。同特別委員会は、二月一四日に受理した藤沢駅北口の大型小売店誘致反対についての陳情（陳情第六四号）とあわせて、六月一六日に両請願の審査を行った。審査では、まず市長が再開発事業や核テナントの導入の経緯と中小小売店対策について説明し、中小小売店の自己防衛策の振興のために必要な助成措置を講じる意向を表明した。なお、先に触れた議案第二一号昭和五〇年度一般会計補正予算（第二号）は、地震対策条例の制定に伴うものであるとともに、小売店等小企業緊急貸付資金枠の拡大を図るための予算措置でもあった。

市長の説明後の質疑で、委員から、①二月以来、いかなる中小小売店対策がとられてきたか。②大型店の売場面積規制は法制度上可能か。③核テナント抜きの再開発事業は不可能か、また、核テナントの進出に伴い市内従

業員の引き抜きが行われるのではないかという質問が出された。これに対して理事者は、①商工会議所等の組織を通じて対策を検討しており、地域の商店会等の組織とも話し合いを続けている。②大規模小売店舗法では規制権限は地元業者からなる商業活動調整協議会にあり、市長にはないが、ただ再開発事業で出店するのだから契約の段階で指導することになる。③核テナント抜きの再開発は不可能であり、本市百年の大計を考えて不退転の決意で事業を実施する方針で、従業員の問題については指導面で対応したいと答弁した。

右の請願二件と陳情一件の取り扱いをめぐって、委員の間では意見が真っ向から対立した。一方は、二月定例会での陳情二件の処理と同様に両請願とも継続審査とし、陳情は結論保留にすべきだという意見であるのに対して、他方は、請願第四号は不採択、陳情も趣旨不了承とし、請願第五号は採択すべきだという意見であったからである。それだけに採決の行方は微妙であったが、その結果は、いま示した二通りの意見の前者を採択することとなった。しかし、議会会議規則第九六条に基づいて、ほかに出席委員一人以上の賛同が得られる場合には、委員は少数意見を留保でき、また、それを議会に報告しなければならないことになっている。そこで、与党のうち共産党を除く内田松男委員（民社クラブ）ほか委員五人は少数意見を留保し、委員会審査と並んで本会議第三日に報告することとなった。

本会議の審議では、まず古郡委員長が審査結果、内田委員が少数意見について報告したのち、請願第五号の紹介議員である長谷川議員（民社クラブ）が、請願文の件名と本文の一部訂正に関して発言した。それは、請願者の申し出により、請願の件名「核テナントとして都心型一流百貨店を特定する」を「核テナントを特定する」に、本文に「都心型一流百貨店を特定」とあるのを「核テナントを特定」に訂正したいという提案であった。この点は委員会審査でも前提とされていたところで、本会議でも異議なく承認された。このあと質疑は省略して討

論を行い、委員会の審査結果に賛成の立場からは、番場定孝（市政刷新）、宮地淳子（共産党）の両議員が、少数意見に賛成の立場からは、大久保さわ子（社会党）、村上伸（公明党）、山本幸男（市民革新）の三議員が、それぞれ意見を表明した。本会議でも採決の行方は微妙であったが、その結果は、まず委員会報告のとおり両請願を継続審査とすることは、賛成者の起立少数で否決された。そこで改めて両請願採択の可否について、質疑を省略して討論を行ったが、大山正雄議員（共産党）から共産党議員団は採決に加わらずに退場するとの発言があり、残る議員四一人で採決を行った。それによって、請願第四号は賛成者の起立なく不採択とし、請願第五号は全員起立賛成で採択することに決定した。四四年以降の二〇年間で、少数意見を留保して報告したこと自体必ずしも多い事例とはいえないが、ましてその少数意見が本会議で逆転採択された例となると、今回以外には四五年九月定例会で、高齢失業者等就労事業の実施を求める請願が、都市建設常任委員会の少数意見どおり本会議において不採択となった一例だけであった。

### 一般質問

今回の一般質問は、本会議第三日と第四日にわたって行われ、渡辺光男、番場定孝、平川正雄（以上、市政刷新）、古郡民雄、桝居祐三（以上、社会党）、斉間壽久、内田末吉、畠中一雄（以上、公明党）、西条節子、津田萬次郎（以上、市民革新）、大山正雄、宮地淳子（以上、共産党）の一二議員が質問に立った。

各議員は、境川流域下水道や東部大清水地区下水処理場建設等の市の下水道計画、北口再開発事業とりわけ核テナントの導入、公立幼稚園の新設等の幼児教育施設の充実、リジンやＡＦ２等の食品添加物と学校給食の安全管理などの問題を中心にして質問した。番場議員は、核テナントの導入に関連して、市当局の対高島屋交渉の経

緯を明らかにするように求めたが、大林順一郎建設局長は、保留床の処分は公募で行うものであり、公募後でないと交渉の相手方も決まらないと述べるにとどまった。公立幼稚園については、新設を求める陳情二件（陳情第六号、第九号）が、公立保育園の設置を求める陳情（陳情第七号）とともに、六月一六日の文教厚生常任委員会で趣旨了承とされていた。また、同日の委員会では、学校給食用小麦粉へのリジン添加についての請願（請願第一号）と県立ろうあ会館を藤沢市に誘致することを要請する請願（請願第二号）を採択すべきものと決定し、第三日の本会議で採択されていた。こうした経緯を経て、一般質問で、内田、宮地両議員が公立幼稚園の新設、桝居、西条両議員が学校給食の安全管理について質問した。なお、本会議最終日に、「県立ろうあ会館の建設に関する要望決議」（議案第二四号）、「学校給食用パンへのリジン添加中止を求める要望決議」（議案第二三号）、「公立幼稚園設立等に関する意見書」（議案第二五号）の三件が上程されたが、すべて原案のとおり可決し、翌二四日に関係機関へ送付された。

### 議員表彰

山口倉吉議員（市政刷新）が、市議会議員三〇年以上勤続で六月五日の関東市議会議長会総会において、山下正美議員（民社クラブ）が、市議会議員二〇年以上勤続で六月二五日の全国市議会議長会総会と関東市議会議長会総会ならびに市議会議長二年以上勤続で五月二九日の神奈川県市議会議長会定例会において、佐藤樂造前議員（社会党）が、市議会議員二〇年以上勤続で全国市議会議長会総会と関東市議会議長会総会において、それぞれ表彰された。

# 四　昭和五〇年九月定例会（九月一七日～一〇月二日）

九月定例会は、九月一七日から一〇月二日までの一六日間の会期で開かれ、西部地域の宅地市民分譲条例の制定、昭和五〇年度一般会計補正予算（第三号）、教育委員会委員の任命、公平委員会委員・損害評価会委員の選任、意見書・要望決議九件等の議案二八件、請願一四件、四九年度特別会計決算の認定四件、市民会館サービスセンター株式会社等の経営状況に関する報告六件が上程された。

本会議は、九月一七日、一九日、二九日、三〇日、一〇月二日の五日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願三件について、委員会から審査結果を報告したのちに採決した。次に議案一六件、認定四件、報告六件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案一六件について質疑を行い、そのうち五件は討論ののちに採決し、一〇件は各所管の委員会に付託したが、残る一件は、討論と採決を次回に持ち越した。次に認定四件は、質疑ののちに各所管の委員会に付託し、報告六件は、この日の質疑で報告を終了した。また、請願一〇件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案一〇件、認定四件、請願一〇件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に、持ち越された議案一件について、討論ののちに採決した。また、人事議案三件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。さらに、この日から一般質問が始まり、第四日、第五日もひきつづき行われた。第五日は、一般質問の終了後、意見書・要望決議の議案九件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。また、請願一件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、所管の委員会に付託した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決・同意し、決算四件もすべ

宅地市民分譲で湘南ライフタウンを現地視察

て認定した。

そのうち人事議案については、教育委員会委員に砂川治郎吉氏を任命することと、公平委員会委員に小泉修三郎、松川昇太郎の両氏、損害評価会委員に藤方芳雄、副島晃の両氏をそれぞれ選任することに同意した。

また請願は、一二件を採択し、一件を継続審査とし、一件を閉会中審査とすることに決定した。

### 宅地市民分譲条例の制定

西部地域の宅地開発事業（湘南ライフタウン）は、藤沢市が昭和四一年度以来取り組んできた事業で、本年度に第一次の宅地分譲が開始される運びとなった。そこで、近く予定される宅地分譲に備えて、公募の方法等を定めた宅地市民分譲条例案（議案第二八号）が本定例会に提案された。

条例の内容は次のとおりであった。分譲を望むものは市長に申し込み、市長が審査と決定を行う（第三条）。募集は公募によって行うが（第四条）、公共事業等により特に必要があると認められる場合には、市長が別に規則で定める者に分譲することができる（第五条）。分譲を受けられるものの資格は、①市内に住所または勤務場所があること。②自己名義の土地または住宅を所有していないこと。③分譲地に自宅を建築できること。④その他

市長が規則で定める条件によるものとする（第六条）。申し込みが多数の場合には公開抽選を行い、その順位に従って適否の審査および補欠者の選定を行う（第七条、第八条）。分譲を受けたものは地区内の良好な生活環境ならびに自然環境の保全を図る（第九条）。その他、条例施行に必要な事項は市長が定める（第一〇条）。

本会議第二日の質疑で、内田末吉（公明党）、大山正雄（共産党）の両議員は、この分譲は、どの程度の所得層の市民を対象とするものであるのか、また、一般市民を対象とするならば、ローン等について市が必要な措置を講じる必要があるのではないかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、年収六〇〇万円程度までの所得制限を考えており、ローンについては市内一四銀行と年数や金利等について調整を行っていると答弁した。また、内田松男（民社クラブ）、矢島豊海（社会党）、番場定孝（市政刷新）の各議員は、①分譲を受ける者の資格要件と関連して第五条に公募の例外規定があるが、その内容も議会審議の場で明らかにすべきではないか。②この例外規定によって分譲する区画は何区画くらいになるか。③第六条の資格要件①について、第一日の理事者の説明では三年以上在住または勤務したものと解釈して扱いたいということだが、なぜ条例に明記しないのかと質問した。これに対して大林建設局長は、①例外規定の対象としては、都市計画街路等の公共事業による立ち退き者、災害の被災者などを現在検討中である。②今回は二〇〇区画を公募し、例外規定によるものは境川改修工事の立ち退き者の一区画であるが、今後についてはまだ計数的に煮詰めていない。③第六条の①に関する三年以上という解釈を条例で明記しなかったのは、規則で定める範囲であると解釈されるからで、また、今後変更の可能性があるからでもあると答弁した。

九月二三日に行われた委員会の審査では、市民が分譲を受けやすくなるようにきめ細かい配慮が必要であるという意見が多く出された。さらに、検討されているローンの利率は市中銀行の一般の利率と大差はないが、なん

らかの策は講じられないか、土地購入後の住宅建設への融資はどうなっているか、生活環境の保全や施設の充実についてはどう考えているかという点が問題になった。これについては、いずれも理事者から誠意ある回答が得られ、委員会は関連三議案とともに可決すべきものと決定し、第三日の本会議で原案のとおり可決された。

### 財政危機への対応

昭和五〇年度は、戦後はじめての大幅な赤字国債が発行されるなど、国家財政史上の一つの画期であったが、それは地方財政にとっても同じであった。オイルショック後の不況下で地方交付税財源も減収が見込まれたことから、基準財政需要額を圧縮して算定したうえに、なお不足する分を交付税特別会計の特会借入や地方債の増発で補い、自治体財政にとっては後年度に大きな負担が残されることになったからである。戦後長らく不交付団体であり、全国自治体のなかで有数の財政力を有している藤沢市にとっても、今回の財政危機は無縁のものではなかった。

本定例会に提案された議案第三七号一般会計補正予算（第三号）ほか関連議案は、歳入面で、当初見込みと比べて法人市民税法人税割や個人市民税所得割の減収約五億円、国や県、特に県の個別補助金の減収約五億円、合わせて約一〇億円の歳入欠陥が見込まれたが、他方、歳出面では、不況のおりから市内中小企業の振興策などに対して必要最小限度の財政支出が求められてもおり、そこで一部減額補正を含みつつも、全体で三億五二一六万円を増額する補正予算を組んだものであった。前年度の九月定例会における補正予算額二一億六九二七万円と比較すれば、今回の補正予算は本年度の困難な財政状況を反映したものであった。また、減額補正の主な内容は、今回の補正予算関連議案で、本年度までの二カ年継続事業である（仮称）労働会館新築工事を一年延長するため

工事請負契約を変更し（議案第二七号）、二億一四五〇万円の歳出減を図ったことであった。

本会議第一日の提案理由の説明で、葉山峻市長は、市財政の現状と今後の見通しについて全般的な見解を述べ、市では、すでに八月に市長を本部長とした行財政緊急対策本部を設け、各専門部会で、①事務事業の見直し、②組織定数の見直し、③財源拡大のための方策について組織的な検討を始めていると説明した。第二日の本会議や九月二五日の総務企画常任委員会での審査では、歳入・歳出各面にわたる個別の問題について質疑が行われたが、こうした市当局の対応に対してはおおむね好意的な評価がみられ、第三日の本会議で委員会報告どおり原案可決の運びとなった。

一般質問では、平本昇策（市政刷新）、松山三之助（公明党）、大山正雄（共産党）、津田萬次郎（市民革新）の各議員が、いわゆる三割自治、個別補助金の超過負担、財政危機下での福祉施策の充実、地方自治法第四条の二との関連での総合予算主義の解釈など、財政全般に関連した質問を行った。こうした論議の過程で、前年一二月二六日付の『朝日新聞』の「論壇」に掲載された葉山市長の投稿論文が何度か取り上げられた。葉山市長は、やはり自治を守るには財政を確立する以外にないので、財政再建団体はもちろん「交付団体にまで落ちることもないよう」に行財政緊急対策本部まで設けて努力していることを繰り返し述べた。

また、このことと関連して、三大都市圏の市（区）の市街化区域内農地については、四七（実質的には四八）年度から固定資産税および都市計画税の宅地並み課税が段階的に実施されており、単位あたり価格に応じたA、B、C農地の区分のうち制度未適用のC農地についても、当時適用の可能性が指摘されていた。一方、藤沢市は四七年七月から全国にさきがけて農業緑地制度や生産緑地制度を設け、市街化区域内の営農農家に奨励金を交付することで税の負担増を実質的に緩和してきたが、その契約期限が五一年度から順次満了になる予定となってい

た。そこで本会議第四日の一般質問で、平川正雄議員（市政刷新）が、今後予想される制度改正への対応、本市の制度のC農地に対する適用可能性、契約期限の更新について質問したのに対し、葉山市長は、答弁のなかで次のように述べた。国の制度化を阻止することが先決問題であり、本市の制度は不交付団体であったからこそ実現することができたが、交付団体ならば自治省が容喙する余地が生じる。前回の宅地並み課税の問題で自治省に出向いた際に「固定資産税課長は、なぜ地方税法で改正しているのに、それを市が提案しないんだと、改正の提案をしないんだと、それは全国で藤沢市と相模原市しかないじゃないか、早くやりなさい」と机をたたいて迫ったが、そこまで自治省が自治体に干渉しているのが実態である。先に指摘したように、葉山市長が「交付団体にまで落ちることもないよう」にと述べたのも、こうした具体的な経緯と関連していた。

さらに本会議第五日の一般質問で、大山正雄議員（共産党）は、市債や債務負担行為等の現状について触れたうえで、財源確保の手法として、①事業所税の適用範囲の拡大、②大企業を対象とする固定資産税の不均一超過課税、③ヨット保有税の新設、④市民、学識者、議員などからなる行財政研究会の設置を提案した。①の事業所税は、美濃部都政下で東京都が行った法人二税に対する不均一超過課税を牽制する意図もあって創設された目的税で、本年一〇月一日から東京都および政令指定都市ほかで課税されることとなっていたが、藤沢市は当初の五〇万人（現在三〇万人）の人口要件に充たないことから、課税団体となることができなかった。②の手法は、東京都や福岡県大牟田市で当時検討されながら実現を見なかったものである。宮代広三郎企画調整局長は、①と②は実現が困難であり、③は行財政緊急対策の一環として検討したがやはり困難で、④は今後研究すると答弁した。市議会としても、①の問題は重視して、関係機関に働き掛ける取り組みを行うこととなった。本定例会終了後の一〇月八日に小田原市で開催された第一〇三回神奈川県市議会議長会定例会で、古谷正一議長から「事業所

税の課税団体の範囲拡大について」が提出され、原案のとおり可決し、その後、関東市議会議長会を経て、一一月一一日に東京で開催された全国市議会議長会第一九回評議員会でも、関東部会提出議案として提出された同案を原案のとおり可決した。その後、本市が事業所税の課税団体となったのは五六年度からである。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第三日から第五日にわたって行われ、右に一部紹介した平本、松山、大山、津田、平川の各議員のほかに、野島一三、川口功、落合四郎、桜井正平、平沢信雄（以上、市政刷新）、黒江貞子（社会党）、斉間壽久、村上伸（以上、公明党）、宮地淳子（共産党）の九議員が質問に立った。

**下水道計画**　藤沢市では全市域を南部、東部、相模川流域に分けて、全体計画を策定して下水道事業を着実に推進させ、三九年に南部下水処理場の運転を開始したほか、近い将来に下水道法の事業認可を取って、大鋸地域の大清水地区に東部下水処理場を建設する予定であった。この問題については、以前から議会でも取り上げられていたが、今回、建設用地の用地買収がほぼ完了し、買収にあたった土地開発公社に関する定例的な報告(報告第一五号)で前年度末現在の経営状況が説明されたことや、予定される処理場について、藤沢市、横浜市、鎌倉市、大和市、高座郡綾瀬町（現綾瀬市）の四市一町の流域下水道方式が市で検討されていたことから、一般質問では多くの議員が下水道計画について質問した。

平本議員は、①市が単独で行う公共下水道方式とは異なり、流域下水道方式では法制度面から、工場廃水と家庭排水の混合処理となるが問題はないか。②下水処理の場合は必ずしもスケールメリットが働かないという指摘もあり、迷惑を与える者と被るものが一致すべきだという点からしても、小規模な処理場にして公共下水道方式

を採るべきだと思われる。予定地は第一種住居専用地域近くで、付近に市民病院もあるが、適地といえるか。③公共下水道方式を市単独事業として推進する意志はないかと質問した。これに対して理事者は、①工場廃水は分離して、自家処理を行うように指導したい。②位置は最善のものであり、流域下水道方式のなかで可能なかぎり分散して処理する方法を取ることとしたい。③両方式では補助率に格差があり、また、国の予算執行上の枠配分の関係からいっても、流域下水道方式の方が早期実現を望める。ただ、この方式では事業主体が県となるが、県が現在五〇〇億円もの歳入欠陥を出し、不交付団体から交付団体になるなど困難な財政状況に置かれていることから、当面は公共下水道方式で事業を推進し、流域下水道方式との併用を模索したいと答弁した。また、川口、平沢両議員は、用地買収の際の単価の妥当性や下水道の受益者負担金ならびに使用料について質問した。さらに黒江議員の質問に対して、葉山市長は、藤沢市の下水道普及率は、四八年度末現在三二パーセントで県内では第一位であり、また、全国の公共下水道の実施都市三六四市のなかでは四一位であるが、市民生活の向上のために、なお一層の努力をしたいと前向きな答弁を行った。

**消費者保護行政**　黒江議員は、消費者に対しては経済不況など緊急時における援助策だけでなく、商品表示の適正化等の消費者の権利擁護の観点も加味した条例を制定する必要はないかと質問した。これに対して池上義男広報文化部長は、すでに四三年に消費者保護基本法が制定されているが、それに基づいて有効な規制を行う条例を制定できるのは府県や政令指定都市に限られ、本市が定める場合にはどうしても内容が精神的なものになると説明したうえで、本市には四九年制定の市民生活緊急防衛条例があるので、同年制定の県の県民生活安定対策措置条例と効果的に併用していくことで対処したいと答弁した。

**北口再開発ビルの核テナント導入問題**　六月定例会で論議の焦点となった北口再開発ビルの核テナント導入問題について、本定例会でも平本議員が取り上げ、①八月二二日付の業界紙『繊研新聞』のトップ記事に「藤沢駅北口への出店は五年ほど前から手がけてきたプロジェクトであり、同地区再開発計画との関連で、市長初め市側からの出店要請も強いものがあったが、オーバーストア状態その他を考え、ごく最近出店を正式にお断わりした」という高島屋の飯田社長の談話が掲載されているが、市側の要請や高島屋側の要請拒否の事実関係はどうなっているか。②再開発ビルの延べ面積四万四二九五・八二平方メートルのうち、共用部分が四二パーセント、権利床、保留床が五八パーセントであるが、後者のうち保留床といっても核テナント分が一万三七九三平方メートルも占めているので、一般公募として残されているのは、わずか七三六平方メートルである。これでは公募の名に値しないが、保留床処分の時期や価格はどうなっているか。③本市の場合、大型店の売場面積占有率が県平均の二〇パーセントをはるかに上回って五〇パーセント超であるが、中小小売店対策はどうなっているかと質問した。これに対して葉山市長、大林順一郎建設局長、角津八郎生活局長は、①再開発ビルの経費七五億円を国と県と市とが四対一対一の割合で出しあって、ようやくこのたび着工の運びとなったので、本市の全力を挙げて事業の推進に取り組んで行く所存である。高島屋との交渉については、出店を要請したという事実関係は一切なく、公募を原則としている。②公募の対象には核テナント分の面積も含まれており、それを原価で処分する方針である。③大型店進出に伴う地元小売店対策については、関係機関や関係団体とも協議しながら、四八年以来真剣に取り組んできたと答弁した。

**中央卸売市場の用地買取**　川口、落合両議員は、本会議第一日に行われた生活経済公社の経営状況の報告（報告第一八号）と関連させて、同公社が高瀬工務所に中央卸売市場の用地買収業務を委託したのは覆面買

太陽の家が開所

収といえるもので、市民本位のガラス張り市政を実現するうえで問題ではないかと質問した。それに対して伊草昇助役は、市場の用地を確保することが国の第二次中央卸売市場整備計画に組み込まれるための必須要件であり、市場統合に関する市場側との交渉が難航しているなかで、早期に用地取得を行うためには覆面買収もやむを得なかったと答弁した。また、葉山市長は、落合議員に対する答弁で、今後用地買収をする際には業者委託を基本的に行わない方針を取ることを表明した。

なお一般質問では、以上のほかに黒江議員と村上議員が、障害児教育や障害者および高齢者の就労対策等の問題を取り上げた。藤沢市では本年六月一日に、障害者、障害児の総合福祉センターである太陽の家が開設したばかりで、両議員は、そのことと関連させて質問を行った。

## 緊急動議

本会議第三日の一般質問で、川口議員は、市内の中小建設業者の育成と同時に、入札の公正さを確保する必要があることを指摘したうえで、市長の実弟が経営する葉山設備工業株式会社の工事入札指名登録の経緯を問題に取り上げ、市の契約規則第二条等によれば営業二年以上でないと入札参加の登録はできないが、葉山設備工業の場合、設立は四八年三月八日で、五〇年一月一日の審査基準日の時点では要件を充たしていないのに、同年度から登録業者となっているのはなぜかと質問した。これに対して宮代広三郎企画調整局長は、契約規則にいう二年

間には会社設立以前の個人経営の時期も含まれるからであると答弁した。暫時休憩したのち、田中和子議員（市政刷新）が重ねてこの問題を明らかにするように求めたが、川口議員に対する答弁は終了済みという理由で要求は容れられなかった。

そこで本会議の最終日に、田中議員は、さきの理事者の答弁は不十分であるとして、地方自治法第九八条に基づき、この指名登録の件について監査請求を求めるという動議を提出した。この動議は、他に一人以上の賛成者が得られたので市議会会議規則第一七条によって成立したが、議事日程に追加することは起立少数で否決された。この直後に矢島豊海議員（社会党）が、この件について監査請求を行うことには反対であるが、事実を明らかにすることは必要であるので、理事者に再度説明を求めるという動議を提出した。動議は成立し、議題とすることも可決された。

宮代企画調整局長は、葉山設備工業は審査基準日を取ると資格要件に欠けるが、入札参加登録の申請書提出日の三月一〇日や年度開始の四月一日を基準とすると規則に違反しておらず、これまでも市内の業者については弾力的に規則を運用してきたところであり、特例的な扱いではないと説明した。

## 五　昭和五〇年一二月定例会（一一月二六日～一二月一九日）

一二月定例会は、一一月二六日から一二月一九日までの二四日間の会期で開かれ、特別職職員および一般職職員の給与条例の一部改正、昭和五〇年度一般会計補正予算（第四号）、意見書・要望決議三件等の議案二五件、請願六件、四九年度一般会計および特別会計の決算認定八件、専決処分等の報告二件が上程された。

本会議は、一一月二六日、二八日、一二月八日、一〇日、一七日、一八日、一九日の七日間にわたって開催さ

れた。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件について、委員会から審査結果を報告したのちに採決した。次に決算認定八件が上程され、理事者がその概要を説明した。第二日は、これらについての質疑を行ったのちに、決算特別委員会を設置して審査を付託した。第三日は、決算特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、議案二二件、報告二件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第四日は、右の議案二二件について質疑を行い、そのうち七件は討論ののちに採決し、一五件は各所管の委員会に付託した。次に報告二件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願四件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第五日は、付託された議案一五件と、継続審査中の一件を含む請願五件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に意見書・要望決議の議案三件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。また、この日から一般質問が始まり、第六日、第七日もひきつづき行われた。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決し、決算もすべて認定した。また請願は、一件をひきつづき継続審査としたほかは、五件とも採択した。

## 昭和四九年度決算の審議

昭和四九年度一般会計および北部第一土地区画整理事業費特別会計ほか六特別会計の決算の認定は、本会議第一日に一括して上程され、当日、葉山峻市長が、主要な施策の成果ならびに予算の執行状況について説明した。決算額は、一般会計では、歳入が二三七億一六七万円、歳出が二二〇億九〇三二万円、特別会計では、歳入が一一九億三八七五万円、歳出が一四〇億八五八五万円であった。

二日後の本会議第二日には、大山正雄（共産党）、松山三之助（公明党）の両議員から質疑が行われたのち、決算特別委員会を設置して審査を付託することとし、古谷議長の指名により一五人の委員が選任された。その会派別の内訳は、市政刷新七人、社会党三人、公明党二人、共産党一人、民社クラブ一人、市民革新一人であった。同委員会は、当日会議を開き、委員長に関根久男委員（市民革新）、副委員長に内田松男委員（民社クラブ）を互選により選出した。

委員会審査は、一二月一日、二日、三日、四日の四日間にわたって行われた。最初の三日間は、一般会計歳出決算の各費目、歳入決算、特別会計を逐次審査し、人件費比率の増加傾向、超過負担の解消、国民健康保険財政の健全化策といった全般的な財政問題のほか、歳出面の審査では個別の施策を取り上げて質疑を行った。最終日の四日に行われた討論で、市政刷新議員団が一般会計決算（認定第五号）に反対、競輪事業費特別会計決算（認定第八号）に態度保留、共産党議員団が同特別会計決算に反対の討論を行い、採決の結果、認定第八号を除く六特別会計決算を全員異議なく認定すべきものと決定したほかは、認定第五号は可否同数で委員長裁決により認定すべきものと決定し、認定第八号は可否ともに過半数に達せず認定にいたらないという結果となった。なお、決算の認定は、認定されなくとも決算の効力に影響はないが（三一年二月一日行政実例）、他面では、当該自治体の長等の政治的、道義的責任が問われると一般に指摘されている。

本会議第三日に、関根委員長は右の審査経過と結果を報告し、今後の要望事項として、歳入面で、市税の不納欠損額・収入未済額や個別補助金の超過負担の解消、歳出面で、緑化の推進、市内商工業の環境の改善、プレハブ教室の解消等の一〇項目を明らかにした。ついで平川正雄（市政刷新）、大久保さわ子（社会党）、宮地淳子（共産党）、斉間壽久（公明党）、山本幸男（市民革新）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員が、それぞれの各

会派を代表して討論を行った。

討論では、個別の要望事項の提示と並んで、八決算に対する各会派それぞれの立場が表明されたが、委員会での審査を踏まえてほぼ共通して問題にされたのが、認定第五号一般会計歳出決算のうち労働会館の建設と美ヶ原市民休暇村の利用に関連する支出であった。市政刷新議員団は、ともに本来時期尚早の施策であり、また休暇村の利用者に多額の補助金まで支出しているのは問題であるという立場から、これらの点について承服できない以上、認定第五号には反対であるという意見を表明した。一方、社会党、共産党、市民革新議員団の各会派は、市民福祉の向上という点から、これらの施策を積極的に評価した。また、認定第八号競輪事業費特別会計決算について、市政刷新議員団は、開催費、事務費の一部に不明朗な点があるという理由から、委員会審査では態度を保留したが、その後の調査で理解が得られたとして、本会議では同決算を認定する立場を明らかにした。採決の結果、認定第五号と第八号は起立多数により、その他の六特別会計決算は全員異議なく認定した。

### 職員給与の改定

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が一一月七日の国会審議で決着したことから、本定例会の本会議第三日に、それに準じた職員の給与引き上げに関連した消防団員報酬ならびに一般職員給与の改定に伴う条例の一部改正二件（議案第六一号、第六二号）と五〇年度一般会計補正（第四号）等の補正予算一〇件（議案第六六号～第七五号）が上程された。なお、宮代広三郎企画調整局長が説明したように、右の補正予算は給与費補正を骨子とするものであるが、それと同時に、扶助費等の国の単価の改定、高額療養費の増加等の義務的経費の補正、緊急を要する事業の財源措置などに伴うものでもあった。

本会議第四日の質疑ののち、議案第六七号下水道事業費特別会計補正予算（第二号）は都市建設、議案第七三号国民健康保険事業費特別会計補正予算（第一号）は文教厚生、その他の一〇議案は総務企画の各常任委員会に付託された。

今回の改定による一般職員の平均給与引き上げ率は、人事院勧告の一〇・八五パーセントをやや下回る一〇・三五パーセントであった（ただし、消防団員報酬については一一・五パーセント）。他方、この段階で判明していた他団体の給与引き上げ率は、神奈川県が八・七二パーセント、横浜市が八・九五パーセント、川崎市が九・五一パーセントで、いずれも本市を下回り、平塚市が一〇・六二パーセント、茅ケ崎市が一〇・七〇パーセント、鎌倉市が一〇・二三パーセントで、本市とほぼ同水準であった。

本会議と委員会審査の質疑では市政刷新議員団からの質問が集中し、討論では与野党両会派間で相対立する意見が表明された。本会議第五日に、総務企画常任委員会から審査報告をしたのちの討論で、野党側の高山年正議員（市政刷新）は、消防団員の報酬引き上げ議案（第六一号）を除く給与改定関連九議案に反対討論を行い、その根拠を次のとおり述べた。①市職員組合との交渉を経て、一一月一四日に結果が公表された時点では、県内の市町村で最高の引き上げ率であり、県や横浜、川崎両市をも上回る数字となっている。②今日、民間企業の多くが不況に苦しみ、また、地方自治体も少なからず厳しい財政状況に置かれている中で、本市は行財政緊急対策本部を設置するなど財源確保に努めているが、しかし、そうして捻出した財源が人件費の増加で消費されるならば、市民の理解を得ることは困難である。③人事院勧告や近隣他都市との比較という点では、国との給与体系の違いや年齢構成の違いなど具体的な算定に即した要因や、職員の勤務条件の実状などを考慮に入れることが必要であるが、いずれにしても本市の引き上げ率が県内でトップクラスであるということは、やはり間違いのない事

実である。④過去五年間のベースアップの累計では、四五年末を一〇〇として本年末は約二一〇となり、定期昇給等による増額分も考慮すれば、市民から公務員天国の声が聞かれるのも無理はない。こうして高山議員は、子どもまでが「サンタクロースのおじさんはもはや市役所へしか来なくなったとなげくでありましょう」と指摘して、給与改定率は県並みにとどめることが適当であり、関連九議案に反対するという討論を行った。

それに対して与党側の矢島豊海議員（社会党）は、給与引き上げには職員の生活給を保障する意味合いがあり、同時に藤沢市の独自性を生かして労使関係の維持と向上を図る必要があると指摘して、今回の改定率は妥当であると賛成の意見を表明した。また、大山正雄議員（共産党）は、①今日の地方財政の危機は、基本的には人件費の急上昇ではなしにスタグフレーションが真の原因である。②オイル・ショック以降の物価急上昇を考えるならば、今回の改定率は職員の生活を防衛する最低線である。③他団体との数値の比較を行う場合、それぞれの置かれた財政状況を考慮する必要があり、さいわい藤沢市は、県や近隣他都市と比較して健全な財政構造を維持しているという理由から、賛成の意見を表明したうえで、現在の不況下では、市内の民間企業の労働者との対比にも配慮しながら、市民の納得を得られるようにことを運ぶ必要があると要望した。討論終了後の採決では、議案第六一号は全員異議なく原案のとおり可決し、右の九議案は、他の常任委員会に付託された関連二議案とともに、起立多数により原案のとおり可決した。

一方、同じ日程で審議した特別職職員の給与条例の一部改正（議案第六〇号）は、以上の引き上げ議案とは逆に、特別職のうち市長の給与について減額に必要な措置を講じようとするものであった。山本篤三郎市長室長は、その提案理由を次のように説明した。行財政緊急対策本部の設置と並行して、市長はじめ三役からの申し入れに基づいて一〇月分から給料の三パーセント相当額を減額支給してきた。また、管理職手当の一部も自発的に

返上されている。ところが、一〇月一四日に公職選挙法の一部改正があり、同月三一日付の自治省選挙課長名の通達で、こうした措置のうち市長については、同法第一七九条第二項にいう「寄附」の規定に該当するとの見解が明らかにされたので、自治省の指導に従って必要な条例改正を行うものである。

本会議第四日および総務企画常任委員会の質疑で、野党会派の議員が問題にしたのは、①困難な財政事情のなかでこうした措置を講じるということだが、その一方では一般職員の給与を引き上げるという。この点、市民から質問を受けて説明に困っているが、どう理解したらよいのか。②条例改正案では、五一年三月末日までと減額措置の時限を定めているが、そうした規定をもつ条例は本市では他に例がない。なんらかの政治的意図があるのではないかという点であった。これに対して理事者は、①職員給与の引き上げは生活給の保障を意味するものであるのに対して、市長以下の給与の一部減額はすべて当事者の自発的意思に基づくものであり、また、当面の対策として講じられたものである。②時限を定めたのは、変動する財政事情に機動的に対応するためであると答弁した。本議案は、本会議第五日の採決で、委員会からの報告どおり全員異議なく原案のとおり可決した。

一般質問

今回の一般質問は、本会議第五日から第七日にわたって行われ、三堀義一、井上正一郎、平沢信雄、桜井郁三、山本捷雄、番場定孝、渡辺光男（以上、市政刷新）、五十嵐紀子、桝居祐三、瀬川進（以上、社会党）、畠中一雄、内田末吉（以上、公明党）、大山正雄、宮地淳子（以上、共産党）の一四議員が質問に立った。

**北口再開発ビルの核テナント導入問題**　本会議第六日に、桜井議員は、北口再開発ビルの核テナント導入問題を取り上げ、一一月二二日付の『湘南毎日新聞』が、市が高島屋誘致を断念し、そのため幹部職員が関西

方面に盛んに誘致の折衝に出かけていると報じたことを一つの根拠にして、高島屋を核テナントとして誘致できない場合に、市長は二六万市民に対してどう責任を取るのかと質問した。それに対して葉山市長は、保留床の処分は、都市再開発法第一〇八条等に基づいて、原則として公募によらなければならないが、公募によって核テナントを誘致できるものと確信すると答弁した。この問題は翌日の本会議最終日にも番場議員が取り上げ、①九月定例会では『繊研新聞』の記事が問題とされたが、その後他の新聞も、高島屋の飯田社長が直接市長を尋ね、正式に出店を断る旨を申し入れたと報じており、事実関係はどうなっているか。②市長名で発行された北口再開発ビルの出店案内用パンフレットをたまたま入手したが、それとさきの『湘南毎日新聞』の報道とをあわせて考えてみると、高島屋は断念したという印象を覚える。パンフレットの配布先を明らかにしてほしいと質問した。これに対して葉山市長は、①指摘された新聞報道の内容はまったく事実無根である。②配布先は、高島屋、伊勢丹、京王、小田急、東急、松屋、そごう、阪急、近鉄、大丸、松阪屋、三越等の百貨店であると答弁した。

さらに番場議員は、北口再開発事業の工事で掘削した砂を一立方メートルあたり六〇〇円の費用を支払って業者に搬出させているが、労働会館の工事では、逆に九〇〇円で宅地造成組合に売却して利益をあげている。他方、辻堂高砂区画整理組合は、北口の残土の利用を希望したが実現できず、西部開発で生じた土砂を九七〇円で買い入れている。こうした点は無駄使いではないかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、残土処分の方法は置き場の問題等に関する内部の検討を経た結果であり、現在、一部については石名坂粗大ごみ埋立地で活用している。また、辻堂の組合事業の場合は、畑の土壌として利用する目的であったために、土質の点から北口の残土を転用することはできなかった。なお、西部地域から搬入している土砂に支払われている代金は全額運

送費であると答弁した。

**葉山市政四年間の評価**

本定例会は市長の任期中最後の議会でもあって、二月の市長選挙を展望しながら、葉山市政四年間の実績をめぐって与野党両会派から質問が行われた。一二月一七日の記者会見で、葉山市長は来る市長選挙への出馬を公式に表明していた。翌日の本会議第六日の一般質問で、与党会派の栁居議員は、この四年間で産業優先政策から脱却し、教育や福祉の面を急速に充実させたことを高く評価したうえで、市長自身はこれまでの成果をどう踏まえているか、予想される財政危機の中で今後いかなる施策に重点を置くかと質問した。また、同議員は、議会では出馬の所信表明をしていないがどうするのかと質問し、出馬の態度を明らかにすることを促した。これに対して葉山市長は、これまでの成果として、①市街化区域内の新用途地域の策定、開発指導要綱、農業緑地制度等による人口急増化抑制施策の推進、②開発指導要綱、公共下水道の傾斜料金制度、法人市民税の不均一超過課税等による社会的費用の開発者負担原則の徹底、③小・中学校校舎の鉄筋化、六七歳までの老人医療費の無料化、太陽の家の開設等の教育や福祉の面での施設と制度の充実、④公園二〇ヵ所の新設、下水道の拡張と処理場の確保、生活道路の舗装化、湘南ライフタウンの整備等の自然環境や生活環境の保護と整備、以上大別して四点で着実に実績をあげることができたと述べた。今後の展望としては、前日の記者会見で出馬を表明したことにも触れながら、健康、環境、教育と文化の創造をこれからの三大目標として掲げ、これらの目標に向かって市政を推進するには、市民と職員の参加が不可欠であると述べたうえで、「今後も積極的に正々堂々とがんばり抜く決意」であることを表明した。

また、本会議最終日に、市政刷新議員団の渡辺光男議員は、前回の選挙公報や施政方針演説等における公式発言に照らしながら、葉山市政四年間の成果についていくつかの項目にわたって疑問を提起し、それと関連する個

別問題として、①市長は開発指導要綱を施策推進の手段として高く評価しているが、最近の新聞報道によれば、東京都武蔵野市が同市の宅地開発指導要綱に従わないマンション建設業者に給水を拒否したところ、業者が市を相手取って仮処分申請を行い、一二月八日の東京地裁八王子支部の決定では、申請を認めて市に給水を命じたとのことである。これをどう受け止めているか。②この四年間道路行政は停滞しており、決定済みの都市計画道路が一つとして開通していない事実をどう考えるか。③一一月二六日から八日間にわたって国労等公労協のスト権奪還ストが行われ、市長は全国革新市長会を通じて政府に申し入れをしたとのことであるが、組合側にも申し入れを行うべきだったのではないか。④市民にいっそう分かりやすく利用しやすい市役所とするために、事務改善や合理化等によって機構整備を推進する必要があるが、一方、市役所を回って気づくのは、職員に赤いバッジをつけた者が目立つことで、政治的中立性の確保という点からも問題ではないか。⑤市長は最近盛んに青空市民集会を開いているが、その成果は上がっているかと質問した。これに対して葉山市長は、①要綱行政は、大企業等の開発者が社会的費用を負担するという考え方が定着し、それに伴って普及した手法であるが、武蔵野市の例については今後の行方を慎重に見守りたい。②道路行政の停滞の主因は、道路建設が自動車の生産量の増加に対応できないことにあるが、今後職員とともに一層の努力をしたい。③国労と国鉄当局の間ではスト権の付与について合意ができており、問題はそれを認めない政府側にあるので、今回申し入れることとした。④バッジをつけるかどうかは、基本的には個人の思想信条の問題である。⑤各地区の市民センターでの対話集会等と並んで、青空市民集会も住民参加の一環として成功裏に行われていると答弁した。

一般質問では、以上のほかに、来年度の予算編成にあたって福祉施策の充実と財政危機の克服という二律背反にどう対応するか、本市の公社等に対する債務負担行為は金額的にも軽視できないものであり、財政構造も健全

とはいえないのではないかといった財政関連の問題が、前回の定例会にひきつづいて複数の議員から提起された。なお、会期中の一二月一六日には、地方六団体主催の地方財政危機突破大会が東京の海運会館ホールで開かれ、決議書を政府および自民党役員に手渡したが、藤沢市からは古谷正一議長がこの大会に出席した。

一般質問の終了後、古谷議長と葉山市長は、それぞれ閉会にあたってのあいさつを述べた。古谷議長は、この一年間を振り返って、藤沢駅北口再開発事業の着手、核テナントの導入、中央卸売市場の開設、東部下水処理場の建設、西部開発事業における市民分譲の開始等の幾多の重要施策とともに、財政問題、社会福祉、教育等をめぐって活発な議論が行われたことを述べ、議員ならびに理事者の議会運営に対する協力に対して議長の立場から感謝の意を表明した。

## 六　昭和五一年二月市長選挙（二月二二日）

第九回藤沢市長選挙は、二月一二日に告示され、一〇日間の選挙運動期間を経て、二二日に投票が行われた。選挙前の予想どおり、革新系無所属から現職の葉山峻候補が立候補したのに対して、保守系無所属から新人の加藤慶徳候補が立候補し、候補者の顔触れは前回市長選挙と同じになった。また、投票日当日の有権者数は、前回よりも一万七〇〇五人増加し、一七万七六二九人であった。

前回同様、葉山候補の推薦団体となったのは藤沢市民連合であった。市民連合は、社会党、共産党、市民革新議員団、市民団体から構成され、葉山候補と政策協定（市民連合綱領）を結んで選挙運動を展開した。他方、加藤候補は自民党の推薦を受け、市政刷新議員団所属の市議会議員二〇人全員が結束して選挙戦に臨んだ。また、前回選挙で民社党は加藤候補を支持し、公明党は自主投票の立場を取ったが、今回は、両党とも市民連合には加

わらないものの、葉山候補を単独で支持する態度を明らかにした。

選挙運動期間中、葉山候補は、老人医療費の無料化や市内全小・中学校のプール・体育館建設の実現など、市長第一期目の実績を強調し、さらに市民参加の市政で藤沢を湘南の中核都市に育てようと訴えた。他方、加藤候補は、市財政が四〇〇億円の赤字をかかえており、そのうえ不要不急の労働会館を建設するなど、放漫な市政運営が行われているとして、葉山市政を批判した。両候補の応援には、地元選出の県議会議員や国会議員が駆けつけ、また葉山陣営では、平良良松那覇市長ら全国の革新市長が連日応援を行った。加藤陣営は、財政問題や前年九月定例会で取り上げられた葉山設備工業問題を材料に大量のビラを作成し、市政批判の浸透を図った。それに対して葉山陣営からも反論のビラが配布され、熾烈な選挙戦が展開された。

二二日当日は、有権者数の増加に応じて、前回より七ヵ所増設された市内五〇ヵ所の投票所で投票が行われたが、投票率は前回より五パーセントあまり低い五五・四六パーセントで、投票者数は九万八五一七人と前回を一〇〇〇人あまり上回るにとどまった。開票は、翌日午前八時から秩父宮記念体育館で行われ、葉山候補が前回を七〇〇〇票あまり上回る六万〇六二四票を得て再選を決めた。それに対して、加藤候補の得票は三万七三九八票で、前回を六〇〇〇票あまり下回ったため、両候補の得票差は、前回選挙の約一万票から約二万三〇〇〇票へと拡がった。選挙結果が判明すると、加藤候補は、次回の市長選挙には立候補せず、一市民として葉山市政を監視していく意向を表明した。再選を果たした葉山市長は、二月二五日に市庁舎の前庭に立ち、職員や支持者を前にして市長就任のあいさつを行った。

# 七　昭和五一年二月定例会（二月五日～二月二六日）

二月定例会は、二月五日から二六日までの二二日間の会期で開かれ、財産の取得四件、市税条例の一部改正、五〇年度一般会計補正予算（第五号）、五一年度一般会計および特別会計の予算一四件、労働会館条例の制定、「ロッキード事件に関する要望決議」等の議案四六件、請願三件が上程された。

本会議は、二月五日、八日、一五日、一六日、二六日の五日間にわたって開催された。第一日は、議案二七件が上程され、理事者が提案理由を説明し、そのうち一件については、質疑と討論ののちに採決した。第二日は、残りの議案二六件について質疑を行い、そのうち四件は討論ののちに採決し、二二件は各所管の委員会に付託した。次に請願一件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、所管の委員会に付託した。また、予算関連議案一八件が上程され、理事者が提案理由を説明した。第三日は、付託された議案二二件と、継続審査中の一件を含む請願二件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に予算関連議案一八件について、この日から予定の順に、各会派による代表質問が始まり、第四日もひきつづき行われた。第四日は、代表質問の終了後、予算等特別委員会を設置して、予算関連議案を付託した。次に要望決議の議案一件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。第五日は、予算等特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、請願一件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、所管の委員会に付託した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決し、また請願は、一件を採択し、一件をひきつづき継続審査とし、一件を閉会中審査とすることに決定した。

## 昭和五一年度予算の審議

五一年度予算一四件（議案第一一〇号〜第一二三号）と関連議案四件（議案第八五号、第八九号、第九七号、第九八号）は、本会議第一日に市政刷新議員団の所属議員全員が欠席したため、当日の議事日程には記載されていたが、上程はされなかった。

市政刷新議員団の欠席は、市長選挙における与野党会派の応援活動に端を発していた。同議員団は、選挙の際、市民革新議員団が配布したビラには議員の個人的な中傷を行ったものがあるとして反発を深めていたが、それに対して市民革新議員団は、議会外での言動と議会内での言動は区別して考えるべきで、ことさらに問題とするべき事柄ではないという態度を示した。そのため、本会議に先立って、三月二日、三日に議会運営委員会を開催し、古谷正一議長を中心にして両会派の調停工作を行ったが、収拾がつかず、予算の審議は、与野党両会派が揃って出席した本会議第二日から本格的に行われる結果となった。

五一年度予算は、いわゆる骨格予算のかたちで組まれ、一般会計は二三八億九二〇〇万円、特別会計は三五六億八五九三万五〇〇〇円で、合計五九五億七七九三万五〇〇〇円の規模であった。骨格予算は、政策的な経費を除き、人件費等の義務的な経費を主体に計上するもので、地方自治体の首長の改選直前に編成する予算にしばしば見られるが、今回の場合はそのことに加えて、国も地方も困難な財政事情のなかで、個別補助金をはじめ歳入見通しが容易に立てられないことが、もう一つの大きな要因となっていた。五〇年の統一地方選挙で首長選挙を迎えた全国の多くの地方自治体でも、骨格予算を組んだところが少なくなかったが、それは同じ事情によるものであった。また、予算規模を前年度の当初予算と比較すると、一般会計は一〇四・六パーセント、特別会計は一

一二・二パーセントであった。

### 市長の施政方針

本会議第二日に予算関連議案が上程されたのち、葉山峻市長が市政の運営方針と予算の概要を説明した。まず地方財政の困難な現状について、①それは長期化する経済不況と同時に、超過負担等に代表される税財政制度の不備によるものでもあり、地方自治の発展のためだけではなく、日本経済の回復のためにも、財政構造を地方分権型に改める必要があること。②職員の人件費は通常義務的経費に区分され、それが増大するほど財政の硬直化を招くといわれているが、市民福祉サービスを充実させるためには、担当する職員の増員がどうしても必要であり、財政分析上も、人件費は本来投資的経費に分類されるべき性格のものであることを指摘した。次に、こうした現状に対処するために、全国市長会、全国革新市長会、神奈川県と提携して、制度改革を実現する運動に積極的に取り組む決意だが、他方、藤沢市独自の柔軟で弾力的な対応策を講じる必要もあり、人件費の増大に関しても、節度を保つように努力する所存であると述べ、そのうえで、予算の概要を施策の内容ごとに大別して説明した。

まず①市民の健康な生活を維持する施策として、市民病院の医療機器の充実、太陽の家、やすらぎ荘、五月開設予定の労働会館の有効活用、湘南ライフタウンにおける市営住宅の建設等を挙げた。次に、②教育と文化を創造する施策として、市民会館における文化事業の推進、小・中学校の開校および新設と校舎の増築、待機児童の多いことばの教室の増設、新設高校の用地の確保、巡回図書館用の自動車そよかぜ号の更新、大清水地区の下水処理場用地を活用したスポーツ広場の開設等を挙げた。また、③市民の生活環境を保全する施策として、生活道路の舗装率の七〇パーセントまでの引き上げ、下水道施設の整備等と、都市機能を整備する施策として、藤沢駅、辻堂駅近辺の道路整備と橋上駅舎化の推進等を挙げた。さらに、④近郊農業と中小企業の振興策として、農

業振興地域における土地基盤整備事業の実施、農業緑地制度と生産緑地制度の継続、中小企業会館の建設の助成、商店街街路灯維持費の助成率の三〇パーセントから五〇パーセントへの引き上げ、中小企業の基本的問題を検討する協議会の発足等を挙げた。

最後に市長は、これらの施策を市民参加と議会の協力を得るなかで推進することによって、「健康と環境と創造のみちあふれた人間のまち藤沢」の実現に努める決意であると述べた。

**代表質問**　右の予算関連議案一八件に対して、本会議第三日、第四日に、平本昇策、加藤三郎（以上、市政刷新）、大久保さわ子、矢島豊海（以上、社会党）、松山三之助（公明党）、西条節子（市民革新）、長谷川忠勤（民社クラブ）、大山正雄（共産党）の八議員が各会派を代表して質問をした。質問の主な内容は、市財政、福祉行政、学校教育についてで、なかでも市財政に対して関心が集まった。

第一に市財政の歳入面については、大久保、西条両議員が、国からの個別補助金の問題を取り上げ、単価差等による超過負担が市財政を困難にしている大きな要因だと指摘したうえで、藤沢市の超過負担額は、この六年間で四〇億円に上り、五一年度予算では、普通建設事業費に伴うものが九億三〇〇〇万円、機関委任事務に伴うものが九億一〇〇〇万円で、合計すると一般会計予算の七・七パーセントに相当するが、この問題に市長はどのように対処するかと質問した。それに対して葉山市長は、今日まで他市とも協力して、市の人口段階別に超過負担の実態を調べるなどの調査研究を進めると同時に、自治大臣に対して再三座り込みをするなどの要請活動も行っており、今後も国に対して積極的に働き掛けていく方針であると答弁した。

また、大久保、長谷川両議員は、地方債の許可制度について、現在の制度は国や県による制約が大きく、自治体の自主的な財政運営を阻害するものだと指摘したうえで、市債の民間資金調達方法として、本市でも市場公募

債を発行したらどうか、神戸市の先例に習い、学校や保育園の建設など充当する目的を明らかにしたうえで市民からの資金調達を図ることによって、制度の分権化と財政面での市民参加を実現することができるのではないかと質問した。それに対して葉山市長は、神戸方式は地方自治を志向する新しい試みであり、今後十分検討する必要があるとしながらも、現在市場公募債発行団体となっているのは知名度のある府県や政令指定都市に限られており、金利などの面から見て、藤沢市が市場公募債を発行するのは当面の財政運営上得策ではないと答弁した。

さらに西条議員は、自主財源を確保する方策について触れ、法人市民税における外形標準の導入など景気に左右されない税体系を今後検討する必要があるのではないかと質問した。それに対して葉山市長は、外形標準の導入は、地方税制度の改正が必要となるため、藤沢市のみで実現することは不可能だが、自治体間の横の連絡を取りながら検討していきたいと答弁した。また、答弁に付け加えて、外形標準で課税する事業所税を本市に導入した場合、試算によれば一五億円程度の税収を見込むことができ、制度適用団体の範囲を拡大するように運動していく必要があることや、法定外普通税として商品切手発行税やモーターボート・ヨット税の導入を検討したが、負担の転嫁や課税対象の多寡の面から慎重な取り扱いが必要であることを説明した。

他方、市財政の歳出面については、平本、加藤両議員が、債務負担行為による公共用地の先行取得の問題を取り上げた。本年二月一〇日付けの『広報ふじさわ』によれば、四九年度末現在の債務負担行為の限度額のうち、市が将来公共用地として買い戻すために用途目的を定めて公社に先行取得させた土地の購入経費と、学校などを公社が建設するのに要した経費が、合わせて二一一億円に上っており、これと市債分の八七億円を合算した二九八億円が市の実質的な借入金の総額であった。平本議員は、この数字を取り上げて、仮に年利九パーセントで金融機関から借り入れているとするならば、一年間の金利負担が約二七億円となって、市長の重視する超過負担額

の規模よりも大きくなると指摘し、地価上昇分が金利負担分を上回る高度成長の時代ならともかく、現在のような不況時には、土地の先行取得には慎重であるべきで、また、現有の遊休土地はできるだけ売却するべきであると述べた。そして、そのうえで、①市長は、施政方針のなかで、大清水地区の下水処理場用地にスポーツ広場を開設すると述べているが、それは、困難な財政事情のなかで、国や県からの補助金のめども事業着工時期のめども立たないまま用地を先行取得した結果であり、年間七億六〇〇〇万円あまりの金利を払ってまでスポーツ広場を開設するほど市財政は豊かなのかと質問した。

また、平本議員は、財政危機下でのいわゆるばらまき福祉の見直しや市財政の硬直化についても取り上げ、②福祉関連支出に関しては、適正な給付と負担のあり方という点から再検討を行って、行き過ぎを是正する必要があるが、老人医療費の無料化措置を例に取ると、老人から喜ばれている反面、医療需要の急増から国民健康保険財政が悪化し、市民病院が機能不全に陥るといった問題も生じており、これに対して市長はどう対応するのか。③財政構造に関しては、葉山市政下で、人件費、扶助費、公債費等の容易に削減できない義務的経費の割合が年々上昇し、投資的経費の割合が低下して、財政の硬直化を招いているが、市長はこうした経過についてどのように考え、今後どのように対処するかと質問した。

これに対して葉山市長は、①用地の先行取得については、財源に余裕があるならば、町づくりを進めるために、むしろもっと公共用地を拡大していくべきだというのが基本的な考え方であり、市の実質的な借入金の内訳の大宗をなす下水処理場用地と中央卸売市場用地の取得は、今後本市が三〇万都市になっていくときに必要不可欠なものである。②福祉の見直しについては、福祉行政はもともと救貧行政から出発したもので、不況のなかでこそ福祉を充実させる必要があり、そうした基本的な観点に立って、本市の六七歳以上の老人医療費の無料化は

今後とも後退させない方針で、政策的な優先順位を勘案しながらも、一歩ずつ福祉は前進させていきたい。③財政構造については、経費区分の構成比の変化は近隣各市においても同様な傾向が見られるが、それは財政支出が大企業本位の都市整備優先型から福祉優先型へと変化してきたことに伴うものであり、今日では義務的・投資的という古典的な経費区分そのものが意味を持たなくなってきていると答弁した。

また、大久保、西条両議員は、歳出削減の面から、市単独の補助金の問題を取り上げ、補助金の多くは、市民と行政を結ぶ潤滑油的な役割を持っているが、なかには従前からの惰性で支出が続いてきたと推定されるものもあり、住民自治の確立のためには、東京都中野区が第三者機関を設けて問題に対処した事例にも学んで、年度ごとに補助金の厳密な査定を行う必要があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長は、公益性・公平性・重要性・行政効果・均衡という五つの基本原則から補助金を検討する必要があると答弁し、また、久保田圭一企画室長は、市の行財政全般を見直す行財政問題研究会といった機関を今後設置して、そのなかでこの問題も慎重に検討したいと答弁した。

第二に、福祉行政については、大久保、松山、長谷川、西条の各議員が、障害児・障害者福祉、なかでも施策の中心となる太陽の家の機能の充実や、老人福祉の向上といった問題に関して質問した。大久保議員は、①太陽の家の施設内に用意されている障害児の一時保育用の保育室を一日も早く開室する必要があるのではないか。②保育園における軽度の障害児の受け入れや一時保育は、障害を克服する効果の面からも、一層充実させる必要があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長と柴幹夫社会部長は、①太陽の家の一時保育室の開室については、ボランティアの協力も得ながら実施できるように検討したい。②一般措置の障害児保育の現状を踏まえて、それを一層拡充すると同時に、一時保育についても前向きに対処したいと答弁した。

また、長谷川議員は、①老人福祉センターやすらぎ荘の機能の充実を図るために、センター周辺の開発と整備を進める必要はないか。②本市では老人同士の親睦を深める老人クラブの加入率が老人人口の三一パーセントと低いが、今後その育成についてどのように対処するかと質問した。これに対して柴社会部長は、①センター周辺の開発と整備は、財政事情も勘案しながら対処する必要がある。②老人クラブの育成は、行政だけで解決することは困難だが、老人クラブ連合会や地区の社会福祉協議会と協力して問題に取り組んでいきたいと答弁した。

このほかに、平本、大山両議員は、休日夜間救急医療の現状と今後の対策を取り上げ、本市には休日救急用として藤沢市医師会会員による在宅当番医制、メディカルセンター内の休日診療所、市民病院があり、また夜間救急用として市民病院を含む一五の救急指定医療機関があるが、まだ不十分な体制であり、コンピューターシステムを導入した鎌倉市のように、緊急時の連絡網を整備する必要はないか、また、救急用に本市独自の医療機関を設ける意志はないかと質問した。これに対して葉山市長は、本市の救急医療体制は全国的には高い水準にあると述べたうえで、なお不十分な点については、関係団体から構成される地域救急医療推進連絡会議で対策を講じていきたいと答弁した。また、市民病院に交通救急センターを併設している平塚市の事例を紹介し、それは神奈川県が建設して平塚市に無償貸与しているもので、県の財政事情から平塚方式をただちに取り入れることは困難だが、今後問題を検討する有力な手掛かりとしたいと答弁した。

第三に、学校教育については、松山、矢島両議員が、いわゆる主任制の導入に関して質問した。主任制は、四九年二月に成立した学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人材確保法に基づく第三次の給与改善に伴う制度として構想されたもので、小・中・高校に教務・生活・健康の三部長（主任）を置くことを主な内容としていた。この構想は、五〇年一〇月一五日に明るみにな

って以来政治問題化していたが、一二月二六日には、文部省が制度の導入に必要な学校教育法施行規則の省令改正を行い、本年三月一日から施行する予定になっていた。そこで両議員は、主任制は戦後の教育行政における中央集権化と官僚統制の強化の一環であり、管理教育化を進める働きを持つ制度であると指摘して、このことに関する理事者の見解を質した。それに対して丸山一雄教育長は、主任制には教職員の給与改善の方策という面があることを前置きしたうえで、県の教育委員会は、教職員団体や教育長・校長等の関係者との十分な話し合いのなかで、この問題に慎重に対処して行く意向であり、藤沢市もそうした意向に従い、同時に発言すべきことは率直に発言していきたいと答弁した。

また、平本、矢島両議員は、学校給食に関する問題を取り上げ、①本年一月に学校給食法施行規則が省令改正され、六年間の試験期間を経て、五一年度から米飯給食が制度的に導入されることとなったが、それに伴う施設整備等のコスト面や、衛生面、栄養面などで問題は生じないか。②中学校では、完全給食の未実施校が五校あるが、今後どのように対処するか。③食品の安全性には十分な配慮が必要であるが、そのことに関して、父兄や市民の意見を取り入れるしくみを導入できないかと質問した。これに対して丸山教育長は、①米飯給食については、三月六日付の『給食だより』第二七号で、導入に伴う問題点をまとめたところだが、四月から実施する段階には至っておらず、今後さらに検討したい。②県内の中学校では、完全給食の実施校の比率は二割程度であり、市内の未実施校五校の要望も切迫したものではないことから、今後、県の現状と中学校側の意見を参酌して対応したい。③食品の安全性については、給食センター運営委員会が父兄や市民の意見を取り入れる窓口になっているが、その在り方についてさらに検討したいと答弁した。

**委員会審査と代表討論**

本会議第四日に代表質問が終了すると、予算等特別委員会を設置して、右の一八議案を付託した。規定により、古谷正一議長の指名で二二人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新一〇人、社会党四人、公明党三人、市民革新二人、民社クラブ二人、共産党一人であった。委員会審査は、三月一七日、一八日、一九日、二二日、二三日、二四日の六日間にわたって行われた。委員会は、第一日に、委員長に大久保さわ子委員（社会党）、副委員長に広谷甲二委員（公明党）を互選により選出し、その後、予算の費目ごとに慎重な審査を行った。その間の質疑では、低成長下での福祉行政のあり方、北口再開発事業や東部下水処理場建設の今後の見通しなどについて、委員から質問が出されたが、最終日の採決の結果、付託された全議案を原案のとおり可決すべきものと決定した。大久保委員長は、本会議第五日に審査の結果を報告し、委員会の意見として、超過負担の解消や地方財源の確保のための積極的な働き掛け、緑の保全と緑化の普及の推進、ごみ処理施設の整備と分別収集の検討、中小小売業者の援護、下水道の整備、肢体不自由児教育の具体策の確立、市民病院の増床、休日夜間救急医療体制の充実等の一四項目を要望した。

委員会からの報告ののち、質疑は省略し、大山正雄（共産党）、平川正雄（市政刷新）、瀬川進（社会党）、畠中一雄（公明党）、山下正美（民社クラブ）、関根久男（市民革新）の各議員が、それぞれの会派を代表して討論を行った。代表討論では、各議員が、委員会における審査の経過を踏まえた全般的な意見とともに、予算の費目ごとに個別的な意見を表明した。採決の結果は、委員会と同様で、競輪事業費特別会計予算（議案第一一五号）は起立多数により、その他の議案は全員異議なく、原案のとおり可決した。

## 労働会館条例の制定

労働会館の建設は、当初二年度の予定であったのを途中で変更して、三年度にわたる継続事業として進められていたが、本年四月に工事が完成し、五月初旬には開館の見通しとなった。そのため、労働会館条例（議案第九八号）が、本定例会の本会議第二日に予算に関連する単行議案として上程され、予算一四件と同じ日程で審議された。

条例は全文で一一条からなり、第一条で「働く市民の福祉の増進と文化の向上」を目的に掲げ、第二条で正式名称を藤沢市労働会館と定めたほか、使用の許可手続きや使用料等、開館後の管理に必要な基本的事項を規定していた。付託された予算等特別委員会の審査では、①労働会館の運営費は市民会館の運営費の三倍程になっており、多すぎはしないか。②市民のなじみやすさを考慮すると、名称が不適切ではないか。③働く市民のための施設としては、使用料が高すぎはしないかといった質問が委員から出された。これに対して、理事者は、①労働会館は、地域住民はもとより全市民に開放された施設であり、運営費は格段高いものではない。②全国の類似の公立施設でも大半が使用している名称であり、市民も建設中に自然となじんできている、③原価計算と維持管理面からすれば、むしろ低い料金であり、市民負担の軽減と他市の料金を参考にして設定したと答弁した。

委員会では、途中、理事者から第七条第一号中の「労働団体その他これに類するものが」を「労働団体その他働く市民が」に訂正する旨の発言があり、それが本会議で承認されることを前提に審査を進めたが、本会議でも、委員会からの報告後に訂正が承認された。代表討論では、平川正雄議員（市政刷新）が労働会館の問題に触れ、全市民を対象に公平に運営することを強く要望した。採決の結果、本議案は全員異議なく原案のとおり可決

した。

なお、本会議第五日の議事日程終了後、葉山市長があいさつに立った。市長は、予算を中心とした長時間にわたる審議に対して議会に謝意を表し、また、今後の市政運営に関する決意を表明して、議会に対しても協力を要請した。

# 第三節　昭和五一年度

## 一　昭和五一年四月臨時会（四月一二日～四月一九日）

四月臨時会は、四月一二日から一九日までの八日間の会期で開かれ、一二日と一八日に本会議が開催された。

本会議第一日には、地方税法の一部を改正する法律が四月一日から施行されたことに伴い、市税条例の一部改正（議案第一号）が上程された。主な改正点は、①個人市民税・法人市民税均等割の引き上げ、②土地にかかる固定資産税および都市計画税の負担急増を緩和する新たな調整措置、③軽自動車税の税率の引き上げ、④ガス税の税率の引き下げであり、全員異議なく原案のとおり可決した。

第二日には、助役選任の案件（議案第二号）が上程された。同議案は、五月二三日をもって任期満了となる伊草昇助役を再び助役として選任するため、地方自治法第一六二条の規定により議会に同意を求めるもので、全員異議なく原案に同意することを決定した。伊草助役は、採決後あいさつに立って謝意を表し、市長の補佐として藤沢市の発展に尽くす決意を表明するとともに、議会に対して今後一層の支援を懇請した。

## 二　昭和五一年六月定例会（六月一四日～七月二日）

六月定例会は、六月一四日から七月二日までの一九日間の会期で開かれ、五一年度一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認、同一般会計補正予算（第二号）、手数料条例等の一部改正、意見書・要望決議四件、監

査委員の選任等の議案三六件、請願六件、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の報告一三件が上程された。

本会議は、六月一四日、一六日、二四日、二五日、七月二日の五日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件について、所管の委員会から審査結果を報告したのちに採決した。次に議案三一件と報告一三件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案三一件について質疑を行い、そのうち一三件は討論ののちに採決し、一八件は各所管の委員会に付託した。報告一三件は、この日の質疑で報告を終了した。次に請願五件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。また、要望決議の議案一件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。第三日は付託された議案一八件と請願五件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決をした。つづいて一般質問が始まり、第四日も終日にわたって行われた。第五日は、意見書・要望決議の議案三件と監査委員の選任の議案が上程され、提案理由を説明したのちにその場で採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決・同意し、そのうち監査委員の選任については、尾沢修治氏を選任することに同意した。また請願は、四件を採択し、二件を継続審査とした。なお、継続審査となっていた第九次住居表示に関する請願（請願第六号）は、七月三日で審議未了となった。

## 使用料・手数料等の改定

前回の二月定例会で可決した本年度の当初予算が骨格予算であったことから、本定例会では、それに肉付けをした補正予算が提案された。本会議第一日の冒頭に葉山峻市長が発言に立ち、歳出面で、緊急かつ必要な事業に

支出を限ると同時に、歳入面では、それに見合う財源を確保するために、各種の使用料・手数料等の適正化を図る必要があると述べて、今回の料金改定により、一般会計では一億三八〇〇万円、特別会計では三億九〇〇〇万円が増額補正されると説明した。また、料金改定分を含めた今回全体の補正額は、一般会計で一三億八九六七万六〇〇〇円、特別会計で七億四七四四万一〇〇〇円で、両者を合計した補正後の予算は、前年度同期比で一二二・七パーセントであると説明した。

このことにも示されているように、使用料・手数料等の改定に伴う議案は、条例の一部改正と一般会計および三特別会計の補正予算を合わせて一六件にも上って、全議案の半数近くを占め、本定例会における審議の主な焦点となった。なかでも、手数料条例および墓地条例、下水道条例、市民会館条例、国民健康保険条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（議案第一三号、第一六号、第二〇号、第二二号、第二三号）と、一般会計補正予算（第二号）、下水道事業費特別会計補正予算（第一号）、国民健康保険事業費特別会計補正予算（第一号）の三補正予算（議案第三〇号、第三一号、第三二号）をめぐって、激しい論議が展開された。

本会議第二日に手数料条例等の一部改正（議案第一三号）が上程されると、番場定孝、渡辺光男（以上、市政刷新）の両議員は、①市長は、今日まで、オイル・ショック以後の物価上昇に抗議する消費者運動を支持し、その立場から政府の公共料金の改定を批判してきたが、今回の料金改定は、市長のそうした姿勢といかに両立するのか。②使用料・手数料等は政策価格というべきもので、また、改定する以前に、低価格を維持するための内部努力を進めるべきであるが、今回改定しなければならない要因は、市長がしばしば指摘する超過負担というよりも、職員の人件費の高騰にあるのではないか。③他市では前年に料金を改定している例が多いが、本市で改定時期が本定例会に持ち越されたのは、政治的配慮が働いたからではないかと質問した。

これに対して葉山市長は、①姿勢の一貫性については以前と変わりがないが、物価上昇に対処することは地方自治体の努力だけでは困難であり、また、料金を据え置くことによって行政サービスが低下することは避けなければならない。例えば、国民健康保険事業費等の特別会計に対して、現状以上に一般会計からの繰り入れを増やせば、そのために一般会計で処理される他の行政サービスを圧迫することになる。②すでに職員に対しては、人員面や給与面で困難な内部努力を強いており、そのうえで、料金の改定にあたっては、県内の他市の現況を参考にして料金をできるだけ低く設定すること、応益負担の原則と同時に低所得者に十分配慮して応能負担の原則も加味すること、都市の集積利益を享受している場合には応分の費用負担を求めることを三原則として、市民の負担の軽減を図った。③前回の定例会で提案した予算は骨格予算であったために、本定例会で肉付けする予算を組み、それに合わせて料金の改定を提案したにすぎないと答弁した。

また、山本捷雄議員（市政刷新）は、前年一二月定例会での同議員の一般質問に対する市長の答弁を取り上げ、そのなかで市長が、不況のなかだからこそ値上げは望まないという市民の意向を配慮して、料金の改定には慎重に対処していきたいと述べていることを指摘したうえで、今後の料金改定についてはいかなる見通しを持っているかと質問した。それに対して葉山市長は、全般的には、今後ただちにまた料金を改定する必要が生じるとは思えないが、国民健康保険については、一般会計から特別会計への繰り入れ額が他市の数倍の規模に上っているため、一番最初に料金改定問題が生じることが予想され、この際、議会でも十分対応策を検討願いたいと答弁した。

他方、与党会派の長谷川忠勤議員（民社クラブ）は、料金の適正化というならば、事情に応じて小刻みに引き上げていく方が適切ではないか、改定に応じてサービス向上策を図る必要があるのではないかと質問した。これ

に対して伊草昇助役は、料金の改定は三年から四年は維持できる見通しのもとで行うことを基本姿勢にしていると答弁し、また、久保田圭一企画室長は、サービスを向上させるために職員組合にも協力を要請しているところであると答弁した。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（議案第二三号）が上程されると、平本昇策、野島一三（以上、市政刷新）の両議員が、今回の改定では、し尿汲み取り手数料の方が下水道使用料よりも引き上げ率が大きいのではないかと質問した。両議員の質問は、料金の改定そのものというよりも、むしろ市内の南北格差に着目し、藤沢北部地域では南部地域と比較して下水道整備が遅れていることから、両地域の格差の是正という視点に立って引き上げ率の相違を問題にしていた。それに対して青木正幸生活環境部長は、引き上げ率では下水道使用料が二・二二倍であるのに対してし尿汲み取り手数料は二・三倍だが、平均的な家庭のモデルケースを設定して試算すると、実額では後者が前者の三分の二程度であると答弁した。また、角津八郎市民局長は、し尿汲み取りは人力に依存する度合いが強いため、下水道と較べてコストアップの要因が大きいが、料金改定にあたっては政策的な配慮を加え、引き上げを最小限度に抑えたと答弁した。なお、平本議員は本会議第三日の討論、野島議員は第四日の一般質問でも南北格差の問題を取り上げた。

料金改定に関連する一六議案は、四つの常任委員会に付託して審査し、さきに列挙した議案を中心に質疑を行った。採決の結果、各常任委員会では、すべての議案を原案のとおり可決すべきものと決定したが、文教厚生常任委員会に付託された議案第二二号、第三二号と、都市建設常任委員会に付託された議案第一六号、第三一号は、可否同数のために委員長裁決による決定であった。なお、都市建設常任委員会での議案第一六号、第三一号の採決に際して、桜井正平、田中和子、渡辺光男、平沢信雄、渋谷彦三（以上、市政刷新）の各委員は、下水道

使用料の改定に反対し、少数意見を留保した。

本会議第三日に、文教厚生常任委員会の黒江貞子（社会党）、都市建設常任委員会の山本幸男（市民革新）、経済観光常任委員会の野島一三（市政刷新）、総務企画常任委員会の浅野明夫（市政刷新）の各委員長が審査の概要と結果を報告し、右の少数意見は田中議員が報告した。このあと与野党各会派の代表者によって討論が行われたが、採決の結果、議案第一三号、第一六号、第二〇号、第二二号、第二三号、第三〇号、第三一号、第三三号は起立多数により、その他の議案は全員異議なく、原案のとおり可決した。

### 一般質問

今回の一般質問は本会議第三日と第四日にわたって行われ、平川正雄、加藤照、野島一三、渡辺光男（以上、市政刷新）、黒江貞子、中山五福（以上、社会党）、村上伸、斉間壽久、広谷甲二（以上、公明党）、津田萬次郎（市民革新）、宮地淳子、大山正雄（以上、共産党）の一二議員が質問に立った。

**幼保天国構想**　市長の諮問により、藤沢市の幼児教育および保育行政のあり方と今後の方向を検討するために設けられていた幼児問題研究会は、二年間にわたる審議を終えて、本年三月三一日に答申を提出した。答申は、幼保天国構想を明らかにし、そのなかで、①幼児保育と教育においては、家庭や施設だけでなく地域社会が重要な要素であり、家庭、施設、地域住民の三者の相互協力が必要であること、②幼稚園や保育園は、設置地点を中心に半径五〇〇～一〇〇〇メートルの範囲にある家庭の幼児を園児の対象にしており、その範囲は、地域住民の理解を得ながら、園児が安心して自由に遊べる場として確保すべきであることを提唱していた。

黒江議員は、教育行政全般にわたる質問のなかで、この答申を取り上げ、本市がスクールゾーンの設定によって、車両の通行を一定時間制限して、児童・生徒の通学路の安全を確保していることに触れたうえで、この施策を幼稚園や保育園にも応用し、遊び場の少ない地域では道路を開放する必要があるのではないかと質問した。また、斉間議員もこの答申を取り上げ、市長がこれまでの議会で、公立幼稚園の設置については幼児問題研究会の答申後に検討したいと答弁してきた経緯を指摘したうえで、改めて公立幼稚園を設置する必要があるのではないかと質問した。

これに対して葉山市長は、答申後に内部で検討を行った結果、幼保天国構想を実現するために関係職員によるプロジェクトチームを発足させて活動を開始しようとしているところであり、当面、モデル地区を設定して、そのなかで道路の開放などの施策を検討していきたいと答弁した。また、公立幼稚園の設置については、市内に三五の認可幼稚園、一一の無認可施設、二一の公私立保育園があり、通園している幼児が全幼児の九八パーセントに上ることを指摘したうえで、財政面からも設置は困難であり、むしろ答申に盛られた内容を実現することが本市の現在の課題であると答弁した。

**中央卸売市場開設の準備**　本年四月七日付の官報に公表されたことによって、農林省の第二次中央卸売市場整備計画に藤沢市中央卸売市場を組み込むことが正式に認可された。平川、大山、津田の各議員は、五四年八月に予定される市場開設に向けて、①開設の意義、②事業進捗の見通し、③市場の運営方法について質問した。

まず①の点では、開設することを当然の前提として準備作業を進めているが、それが市内の生産者、小売業者、消費者にいかなる利益をもたらすのか。また、設置は藤沢市が単独で行い、費用負担も大きいが、開設区域

**中央卸売市場の建設予定地**（稲荷池辺付近）

は藤沢・茅ヶ崎両市であり、さらに第二次供給圏には鎌倉市・大和市等の四市二町が含まれることに対して、市民が疑問を持つのではないかと質問した。次に②の点では、市内四市場および茅ヶ崎市の市場の統合、用地買収、トラックによる出入荷のために必要となる道路整備の進捗状況はどうなっているか。また、総事業費が八五億円、その財源として起債が六八億円、起債の年平均償還額が六億円、開設後の年間運営費が二億円と予定されているが、西部開発、藤沢駅北口再開発、下水道整備など、ほかにも大規模な財政需要を抱え、同時に今日、困難な財政事情に置かれているなかで、いかなる財政見通しを持って事業に臨むのかと質問した。さらに③の点では、ひとたび市場を開設すると、集荷価格等の面で、県の経済連（経済農協連合会）が独占的な支配力を発揮することは周知の事実だが、市場の開設や運営に対して藤沢市の行政や市民が主体的に関与するためには、現在設置されている市場開設促進協議会や、卸売市場法第一三条に基づいて、今後設置される運営協議会等を通じて、今後どのような方策が可能かと質問した。

　これに対して伊草助役は、①大型の卸売市場を開設することで、集荷、供給、物価の安定を図ることができるために、生産者と消費者相互の利益と信頼のなかで都市農業を育成していくことが可能であり、小売業者にとっても、少なくとも仕入れ段階では、大型店との条件の格差を克服できる利点がある。また、当初は茅ヶ崎市との

一部事務組合方式で開設する予定であったが、国の第二次整備計画の策定に間に合わせることが時間的に困難であったために、当面、開設区域を藤沢、茅ヶ崎両市とすることにしたもので、今後も市場の統合について茅ヶ崎市に働き掛けていきたい。なお、市場の受益圏は広範囲にわたるので、四五年から四六年頃には一部事務組合に県も加入するように申し入れたが、県からは、県内の他市との関係もあり不可能であるという回答であった。ただその際、県が応分の補助はすると述べたことも記録に残っているため、県費補助の面では強気に見込んでいると答弁した。

次に、②市内四市場については、統合を前提にして卸売市場を建設することに合意したものであり、用地買収についても、一部未買収地を残すだけである。道路整備については、県道藤沢相模原線の拡幅と立石名坂線に抜ける補助道路の建設によって混雑を避ける方針で、県にも強力に申し入れをしているが、県道拡幅に着工のめどがつかないかぎり市場の建設に着手することはできないので、市場の開設は予定の五四年八月より若干遅れる見込みである。また、財政面では、用地費は全額起債、建設費は三分の一を国庫補助によって財源を確保する予定で、ほかに一部県費補助を見込んでいる。運営費は、使用料によって賄い、市の負担は極力抑えることが原則だが、年間に七〇〇〇万円前後は一般会計から繰り入れることが見込まれると答弁した。

また、③現在の市場開設促進協議会は業界と折衝するための機関であるが、今後は市民団体も参加する準備機関を設け、そのなかで市民の意向を取り入れていきたい。運営協議会等を通じた開設者である市の関与については、法律上の権限に照らして困難な面もあるが、先進都市の状況を把握しながら、十分な監視体制を取れるように対処していきたいと答弁した。

**保留地の課税**

加藤議員は、手数料・使用料等の改定に関連させて、財源確保のためには市税の徴収に努めることが先決であると指摘したうえで、区画整理事業の際に処分される保留地に固定資産税が課税されていないのは、財政危機の打開や税制の公平性の確保の面で問題があるのではないかと質問した。また、大山議員も、財源確保の方策として、固定資産税における個人所有分と法人所有分の不均一超過課税のほかに、地方税法第三四三条第六項の規定に基づいて保留地に課税する必要があるのではないか、課税した場合に税収はどの程度見込めるかと質問した。

これに対して伊草助役と桜井誠税務管財部長は、保留地の登記手続きの実態面から、調査事務が煩雑となるが、本年度第三期分から課税することを現在検討しており、また、税収の見込みは、駅前南部、北部第一、第二の区画整理事業の三地区で、二〇〇〇万円前後であると答弁した。

**暴走族対策**

村上議員は、暴走族によるグループ間の乱闘事件、一般人に対する暴力行為、窃盗、ひき逃げなどが全国各地で頻発していることを取り上げ、県内各地や、江の島、片瀬海岸近辺でも深刻な事態が見られることを指摘したうえで、暴走族対策は警察だけに任せるのではなく、行政も何らかの対策を講じる必要があるのではないか、また、暴走族に加わっている青少年に対しては、職場や学校などの社会環境を通じて、健全な育成指導を図るべきではないかと質問した。

これに対して葉山市長は、県内では三七グループ三四七二人、藤沢市内では二グループ三〇〇人ほどの青少年が暴走族に加わっており、事態を深刻に受け止めていると述べたうえで、今回の一般会計補正予算（第二号）には、環境保全費のなかの安全対策費九一万三〇〇〇円に暴走族対策のための啓蒙費を計上しており、市民に対して、この問題に対する関心を喚起すると同時に、予防策をいかに講じるかを訴えていく所存であると答弁した。

また、丸山一雄教育長は、暴走族のなかでも、有職の青少年については指導が困難だが、三割ほどの高校生については、学校警察連絡協議会での情報交換などを通じて、教育の場で指導育成を図っていきたいと答弁した。

このことと関連して、本会議第五日には、「暴走族取締まり強化等に関する要望決議」（議案第三九号）が上程された。決議は、夏期シーズンを前にして、生活指導、交通指導等の抜本策を講じることによって、不法事件の根絶を図るように関係当局に要望するもので、番場定孝議員（市政刷新）が代表して提案理由を説明し、全員異議なく原案のとおり可決した。

なお、前述のとおり、本定例会では使用料・手数料等の改定が審議の重要な焦点となったが、津田議員は一般質問でこの問題を取り上げ、京都市や日野市の先進的な事例を紹介したうえで、超過負担の解消等の税財政制度改革のためにも、料金改定を決定する過程に市民参加の要素を取り入れた藤沢方式を新たに確立する必要があるではのないかと質問した。それに対して葉山市長は、料金の改訂にあたっては、議会制民主主義を尊重する以上は、議会全体の合意を得ることが先決問題であり、また、下水道運営審議会や国民健康保険運営審議会等の審議会を通じて、各方面からの意見が反映されるしくみになっているが、シンポジウムの開催や広報活動の強化など、市民参加を促進するように今後とも一層努力したいと答弁した。

### 議員表彰

五月二六日に開催された全国市議会議長会総会において、山口倉吉議員（市政刷新）が勤続三〇年以上で特別表彰を受けた。また、古谷正一議長は、全国市議会議長会・関東市議会議長会・神奈川県市議会議長会のそれぞれから、理事・部会長・会長としての職務精励に対する感謝状を授与された。

## 三　昭和五一年九月定例会（九月一四日～九月三〇日）

九月定例会は、当初は九月一四日から二九日までを会期と定めたが、途中一日間延長したため、三〇日までの一七日間の会期で開かれ、工事請負契約の締結（滝ノ沢住宅新設工事）、公民館条例の一部改正、行政財産の目的外使用にかかる使用料条例の制定、五一年度一般会計補正予算（第四号）、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任、要望決議二件等の議案一七件、請願九件、五〇年度の四特別会計決算等の認定五件、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の報告七件が上程された。

本会議は、九月一四日、一六日、二七日、二八日、二九日、三〇日の六日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件が上程され、所管の委員会からの報告後に採決した。次に議案一三件、認定五件、報告七件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案一三件について質疑を行い、そのうち八件は討論ののちに採決し、五件は各所管の委員会に付託した。次に認定五件について質疑を行い、一件は討論ののちに採決し、四件は各所管の委員会に付託した。また、報告七件は、この日の質疑で報告を終了した。さらに請願七件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案五件、認定四件、継続審査中の一件を含む請願八件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。また、人事議案二件が上程され、提案理由を説明したのちに採決した。第四日は、付議事件がないまま延会となった。第五日は、会期を一日間延長することを決めたうえで、予定の順序に従って一般質問を行った。第六日も、ひきつづき一般質問を行い、そのあと要望決議の議案二件について、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。最後に、現職の副議長の辞任に伴い、後任者の選挙を行った。審議

の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決・同意し、決算等の五件もすべて認定した。そのうち人事案件については、教育委員会委員に丸山一雄氏を任命することと、公平委員会委員に砂川恪三氏を選任することに同意した。また請願は、五件を採決し、四件を継続審査とした。

なお、本定例会では、監査委員の選任と四常任委員会等の一一の委員会の役員改選が大きな懸案事項となった。監査委員の定数は、五〇年一〇月の国勢調査の結果、藤沢市の人口が二五万人を超えたため、地方自治法第一九五条第二項および同施行令第一四〇条の二に従って、三人から四人に増員することとなったが、それに伴う条例の一部改正は前回の六月定例会で可決され、議員のうちから選任する監査委員の数を従来の一人から二人に改めて、右の増員一人分は議員選出によることとした。そこで六月定例会では、例年どおりの委員会の役員改選とならんで監査委員の選任をめぐって各会派が折衝を重ねたが、会期中には調整がつかず、問題は持ち越されていた。本定例会でも会派間の調整は難航し、本会議第四日の延会や会期の延長など、審議日程にも影響を与えたが、結局この件は翌年度まで持ち越すことで事態を収拾した。

### 湘南ライフタウン住宅新設工事

本会議第一日に、工事請負契約の締結（議案第四二号）が上程されたが、これは住友建設横浜支店を相手方として、湘南ライフタウンに市営滝ノ沢住宅を新設するための契約で、工事内容は、PC（プレキャスト・コンクリート）板組立構造五階建の建物を二棟建築し、そこに一般向け住居四六戸、身障者向け住居二戸、老人同居向け住居二戸を設けるというものであった。

本会議第二日の質疑で、内田松男議員（民社クラブ）は、地元業者の育成という観点から、なぜ市外の大手業

者に発注したかと質問したが、これに対して山本篤三郎企画調整局長は、工事がＰＣ板工法によることから、技術力を考慮して地元以外の業者に指名競争入札を行い、住友建設に落札したもので、給排水工事や電気工事は分離して発注し、地元業者が請け負っていると答弁した。

また、川口功、番場定孝（以上、市政刷新）の両議員は、本体工事と分離して発注した杭打ち工事がすでに現場で開始されていることを指摘したうえで、法律上は、杭打ち工事自体は低価額であり、議会の議決を経る必要はないが、事実上は、杭打ち工事の開始によって、それと一体的な本体工事の契約の締結を議会で否決することが困難になっており、これは議会の軽視につながるのではないかと質問した。さらに桜井正平議員（市政刷新）は、杭打ち工事の受注業者が本体工事と同じ住友建設であることを取り上げて、杭打ち工事にまでＰＣ板工法の技術が必要となるのか、そうであるならば分離発注した意味がないのではないかと質問した。これに対して久保田圭一企画室長と山本企画調整局長は、分離発注をして順に工事を進めていくのは、従来からの慣例や他市の例にならったもので、価額に応じて議会の承認を得ていると答弁した。また、桜井誠税務管財部長は、杭打ち工事と本体工事の業者について、大規模な工事の場合には同一業者を指名するのが従来からの慣例であると答弁した。

なお、内田末吉議員（公明党）は、身障者向け住居は、車いすの利用者が生活しやすいように設計されていないのではないかと質問したが、これに対して小坂隆三計画建築部長は、今まで市営住宅の入居基準にあてはまる申込者のなかに、車いすの利用者がいなかったため、今後また調査して検討したいと答弁した。本議案は、内田議員の質問後に、全員異議なく原案のとおり可決した。

## 公民館条例の改正

公民館条例の一部改正（議案第四七号）は、地域における社会教育活動を一層充実させるために、片瀬を除き、六会、辻堂、御所見、遠藤、長後の各市民センターに公民館を併設することを目的としたもので、これにより、従来からの藤沢、鵠沼、片瀬、村岡の各公民館と合わせて、市内に九つの公民館が設置される予定であった。

本会議第二日の質疑で、平沢信雄（市政刷新）、宮地淳子（共産党）、松山三之助、内田末吉（以上、公明党）の各議員は、市民センターと公民館との役割分担はどうなっているか、また、職員配置の体制はできているかと質問した。さらに、渡辺光男、番場定孝（以上、市政刷新）の両議員は、藤沢、鵠沼、村岡のように公民館として単独で設置されている場合には、逆に、公民館が市民センターにおける行政サービスの機能を担う必要があるのではないかと質問した。これに対して丸山一雄教育長と湯山学教育次長は、今回の措置は、従来市長部局所轄の市民センターに委任していた業務を教育委員会に返してもらうもので、両者間では十分な協議を重ねてきており、また、職員配置については、館長と職員は原則的に併任とし、そのうちおおむね一人の職員は社会教育に専念させるほか、非常勤の社会教育指導員を各館に二人ずつ配置する体制を採っていると答弁した。さらに、単独の公民館では、社会福祉協議会や体育協会の地区組織等に対して行政サービスを行うことは困難だが、今後市長部局と十分協議し、方策を検討したいと答弁した。本議案も、本会議第二日に、全員異議なく原案のとおり可決した。

５月15日に開館した労働会館

## 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用にかかる使用料条例の制定（議案第四九号）は、道路、建物などの財産の目的外使用を有償で許可する場合に、従来、個別に条例で使用料を定めるほかは、施設の維持費用として実費を徴収する方法を取っていたため、それを地方自治法第二二八条第一項に基づいて条例で統一的に定めることによって、使用料の適正化と負担の公平を図ろうとするものであった。それと同時に、本会議第二日の質疑の際に、山本捷雄、渡辺光男（以上、市政刷新）の両議員からの質問に対する答弁で、山本篤三郎企画調整局長が述べているように、湘南地区労働組合協議会と湘南地区同盟から出された労働会館内の事務所設置に関する陳情が、六月二二日の総務企画常任委員会で趣旨了承とされた経緯があり、本条例の提案は、そのことが大きな契機の一つとなっていた。

本会議第二日の質疑や九月二二日の総務企画常任委員会における質疑では、右の点が主に問題となり、市政刷新議員団から、本条例と労働会館条例との関係はどうなるのか、目的外で許可する以上は施設を効率的に利用する必要があるが、労働会館を労働組合に貸した場合に施設の効率的利用が確保できるかといった質問が出された。これに対して理事者は、労働会館条例は一般の利用に供するために使用料を定めているが、本条例はその例

外規定で、施設の目的外使用の場合は本条例により別の使用料を取るものであり、また、労働会館を組合に貸すことは、市の労働行政を進めていくうえで、地域の労働団体の意向を積極的に聴取していく必要があることからも問題はないと答弁した。委員会審査の討論では、市政刷新議員団の委員が、①地方自治法第九六条第一項第一〇号は、条例で定める重要な公の施設の長期的かつ独占的な使用を議会の議決事件としているが、それとの関係が不明確である。②目的外使用の許可について歯止めを設けるためにも、条例を一層整備する必要があると述べて、反対意見を表明したが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。本会議第三日には、松山三之助副委員長（公明党）が審査の経過と結果を報告し、その後ただちに採決に入ったが、起立多数により原案のとおり可決した。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第五日と第六日にわたって行われ、田中和子、三堀義一、山本捷雄、桜井郁三（以上、市政刷新）、桝居祐三、古郡民雄（以上、社会党）、畠中一雄、内田末吉（以上、公明党）、西条節子（市民革新）、内田松男、長谷川忠勤（以上、民社クラブ）、大山正雄、宮地淳子（以上、共産党）の一三議員が質問に立った。なお、本会議第六日に質問に立った古郡議員は、日程上の都合を考慮して、通告した質問内容を理事者が積極的に検討することを要望するにとどめ、具体的な質問は行わなかった。

**北口再開発事業**　北口再開発事業の現状と今後の見通しについて、今回は、再開発ビルの核テナントの公募と工事の進捗状況を中心に、多くの議員が質問した。

本会議第五日の九月二九日に、畠中議員は核テナントの公募の予定について質問したが、それに対して葉山峻

市長は、東京、名古屋、大阪の都心型一流百貨店一三店に対して前年一〇月から照会してきた結果、ようやく九月三〇日から一〇月五日までの間に公募を行う運びとなり、一〇月中旬には決定して、五二年一〇月一日前後には再開発ビルをオープンする予定であると答弁した。このことと関連して、田中議員は、核テナントの売り場面積を取り上げて質問し、また山本議員は、再開発ビルのオープンが当初予定した五二年四月より延びたことに伴う地元権利者への補償について質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、売り場面積の見通しが立たなかったことが、公募が遅れた理由の一つだが、商店会連合会との精力的な協議の結果、権利者が百貨店に賃貸する面積分も含めて売り場面積を一万七二二〇平方メートルとすることで合意が得られ、公募の条件が整ったと答弁した。また、補償については、公共事業として進めている事業だが、一般会計の負担は極力避け、再開発事業の特別会計で補償する考えであると答弁した。さらに、本会議第六日の九月三〇日は公募開始日にあたり、そのため桜井議員が当日分の募集状況を尋ねたが、それに対して大林建設局長は、申込書の書類を受け取りに来たのが、小田急、京王、高島屋の三社で、ほかに電話での問い合わせが二件あり、まだ申し込みは受理していないと答えた。

また、工事の進捗状況については、畠中、内田（松）両議員が取り上げ、再開発ビルと密接に関連する国鉄駅舎の改築、両者を接続するデッキの築造、駅前人工広場の造成工事それぞれの今後の完成見通しを質問した。それに対して葉山峻市長と大林建設局長は、五二年一〇月の再開発ビルのオープンに合わせて、ビルと現駅舎を接続する部分についてはデッキを完成させ、その時点で駅前人工広場予定地の権利者がビルに入居するため、それから広場の造成と広場全体にかかるデッキの築造に着手するが、この工事の完成は、駅舎改築後の供用開始が五三年四月に予定されているため、それに合わせて実現させる見通しであると答弁した。また、長谷川議員は、再

開発事業に伴う工事の間、歩行者、特に身体障害者の交通対策に問題はないかと質問したが、これに対して倉持利三都市整備部長は、工事関係者に安全対策を指導することで対処したいと答弁した。

このほかに桜井議員は、地元の中小小売店対策を取り上げ、全国や県内の商業動向の特徴を詳しく指摘したうえで、個人消費支出が低迷している現在では、核テナントとなる大型店の導入によって地元小売店の売り上げが減少するのではないか、また核テナント自体についても、大船、茅ヶ崎などの近隣都市に大型店進出の傾向が見られるなかで、他市からの流入購買力を従前の市の説明どおりに見込むことは不可能ではないかと質問した。それに対して山崎英三郎市民局長は、核テナントとなる都心型一流百貨店の商品構成は買い廻り品が中心で、地元の中小小売店や近隣都市の大型店とは異なるため競合することは少ないが、各種の商工施策を進めることで、地元業者の売り上げに影響を及ぼさないように一層の努力をしたいと答弁した。

以上の答弁を通じて、市長をはじめとして理事者は、地元関係者や一流百貨店などとの間の人的な調整面でも、再開発ビルなどの工事の物的な整備面でも、さらにまた保留床の売却や補助金の確保などの資金の調達面でも、万全の体制で事業を推進していることを説明し、当面、最も重要な核テナントの公募も、条件が揃った以上は必ず申し込みを受理できると信念を表明した。

**ごみ問題**　宮地、西条両議員は、大量生産、大量消費に伴うごみの量的な増加だけではなく、プラスチックごみや、PCB（ポリ塩化ビフェニール）、水銀等の有害廃棄物の増加に示されているように、ごみ処理が質的な面でも看過できない問題となっていることを指摘したうえで、ごみの収集から最終処理に至る各段階で発生する問題や、問題解決のための市民意識の啓発と市民参加の方策について、多面的な質問を行った。

まずごみの収集については、①分別収集を住民の自主性に任せて行っているが、ごみの資源化・減量化や処理

**各家庭から出された粗大ごみの山**（鵠沼原町内会）

経費の節減のために、将来は全市的な規模で分別収集を行う構想はないか。②ポリ容器でごみを出す方法を取っているが、紙袋を用いていないのは県内一九市でも藤沢市と横浜市の一部だけであり、方法を変える必要はないか。③収集作業の際に、現場の職員がごみに混入している剃刀の刃やガラス類で外傷を負ったり、スプレー缶の爆発などで火傷や有害ガスの吸入といった被害を受ける事故が多く発生しているが、労務管理上の手落ちや研究不足はないかと質問した。これに対して青木正幸生活環境部長は、①現在自主的に分別収集を行っているのは、自治会等の約二〇団体であるが、本年七月には、市民・現場職員・理事者・オブザーバー参加の回収業者から構成される市民ごみ会議が発足しており、市民の理解と協力が深まるなかで、自主的な分別収集の輪が広がることを期待したい。②長後と辻堂の一部を紙袋収集のモデル地区にしているが、オイル・ショック後の紙袋の高騰や使い捨ての是非といった問題もあり、今後二つの収集方法の長短を研究しながら、モデル地区の拡大などで対処したい。③前年度の労働災害一三件のうち、職員が危険物に触れて発生した事故は四件であるが、現在ほぼ週一回開いている職場委員会を通じて、安全管理の徹底を一層推し進め、事故防止のための対策を講じていきたいと答弁した。

次にごみの処理については、①処理場でごみを選別する際に、段ボールや金属・ガラス類などの有価物だけで

はなく、プラスチックや各種の有害物質をどのように取り扱っているか。②市が導入しようとしている大型破砕機の種別、処理能力や、稼動の際に生じる第二次公害の対策はどうなっているか、また、機種の選定にあたっては、学者、議会代表、市民代表の意見も聞く必要があるのではないか。③処理場周辺の住民から苦情の声が出始めているが、迷惑施設については、市民が迷惑を公平に負担するように配慮する必要があり、その点で今後の処理場計画はどうなっているか。④首都圏のある産業廃棄物処理業者が、今後の埋立予定地として藤沢市周辺地域を考慮していると発言しているが、そうした動向を監視する体制はできているかと質問した。これに対して青木生活環境部長は、①最終処分地である石名坂埋立地での選別作業で、大部分の有害物質は抜き取っており、テレビ受像機に含まれるＰＣＢは電機メーカーに返却しているが、プラスチックについては、今後流通経路が確立した時点で、売却して資源化を図れるように方策を検討したい。②の破砕機導入と③の処理場計画の問題は密接に関連しており、七月から庁内で職員のプロジェクトチームを結成して鋭意検討を進めてきているが、一年前から研究してきた藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の二市一町で広域処理を行う計画は、茅ヶ崎市が破砕機の導入を単独で決定したため実現が困難な現状であり、当面の対策として石名坂埋立地を継続利用するため、九月二九日に石名坂地区の住民全世帯との間で、向こう三年間の利用延長の覚え書きを更新した。④産業廃棄物の埋立処分地が市内に設けられることは非常に大きな問題で、その許可権者は県であるが、保健所を通じて市の意向を問う副申書の要請が来るため、その時点で十分監視することができると答弁した。

また、西条議員は、ごみ問題に関する市民意識の啓発活動が不十分であり、市民ごみ会議の推進体制も一層強化する必要があるのではないかと質問したが、それに対して青木生活環境部長は、今後は広報活動に十分取り組み、また、市民ごみ会議等を通じた市民参加の下で小学生用の副読本の作成などの計画を実行したいと答弁した。

### 心身障害児教育

学齢期にある心身障害児の未就学という事態を解消するために、文部省が五四年度から養護学校を義務教育化する計画を進めていたため、西条、山本両議員は、そのことに関連する質問を行った。

西条議員は、藤沢市における心身障害児の学校教育施策の推移を整理し、特に肢体不自由児の場合は、軽度中心主義と県への依存という点に特徴が見られることを指摘したうえで、藤沢市でも、座間市のひまわり学級などの先進的な事例に学んで、肢体不自由児童・生徒の学級を設置する必要があるのではないか。また、今まで設置できなかった理由は何かと質問した。それに対して丸山教育長は、法制度上の原則は、重度障害児は府県で、軽度障害児は市町村で対処するということになっており、また今日まで、財源面等の複合的な理由で学級を設置することができなかったが、太陽の家の学習室を利用する方法などによって、肢体不自由児に対する取り組みを一層充実させていきたいと答えた。

また、山本議員は、精神薄弱児童・生徒を対象とする白浜養護学校の問題を取り上げて、太陽の家との施設面での格差を指摘し、廊下の段差の解消やコピー機の導入などを要望したうえで、①五四年度からの義務教育化にどのように対応していくか。②五二年度に六会に開設する予定の県立養護学校との関係はどうなるか。③一般の児童・生徒との交流を図る必要はないかと質問した。これに対して丸山教育長は、①義務教育化については、藤沢市の特殊教育協議会に就学指導委員会を設けて対応策を検討している。②県と市との話し合いのなかで二つの養護学校が両立する方向を目指しているが、県立養護学校には、白浜養護学校にはない高等部を設けるように、ひきつづき県に対して要望していきたい。③現在は、年一回の小学校の音楽会に白浜養護学校から参加することによって交流を図っているが、今後も養護学校教職員と協議して交流方法等を検討したいと答弁した。

## 緊急動議

本会議最終日の一般質問で、田中議員は土地政策全般に関する質問を行い、そのなかで、①辻堂駅北口広場の整備に伴う代替地として取得した辻堂神台の一区画を、創価学会に対して取得価格以下で処分しているが、宗教団体に対する公金の支出を禁じた憲法第八九条に照らして問題が生じるのではないか。②鵠沼桜が岡の秩父公園の用地買収に関連して、鎌倉市在住の業者が詐欺容疑で起訴される事件が発生したが、この事件に神奈川県選出の片岡勝治参議院議員（社会党）が関与していた疑いがあり、用地買収の経過を明らかにするべきではないかと質問した。これに対して山本篤三郎企画調整局長、入内島寛次経済緑政部長、宮代広三郎土地開発経営公社担当理事は、①創価学会には適正な時価で処分しており問題はないが、取得から処分までの間に発生した利子や事務費のために損失が生じた。②議会の議決に基づいて五〇年一一月四日から土地開発公社と土地所有者の間で交渉を開始し、一二月一一日に契約が成立したが、片岡参議院議員からは、公園の設置に関する市の意向について電話で問い合わせがあったと答弁した。

田中議員の質問後、地方自治法第一二九条や第一三二条との関連で、桝居祐三議員（社会党）が速記録の照会を求めたのに対して、高山年正議員（市政刷新）は過去の判例を引用しながら問題がないことを主張し、また、大山正雄議員（共産党）は、右の二つの問題を解明するために改めて臨時議会を召集し、地方自治法第一〇〇条に基づく特別委員会を設けて調査を行うことを求める動議を提出した。この動議は、所定の数の賛成者を得たため成立し、田中議員に対する答弁の後に議事日程に追加するための採決を行ったが、当日は市政刷新議員団に一人の欠席者がいたことが影響して可否同数となり、古谷議長の裁決によって議題とすることは否決された。

### 副議長の選挙

本会議最終日に予定の議事日程を終えたのち、加藤三郎副議長（市政刷新）は、一身上の都合から副議長を辞職することを願い出た。議会は辞職を許可し、古谷正一議長の指名推選によって、加藤照議員（市政刷新）が新たに副議長に当選した。加藤照副議長は登壇してあいさつし、良好な議会運営のために議長の補佐役として精進する所信を表明した。

## 四　昭和五一年一二月定例会（一二月七日～一二月二三日）

一二月定例会は、当初は一二月七日から二四日までを会期と定めたが、二三日までの一七日間で予定されたすべての日程を終了したため、会期を一日間残して閉会となり、その間、工事請負契約の変更（藤沢駅北口市街地再開発事業施設建築物新設工事ほか三件）、一般職員の給与条例の一部改正、五一年度一般会計補正予算（第六号）、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任、「中小企業事業分野確保に関する要望決議」等の議案二二件、請願一一件、五〇年度一般会計および特別会計の決算認定一〇件、専決処分等の報告三件が上程された。

本会議は、一二月七日、九日、二二日、二三日の四日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件が上程され、所管の委員会からの報告後に採決した。次に議案一九件、決算認定一〇件、報告三件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の同議案一九件について質疑を行い、そのうち七件は討論ののちに採決し、一二件は各所管の委員会に付託した。次に決算認定一〇件は、質疑ののち決算特別委員会を設置して審査を付託した。また、報告三件は、この日の質疑で報告を終了した。さらに請願七件が上程さ

れ、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案一二件と、継続審査中の三件を含む、請願七件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に、決算認定一〇件について、決算特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、人事議案二件が上程され、提案理由を説明したのちに、ただちに採決した。さらに、この日から一般質問が始まり、第四日もひきつづき行われた。第四日は、一般質問の終了後、要望決議の議案一件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認、可決、同意し、決算もすべて認定した。そのうち人事議案については、教育委員会委員に馬飼野正治氏を任命することと、固定資産評価審査委員会委員に神山才一、小塚吉郎の両氏をそれぞれ選任することに同意した。また請願は六件を採択し、一件を不採択とし、二件を継続審査としたほか二件の取り下げを承認した。

## 昭和五〇年度決算の審議

五〇年度一般会計および北部第一土地区画整理事業費特別会計ほか八特別会計の決算の認定は、本会議第一日に一括して上程された。決算額は、一般会計では、歳入が二六〇億三二二八万円、歳出が二四四億八一一八万円、特別会計では、歳入が一六九億七九四四万円、歳出が一九八億五九三八万円で、歳出決算額を前年度と比較すると、一般会計は一一〇・八パーセント、特別会計は一四一・〇パーセントであった。当日、葉山峻市長は、①ささえあう市民福祉の増進、②教育施設の充実と市民文化の創造、③住みよい生活環境の整備、④市民生活の防衛と中小企業・農業の育成という四つの施策目標に即して、五〇年度の主要事業の成果の概要を説明した。二日後の本会議第二日には、決算特別委員会を設置して審査を付託することとし、古谷正一議長の指名により一五

人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新七人、社会党三人、公明党二人、市民革新一人、民社クラブ一人、共産党一人であった。同委員会は当日会議を開き、委員長に平川正雄委員（市政刷新）、副委員長に古郡民雄委員（社会党）を互選により選出した。

委員会の審査は、一二月一〇日、一一日、一三日、一四日の四日間にわたって行われた。最初の三日間は、一般会計歳出決算の各費目、歳入決算、特別会計を逐次審査し、超過負担の解消、公債費比率の現状、債務負担行為と公社の運営状況といった財政全般にかかわる問題のほかに、市長交際費の内容、大型店対策、美ケ原市民休暇村の経営、白浜養護学校と太陽の家の格差解消と相互の連携、学校管理費の父母負担の解消といった個別の問題について、活発な質疑を行った。委員会の審査最終日の討論では、共産党議員団が競輪事業費特別会計決算（認定第九号）に反対討論を行ったほかは、いずれの会派も各決算に賛成討論を行い、採決の結果、認定第九号は賛成多数により、その他の決算は全員異議なく認定すべきものと決定した。

本会議第三日に、平川委員長は右の審査経過と結果を報告し、委員会の要望事項として一三項目を明らかにしたが、その内容は、財政面では、超過負担の解消や税源再配分を実現するための国に対する働き掛け、財政構造の弾力性の保持、市民に対する補助金、助成金、興業公社に対する貸付金、補助金のありかたの再検討等であり、施策面では、職員の適正配置、住民参加の下での新総合計画の策定、太陽の家の効率的な運営、高齢者対策の推進、埋め立て用地の確保等の粗大ごみ対策の強化、市内商工業者に対する融資制度や農家の保護育成施策の充実、義務教育施設の整備等であった。つづいて、質疑は省略したうえで、大山正雄（共産党）、三堀義一（市政刷新）、黒江貞子（社会党）、広谷甲二（公明党）、内田松男（民社クラブ）、山本幸男（市民革新）の各議員がそれぞれの会派を代表して討論を行った。

討論では、各議員とも共通して五〇年度決算を総括し、不況とインフレーションが同時進行するなかでの困難な財政事情のもとで、藤沢市が行財政緊急対策本部を設置し、財源の拡充と経費の節減に努めて健全財政を堅持したことや、それと同時に、福祉・教育・生活環境の改善等の面で積極的な施策を実施したことを高く評価した。そのうえで、委員会の要望事項一三項目のほかに、各会派それぞれの要望事項として、職員や市民も参加する自主財源確保のための行財政研究会の設置、大型店対策等のための中小企業基本問題協議会の早期開催（以上、大山議員）、交通安全施設の整備、美ヶ原市民休暇村の運営の再検討、遊休資産の処分による財源確保と金利負担の解消（以上、三堀議員）、市民対話集会の事前の周知徹底、職員の海外研修の機会の確保、幼児問題研究会の答申を踏まえた障害幼児対策の推進（以上、黒江議員）、自治会に所属していない市民に対する広報の配布方法の検討、中小零細企業の未組織労働者に対する配慮、休日夜間救急医療体制の確立（以上、広谷議員）、市役所の事務処理の合理化と機構の改善、河川浄化と公害対策の推進、火災や地震などの災害に対する防災体制の確立と市民組織の拡大（以上、内田議員）、コミュニティーづくりの場である地域市民の家の増設と整備拡充、県立高校の誘致と私立高校入学者への助成、市民の自主的文化活動の援助（以上、山本議員）等を要望した。代表討論の終了後に採決を行い、その結果、認定第九号は起立多数により、その他の決算は全員異議なく、認定することに決定した。

## 北口再開発ビルの核テナント公募経過と今後の対応策

藤沢市では九月三〇日から一〇月五日まで核テナントの公募を行ったが、その間に正式の応募店が皆無であったため、本定例会の開催に先立つ一一月二六日に藤沢駅北口整備特別委員会を開催し、理事者が経過説明を行っ

た。

理事者は、事前の想定どおりに公募で核テナントを確定することはできなかったが、横浜高島屋が非公式に出店の意向を示しているので、今後は同店と随意契約の形で事業を進めたいと説明したうえで、高島屋の側から出店の条件として、①権利者の店の配置、②売り場面積の確保、③地元の受け入れ体制の整備の三点について要望が出ていることを明らかにした。さらに委員との質疑応答のなかで、①は一部を除いて調整済みであり、当初二、三階に配置される予定であった二二店舗は一階に移して、その後に核テナントが入り、一階に予定されたパチンコ店は権利を存置してビル外に出ることで合意したこと。②は一一月一四日に商業活動調整協議会懇談会が開催され、一万七二二〇平方メートルを売り場面積の目安とすることで合意が得られたが、出店者が出席しなかったために、大規模小売店舗法第五条に基づいて正式決定とはならなかったこと。③は地元のさいか屋、江ノ電、十字屋、志澤の四百貨店などが核テナントの進出に反対しており、なかでも、さいか屋の反対が強力であるため調整中であることを明らかにした。このほかに委員から、核テナントの件については議会で再三質問を行ってきたが、高島屋の名前を理事者が公式の場で明らかにしたのは今回がはじめてであるので、今日までの交渉経過を説明すべきだという質問が出された。それに対して理事者は、核テナントは公募が原則であったので名前を示さなかったと断ったうえで、再開発事業の当初から高島屋ストアが権利者として計画に参画していたことは事実であり、権利者全体の意向を尊重して対象が絞られてきたと答弁した。

他方、この時期、核テナントの決定をめぐっては、議会の外でもさまざまな動きが表面化した。地元の既存四百貨店は一二月九日に市長あての要望書を提出し、再開発ビル利用計画の白紙還元を求めたが、葉山市長は一二月一三日に回答書を手渡し、今日までの経緯から白紙還元は不可能であり、都心型一流百貨店との共存共栄策を

講じるように各店が努力することを期待すると答えた。一二月一五日には、藤沢市内商業労働者連絡協議会に加盟する四百貨店の労働組合と百貨店の出入り業者ら約一〇〇〇人が参加して、大型店誘致反対総決起集会を開催し、高島屋の誘致は商業労働者の生活権を奪うものだと訴えた。一二月二一日には、午前と午後にわたって、高島屋の誘致に反対する側と賛成する側の両派が藤沢駅駅頭で市民集会を開催した。午前中に行われた反対派の集会には、四百貨店の労使双方、出入り業者、民主商工会など約五〇〇人が参加し、当日、藤沢の商業秩序を守る会を発足させて運動の態勢を整えた。それに対して、午後行われた賛成派集会には、主催者である藤沢駅北口再開発事業促進市民の会と藤沢駅北口再開発協議会を中心に約七〇〇人が参加し、葉山市長も出席してあいさつを行ったほか、事業の早期完成と高島屋側の出店の決断を強く求める決議を採択して、市民の間での意識の喚起を図った。

本会議では、翌二二日の一般質問で平本昇策議員(市政刷新)が公募に関連する問題を取り上げ、地元関係者や市民の動向にも触れながら多面的な質問を行った。その内容は、①随意契約で進めることに法的な面での問題はないか。②さいか屋を中心に強まっている高島屋誘致反対運動にどう対処するか。③店舗配置の調整や事業の遅滞に伴う権利者の補償の現状はどうなっているか。④核テナント導入後の市内の大型店の売り場面積は、他市との比較で妥当といえるか。⑤権利者の補償や市債の金利が新たな負担として生じており、また、核テナントに保留床の処分価格を引き下げられる恐れがあるなど、資金調達の面で問題はないか。⑥藤沢駅の橋上駅舎完成後の供用開始は五三年四月の予定となっているが、最近の国鉄関係者の発言から判断して一年程度は遅れるのではないかといった点を問うもので、平本議員は、これらの質問を通じて、公募に応じた百貨店が皆無だったことに対する市長の政治責任を厳しく追求した。

これに対して葉山市長は、高島屋の飯田社長や、さいか屋の岡本社長との具体的な交渉経過を明らかにしたうえで、①法律上の原則に照らして再公募も考慮したが、事業を進めるうえでは随意契約の方が有利であり、また、手続き上の違法性もまったくない。②権利者の間には、さいか屋に駅前広場や地下道の利用を認めないように求める要望もあり、今後もさいか屋などに対して理解と協力を得られるように努力するが、場合によっては重大な決意をせざるを得ない。③現時点では三店舗を除いて調整済みであり、また、休業などの補償は五二年四月分まで済んでいるため、今後は五月以降の分について責任をもって対処したい。④売り場面積あたりの人口を他市と比較すると、藤沢市の数値は低いが、近隣他都市を含めて考えると潜在的な購買力は高い。⑤資金面では、財政事情の悪化している県からの補助金を確保することが最大の問題で、現在折衝を進めているところであり、また、保留床処分については、支払い条件で交渉の余地はあるにしても、価格を引き下げることは考えていない。⑥駅舎改築は、予定どおり着工することを国鉄側から確認しており、竣工もほぼ予定どおりの見通しであると答弁した。

右の答弁後、平本議員は再質問に立ち、一二月一〇日付の『日本繊維新聞』では、高島屋の河合取締役が藤沢市に対して出店を断念したことを正式に伝えたと報道していることを紹介したうえで、公募によって核テナントを決定できなかったのは、市当局の見通しが楽観的すぎたためではないかと質問した。答弁に立った葉山市長は、報道された事実関係を否定すると同時に、議会では三八年以来一貫して再開発事業を促進する立場で議論を重ねてきた筈であり、平本議員の質問の趣旨は理解に苦しむものであると答えた。平本議員の一般質問は二二日で終了したが、市長との質疑応答では両者の緊張が高まったため、翌二三日の本会議冒頭に葉山市長が発言に立ち、回答の一部に誤解を招く点があったことを遺憾として議会の了解を求めた。

なお、本定例会で上程された議案第六〇号工事請負契約の変更は、再開発ビルのオープンが当初予定された五二年四月から一〇月に延期されたことなどに伴い、建物本体および付属設備工事の工期をそれに合わせて延伸するもので、本会議第二日に全員異議なく原案のとおり可決した。

一般質問

今回の一般質問は本会議第三日と第四日にわたって行われ、右に一部紹介した平本議員のほかに、渡辺光男、田中和子、落合四郎（以上、市政刷新）、五十嵐紀子（社会党）、松山三之助、斉間壽久（以上、公明党）、西条節子（市民革新）、大山正雄（共産党）の八議員が質問に立った。

**昭和五二年度の予算編成方針**　五二年度予算については、各議員から個別の施策に即した数多くの質問が提起されたが、そのなかで西条議員は、困難な財政事情の下でこそ最重点施策の選択に市民参加を生かし、市民の理解が得られやすい予算編成を行うべきであると指摘したうえで、五二年度予算では何を重点施策とするのかと質問した。それに対して葉山市長は、市長二期目の施策目標として、健康、環境、創造の三目標を掲げているが、五二年度は、教育・福祉・都市整備を重点施策とし、なかでも生活道路や下水道などの生活環境の整備と、北口再開発事業の推進に向かって努力したいと答弁した。

また、松山議員は、予算や財政計画の策定のしかた自体を問題として取り上げて、単年度収支の均衡を目的とするのではなく、長期的な変動に耐え得る弾力的な財政計画を策定することが必要であると指摘した。そのうえで五一年度予算を例に取り、当初は財源難を訴えていたにもかかわらず、本定例会では一三億四四八〇万円の補正予算を組み、その歳入内訳で市税等の一般財源が一二億五一〇八万円を占めているのは、財政計画の策定方法

に問題があるからではないか、五二年度の予算編成にあたってどのように財政計画を立てるのかと質問した。それに対して山本篤三郎企画調整局長は、財政計画は政府の経済成長率の予測数値をもとに策定する以外にないが、その予測数値が現実と一致しないことが多いために、長期的な計画を立てることが困難になっていると述べたうえで、予算編成時に財源難を強調するのは、藤沢市の急激な都市化のなかで、都市基盤の整備、福祉や教育の充実といった膨大な財政需要が生じていることが根本的な要因であり、本市の財政力は相対的には豊かだが、財源難が恒常化しているのが実態であると答弁した。

さらに渡辺議員は、市当局は、五二年度の市税収入の伸び率を本年度より一パーセント少ない九パーセントと推定しているが、その根拠はなにか、また、国や県からの個別補助金も多くを望めないなかで、義務的経費をどの程度に抑える方針かと質問した。これに対して山本企画調整局長は、本年度は、五〇年に土地の譲渡益にかかる所得税の税制改正に備えた駆け込み譲渡が急増し、それによる市民税の増収を見込むことができたが、来年度は、そうした例外的な要因が期待できないために、市税の伸び率を本年度より低く見積もったもので、また、義務的経費については、本年度のように対前年度比九〇パーセントで抑えることは、物価や公共料金の値上がりから困難であるが、内部努力が可能な費用は据え置きにしたいと答弁した。

**福祉教育**　五十嵐議員は、低所得世帯に対する貸付金制度、障害幼児の保育と進学に関する質問と並んで、福祉教育の問題を取り上げ、今日では福祉事業従事者の養成にとどまらず、一般市民の社会福祉に対する理解を高めることにも福祉教育の目的があると指摘したうえで、福祉教育の場としては学校教育と社会教育の二つが大きな役割を担っているが、今後藤沢市では二つの場を通じていかなる取り組み方をするかと質問した。それに対して丸山一雄教育長は、学校教育では、高浜中学校と御所見中学校の二校が県の社会福祉研究普及

校として指定を受け、二カ年継続で活動を進めるなど福祉教育の普及を図っており、また、社会教育では、今後市内九つの公民館を活用し、市民の自発的な活動に対して行政側からも必要な援助策を講じていきたいと答弁した。さらに丸山教育長は、個人的な見解と断ったうえで、社会がどのように進歩しても障害をもって生まれる人が必ずいる以上、障害者の家庭だけではなく、社会が全体として問題を受け止めていく姿勢が何よりも重要であると述べた。五十嵐議員は教育長の見解を積極的に評価し、それを今後の福祉教育の進展に生かすように要望した。

東部下水処理場の建設反対で住民がデモ（市役所）

**下水処理場問題**

大山議員は、大清水地区に建設が予定されている下水処理場の問題を取り上げ、今後の事業の進展を図るためには、地域住民との話し合いを精力的に行っていく必要があり、そのためには住民側と市側が参加する正式な協議機関を設けるべきではないかと質問した。

この問題については、大清水地区下水処理場建設反対協議会の陳情（陳情第一三号）を八月一一日に受理し、都市建設常任委員会では、九月三日と二〇日の審査で結論保留、一二月一八日の審査で趣旨不了承とした経緯があった。審査の際、理事者は、九月に開かれた委員会では、①従来からの流域下水道計画は断念し、今後は各市ごとの公共下水道方式で事業を進める。②処理場については公害を出さない計画を策定すると説明していた。また、一二月に開かれた委員会では、下

水道計画の概要を示したうえで、①大清水地区以外に適地がないために、反対協議会の白紙撤回の要求には応じられない。②大清水地区を選定したのは、自然流下を利用するという基本方針や、同地区が市街地ではなく空き地が豊富にあるといった条件を考慮したうえでのことである。③反対派住民に対しては、今後話し合いを重ねるなかで理解を得ていきたいと説明していた。

大山議員の一般質問に対しては葉山市長が答弁に立ち、計画の白紙還元はとうてい不可能だと述べると同時に、住民の理解と納得のもとで事業を進めていく意向を表明し、一二月二〇日に労働会館で行われた話し合いでは、地元住民の理解を深めることができたという印象を受けたと答弁した。

一般質問の終了後、古谷議長と葉山市長は、それぞれ閉会にあたってのあいさつを述べた。古谷議長は、インフレーションと不況の同時進行という厳しい現実に直面しながら、各議員の協力で議会を円滑に運営できたことに感謝の意を表わし、また、二期目に入った葉山市政が決断と実行力を随所に示したことに敬意を表した。それと同時に、藤沢駅北口再開発事業や五二年四月開校が延期された川名方面小学校の建設問題など、今後解決しなければならない問題も山積していると戒め、理事者とともに市民福祉の増進に向かって努力する所存であると決意を表明した。

## 五　昭和五二年二月臨時会（二月七日～二月八日）

一二月定例会の終了後、藤沢駅北口再開発事業は、核テナントの導入をめぐる問題で重大な局面を迎えた。五一年一二月二四日に、高島屋は再開発ビルに出店するため、大規模小売店舗法に基づいて藤沢商工会議所の商業活動調整協議会に予備審査を申請し、必要な書類を提出した。そこで商業活動調整協議会は、一二月二八日に第

一回会合を開いて出店理由や計画内容を協議し、また、三〇日午後の第二回会合では、高島屋の出店を認めると同時に、①開店日を五二年一〇月一日とすること、②売場面積を一万七二二〇平方メートルとすることを決定した。ところがこの間に、高島屋は翻意して出店を辞退する意向を固め、年明けの五二年一月五日に、葉山市長と商業活動調整協議会は、高島屋からその旨の文書を受理した。そこで商業活動調整協議会は一月七日に第三回会合を開き、この件の審議を打ち切ることを決定した。こうした経過を踏まえ、市政刷新議員団は一月一八日に団会議を開いて協議し、所属議員二〇人の連署で、真相究明のために臨時市議会を召集することを市長に請求した。

二月臨時会は、右の請求に基づいて二月七日に召集された。当日は、会期を一日間と定めて、財産の取得（湘南台小学校屋内運動場）の議案一件と、北口市街地再開発事業のその後の経過に関する報告一件が上程された。本会議では、まず議案一件を全員異議なく原案のとおり可決し、つづいて葉山峻市長が高島屋の出店辞退経過について報告を行った。それに対して、平本昇策、桜井郁三、渡辺光男、番場定孝（以上、市政刷新）、桝居祐三、矢島豊海（以上、社会党）、畠中一雄、広谷甲二（以上、公明党）、津田萬次郎（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、大山正雄（共産党）の一一議員が各会派を代表して質問に立ち、事実経過の究明と今後の方策を中心に審議を進めた。議会の審議に寄せる市民の関心も高く、当日、傍聴席は満席となり、議場外で傍聴する市民もいたほどであった。

葉山市長は、答弁のなかで、困難な事態を招いたことについて謝意を表明すると同時に、二月一日に市長自身を本部長として北口市街地再開発事業推進対策本部を設置しており、今後とも高島屋を誘致するために努力する方針であると述べた。他方、また理事者の説明のなかで、高島屋が急遽申請を取り下げたことに関連して、次の

ような事実が明らかにされた。高島屋は、藤沢市に対して五一年一二月二三日付の文書で、①既存四百貨店をはじめとする地元の出店反対の姿勢を解消させること、②一二月二八日までに商業活動調整協議会の決定を取り付けることなどを要請し、これらの条件が満たされない場合には、出店を辞退する権利を留保すると申し伝えていた。それに対して、藤沢市も一二月二四日付で念書を高島屋に送付し、これらの条件を受け入れると約束していた。その後、高島屋は、条件が満たされなかったことを理由に、一二月二九日の役員会で出店辞退を決定し、翌三〇日の午前に文書を持参して藤沢市役所を訪問したが、葉山市長は、市役所は二八日で御用納めになっているとして、この文書を受理しなかった。

市政刷新議員団は、これらの点を踏まえ、高島屋の出店辞退には相当の根拠があり、また、一二月三〇日の午前に出店辞退を知りながら、午後に商業活動調整協議会を開催させたのは欺瞞であると述べて、市長の政治責任を厳しく追求した。さらに事実関係を勘案すると、高島屋の誘致は現時点では事実上不可能であると指摘したうえで、市長がなお誘致に期待をかける根拠は何か、推進対策本部を設置したのは、むしろ方向転換を図るためではないか、また、交渉を続けるにしても期限を設ける必要があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長は、今日までの高島屋との折衝のなかで、さいか屋をはじめとする既存四百貨店の反対さえなければ出店にはなんら支障がないことを再三確認しているので、今後高島屋との交渉を継続するとともに、推進対策本部を基盤にして地元の反対意見の説得にあたる方針であるが、五二年一〇月一日のビルオープンに間に合わせるためには、二月末が高島屋との交渉の期限になると答弁した。

他方、与党会派は、理事者の議会での経過説明が遅れたことを批判しながらも、今日の困難な事態を招いた主な要因は、都市再開発事業の法制度面における未整備などにあると指摘して、市長の努力を積極的に評価する姿

勢を示した。また、高島屋を核テナントとして誘致するためには、議会としても意思表明の決議を行うべきだと意見を述べたうえで、この際、市長も議会に対して率直に協力を求めるべきではないかと質問した。それに対して葉山市長は、事業を推進するためには、市民やその代表である議会の協力が必要不可欠であり、議会の決議によって藤沢二七万市民の意思が内外に表示されることになると答弁した。

審議は、七日午後一時から深夜にまで及んだため、会期を一日間延長することに決定し、その間、本会議を数度中断して、右の決議案をまとめるために会派間の折衝を続けた。しかし、与党会派内でも核テナント抜きの方策を検討すべきだとする意見が出るなど調整は難航し、結局決議案は成案を見るにはいたらなかった。そのため八日の午前二時四〇分に開かれた本会議で、古谷正一議長は北口再開発事業に関する報告が終了したことを宣告し、これをもって二月臨時会は閉会した。

## 六　昭和五二年二月定例会（二月二八日〜三月二四日）

二月定例会は、二月二八日から三月二四日までの二五日間の会期で開かれ、財産の取得五件、非常勤職員の報酬等に関する条例および一般職員の給与条例の一部改正、五一年度一般会計補正予算（第七号）および特別会計補正予算一一件、五二年度一般会計および特別会計の予算一五件、公平委員会委員・監査委員・損害評価会委員の選任等の議案五一件、請願七件、専決処分の報告二件が上程された。

本会議は、二月二八日、三月二日、九日、一〇日、一一日、一四日、二四日の七日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件が上程され、所管の委員会からの報告ののちに採決した。次に予算関連議案二二件を含む議案四八件と報告二件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案の

うち予算関連議案を除いた議案二六件について質疑を行い、そのうち五件は討論ののちに採決し、二一件は各所管の委員会に付託した。つづいて報告二件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願五件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案二一件と、継続審査中の一件を含む請願六件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に予算関連議案二二件について、この日から各会派による代表質問が始まった。第四日、第五日も、ひきつづいて代表質問を行い、第六日に、予算等特別委員会を設置して、予算関連議案を付託した。第七日は、予算等特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、人事議案三件が上程され、提案理由を説明したのちに採決した。審議の結果、本定例会では提案された全議案を原案のとおり可決・同意し、そのうち人事議案については、公平委員会委員に小野孝一氏、監査委員に川上久次氏、損害評価会委員に安斉次郎氏ほか一七人を選任することに同意した。また請願は、二件を採択し、一件を不採択とし、四件を継続審査とすることに決定した。

### 美ケ原市民休暇村ふじさわ山荘の取得

市民休暇村のふじさわ山荘は、市生活経済公社が、四九年度に市の債務保証によって立て替え施行した施設であるが、今回上程された財産の取得（議案第八二号）は、市がそれを買い戻す内容の議案で、取得の時期は五二年三月三一日、方法は七年割賦によることになっていた。本議案の質疑は、本会議第二日に行われ、高山年正（市政刷新）、松山三之助（公明党）の両議員が質問した。

両議員は、財産分類上の問題を取り上げて、ふじさわ山荘が地方自治法第二四四条に規定する公の施設に該当

する以上は、行政財産として扱うのが当然であると指摘したうえで、普通財産として取得するのは条例や規則に縛られずに運営するためと考えられるが、そのことが結局は議会軽視につながるのではないか、また、これと同じ性格の市民会館サービスセンターの場合は、公の施設として条例に基づいて使用料を徴収しており、今回の取得のしかたが先例となって将来に禍根を残すことにはならないかと質問した。これに対して山本篤三郎企画調整局長と入内島寛次経済緑政部長は、財務会計制度上の制約などによって市民の利用に支障を招かないように、普通財産として取得して生活経済公社に運営を委託するもので、公社からの報告などによって議会や市長の監視は十分可能であり、逆に行政財産とした場合には、市の職員を配置することが必要になるため、財政面で市が過大な負担を負うことになると答弁した。また、法制度面の問題については、地方自治法制定時と現在では行政の内容が大きく異なっており、弾力的な運用を図ることが必要で、自治省に照会した結果、行政財産としなくても差し支えないという回答を得ていると答弁した。

さらに高山議員は、ふじさわ山荘が遠隔地にあり、通年で利用できないことを指摘したうえで、そうした施設に対して、今後は取得費以外にも、毎年二〇〇〇万円近い維持経費を市の一般会計で負担していかなければならず、現在の財政事情や行政効果から判断して、払い下げなどの抜本的な対策を考える必要があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長は、施設の設置にあたっては、姉妹都市である松本市の便宜を受けた経緯があり、また、付近の豊かな自然環境には利用者も満足しているため、今後とも市民に親しまれる施設として運営していきたいと答弁した。

質疑の終了後、本議案は総務企画常任委員会に付託され、委員会でも財産分類上の問題を中心に審査したが、本会議第三日に、委員会の決定どおり、全員異議なく原案のとおり可決した。

### 昭和五二年度予算の審議

五二年度予算一五件（議案第一一四号〜第一二八号）と関連議案七件（議案第八七号、第八八号、第九〇号、第九五号、第九七号、第九八号、第一〇二号）は、本会議第一日に上程され、当日、理事者が提案理由を説明した。予算の規模は、一般会計が三〇三億三八〇〇万円、特別会計が三四七億二九八五万五〇〇〇円、合計が六五〇億六七八五万五〇〇〇円で、骨格予算で組まれた前年度当初予算と比較すると、一般会計は一二七・〇パーセント、特別会計は九七・三パーセント、合計は一〇九・二パーセントであった。

**市長の施政方針**　議案の上程後、最初に葉山峻市長が市政の運営方針と予算の概要を説明した。まず地方自治体を取り巻く情勢について、五〇年春頃を底に経済不況は穏やかな回復の兆しを見せているが、地方財政は今なお危機的な状態にあるという見解を示し、そのあらわれとして、①五二年度には五兆五六二億円にものぼる地方債の発行が予定されているが、それが地方自治体の後年度負担を増やし、財政構造の一層の硬直化を招くおそれがあること。②地方行財政制度本来の制度的欠陥によっても地方自治体の財政は窮迫しており、藤沢市の本年度当初予算では、国庫からの補助事業に伴う市の超過負担が一九億円あまりになると推計されることを指摘した。次に、そうした困難な財政事情のなかで、限られた財源を重点的、効率的に配分し、同時に事務事業の点検等により経費の節減に努める所存であることを表明したうえで、予算の概要を施策目標に即し、①健康の増進、②環境の整備、③教育と文化の創造に大別して説明した。

まず、①健康を増進する施策としては、やすらぎ荘の老人向け講座の充実、高齢者事業団の発足の準備、心身障害児通園促進制度の創設と処遇委員会の強化、私立保育園の助成の充実、市内二ヵ所での幼保天国構想の実

施、市民病院の医療機器の更新と新規導入、歯科医の休日診療体制の創設、体育館や校庭を市民に開放する学校の拡充、中央卸売市場の市場開設準備協議会の発足等を挙げた。次に、②環境を整備する施策としては、みどりいっぱい推進運動の実施、新林公園の用地取得、引地川川べりの遊歩道用地の取得と緑地の整備、消防・防災用の救急指令装置の導入、二カ年継続事業による粗大ごみ処理施設の整備と破砕機の導入、生活道路の舗装、下水道普及率の向上と東部大清水下水処理場建設の早期着手、北口再開発事業の早期完成、湘南ライフタウンの市営住宅五〇戸の建設、農業緑地、生産緑地制度に代わる市街化農業振興対策事業の実施、近代化設備資金の融資枠の拡大や、商店街街路灯維持費の助成率の五〇パーセントから九〇パーセントへの引き上げなどの中小企業振興助成策の充実等を挙げた。また、③教育と文化を創造する施策としては、御所見・川名両地区での小学校の新設、既存小中学校の増築によるプレハブ校舎の解消、ことばの教室の増設、市内に誘致した県立藤沢北高校の開校、私立高校受験料の一部補助の引き上げ、公民館の自主事業の充実、市民センター図書室の整備、市民の家の増設、新総合計画の基本構想と基本計画の策定等を挙げた。

最後に市長は、市民の、市民による、市民のための行政を全職員とともに実現することを目標に掲げ、そのために二七万市民の代表である議員の協力を要請した。

**代表質問**　右の予算関連議案二二件に対して、本会議第三日、第四日、第五日に、加藤照、野島一三、平川正雄、平沢信雄、山本捷雄（以上、市政刷新）、桝居祐三、古郡民雄（以上、社会党）、広谷甲二（公明党）、津田萬次郎（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、大山正雄（共産党）の一一議員が各会派を代表して質問した。本年は、昭和二二年の地方自治法施行後ちょうど三〇周年にあたる年であったため、多くの議員がそのことの意義に触れたうえで多面的な質問を行ったが、内容を大別すると、各議員の関心を集めたのは、藤沢市

が当面する藤沢駅北口再開発事業、東部大清水下水処理場建設、西部湘南ライフタウン開発、中央卸売市場計画の四大事業や、策定準備中の新総合計画であった。

第一に、北口再開発事業については、二月二四日と三月五日に北口整備特別委員会が開催されていたので、各議員は、そこでの審議の経過を踏まえて代表質問を行った。右の特別委員会では、理事者がその後の事実経過を報告し、まず高島屋との出店交渉については、目立った進展が見られないことを明らかにした。つぎに地元の四百貨店との交渉については、①十字屋は四六年に北口から南口に移転する際に、さいか屋は四七年に店舗を増設する際に、市に対して再開発事業に協力する旨の念書を入れており、それに基づいて二月一八日付の文書で協力を要請し、二二日までに回答を求めたこと。②江ノ電と志澤については念書等がないため、協力依頼の文書を送付したこと。③十字屋とさいか屋からは期限後に回答を得たが、いずれも事業には協力するが大型店の進出には反対するという内容で、以前の念書を曲解した一方的な見解であることを説明した。また、理事者の以上の説明を踏まえて、複数の委員から、議会としても関係者の調停に乗り出す必要があるという意見が出され、そのために正副議長と特別委員会の正副委員長で協議を進めることを決定した。

なお、二月二四日の特別委員会で、市と高島屋の間で交わされた五一年九月一三日付の覚書がはじめて委員に公開され、また、覚書の別紙付随確約書の取り扱いをめぐって議論が白熱した。右の覚書は、二月臨時会で問題となった五一年一二月二三日付の高島屋からの文書が文中で触れていたもので、地元の説得などの条件が満たされない場合には約定を解除し、双方これに異議を述べないことを主な内容としていた。しかし、その条件の詳細は付随確約書に記載されていたため、複数の委員がそれを提出することを求めたが、理事者は、条件には努力目標に属することもあるため、公表すると高島屋との交渉が断絶する恐れがあると説明して提出しなかった。そし

て採決の結果、可否同数で、委員長裁決により提出を求めないことに決定した。
本会議の代表質問では、まず加藤議員が、高島屋の誘致を積極的に支持する立場を表明し、財政上の理由からも事業の早期完成を図らなければならないと指摘して、市長の今後の心構えを質した。これに対して葉山市長は、加藤議員の指摘に賛意を示し、地元の四百貨店を説得する以外に現状を打開する方法がないと答弁した。
次に桝居、広谷、大山、山本の各議員は、理事者が二月臨時会で、高島屋との交渉期限は二月末であると答弁し、特別委員会で経過に進展が見られないと報告したことを取り上げて、すでに交渉期限は過ぎており、予定どおり再開発ビルをオープンすることは困難だが、今後いかなる見通しで事業を推進するか、また、権利者の補償や市債の金利など、予定が遅れたことに伴う負担の増加にどう対処するかと質問した。これに対して葉山市長と伊草昇助役は、二月末という期限は今年の一〇月一日オープンを前提としたものであるが、現在は来春オープンを目指し、地元の協力依頼と高島屋の出店要請に全力を尽くしている段階であると答弁した。また、大林順一郎建設局長は、一〇月以降になると毎月約一億円の追加負担が生じ、そのうち金利が約六〇〇〇万円を占めると説明したうえで、当面は国庫補助を早期に導入したり、起債の際に条件の有利なものを選択することによって、一般会計からの繰り入れによる負担を軽減するように努める予定だが、根本的には核テナントを早期に決定することが、財政面でも最も有効な解決策であると答弁した。
また、桝居、山本両議員は、既存の四百貨店、特にさいか屋の反対が最大の障害であると理事者が繰り返し説明していることを取り上げ、市と四百貨店との間で十分な意見交換をしているか、また、障害を取り除いた場合に、高島屋から必ず出店するという確約書を取ることができるかと質問した。これに対して葉山市長は、四百貨店との話し合いは再三行っていると断ったうえで、十字屋とさいか屋が市に入れた念書について触れ、すでに四

六年、四七年の段階で再開発ビルに都心型一流百貨店の導入を予定していることは自明だったはずであり、四百貨店のなかでも特にさいか屋の同意を得ることが先決問題であると答えて、その同意を得るために議会からも強く働き掛けてほしいと要請した。

さらに山本議員は、はたしてさいか屋の反対だけが障害なのか、市長は責任を転嫁しているのではないかと再質問し、五一年九月一三日付の覚書と付随確約書の問題にも触れながら、交渉が高島屋本位に進められていることと理事者の事実説明が不十分で議会軽視につながっていることを批判した。これに対して葉山市長は、昨年一二月までは行政側の対応で問題を解決する方針であったが、困難な事態に陥ったためそれ以降は事業の進捗に差し支えない範囲で、できるかぎり事実を議会に報告していると答えて、山本議員に理解を求めた。

第二に、東部大清水下水処理場建設については、桝居、広谷、津田、大山、野島の各議員が取り上げ、地元住民の間に建設反対の意見が強まっているが、早く事業に着手するためには住民参加方式を取り入れて説得にあたり、また、公害防止等の対策を十分講じる必要があるのではないかと質問した。これについては、大清水地区下水処理場建設反対協議会の二度目の陳情（陳情第三八号）を二月一二日に受理し、三月七日の都市建設常任委員会の審査で趣旨不了承とした経緯があった。各議員の質問に対して葉山市長は、北口再開発事業の問題で忙殺されていたために、住民との話し合いが不十分であったことを認めたうえで、今後は反対住民の理解を得て五二年度中に予定の用地買収に着手し、市の下水道整備第四次五カ年計画を実現する所存で、また、処理場予定地には十分な広さの用地を確保して、テニスコート等の運動公園の要素を取り入れたり植栽を行うなど、環境の整備に配慮した方策を計画のなかに組み込む予定であると答弁した。また、太田保下水道路部長は、下水処理の技術は非常に進歩しているので、国の公害防止に関する諸法規の基準を十分下回る処理場にする予定で、大気汚染防止

のために汚泥の焼却処理は行わず、臭気対策のために発生箇所には必ず覆蓋するなど、十全の公害防止策を講じたいと答弁した。

次に広谷、野島両議員は、財政面からこの問題を取り上げ、今まで四四年、四五年と、四九年、五〇年の二回にわたって、大清水地区に公共用地として土地を取得済みだが、買収価格と起債の元利の内訳はどうなっているか、また、二回目の買収については巷間いろいろな噂があるが、価格は適切であったかと質問した。これに対して太田下水道路部長は、一回目の買収は、面積が八万六五七九平方メートルで、価格は六億九六七〇万円、二回目の買収は、面積が一二万三三一二平方メートルで、価格は七六億五三〇〇万円であり、元利の合計を推計すると三月末で一一一億六七〇〇万円になるが、処理場の位置が決定し、下水道の認可と都市計画決定がなされると国庫補助事業の対象となるので、今後十分償還できる金額であると答弁した。また、伊草助役は、二回目の買収の際には、地元農民が居住環境を整備するために農業協同組合と協力して土地区画整理事業を進めていたが、それを中途で放棄して用地買収に応じたという経緯があり、そのことを踏まえたうえで、近傍の類似価格や公示価格を参照し、不動産鑑定士による三ヵ所の鑑定も得て取得価格を決定したと答弁した。

また、大山、野島両議員は、大清水地区隣接地に、横浜市が西部下水処理場の建設を計画していることを取り上げ、計画の内容を明らかにするように求めると同時に、環境保全のためには、藤沢市と横浜市が共同して環境アセスメントを実施する必要があるのではないかと質問した。これに対して太田下水道路部長は、横浜市西部下水処理場は、計画面積が四〇・八七ヘクタール、計画人口が四〇万二〇〇〇人で、処理方法は活性汚泥法の予定だが、汚泥の処分方法については未決定のようであると答弁した。また、葉山市長は、大清水処理場は、より良い環境をつくるという理念のもとで計画を策定中であり、横浜市にもその意向を伝えて、十分協議しながら事業

を進めていきたいと答弁した。

第三に、西部開発については、三井不動産、第一生命、日本新都市開発、三菱地所の民間デベロッパー四社と市との間で、四五年一〇月に締結した土地売買予約契約を変更することになったため、二月二二日の西部地域開発特別委員会で理事者がその経過を説明したが、代表質問の行われた三月一〇日は関係者間で新たに契約を締結する日にあたっていた。そこで広谷、大山、平沢の各議員は、契約の変更内容はなにか、それによって市に負担が生じることはないかと質問した。これに対して大林建設局長は、①区画整理事業を進めることによって、四九年三月末までに土地を引き渡す契約であったが、予定どおり事業が実現できず、そのうえオイル・ショック後に工事費等のコストが上昇し、販売価格の高騰に見合う住宅需要が減少したために、民間四社の取得用地を減らすことにした。②当初の契約では、この取得用地の面積は七四・三ヘクタールであったが、そのうち今回の変更によって、市に支払い済みの予納金一四三億円と利息分七七億円の合計二二〇億円に相当する三八・六ヘクタールを民間四社に手渡し、残りの三五・七ヘクタールを市の開発経営公社が処分することにした。③ただし、四社が実際に処分するのはほぼ利息分に相当する一五ヘクタールで、残りは市が肩代わりし、二〇・六ヘクタールを日本住宅公団に、三ヘクタールを県の住宅供給公社に販売して、得た代金を四社に返還する形式をとる。④開発経営公社が取得する用地は、一部を市営住宅用地に充てるほか、地元の地権者に優先的に分譲する予定だが、外部からの問い合わせもあるのですべての用地を処分できる見込みで、市の負担が生じることはないと答弁した。

また、広谷、平沢両議員は、契約内容の変更を招いた最大の原因の一つは、開発地域に通じる辻堂駅遠藤線の開通が遅れているために、交通の不便が解消するめどが立たないことであり、同路線の最近の事業予算に未執行額が多いのは建設局の怠慢のせいではないかと質問した。これに対して葉山市長と大林建設局長は、事業の遅滞

について謝意を表したうえで、西部開発に着手した当初は計画になかった路線であるので、その後の決定に対しては地元住民の感情的な反発が強いが、開発地域が陸の孤島とならないようにするために、住民の理解を得て今までの遅れを取り戻したいと答弁した。

第四に、中央卸売市場については、津田、大山両議員が、市場開設準備協議会が三月末にも発足する予定だが、議会や市民の間で十分合意を得て作業を進めているか、また、三二人の委員のうち消費者代表委員は三人だが、住民参加の視点から増員する予定はないかと質問した。これに対して山崎英三郎市民局長は、今後は市場開設準備協議会のなかで市民の合意を得るように努める予定で、また、委員構成については各界から増員の要請があるが、三二人が定員の限度であると答弁した。

また、平川議員は、資金計画を取り上げて、建設費と用地費を合わせた総事業費は約八五億円だが、財源は確保できるか、財源のうち八割は起債で賄う予定になっているが、五二年度予算の調書によると、本市の市債と債務負担行為全体の累計額は六六二億円にも上っており、市場計画が市財政を圧迫することにならないかと質問した。これに対して山崎市民局長は、事業の見直しを進めることによって総事業費は約七八億円に減額したと説明したうえで、農林省の中央卸売市場整備計画は大蔵省と折衝するなかで策定するため、建設費の三分の一を占める国庫補助は確保できる見通しであり、また、藤沢市の市場を国の計画に組み込む段階で県が関与しているため、県費補助についても見通しがもてると答弁した。また、葉山市長は、六六二億円には中央卸売市場の起債分も計上しているが、今後必要な市債の償還額は市税収入の一六パーセント程度と予想され、健全財政の目安とされる二〇パーセントを下回っていると答弁した。

最後に、新総合計画の策定については、市が六回にわたって市民シンポジウムを行い、また、市内を一三地区

に分けて四地区で市民集会を開催して、基本計画を策定する準備を進めていた。そのため津田、大山、古郡の各議員が計画の策定方法を問題にし、①四四年三月に策定した総合計画の到達点と問題点をまず洗い直す必要があるのではないか。②地区市民集会の地域割を小学校区単位とし、また、原則上一回の予定を増やしてはどうか。③北口再開発事業等の当面する問題別に市民集会を開催してはどうか。④五三年度中に基本計画を策定するために、五二年秋までに基本構想を策定する予定となっているが、拙速ではないかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、①今までの施政方針演説において市長が総括を行っている。②地域の歴史的形成ということを考慮して一三地区に分けたが、今後は弾力的に対応し、また、期間内にできるだけ多く開催したい。③市民シンポジウムは問題別に開いたもので、現在は地域別に市民の意見を集約しているが、基本計画を策定する段階でふたたび取り入れたい。④シンポジウムと地区集会の成果を踏まえて資料を整理し、今後市長が委嘱する総合計画審議会委員により検討を加えたうえで、年末までに基本構想を策定したいと答弁した。

また、古郡議員は、計画の内容に触れ、本市では、大部分の都市機能と都市施設が、市の中心部に集中しているが、善行、御所見、遠藤などに多極分散して市民センターやスポーツ・文化施設を整備し、それによって南北格差を計画的に解消していく必要があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長は、下水や道路などの社会資本は北部地域でも徐々に整備されつつあるが、南部地域の鵠沼運動公園や市民会館に相当する施設が欠けているため、新総合計画を策定するなかで、さまざまな提案を生かしながら問題の解決にあたっていきたいと答弁した。

**委員会審査と代表討論**　右の代表質問は本会議第五日に終了し、第六日に予算等特別委員会を設置して関連二二議案を付託した。規定により古谷正一議長の指名で二二人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、

市政刷新一〇人、社会党四人、公明党三人、市民革新二人、民社クラブ二人、共産党一人であった。

予算等特別委員会の審査は、三月一四日から一九日までと、二二日の七日間にわたって行われた。委員会は、第一日に委員長に浅野明夫委員（市政刷新）、副委員長に矢島豊海委員（社会党）を互選により選出し、その後、予算の費目ごとに慎重な審査を行った。一八日の審査では、北口市街地再開発事業費特別会計予算（議案第一二五号）に関連して、ふたたび五一年九月一三日付の文書が問題となり、理事者の説明で、当初予定した保留床の一括譲渡による処分を変更して、五年間の賃貸契約後に一五年間の長期分割払いで譲渡することが明らかとなった。また、理事者は、現在の金融状況を考慮して処分方法を変更したもので、賃貸方式の場合は、保証金および敷金が一九億八九四一万三〇〇〇円、年間の家賃が一億八〇〇万円であると説明した。これに対して一部の委員は、賃貸方式では、固定資産税と都市計画税の収入減や市債の金利負担等で一層市財政を圧迫するとして反発を深め、委員会審査は最終日まで紛糾した。最終日の討論で、北口市街地再開発事業費特別会計予算については、市政刷新議員団が態度保留の、共産党議員団が反対の討論を行ったが、採決の結果、付託された全議案を原案のとおり可決すべきものと決定した。本会議第七日に委員会の審査結果を報告し、委員会の意見として、超過負担の解消のための国に対する働き掛け、市民参加と職員参加を生かした新総合計画の策定、緑の保全と緑化普及の推進、高齢者事業団設立に向けた取り組みの強化、ごみ処理施設の整備と破砕機導入にあたっての慎重な対処、市内の生産者と消費者本位の中央卸売市場計画の推進、辻堂駅遠藤線の整備、住民の合意に基づいた東部下水処理場建設の早期着手、心身障害児童・生徒の教育環境の整備、公債費比率の抑制、民主的で開かれた態度での北口再開発事業の推進等の一二項目を要望した。

委員会からの報告ののち、質疑は省略し、加藤照（市政刷新）、中山五福（社会党）、内田末吉（公明党）、山

本幸男（市民革新）、内田松男（民社クラブ）の各議員が、それぞれの会派を代表して討論を行った。なお共産党議員団は、宮地淳子議員が産休のため、委員会での討論をもって本会議での討論に代えることにした。代表討論でも、各議員は、保留床処分の変更等の北口再開発事業の問題について厳しい意見を述べたが、加藤議員は、予算等特別委員会での市政刷新議員団の態度と異なり、議案第一二五号北口再開発事業費特別会計予算についても賛成の討論を行った。採決の結果は、委員会と同様で、競輪事業費、四市共催川崎競輪事業費の特別会計二予算（議案第一一九号、第一二八号）と議案第一二五号は起立多数により、その他の議案は全員異議なく、原案のとおり可決した。

なお、第七日の議事日程終了後に葉山市長が発言に立ち、議会の熱心な予算審議に感謝すると同時に、その過程で、再開発ビルへの核テナント導入に関して理事者の説明が不十分だったことに遺憾の意を表明した。

# 第四節　昭和五二年度

## 一　昭和五二年六月定例会（六月一三日～六月三〇日）

六月定例会は、六月一三日から三〇日までの一八日間の会期で開かれ、専決処分の承認（市税条例の一部改正）、工事請負契約の変更（藤沢駅北口市街地再開発事業施設建築物新築工事等）、下水道条例の一部改正、五二年度一般会計補正予算（第二号）、意見書・要望決議六件、監査委員の選任等の議案三五件、請願一二件、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の報告一四件が上程された。

本会議は、六月一三日、一五日、二四日、二七日、三〇日の五日間にわたって開催された。第一日は、議案二七件と報告一四件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案二七件について質疑を行い、そのうち二二件は討論ののちに採決し、五件は各所管の委員会に付託した。つづいて報告一四件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願八件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案五件と、継続審査中の四件を含む請願一二件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。つづいて藤沢駅北口整備特別委員会の審査経過について、委員長が中間報告を行い、報告のとおり了承した。また、この日から一般質問が始まり、第四日もひきつづき行われた。第五日は、意見書・要望決議と監査委員の選任等の議案八件が上程され、質疑と討論ののちに採決した。次に四常任委員会などの一一の委員会の委員を改選し、休憩後に、各委員会で正副委員長を互選した結

果が発表された。最後に、副議長が辞職願を提出したため、それに伴い後任者の選挙を行った。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決・同意し、また請願は、七件を採択し、一件を不採択とし、三件を継続審査としたほか、一件の取り下げを承認した。

## 下水道条例の改正

下水道条例の一部改正（議案第一九号）は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（五一年五月二五日公布）が五二年五月一日から施行されたことに伴い、工場、事業場から排出される下水に関して規制の強化を図るもので、主な改正点は、①カドミウムの含有その他を基準として、有害な汚水を排出する特定事業場とその他の事業場を区分けしたこと。②両事業場とも、基準値に適合しない悪質汚水を公共下水道に流す場合、除害施設を設けるように義務づけたこと。③除外施設の設置者に対して事前に点検する制度や、違反者に対して勧告命令を経ずに処罰する直罰制度を設けたこと。④改善命令の制度を強化したことなどであった。

本会議第二日の質疑で、内田末吉議員（公明党）は、市内における特定事業場の実態はどうなっているか、そのうちカドミウムやシアンなどの人命に甚大な影響を及ぼす有害物質を排出する事業場は何箇所かと質問し、また、条例施行までの指導方法について説明を求めた。これに対して太田保下水道路部長は、現時点における下水道の処理区域内の特定事業場は一一二カ所で、カドミウムやシアンなどを排出する事業場はほとんどないと説明し、そのうち九一の事業場が届け出を済ませており、また約四〇の事業場は除害施設を設置しているので、今後は残りの事業場に対して、届け出や設備の設置を個別に指導すると答弁した。

また、宮地淳子議員（共産党）は、悪質汚水の水質基準値を取り上げ、二三項目の種別のうち、ノルマルヘキ

サン動植物油脂類含有量と総水銀含有量は規制が緩められているのではないかと質問した。それに対して太田下水道路部長は、①二三項目のうち六種類は、下水道法の改正に伴う政令に示された数値の範囲内で条例を定めるもので、ノルマルヘキサンはそれに該当するが、現在は活性汚泥法による処理技術の進歩によって動植物油脂類の相当量は処理できる。②右の六種類以外の項目については、国の基準に対し、県の条例にならっていわゆる上乗せや横出しで基準値を定めた。③水銀は、以前は技術的に〇・〇五ミリグラム以下の微量なものは検出されなかったが、現在は検出方法の精度が向上したために〇・〇〇五ミリグラムの微量でも検出できるようになり、今回の改正で、従来検出されないことを基準にしていたのを改めて〇・〇〇五ミリグラムを基準値に定めたことによって、むしろ規制は実質的に厳しくなっていると答弁した。

本議案は、都市建設常任委員会に付託されて、六月一六日に審査を行ったのち、本会議第三日に、委員会の報告のとおり、全員異議なく原案のとおり可決した。

## 北口再開発ビルの核テナント出店問題と議会の対応

三月五日の藤沢駅北口整備特別委員会の決定に基づき、その後、正副委員長等が一三回にわたって関係者から事情を聴取するなど、議会の側でも核テナント問題の現状を打開するために積極的な対応を示した。また、その間、事情聴取を行う人数と構成、聴取した内容、今後の対応策等を協議するために、五回にわたって特別委員会を開催した。

事情聴取は、四月五日、一五日、五月一九日、六月一一日にさいか屋、五月九日、六月一七日に高島屋、五月一六日に江ノ電百貨店、十字屋、市商工会議所、五月一七日に北口再開発協議会、市商店連合会、志澤、六月六

日に北口再開発事業促進市民の会に対して行われ、北口整備特別委員会の正副委員長のほかに、必要に応じて委員二人と正副議長が参加した。そして事情聴取の参加者は、四月二二日、五月一一日、二〇日、六月一八日の特別委員会で聴取した内容を報告し、それによって、次のことが明らかになった。①高島屋は、地元四百貨店が反対の意向であることや全国百貨店協会との関係に配慮する必要があり、特にさいか屋社長と姻戚関係にある有力な国会議員からも働き掛けを受けているため、現状では出店は困難であるが、そうした障害が除かれれば進出の可能性はあると説明した。②既存の四百貨店は、再開発事業自体には反対ではないが、市の予測以上に商業圏が狭いために現在でも市内はオーバーストアの状態であり、また、市長の唱える人口抑制策を考慮すると、大型店の誘致には絶対反対であるという態度を表明した。③四百貨店のうちさいか屋は、さいか屋だけが一方的に悪者扱いされるのは不本意であり、また、現在、北口に位置するさいか屋に対して、市民の間から再開発工事によって地下道とデッキを接続しないように求める意見が出ている現状では、今後における出店に向けての交渉に応ずることは困難であるという意向を示した。そのうえでさいか屋は、再開発ビルを商業ビルとして利用するにしても、ビル内に出店する業種が異なればオーバーストアの状態を悪化させることにはならないと指摘し、その業種としてクレジット業の丸井を例示した。④市の商工会議所や商店連合会は、大型店の進出で消費者の吸引力が強まり、地元商店との相乗効果が期待できるという見解を示した。また、再開発協議会や再開発事業促進市民の会は、再開発事業は高島屋の出店を前提として始まったものであり、それ以外に事業を推進する方策はないと考えていることを明らかにした。

特別委員会は、以上に示した調査結果を踏まえて今後の対応策について協議した。その協議の段階で、理事者は、来春のビルオープンを前提にすると、六月末から七月中旬までが核テナントの決定の期限であると説明し、

委員会は、その点を考慮して、問題を早急に解決するためにはなんらかの調整機関を設置する必要があるという認識に達した。そのため六月一八日の特別委員会で、正副議長と正副委員長は、理事者に対して第三者調整機関を設置するように議会から要望してはどうかと提案したが、全委員がこれを異議なく了承した。また、以上の経過を本会議で報告することにし、文案は委員長に一任することに決定したが、六月二四日の午前に改めて特別委員会を開催して文案を調整したうえ、同日の本会議で委員長が報告し、報告のとおり了承された。

他方、本会議の一般質問で、大山正雄（共産党）、高山年正（市政刷新）の両議員は、右の報告を踏まえて、①第三者調整機関の設置目的、構成、時期はどのようなものか。②さいか屋が、許容できる核テナントとして丸井を例示したが、五月二六日付の『日経流通新聞』は、丸井が市の出店要請を正式に断ったと報道しており、事実関係はどうか。③五二年五月以降の権利者に対する補償の算定方法と金額はどうなっているかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、①調整機関は、市長の諮問に応じて関係当事者間の意見調整ならびに核テナント問題を解決するための提案を行うもので、商業問題専門の学識経験者、市議会、市商工会議所、市商店連合会、県の商工行政機関の五つの部門から選出する七人以内の委員で構成し、六月中にも発足させる予定である。②市が丸井と直接交渉した事実はないが、クレジット商法であるため、集客数や商業圏の拡大という点で多くを望めず、また、権利者の要望の面からいっても再開発ビルの核テナントとしては好ましくない。③権利者に対する補償は、国税の申告資料等を基礎に、再開発事業の遅延と権利者の減収の相関関係などを考慮して、話し合いによって決定しているが、五三年四月末までの補償については、現在までに四〇人の権利者と調印済みで、金額は一億八二〇〇万円程度であり、残りの権利者は二〇人程度であると答弁した。

さらに高山議員は、藤沢駅北口再開発を考える市民会議がパンフレットを発行して、再開発事業の見直しを提

言していることを取り上げ、同会議が、葉山市長の選挙母体となった藤沢市民連合の構成団体の一つである藤沢市政を明るくする市民の会主催のシンポジウムの中から生まれた事実を指摘して、市長の意見との相違にどう対処していくのかと質問した。それに対して葉山峻市長は、市民の間にはさまざまな意見があるが、議会では、三八年以来全会一致で事業を推進してきており、その経緯を踏まえて不退転の決意で問題の解決に取り組む所存であると答弁した。

なお、本会議第一日に上程された工事請負契約の変更（議案第一三号）は、核テナントの決定が遅れているために、それに伴って内装や設備工事の工期を延伸するもので、第二日の質疑では、空調やエレベーターなどの設置済みの設備の管理方法や維持費などについて、議員から質問が出された。それに対して理事者は、現在は設備を一カ月に一回は稼動させることで管理しており、維持費は工事を請け負った共同企業体が負担しているが、工期期限の五三年三月末日を過ぎると、年間約六億円を市費で負担しなければならなくなると答弁した。本議案は、同日、委員会への付託を省略して、全員異議なく原案のとおり可決した。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第三日と第四日にわたって行われ、右に一部紹介した大山、高山両議員のほかに、加藤三郎（市政刷新）、中山五福（社会党）、畠中一雄（公明党）、長谷川忠勲、内田松男（以上、民社クラブ）、宮地淳子（共産党）の六議員が質問に立った。

**老人福祉**　本会議第三日に、特別養護老人ホームおよび老人病院の設置についての請願（請願第四号、第五号）が採択されたが、そのことと関連して、宮地、畠中両議員は、①老人には、理髪料の無料化、

バス代の無料化、住宅対策などの切実な要求があるが、そうした要求についてて市はどのように受け止め、また、どのような方策で対処していく方針か。②市内でも独居老人や身寄りのない老夫婦の世帯が相当数あり、そのなかには生活保護を受けている世帯も少なくないが、今後、核家族化が進行するなかで、そうした世帯がますます増加することが見込まれるので、特別養護老人ホームや老人病院を早急に設置する必要があるのではないか、また、先の二つの請願の採択を踏まえていかなる計画でこの問題に取り組むかと質問した。これに対して山崎英三郎市民局長と柴幹夫社会部長は、①老人福祉の根本は、老人の健康の保持、増進と、それを土台とした生きがい対策であり、そうした観点に立って六七歳以上の老人の医療費無料化等の施策を実施しているが、さまざまな個別の要求に対しては財源問題も勘案し、老人福祉施策全体のなかで優先順位を定めて対処する方針である。②老人病院については、近隣四市の職員の研究会で、設置場所、施設の概要、経費等を研究中の段階であり、特別養護老人ホームについては、湘南広域都市行政協議会の二市一町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）で設置した養護老人ホーム湘風園に併設する形式も含めて検討しているところであるが、いずれの場合も多額の財源が必要であり、また、広域行政で対応する方式では経費負担の調整が困難であるため、当面はまず後者の課題に優先的に取り組んでいく予定であると答弁した。

独居老人向けアパート「向日荘」を開設（10月１日）

さらに宮地議員は、寝たきり老人の訪問看護制度を実施している他の地方自治体の事例を紹介したうえで、右の二つの施設の建設と同時に、こうした制度の導入にも早急に取り組む必要があるのではないかと質問した。それに対して山崎市民局長は、市でも移動入浴車の派遣などの施策は実施しているが、老人病院の建設が当面は困難である事情などを考慮して、今後は医療面を重視した施策の研究を進めていきたいと答弁した。

**ごみ問題**　市では四月一日にごみ減量推進本部を設置し、本部長には市民局長を配置して今後の対応策を検討中であったため、長谷川、中山両議員がそれに関連した質問を行った。

長谷川議員は、ごみ問題は、近年、都市行政の最重要課題となってきており、また、問題を解決するためには市民の協力が不可欠であるだけに、その対応策が市政運営の適否を判断する材料にもなると指摘したうえで、推進本部設置後の経過はどうなっているか、また、今後いかなる構想で問題に取り組むかと質問した。これに対して山崎市民局長は、本部では専門部会を設けて調査研究を進めているが、その結果明らかとなった今後の課題は、①ごみの処理施設や埋立の用地を新たに確保することが困難であるため、ごみの減量化と資源化を進める方策を講じること。②ごみの出し方や、分別、収集の方法に改善の余地がないかどうかを検討すること。③企業責任の観点から、事業系ごみの処分方法を再検討し、適切な指針を定めて強力に指導することであると説明した。そのうえで市民局長は、調査研究活動と並行して、減量化・資源化を進めるためにモデル地区をつくって問題に取り組んでいるが、それが現在では四〇地区、一万五〇〇〇世帯程まで拡大しており、今後推進本部での検討を急ぎ、市民の協力を得て全市的な実施に移していきたいと答弁した。

また、中山議員は、本年一月に社会党議員団で沼津市の清掃工場を視察した結果を紹介したうえで、ごみ行政の現状を打開するためには、生活環境や自然環境に十分配慮して新しい清掃工場を導入すべき段階に至っている

が、ごみ減量推進本部ではこの問題をどのように検討しているか、また、ごみの減量化や資源化を進めるためには市民の協力が不可欠であるが、啓蒙運動等を進める際の具体的指針はなにかと質問した。これに対して青木正幸生活環境部長は、清掃工場にはいくつかの種類があり、一般家庭ごみの焼却施設と粗大ごみの処理埋立施設は有機的な関係にあるが、今後ごみ処理の実態を見直した時点で、埋立施設などの二次公害に十分配慮し、慎重に将来計画を立てて対処する予定であると答弁した。また、市民の積極的な理解を得るための具体策の一つとして、児童・生徒用に副読本を作成して啓蒙を図っていく方策が考えられるが、それについては、現在、小・中学校の社会科教員と市との間で協議を進めているところであると答弁した。

**下水道事業**　畠中議員は、下水道整備第四次五ヵ年計画を推進していくうえで、国の事業認可を受けるためには、建設予定地を大清水地区に決定できるかどうかが重要問題であるが、その後の進捗状況はどうなっているか、また、確保した用地の一部を別の公共施設に転用する計画があるようだが、具体策を明らかにするべきではないかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、五ヵ年計画は五五年までに二四〇億円の枠で執行する予定であり、国の認可や国庫補助を受けるためにも住民の理解を得ることが必要であると説明したうえで、大清水地区下水処理場建設反対協議会に対しては再三話し合いを申し入れてきたが、六月五日にようやく役員との協議が実現したので、今後この面での対応に積極的に取り組む所存であると答弁した。また、用地の利用計画については、一部を県立高校の用地として活用する案も出ているが、そうしたことも含め、環境面の重視を基本にして見直しを進めていると答弁した。

他方、長谷川議員は、辻堂西海岸の南部下水処理場の臭気対策を取り上げ、特に悪天候の際に発生する臭気について住民から苦情が出ているが、東部下水処理場の問題を解決するためにも、早急にこの問題を解決する姿勢

を示す必要があるのではないか、また、汚泥処理施設と水処理施設では、後者の脱臭方法に問題があると思われるがどうかと質問した。それに対して太田保下水道路部長は、汚泥処理施設については、四九年度からの二ヵ年の対策で成果が上がっているが、水処理施設からも意外に臭気が生じることが判明したために、水洗、酸化、中和剤の添加などの方法によって、本年度から二ヵ年で脱臭対策を講じる予定であり、また、施設周辺の緑化などの環境整備にもひきつづき積極的に取り組む方針であると答弁した。

**学校教育**　内田議員は、開校の予定を五三年四月に延期した（仮称）川名小学校の問題を取り上げ、学区の再編成などが延期の重要な原因になっていると指摘して、その後の進捗状況と反対者に対する働き掛けの方策を質問した。それに対して丸山一雄教育長は、延期の理由は、①学校用地の確保、②通学路の安全確保、③学区の決定の三つにかかわっているが、①と②は、おおむねめどがついたため、残る③について、教育委員会の学区案を地域に全戸配布するなどの方法によって、住民の理解を得る努力を続けていると答弁した。

他方、高山議員は、文部省が六月八日に新しい学習指導要領案を示したことに関連させて、学校教育全般にわたって質問を行い、そのなかで、小・中学校の教科書はいかなる仕組みで選定し、また、その際どのような点に注意しているかと尋ねた。それに対して丸山教育長は、①県教育委員会の定めによって、県内の三七市町村は二二の採択地区に分けられ、藤沢市は、鎌倉市、茅ヶ崎市とともに湘南地区に属している。②三市では、教育委員会、学校長、教職員、ＰＴＡの代表各八人、合計二四人が協議し、現場の実態を重視して、一種目の教科書を公正に選定しているが、最終的な採択の決定権限は各市の教育委員会が持っている。③文部省の検定合格本は、毎年、法定展示会が開かれるので、おもに教職員がそれに参加して研究し、意見を申し出ることになっていると答弁した。

さらに高山議員は、小・中学校における君が代の斉唱が国民的な論議を引き起こしている事情を踏まえ、君が代が歴史的に深い経緯を持っていることと、諸外国の国歌と比較した場合に歌詞の内容が温和であることを詳しく指摘したうえで、市内の小・中学校で式典の際に君が代を斉唱しない学校の内訳とその論拠はどのようなものか、また、君が代の斉唱について、市長はいかなる考え方を持ち、教育長はどのように学校を指導しているかと質問した。これに対して丸山教育長は、現行の学習指導要領では君が代を斉唱することが望ましいという規定であり、義務化はされていないので、学校に対しては、学習指導要領全体の基準を順守するなかで取り扱うように指導しているが、中学校では一二校すべてが斉唱しているのに対して、小学校では斉唱しない学校もあるなど、実状は市内でもさまざまであると答弁した。また、葉山市長は、君が代に対する考え方は、世代や価値観の相違のために個人によって大きく異なっているが、そうであるならば、むしろ思想・信条の自由や言論の自由を少数者に対しても保障することが一層重要で、国民的な合意が形成される以前に法制度などで君が代の斉唱を強制するのは、民主主義の破壊につながりかねない手法であるという見解を表明した。

## 役員の改選

監査委員の選任と委員会の役員の改選は、前年の六月定例会以来の懸案事項となっていたが、本定例会でようやく各会派間の調整がつき、本会議最終日に決定した。監査委員は、前年六月定例会での条例改正によって議員選出委員の定数を二人に増加したが、改正以来、増加分の一人が欠員となっていた。そのため議案第三五号で、渋谷彦三議員（市政刷新）を監査委員に選任することが提案され、全員異議なく原案のとおり同意した。また、各委員会の委員は、規定により議長が指名したとおりに選任し、一時休憩後、再開した本会議で、各委員会にお

**表52－１　各委員会正副委員長一覧**

（昭和52年６月選出）

| 委員会 | 委員長（会派名） | 副委員長（会派名） |
|---|---|---|
| 総務企画常任委員会 | 高山　年正（市政刷新議員団） | 広谷　甲二（公明党） |
| 文教厚生常任委員会 | 松山三之助（公明党） | 落合　四郎（市政刷新議員団） |
| 経済観光常任委員会 | 平川　正雄（市政刷新議員団） | 矢島　豊海（日本社会党） |
| 都市建設常任委員会 | 関根　久男（市民革新議員団） | 平沢　信雄（市政刷新議員団） |
| 西部地域開発特別委員会 | 内田　松男（民社クラブ） | 三堀　義一（市政刷新議員団） |
| 藤沢駅北口整備特別委員会 | 桝居　祐三（日本社会党） | 桜井　郁三（市政刷新議員団） |
| 北部地域開発促進特別委員会 | 野島　一三（市政刷新議員団） | 山本　幸男（市民革新議員団） |
| 藤沢橋等交通改善対策特別委員会 | 平本　昇策（市政刷新議員団） | 瀬川　進（日本社会党） |
| 公害・地震対策特別委員会 | 中山　五福（日本社会党） | 桜井　正平（市政刷新議員団） |
| 議会運営委員会 | 番場　定孝（市政刷新議員団） | 長谷川忠勤（民社クラブ） |
| 議会報編集委員会 | 斉間　壽久（公明党） | 井上正一郎（市政刷新議員団） |

いて正副委員長を互選した結果を発表した。その結果は、表１のとおりである。

また、同日、予定の議事日程を終えたのちに、加藤照副議長（市政刷新）が一身上の都合から辞職願を提出したため、議会はそれを許可し、古谷正一議長の指名推選によって、古郡民雄議員（社会党）を後任の副議長に選出した。当選後、古郡副議長は登壇してあいさつし、同僚議員、理事者、職員の協力を得て、民主的な議会運営のために議長の補佐役として全力を尽くすと所信を表明した。

議員表彰

古郡民雄（社会党）、山本幸男（市民革新）、浅野明夫、番場定孝、加藤三郎、平川正雄、渋谷彦三（以上、市政刷新）の各議員は、全国市議会議長会、関東市議会議長会、神奈川県市議会議長会のそれぞれから、勤続一〇年以上で表彰を受けた。また、古谷議長は、神奈川県市議会議長会から議長二年以上で表彰され、関東市議会議長会から理事としての職務精励に対する感謝状を授与された。

## 二　昭和五二年八月臨時会（八月二九日）

八月臨時会は、八月二九日に一日間の会期で開かれ、茅ヶ崎市の一部地域における児童・生徒の学校教育事務の受託に関する協議の議案一件が上程された。同議案は、西部開発事業の進捗により、茅ヶ崎市堤地区の一部の分譲が開始され、八月から住民の入居が始まったが、それに伴う児童・生徒の学校教育事務を茅ヶ崎市が藤沢市に委託してきたため、それを受託するという内容であった。また、受け入れる児童・生徒数は、五二年度末の時点で大庭小学校に一三一人、秋葉台中学校に六六人と推計され、受託期間は五九年三月末までとなっていた。

当日の本会議では、松山三之助（公明党）、宮地淳子、大山正雄（以上、共産党）、川口功（市政刷新）の各議員が質問に立ち、①事前の協議で、県の教育委員会の意向はどうであったか。②施設や教職員に不足は生じないか。③受託期限を五九年三月末と定めた根拠はなにか。④茅ヶ崎市との間で費用負担を協議する際に、私立高校受験者に対する受験料の助成等の藤沢市独自の施策に要する費用をどのように取り扱うか。⑤受け入れ児童・生徒のなかには、すでに茅ヶ崎市内の地元堤地区の小・中学校に通学している例もあり、年度の途中で転校させる

ことに対して教育的配慮が必要ではないか。⑥入居者に対して、学校教育事務以外の行政事務を行う必要が生じてこないか、また、将来、住民の希望に応じて行政区域（市境界）を変更する用意はあるかと尋ねた。

これに対して理事者は、①県の教育委員会や市町村課では、学校教育事務の委託は、近年では全国的にも例がなく、予算執行等の面で困難があるが、両市が合意のうえで契約するのであればやむを得ないという見解であった。②五二年度末で小学校は一一教室、中学校は五教室が不足すると推計されるが、これにはプレハブ教室などで対応し、また、教員不足は特例的な定員増で対処する予定である。③期限を明確化したのは藤沢市の要望によるもので、小学校六年間、中学校三年間という周期を考慮して、期間を約六年間と定めた。④個別の項目ごとに協議を進めているが、原則的には受け入れ児童・生徒も、市の児童・生徒と同様に扱い、応分の費用は茅ヶ崎市が負担することになる。⑤大半は他の市町村からの転校生だが、すでに地元の小・中学校に通学している児童・生徒の場合には、在籍学年等の個別の事情に応じ、保護者や学校の意見を参酌して柔軟に対応したい。⑥通常の行政事務は属地主義が原則だが、入居者に対する広報の配布等については、現在両市で調整中であり、また、行政区域の変更については、住民から要望が出た段階で対応する必要があると答弁した。

本議案は、質疑終了後、委員会への付託を省略し、全員異議なく原案のとおり可決した。

## 三　昭和五二年九月定例会（九月一三日〜九月三〇日）

九月定例会は、九月一三日から三〇日までの一八日間の会期で開かれ、工事請負契約の締結（滝ノ沢住宅第二期建設工事）、市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部改正、五二年度一般会計補正予算（第四号）、名誉市民の選定、教育委員会委員の任

命、公平委員会委員・固定資産評価審査委員会委員の選任、意見書二件等の議案二一件、請願九件、五一年度特別会計決算の認定四件、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の報告九件が上程された。

本会議は、九月一三日、一四日、一六日、二八日、二九日、三〇日の六日間にわたって開催された。第一日は、議案一五件、認定四件、報告八件を議事日程に記載していたが、署名議員の指名と会期の決定を付議しただけで散会した。そのため提案理由等は、第二日に理事者が説明した。第三日は、右の議案一五件について質疑を行い、そのうち九件は討論ののちに採決し、六件は各所管の委員会に付託した。認定四件は、質疑ののちに各所管の委員会に付託した。また、報告八件は、この日の質疑で報告を終了した。次に請願五件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに各所管の委員会に付託した。さらに名誉市民の選定に関する議案が上程され、ただちに採決した。第四日は、付託された議案六件、認定四件、継続審査中の三件を含む請願八件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。第五日から、一般質問が始まり、第六日もひきつづき行われた。第六日は、一般質問の終了後、請願一件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、所管の委員会に付託した。また、人事議案三件と意見書の議案二件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。最後に報告一件が上程され、この日の質疑で報告を終了した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決・同意し、決算四件もすべて認定した。そのうち人事議案については、教育委員会委員に藤田恵子氏を任命することと、公平委員会委員に小野孝一氏、固定資産評価審査委員会委員に楠田進氏をそれぞれ選任することに同意した。また請願は、四件を採択、一件を不採択、一件を継続審査、一件を閉会中審査としたほか、二件の取り下げを承認した。

なお、葉山市長は、八月二六日に狭心症のため市民病院に入院し、八月臨時会に出席できなかったが、その後

も加療が必要と診断されたため、本定例会もひきつづいて欠席した。

## 辻堂南部都市計画道路の対処策

国鉄辻堂駅南口から高砂小学校前までを南北に結ぶ都市計画道路辻堂駅南海岸線（三・五・一二線）は、三二年に都市計画決定したが、四三年に辻堂南部区画整理事業の着手に対して反対運動が起こった際に、金子前市長が議会で区画整理事業計画の白紙撤回を明言したために実現が困難となり、都市計画としての決定だけが残るかたちになっていた（左図）。本会議第三日に上程された辻堂駅南海岸線都市計画道路促進に関する請願（請願第一〇号）と辻堂南部地区の町づくりに関する請願（請願第一二号）は、当日、紹介議員を代表して広谷甲二議員（公明党）と津田萬次郎議員（市民革新）が説明したように、両者とも辻堂駅南海岸線に関係する請願で、前者は、駅周辺の交通渋滞の解消などのために未完成部分の早期着工を、後者は、辻堂南部地区の町づくり合同委員会での地元住民と市当局との協議に基づいて道路計画の廃止を求める内容であった。

右の二つの請願は、都市建設常任委員会に付託され、九月二一日に審査を行った。その際の質疑で、委員から出された主な質問は、①町づくり合同委員会は一部の反対派住民団体が中心で、地元の地主は加入していないが、そこに市が職員を参加させているのは事業の公正な推進を妨げるもので、即刻中止するべきではないか。②今後、町づくり合同委員会に類似した団体ができた場合に、市の職員を参加させることが必要と考えているか。また、今までに同じような事例はないか。③市の姿勢は、住民運動に譲歩したと受け取られかねないもので、計画が廃止されることになると、辻堂駅遠藤線などの他の都市計画道路の着工にも悪影響を及ぼすのではないかという内容であった。これに対して理事者は、①町づくり合同委員会は四八年九月に発足した組織で、現在の構成

は、地元自治会連合会の七町内会から四一人、環境を守る会から六人、市から五人となっているが、市が参加しているのは住民の協力を得るためで、発足当初、各方面に参加を働き掛けたが、地主等の協力は得られなかった。②現在、類似した事例として、東部下水処理場の用地問題に関して地元反対派住民と協議を行っているが、今後、個別の事情を慎重に考慮し、職員の参加によって誤解を招くことのないように対処したい。③代案がない限り都市計画決定を廃止することは不可能だが、この問題が、すでに七月二七日に計画決定済みの辻堂駅遠藤線の事業に対して影響を及ぼしていることは事実であると答弁した。

請願で争点となった辻堂南部都市計画道路位置図

討論では、委員の間で意見が対立し、一方の委員は、住民運動で行政を左右しようというのは偏った考え方で、また、幹線道路であるため早急に計画を実施する必要があるという立場から、請願第一〇号は採択、第一二号は不採択とすることを主張したが、もう一方の委員は、関係住民の

意志を尊重し、話し合いによる解決を目指すべきだという立場から、両請願とも継続審査とすることを主張した。採決の結果、両請願の取り扱いは前者の意見のとおりに決定したが、瀬川進、中山五福（以上、社会党）の両委員は、後者の意見を少数意見として留保した。

本会議第四日には、関根久男委員長（市民革新）が委員会の決定を報告し、瀬川委員が少数意見を報告した。そのあと津田議員と、大山正雄議員（共産党）が少数意見を支持する立場から、平本昇策議員（市政刷新）が委員会の決定を支持する立場から討論を行ったが、採決の結果、起立多数によって、委員会報告のとおり請願第一〇号は採択、第一二号は不採択とすることに決定した。

なお、本会議第五日の一般質問で、斉間壽久（公明党）、平川正雄（市政刷新）の両議員は右の審議経過を踏まえて、①請願第一〇号の採択という結果をどのように受け止め、また、反対派住民をどのように説得していくのか。②辻堂駅南海岸線の建設に伴う移転対象者の概況と補償の基準はどうなっているかと質問した。これに対して伊草昇助役と久保田圭一企画室長は、①請願の趣旨を尊重することが原則だが、同時に今までの経緯に配慮して、地元住民との話し合いのなかで円満な解決策を見出していきたい。②地主二九人、持家戸数三二戸、借家戸数一戸という概況で、権利者の意向を尊重し、所定の補償基準にしたがって措置したいと答弁した。

**反対・促進の請願が出された辻堂南部都市計画道路**
（一部が完成した高砂土地区画整理事業地区）

完成間近の北口再開発ビル（手前は駅舎改造が進む国鉄藤沢駅）

### 北口再開発ビル核テナント調整委員会の答申と今後の対応策

六月定例会での審議に基づき、六月二八日に、市長の諮問機関として藤沢駅北口市街地再開発核テナント調整委員会（馬場啓之助委員長ほか委員五人）が設置された。その後、同委員会は、権利者、高島屋、地元四百貨店等の関係者の事情聴取と調整を図るための審議を進めたが、その間、高島屋が七月一六日付の文書で再度出店辞退を回答し、また、七月一八日の横浜商工会議所の定例記者会見で、副会頭の立場で出席した高島屋の飯田新一社長が改めて出店の意志のないことを強調したため、核テナントに関する従来の方向を転換し、高島屋以外の店舗を誘致する方策を検討せざるを得なくなった。

九月二〇日午前に、核テナント調整委員会は検討の結果をまとめ、市長に答申したが、その内容は、以下のとおりであった。①再開発ビルの核テナントの特定については、過去の経緯や権利者の要望などから高島屋が最適と判断し、全力で出店を要請してきたが、正式文書によって再度の拒否回答があり、断念せざるを得なくなった。②他の都心型一流百貨店も考慮したが、現在の情勢では、単独で出店する可能性はまずない。③以上の理由から、核テナントとしては、都心型一流百貨店と地元百貨店との組合せによる新営業体に出店を求める以外に適切な方法がないと判断した。④新営業体への参加は、北口商店街の振興

にかかわりがあり、高島屋出店問題の推移に関与してきた地元のさいか屋と、さいか屋と提携関係があり、代表的な都心型一流百貨店である三越に求めるのが適当である。⑤新営業体は、さいか屋従業員を引き継ぎ、また、市民が明らかに認識できる程度に都心色を発揮するものとする。⑥さいか屋が新営業体に参加した場合、現在さいか屋の店舗がある朝日産業所有のビルは、地元の他の百貨店との競合関係を考慮し、業態の異なる有力店舗が利用することが望ましい。以上のほかに、答申は建議事項を掲げ、そのなかで、来春ビルオープンの予定を実現するために、関係者が理解と協力を示すことと、答申の趣旨を生かすために、駅舎施設の改善、駐車場の確保、交通路の整備等について速やかに配慮することを求めていた。

右の答申を受けて、九月二〇日午後に藤沢駅北口整備特別委員会が開かれ、答申内容の検討を中心に審議を進めた。はじめに理事者が事実経過を明らかにし、答申は、地元百貨店の主張するオーバーストアの解消という側面と、権利者の要望する都心型一流百貨店の誘致という側面の両方を加味して検討した結果、新営業体が妥当という結論を導き出したもので、さいか屋と三越には事前に打診し、ある程度は出店の確証を得ていると説明した。質疑では、委員から、①答申は、終始一貫して高島屋を要望していた権利者の意向に背く内容だが、今後、権利者との調整をどのように行うか。②答申には、三越が出店を承諾したという確定的な表現がないが、見通しはどうか。③前橋市では、地元の既存百貨店と三越との合資によって前三デパートという名称の店舗が誕生したが、新営業体は、資本提携のうえでさいか屋と三越のどちらが主体性をもつのか、また、名称の面で都心色を明らかにすることができるか。④さいか屋が移動したのちのビル利用に関して朝日産業との調整を進めているか。⑤核テナントが決定してから出店するまでに要する期間を考えると、来年四月一日のビルオープンは無理ではないかという質問が出された。

これに対して理事者は、①核テナント調整委員会としても、最初に権利者から事情を聴取するなど十分配慮しており、答申は本日権利者に提示し、唯一実現可能な案として説明した。②九月一八日に、調整委員会の正副委員長が初めて三越を訪問して意向を伝えたが、その際に、出店を前提に前向きに取り組む姿勢を確認し、答申書に三越の名前を入れることの了解を得た。③現在さいか屋と三越の間で調整を進めているが、調整委員会からも両者に対して、三越の過去の資本提携の例における最高水準を下回らないことと、都心色の明瞭な名称にすることを申し入れている。④現在さいか屋と朝日産業の間で調整中で、市が直接関与すべき問題ではないが、さいか屋から相談があれば応じ、できるだけの協力はしたい。⑤来春のビルオープンというのは、五月くらいまでを含んだ弾力的な予定で、条件が整えば実現は可能であり、全力を挙げて努力したいと答弁した。

また、質疑の際、市政刷新議員団の委員は、高島屋を誘致できなかったことに対する理事者の政治的責任をたびたび追求し、今日まで理事者が議会で表明してきた見解と答申の内容がまったく異なっていることをどのように受け止めるのか。むしろ核テナント調整委員会を隠れ蓑にして、今回のような内容の答申を出さざるを得なかったということではないかと質問した。それに対して理事者は、権利者の要望や議会の過去の審議経過を踏まえて努力してきたが、力不足であったことは率直に認めると謝意を表明したうえで、高島屋が出店を辞退したのは、百貨店同士が互いに譲歩しなかったことが基本的な原因であり、今後は、議会の意見に基づいて設置した調整委員会の答申に従い、核テナントを早急に決定することで職責を果たしたいと答弁した。

本会議の一般質問では、内田末吉（公明党）、平川正雄（市政刷新）、大山正雄（共産党）の各議員が、右の審議経過を踏まえて関連した質問を行った。そのうち大山議員は、①理事者の説明によると、答申では、オーバーストアの解消と都心型一流百貨店の誘致という二側面を加味して検討したということだが、従来、理事者が示し

てきたのは、核テナントに都心型一流百貨店を導入することによって商業圏の拡大が図れるという見解であり、この点での食い違いをどのように考えているか。②核テナント調整委員会の委員の人名に関しては、九月二〇日の特別委員会ではじめて議会に正式な報告があったが、そのうち市商工会議所の会頭を務める大島直之委員が藤沢さいか屋の現監査役であることと、大島利勝委員がさいか屋の第六番目の株主である横浜銀行の経営住宅相談所主任調査役を務めていることについては、市はどのように考えているのかと質問した。これに対して伊草助役と井上準之助助役付担当参事は、①答申は、地元百貨店の根強い反対を考慮して妥協策を講じたものだが、新営業体ができるだけ都心色を出すことが商業圏の拡大につながるという考え方は今でも維持しており、病床の市長からも総力を挙げて答申の実現に向けて努力するように指示を受けている。②大島直之委員は、市商工会議所の会頭として市の商業振興を図る立場にあるため、大島利勝委員は、北口再開発審査会会長として事情に精通しているため、参画を要請したものであると答弁した。

また、内田、平川、大山の各議員は、①朝日産業ビルには、さいか屋が移動したのちに丸井が出店すると噂されているが、九月二五日付の『日本経済新聞』や、九月二九日付の『日本経済流通新聞』等の記事によると、丸井側では、藤沢市に出店しないことを役員会で正式に決定したということであり、事実であるならば事業に支障を来すのではないか。②朝日産業ビルに対して、デッキと地下道を接続しないように工事を進めているが、事態の変化を踏まえて、今後どのように対処するか。③資金計画について、当初計画と比較すると県費補助金が大幅に減少しているが、いくらの減額か。④保留床処分金の予定に変更はないか、特に核テナント分は三越との折衝によって予定を下回る恐れがないか。⑤市債の金利や権利者の補償費は、事業の遅延により負担が増加しているが、最終的な見込み額はどのくらいかと質問した。

これに対して大林順一郎建設局長と井上助役付担当参事は、①新聞記事の真偽については確証を得ていないが、今後、不測の事態がないように注意し、また、事実関係はできるだけ議会に報告する方針である。②工事の設計変更をしたのは、権利者等の要望を考慮したからで、今後はデッキと地下道を接続する方向で朝日産業と話し合いを進める予定である。③当初は一二億四七〇〇万円の県費補助金を予定していたが、五二年の内示額を加えても、約九億二〇〇〇万円の減額となる見込みである。④総額は、当初計画とほぼ同じで約一〇〇億円になる見込みであり、また、核テナント分は、昨年の公募時と同じ七四億円で処分する予定である。⑤市債の金利は、当初一一億六四〇〇万円の予定であったが、試算では一八億八〇〇〇万円程度になる見込みで、また、補償費は、転出予定者が予想よりも少ないため、総額では当初の予定とほぼ同じ五五億三七〇〇万円程度になる見込みであると答弁した。

さらに大山議員は、藤沢駅北口再開発を考える市民会議が八月に行った第二次の提言を取り上げ、その提言のなかで、大型店や中型店の規制を行う基準を整えるために、一万人程度の規模の地域ごとに情報や資料を収集するように提案していることを紹介したうえで、市はこの提言を今までどのように検討し、また、今後いかに対処するかと質問した。それに対して入内島寛次経済緑政部長は、消費者の嗜好や店舗の業態などにも十分配慮して規制の基準を整えることは困難であるが、提言の内容は、五三年度の施策の展開にも関連するため、一〇月一一日に開催する予定である中小企業振興協議会の商業部会に諮って検討したいと答弁した。

## 一般質問

今回の一般質問は本会議第五日と第六日にわたって行われ、右に一部紹介した斉間、平川、内田、大山の各議

員のほかに、黒江貞子、五十嵐紀子（以上、社会党）、松山三之助（公明党）、宮地淳子（共産党）の四議員が質問に立った。なお、渡辺光男、番場定孝（以上、市政刷新）の両議員は、北口再開発事業における市長の政治責任等を中心に一般質問を行うことを通告していたが、市長が病気欠席で直接質問ができないために予定を取り消した。

**高齢者等就労事業団**　市では五三年四月一日から高齢者等就労事業団を発足させる予定で、設立準備委員会を設けて準備作業を進めていた。そこで内田議員がこの問題を取り上げて、①会員の年齢は六五歳以上とする予定だが、東京都の高齢者事業団は六〇歳以上を会員資格にしており、今後引き下げる考えはないか。②屋外作業班、企業出向作業班、単純作業班、技術作業班というように職種別に職群班を設ける予定だが、班の人数や運営体制はどうなるのか。③事業団事務局の職員採用の予定はどうなっているか。④事業団の発足に要する経費や仕事の受注については、どのように見込んでいるかと質問した。これに対して柴幹夫社会部長は、①事業団は、就労対策というよりも福祉行政の一環として設立するものであり、老人福祉法等により老人福祉の対象がほとんど六五歳以上になっていることを考慮して年齢資格を定めたが、個々の高齢者により生活条件が異なるため、六五歳未満でも弾力的に対処していきたい。②他市の例を参考にして、作業班は五人から一〇人の単位で構成し、人格、技術等を基準に、班員の互選によって班長を置くことを検討している。③事業団では六、七人の事務局職員を公募で採用し、また、市の職員二人を出向させる予定である。④屋内作業所取得費の約八〇〇〇万円と用地取得費の約一億四〇〇〇万円が主な経費で、前者については県から二〇〇〇万円の補助の内示を受けている。また、受注については、照会した結果、市内約七〇ヵ所の作業所から好意的な回答を得たが、今の段階で受注金額を予測することは困難で、初年度は約一億円を努力目標にしていると答弁した。

**ごみ問題**　本会議第四日に破砕機についての請願（請願第一三号）が採択されたが、それは、市内で排出されるごみの六〇パーセントが資源ごみであり、五二年度に予算化されている粗大ごみの破砕機の導入よりも、市民と行政が一体となって資源化運動を進めることが先決問題であるという内容であった。これに関連して内田議員は、県の消費者センターや大和市で不用品登録制度を実施していることを紹介し、今後この制度を市で導入する予定はないかと質問した。それに対して池上義男広報文化部長は、県内では、大和市をはじめとして約一〇市がその制度を実施しており、先例を十分研究したうえで年内をめどに導入する予定であると答弁した。

また宮地議員は、問題を多面的に取り上げ、①ごみ行政における市民参加の推進という面から、ごみ減量推進本部に設けられた調査研究部会を市民本位に拡充し、また、市民からの全般的な質問や要望を受け付ける窓口を一本化する必要があるのではないか。②資源ごみ収集の実施予定が延期になっているが、今後実施する際には、市興業公社への委託に限定せず、市内回収業者との協力を検討するべきではないか。③調査研究部会には、北部清掃事業所、南部清掃事業所、市興業公社の代表が参加しているが、このほかに現場職員の参加をどのようにして実現するか。④ごみ破砕機の導入にあたっては、ごみの量を正確に予測し、専門家の意見を参考にして公害を出さない機種を選定するべきだが、そうした面で十分な配慮を加えているかと質問した。これに対して山崎英三郎市民局長は、①調査研究部会は予備的な作業を行う性格の機関だが、市民代表五人の参加も得ている。また、ごみ問題全般については、生活環境部の環境指導課が窓口になっているが、現場の清掃事業所で不十分な回答をすることも考えられるため、今後行き違いがないように配慮したい。②資源ごみの収集は、さらに数ヵ月間はモデル地区で試行を繰り返したうえで早急に導入する予定で、市内回収業者との協力については今後検討したい。

③モデル地区の実施も、現場職員との話し合いを踏まえて着手したもので、今後も職員の具体的な意見や要望を積極的に取り入れていく予定である。④減量化や資源化の進捗状況を加味してごみの量を予測しているが、その予測を踏まえても破砕機を設置することが必要であるので、導入にあたっては資源回収に適した機種を選定したいと答弁した。

さらに宮地、五十嵐両議員は、現在のごみ問題は、製造業者や販売業者に責任の一端があることを指摘したうえで、プラスチック、ビニール類のごみ処理が地方自治体の大きな負担になっているため、原料生産企業に原因者負担の原則で課税し、それを地方譲与税として市町村に人口比例で還元するなど、なんらかの対策の実現を国に働き掛けていく必要があるのではないか、また、市独自の施策として、市内の小売店に過剰包装の廃止を申し入れることは早急に実現できるのではないかと質問した。それに対して山崎市民局長と山本篤三郎企画調整局長は、企業責任の問題については調査研究部会でも検討中だが、市の施策として実施する場合でも法制度の枠に十分配慮する必要があり、今後実効性の高い方策を考案していきたいと答弁した。

**心身障害児教育と学校教育**　松山議員は、五四年度からの養護学校の義務化について触れたうえで、本年度の市長の施政方針によれば、心身障害児通園促進制度を新設すると同時に、その相談と指導にあたる処遇委員会を強化する予定で、四月一〇日付の「広報ふじさわ」にも処遇委員会の事業が紹介されているが、現在までの経過はどうなっているか、また、この通園促進制度が定着すると、太陽の家の子供達が減少していくことが予想されるが、その見通しと対応策をどのように考えているかと質問した。これに対して柴社会部長は、この施策は他市に例を見ない大きな事業で、旧来の処遇委員会を抜本的に強化した組織の発足は一〇月一〇日前後になる予定だが、それまでの暫定的措置として、四月以来、二〇人の障害児を公立・私立の保育園に入所措置していると

答弁した。また、太陽の家については、障害児が通常の保育園や幼稚園に通園する以前に、専門職員によって経過を観察する場所として機能させるなど、従来の運営内容を多少変更することを検討していると答弁した。

他方、黒江議員は、小・中学校の学校教育について、施設面と人事面から質問し、①校舎の照明設備が不十分だと思われるが、その現状と改善に要する費用をどのように把握しているか。②雨漏りなどで校舎を修理すべき箇所は何ヵ所で、それに要する費用はどの程度か。③教職員を配置する際に、学校間で不均衡を生じさせず、また、新設校に赴任する意欲を持たせるために、県の教育委員会に対してどのように働き掛けているか。④校長の人事異動は毎年九月に行われるが、そのために学校教育に支障が生じる場合があり、再検討するように県の教育委員会に働き掛ける意向はないか。⑤教職員の給与費は県費負担であるが、福利厚生については市は積極的な姿勢を示すべきで、市職員に比べて劣っている現状をどのように改善するかと質問した。

これに対して丸山一雄教育長と加藤昭学校教育部長は、①教室などの照度検査は、学校薬剤師会に委託して毎年実施しているが、かりに一教室一列の照明器具を増設すると、それに要する費用は約六万五〇〇〇円である。②市内の小・中・養護学校三八校中二〇校に雨漏りの箇所があり、先に八松小学校で修理を実施した例で示すと、それに要した費用は約一六〇万円であった。③教職員の配置については、県と十分連絡を取り、遺漏のないように配慮している。④九月に人事異動を行うのは、学校運営が軌道に乗る時期であることを考慮したためであるが、全国的にも他に例がなく、また、四月に開校する新設校の人事等で問題が生じているため、今後、他の市町村とともに県と話し合いを進める必要がある。⑤学校の教職員は、市の職員に準じる立場にあり、今後、市単独で福利厚生会を設置するなどの方策によって、充実を図っていきたいと答弁した。

名誉市民の選定

本会議第三日に、名誉市民の選定（議案第五二号）について全員異議なく原案のとおり同意したことにより、現職の松本市長である和合正治氏が藤沢市の名誉市民に選ばれた。藤沢市と松本市は三六年に姉妹都市関係を結んだが、同氏は、その時以来、松本市の職員として両市の友好親善のために尽力し、ことに藤沢市が四九年に美ヶ原市民休暇村の用地を確保した際には、松本市の助役として取りまとめに貢献した。そのことが、同氏を名誉市民に選んだ理由であった。

## 四　昭和五二年一〇月臨時会（一〇月二二日）

一〇月臨時会は、一〇月二二日に一日間の会期で開かれ、収入役の選任の議案一件が上程された。本議案は、全員異議なく原案に同意し、宮代廣三郎氏を新たに収入役に選任した。

なお、葉山峻市長は九月二三日に市民病院を退院し、自宅療養を続けたのちに、一〇月初旬から登庁して公務に復帰していたが、この日、議事日程に先立ってあいさつし、今後は健康に留意しながら一層市政に精励すると決意を表明した。

## 五　昭和五二年一二月定例会（一一月二八日〜一二月二二日）

一二月定例会は、一一月二八日から一二月二二日までの二五日間の会期で開かれ、収入役の退職手当金額の決定、市民センター条例等の一部改正、一般職員の給与条例等の一部改正、五二年度一般会計補正予算（第六号）

意見書二件等の議案二七件、請願五件、五一年度一般会計および特別会計の決算認定一〇件、(仮称)労働会館建設事業継続費の精算等の報告三件が上程された。

本会議は、一一月二八日、三〇日、一二月七日、九日、一〇日、一二日、一三日の七日間にわたって開催された。第一日は、まず閉会中に審査した請願一件が上程され、所管の委員会からの報告後に採決した。つぎに決算認定一〇件が上程され、理事者が説明した。第二日は、決算認定一〇件について質疑を行ったのちに、決算特別委員会を設置して審査を付託した。第三日は、補正予算等の議案二三件と報告三件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第四日は、右の議案二三件について質疑を行い、そのうち五件は討論ののちに採決し、一八件は各所管の委員会に付託した。つぎに報告三件は、この日の質疑で報告を終了した。また、請願二件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第五日は、第二日に付託された決算認定一〇件について、決算特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、第四日に付託された議案一八件と、継続審査中の一件を含む請願三件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。第六日から一般質問が始まり、第七日もひきつづき行われた。第七日は、一般質問の終了後、意見書等の議案四件が上程され、提案理由を説明したのちに、ただちに採決した。また、請願一件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、所管の委員会に付託した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決し、決算もすべて認定した。また請願は、二件を採択し、一件を継続審査とし、一件を閉会中審査としたほか、一件の取り下げを承認した。

## 昭和五一年度決算の審議

五一年度一般会計および北部第一土地区画整理事業費特別会計ほか八特別会計の決算の認定は、本会議第一日に一括して上程された。決算額は、一般会計では、歳入が二九六億四九〇万円、歳出が二七六億四七六二万円、特別会計では、歳入が一八八億四一九六万円、歳出が二一三億一四七八万円で、歳出決算額を前年度と比較すると、一般会計は一一二・九パーセント、特別会計は一〇七・三パーセントであった。当日、葉山峻市長は、まず市政を取り巻く情勢について、公定歩合の引き下げや公共事業の促進策等の政府の景気浮揚策にもかかわらず、依然として景気は低迷を続け、市税の伸び率の鈍化や国と県の財源不足による補助事業の削減等のために、市財政は困難な状況に置かれたと説明した。次に、そうした状況のもとで執行した五一年度における主要な事業の成果の概要を、①いきいきとした暮らし、②すぐれた教育文化の創造、③住みよい生活環境、④近郊農業と中小企業の振興という四つの施策目標に即して報告した。二日後の本会議第二日には、質疑を行ったのちに決算特別委員会を設置して審査を付託することとし、古谷正一議長の指名によって一五人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新七人、社会党三人、公明党二人、市民革新一人、民社クラブ一人、共産党一人であった。同委員会は、当日会議を開き、委員長に野島一三委員（市政刷新）、副委員長に西条節子委員（市民革新）を互選により選出した。

委員会の審査は、一二月一日、二日、五日、六日の四日間にわたって行われた。最初の三日間は、一般会計歳出決算の各費目、歳入決算、特別会計を逐次審査し、税財政に直接関連する問題では、超過負担の解消、市長交際費および市交際費の支出基準の明確化、幼保天国構想関連予算の未執行の理由、自主財源比率の低下、保育料

措置費自己負担金や国民健康保険料の収入未済額および不納欠損額の増加の原因等について、また、個別の施策では、地震などの防災対策、休日夜間救急医療対策、労働会館の運営、市内の荒廃農地の利用、大型店対策、ことばの教室の待機児童の解消、中央図書館の施設の拡充、太陽の家と白浜養護学校の連携の強化等について質疑を行った。委員会審査の最終日の討論では、共産党議員団が競輪事業費特別会計決算（認定第八号）に反対討論を行ったほかは、いずれの会派も各決算に賛成討論を行い、採決の結果、認定第八号は賛成多数により、その他の決算は全員異議なく、認定すべきものと決定した。

本会議第五日に、同委員会は、右の審査経過と結果を報告し、委員会の要望事項として一一項目を示したが、その内容は、財政全般では、超過負担を解消するための国や県に対する働き掛け、徴税行政の徹底、公債費比率の適正化等であり、個別の施策面では、休日夜間救急医療体制の確立、保育園の増設、障害児教育の施設と内容の充実、青少年の非行化防止策の強化、中小小売店の振興策の拡充、北部第二土地区画整理事業の事業運営の改善、北口再開発事業の早期完成等であった。委員会の報告後、質疑は省略し、大山正雄（共産党）、井上正一郎（市政刷新）、五十嵐紀子（社会党）、内田末吉（公明党）、津田萬次郎（市民革新）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員が、それぞれの会派を代表して討論を行った。

討論では、各議員は、市が困難な財政事情のなかで、市民本位の観点に立って効率的に事業を執行したことをおおむね高く評価したうえで、各会派個別の要望事項として、右の一一項目のほかに、中央卸売市場計画の再検討、市債償還計画表の議会への提出（以上、大山議員）、交際費の証票類に関する規格の統一などの予算執行業務の適正化、債務負担行為の慎重な運用（以上、井上議員）、コミュニティー施策の強化、市民シンポジウムや市長対話集会などによる市民参加の推進、職員研修の充実、公営住宅の増設（以上、五十嵐議員）、成人病や婦

人病対策の検討、湘南海岸の清掃対策の改善、藤沢駅前南部区画整理事業の早期完成（以上、内田議員）、社会教育行政における専門職員の拡充、ごみの減量化や資源化対策の推進、市が支出する補助金の適正化（以上、津田議員）、事務処理の機構などの合理化、市民会館の運営の改善、緑化事業の拡充、高齢者などの就労対策事業の推進（以上、長谷川議員）等について要望した。討論のなかで五十嵐議員が、委員会の審査で市長交際費と市交際費の支出区分と基準が問題となったことについて、交際費の支出内容は理事者の裁量権の範囲に属する問題であると指摘したのに対して、番場定孝議員（市政刷新）がその発言の取り消しを求めたため、審議は一時中断したが、五十嵐議員から改めて発言内容の一部を訂正する申し出があり、議会はそれを許可することに決定した。

決算の認定一〇件は、右の代表討論の終了後に採決を行い、その結果、委員会報告のとおり、認定第八号は起立多数により、その他の決算は全員異議なく、認定することに決定した。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第六日と第七日にわたって行われ、桜井郁三（市政刷新）、大久保さわ子、瀬川進（以上、社会党）、斉間壽久、畠中一雄、村上伸（以上、公明党）、津田萬次郎（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、宮地淳子、大山正雄（以上、共産党）の一〇議員が質問に立った。

**昭和五三年度の予算編成方針と行財政改革**　大久保、瀬川、桜井の各議員は、五三年度の予算編成方針を取り上げて、市税収入をどのように見込んでいるか、また、それを踏まえてなにを重点的な施策とするかと質問した。それに対して葉山市長と山本篤三郎企画調整局長は、法人市民税に対する円高不況の影響などを考慮す

ると、来年度の市税収入は本年度と比較して九パーセント前後の伸びになると予想されるが、限られた財源のなかで、福祉、教育、生活環境と都市基盤の整備を優先的な施策の基軸に据えたいと答弁した。

これに関連して、右の各議員は、困難な財政事情に置かれているときこそ、不要不急の支出を厳密に点検する必要があると指摘したうえで、①毎年度、事業の内容を十分吟味して、過去の実績に捉われずに予算を配分するゼロベース予算という考え方があるが、この手法を導入する考えはないか。②県と市の二重行政による浪費を省き、行財政の合理的な執行を確保する必要があるが、両者間でどのように協議を進めているか。③市が支出する補助金の整理統合や抑制はどのように検討しているかと質問した。これに対して葉山市長、山本企画調整局長、久保田圭一企画室長は、①市行政では、利潤追求本位の民間企業と異なり、市民の要求に応えてさまざまな目標を実現しなければならないが、予算編成の際に、各部局は既定事業の見直しと新規事業の検討を経て、A、B、C、Dの優先順位を付けて予算を要求しており、その点ではゼロベース予算と類似した考え方を取り入れている。②県市長会のなかに行政部会を設けて、県と市の役割分担を検討しているが、今後は部会が提出する答申に基づいて県と協議を進める予定であり、そのほかに個別行政の担当部局同士でも県と市で話し合いを進めている。③近年の経済不況のなかで、商工行政関連の補助金が増加しているが、現在、交付基準を一層厳密にするために、企画担当の参事一人と各部局の主査級の職員一四人により、研究会を設けて検討を進めていると答弁した。

さらに大久保議員は、市の行政機構における四八年からの局制の全面的な導入や、行財政緊急対策本部、ごみ減量推進本部等のプロジェクトチームの設置について触れ、予算の合理的な執行のためには、そうした行政機構の整備や、それと同時に職員一人一人の意識改革が必要であるが、理事者は現状と問題点をどのように認識しているかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、職員の主体的な参加を確保するために、政策決定の分権

化を図る方針であるが、それと並行して、局内の管理部門の能率化と局間の連携の強化を推進し、市民と市長を直結する体制を整えたいと答弁した。

**北口再開発事業**　一一月二四日に藤沢駅北口整備特別委員会が開かれ、そこで理事者は、核テナント調整委員会の答申提出後の経過について、①さいか屋に対して九月二四日に出店要請書を送付したが、一〇月六日付で回答があり、現店舗の処置の確定、出店条件の整備、駐車場等の確保の三条件を付して協力するという内容であった。②現店舗を処分するために、さいか屋と朝日産業の間で協議を継続中で、また、さいか屋では処分先の候補として丸井と交渉に入っているが、市の理事者も朝日産業と話し合いを進め、条件の整備に努めている。③三越は、さいか屋を通しての交渉を希望しており、今後、両者の間で積極的な話し合いが行われることが期待できると説明した。

九月定例会では市長が欠席したために、市政刷新議員団の二議員が一般質問を取り止めたが、本定例会の一般質問で、桜井議員が改めて核テナント調整委員会の答申を取り上げ、市長は、市の今までの意向とは異なる内容の答申をどのように受け止めているのか、また、そのことの政治責任はどのように取るのかと質問した。それに対して葉山市長は、この間に高島屋が示した態度は、過去の経緯に照らしてきわめて遺憾であり、いずれ決着をつけるべき問題だが、現在は、答申の内容に沿って事態を収拾することが先決で、一日も早く核テナントを確定することが市長の政治責任であると答弁した。

さらに桜井議員は、答申が新営業体の出店を提言したことによって、核テナントをめぐる利害関係が一層複雑化したので、それを実現することは高島屋を誘致することよりも困難であると指摘したうえで、①さいか屋と朝日産業の間で結んでいる現店舗に関する契約書の内容はどのようなものか。②新営業体の名称や、さいか屋と三

越の出資比率について、三越側と協議を進める必要があるのではないかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、①企業間の私的な契約であるため、提出を求めることは困難だが、契約書の内容如何にかかわらず、朝日産業と話し合いを進め、事業に対する理解と協力を求める以外に事態を打開する方法がない。②名称や出資比率については、市の要望を三越に申し入れているが、それに対する直接の回答はまだ得ていないと答弁した。

また、畠中議員は、①駅前人工広場の建設工事の進捗に伴って、市民の間から、仮設のバス停を駅前に戻すように要望が出されているが、現在、仮設のバス停付近では、北口マートの権利者が仮設店舗で営業を続けており、市民の要望に応じた場合に重大な打撃を受けることになるのではないか。②北口方面の藤沢村岡線の拡幅工事は、地元地権者の要望に沿い、再開発工事と並行して早期に完成する必要があるが、今後の見込みはどうかと質問した。これに対して大林建設局長は、①バス停は原則として現状のままにする予定だが、北口マートの権利者に影響の出ない範囲で、一部を移転することを検討中である。②藤沢村岡線の拡幅工事のうち、現在、第一工区（銀座通り川崎屋―藤沢信用金庫）に着工しているが、これは五四年度頃に完成の見込みで、第二工区（第一勧業銀行―藤沢郵便局）と第三工区（銀座通り交差点―第一勧業銀行）は、五五年度以降に本格的に取り組む予定であると答弁した。

**中小企業の振興策**　大山議員は、不況とインフレーションの同時進行に加えて、円高が急速に進み、輸出依存型企業の下請業者を中心に、市内の中小企業にも重大な影響が現れていると指摘したうえで、現状に対処するために市の融資制度を拡充する必要があるが、五二年度の実績の見通しはどうか、また、市生活経済公社の無担保融資制度の限度額を引き上げる予定はないかと質問した。これに対して入内島寛次経済緑政部長は、中小企業機械設備近代化資金と中小工場立地適正化資金は、設備投資の手控えのために利用実績が低

いが、中小企業振興基金や、五二年度から新たに導入した大型店対策特別近代化資金、大型店等対策共同仕入れ資金は、ほぼ貸し付け枠の限度近くまで活用されていると答弁した。また、葉山市長は、現在の生活経済公社の融資限度額は一〇〇万円であるが、五三年度の予算編成作業のなかで、引き上げを前向きに検討していると答弁した。

また、瀬川議員も、円高不況のなかで商工行政の果たすべき役割は重要であると指摘したうえで、中小企業に対して、経営面や技術面で、相談や指導の業務を行う必要があるのではないかと質問した。それに対して入内島経済緑政部長は、経営面での指導は、県と協力して経営診断士の招へいなどにより実施しているが、技術面での指導は、事実上、取り組んでいないのが現状であるので、今後は市内業者の要望に応えて体制を整備する予定であると答弁した。

**青少年の育成**

宮地議員は、ポルノ雑誌の自動販売機の追放やポルノ映画のポスターの撤去などの運動が、市の青少年相談センターを中心にして着実に成果を収めているが、今後こうした運動を地域ぐるみで進める必要があるのではないか、また、青少年相談センターの職員配置が現状では不十分であるので、その体制を強化すべきではないかと質問した。これに対して丸山一雄教育長と湯山学社会教育部長は、中学校のPTAから青少年相談センターに対して、青少年の非行問題に関する懇談会や講演会の申し込みが増加しており、それを手がかりにして保護者や地域との連携を強化していく予定で、また、青少年相談センターでは、教職経験者や警察出身者などの業務に通暁した職員を起用しているが、定員増については、五三年度の予算編成作業のなかで検討したいと答弁した。

また、桜井議員は、①最近の調査結果によると、児童・生徒の体格が向上する一方で、体力が低下する傾向が

見られるが、健康な青少年を育成するために、学校施設の開放を押し進め、また、小学校区程度を単位にしてスポーツクラブを組織してはどうか。②市が構想中の青少年野外施設の具体的内容はどのようなものか。③他市では、青少年の海外派遣事業を独自に実施している例が見られるが、本市でも次代を担う人材を育成するために予算措置を講じる意向はないかと質問した。これに対して湯山社会教育部長は、①市内小・中学校で、三五校が校庭、一六校が体育館、三四校がプールを開放しているが、今後は防球ネットなどの施設を整備して一般市民への開放を一層進める予定で、また、地域のスポーツ活動は、実績のある地区社会体育振興協議会を中心に活性化を図りたい。②青少年関係団体からの要望を踏まえて検討中だが、まだ具体的内容を報告する段階には至っていない。③他市の先進事例は調査研究しているが、当面は、総理府や県が実施している海外派遣事業への参加を促進し、その助成策を講じることで対処したいと答弁した。

**老人福祉**　大久保、瀬川、村上の各議員は、①市内の寝たきり老人や独居老人の家庭の防火対策はどうなっているか。②移動入浴車の訪問回数は、五一年度の実績で、少ない月では一人あたり〇・五五回であるが、月二回程度にまで増やすことはできないか。③国の委任で県が業務を行っている老人居室整備資金貸付制度を活用し、小規模な老人ホームを建設することはできないか。④湘南広域都市行政協議会で検討中の特別養護老人ホームの建設計画はどうなっているか、また、民間資本を活用して、特別養護老人ホームを市内に設置する考えはないかと質問した。これに対して山崎英三郎市民局長、柴幹夫社会部長、瀬沼和男消防長は、①ホームヘルパーに対して防火教育を行い、また、消防職員が三カ月に一回立ち入り検査を実施して指導しているが、今後は火災報知機の設置についても調査研究を進める予定である。②移動入浴車は現在一台で、訪問回数を増やすためには車両と人員を拡充しなければならないが、当面の改善策として、人手のある家庭などにはポータブル浴槽を

貸し付ける制度を検討中である。③老人居室整備資金貸付制度は、六〇歳以上の老人と同居する者が貸付の対象で、しかも老人居室の増改築のみに適用されるという制限があるため、活用することは困難であるが、提言の趣旨を生かした制度を検討したい。④茅ヶ崎市では、五三年度に五〇人収容の民間施設の設置が予定されており、寒川町との協議も難航しているため、二市一町で早急に建設することは困難であるが、市内北部地域の民間病院から申し出があったので、それに基づいて特別養護老人ホームをその病院に併設する計画が進行中で、国や県との調整の結果、五十四年度に建設できる見通しであると答弁した。

また、瀬川、村上両議員は、高齢者等就労事業団の設立について、①会員の募集状況と今後の見通しはどうなっているか。②設立準備委員会ではどのような点を検討しているか。③市内の中小企業およびその雇用者との不必要な摩擦を避けるためにどのような配慮をしているかと質問した。これに対して柴部長は、①高齢者については、一二月二一日までに一八一人の応募があったが、最終的には平年度で四〇〇人から五〇〇人の会員数を確保する予定で、また、心身障害者については、屋内作業を主体に三〇人程度を予定している。②八月一日以来、四回会議を開き、事業団の名称の決定、公益法人としての認可申請に必要な設立発起人の人選等について協議を重ねてきた。③中小企業と事業団の共存共栄を図るように対処したいと答弁した。

### 図書館行政

津田、村上両議員は、市の図書館行政が全国的にも高い水準にあることを指摘したうえで、①市民の要望に応えて、貸し出し業務だけではなく、レファランス業務にも対応するために、専門職の職員を拡充する必要があるのではないか。②中央図書館は、収容能力をはるかに超える図書を収蔵しているが、増改築の必要があるのではないか。③中央図書館の構造は、身体障害者に対する配慮がまったく欠けているが、今後どのように対処するか。④視覚障害者に対して十分な図書を用意しているかと質問した。これに対して

湯山社会教育部長と柴社会部長は、①毎年職員一人に司書の資格を取得させてきた結果、現在二〇人の職員のうち一〇人が司書有資格者で、今後一層拡充していきたい。②立地状況等から増改築が困難であるため、児童図書等の蔵書を市民センターや公民館に移動させることによって収蔵スペースを確保したい。③図書館の分館政策の推進や、自動車文庫、配本車の活用などによって対応したい。④太陽の家に点字図書を約二〇〇〇冊、テープ図書を約五〇〇本収蔵しているが、今後一層充実を図り、また、県内の点字図書館との連携を強化したいと答弁した。

**女性職員の登用**

国際連合は、五〇年を国際婦人年、五一年から六〇年までを国連婦人の一〇年と定め、各国政府に女性の地位向上のための努力を要請したが、本年二月に、それに基づく国内行動計画が総理府婦人問題企画推進本部より発表された。そこで大久保議員は、その意義と内容に触れたうえで、市の女性職員登用の現状はどうなっているか、また、今後の方針はどうかと質問した。それに対して葉山市長は、一般行政職の三一パーセント、現業職の四八パーセント、医療職の八〇パーセント、消防を除く総人員の四二パーセントが女性職員で、県内でも最高位に属する水準であり、また、係長級以上の女性職員も、平塚市の九人、茅ヶ崎、鎌倉両市の七人に対して、藤沢市は二七人と先進性を発揮しているが、今後も積極的に起用を図ることで、女性の社会的地位の向上のために貢献したいと答弁した。

また、大久保議員は、市の各種審議会、協議会への女性の起用の促進や、女性問題全般に関する諮問機関の設置を提言したが、それに対して葉山市長は、積極的に取り組みたいと答弁した。

**米軍機墜落事故**

九月二七日に、厚木基地から発進した米軍のＲＦ―四Ｂファントム偵察機が横浜市緑区の民家に墜落し、幼児二人が死亡する事故が発生した。宮地議員は、この事故を取り上げ、市で

は米軍厚木基地の撤去や騒音対策にどのように取り組んでいるかと質問した。それに対して葉山市長は、九月二九日に米海軍厚木航空施設司令官に申し入れを行ったが、今後も神奈川県基地関係市町連絡協議会等を通じて、基地撤去や騒音対策の運動を進めて行く予定であり、また、市内では、富士見台小学校の屋上で騒音を常時測定する体制を取っていると答弁した。

本会議最終日に予定の議事日程を終了したのち、古谷議長と葉山市長が、それぞれ閉会にあたってのあいさつを述べた。古谷議長は、この一年間の議員と理事者の協力に謝意を表し、また、未解決のまま越年する問題が少なくないことを指摘して、今後一層努力を積み重ねる決意を表明した。

### 議員表彰

山口倉吉議員（市政刷新）は、昭和一七年に片瀬町会議員に当選して以来、長年にわたり地方自治の発展に寄与したため、一一月三日に勲四等瑞宝章を授与された。

## 六　昭和五三年一月臨時会（一月一八日）

一月臨時会は、一月一八日に一日間の会期で開かれ、五二年度一般会計補正予算（第九号）および下水道事業費特別会計補正予算（第三号）の議案二件が上程された。両議案は、国が景気浮揚策の一環として第二次補正予算を組むことに伴い、市の国庫補助対象事業に追加が認められたため、それに応じて予算を補正するもので、一般会計では川べり遊歩道（鵠沼海岸引地線）の整備、特別会計では浜見山ポンプ場圧送管と不動川都市下水路の築造が主な補助対象事業であった。

本会議の質疑では、平川正雄、高山年正（以上、市政刷新）、黒江貞子（社会党）、松山三之助（公明党）、大山正雄（共産党）の各議員が質問に立ち、①一般会計の補正予算額八億八六七万八〇〇〇円のうち、川べり遊歩道等の用地を市開発経営公社から買い戻す費用に約九二パーセントを充当しているが、それで景気浮揚を図ることが可能か。また、本来は土木事業だけに片寄らずに、福祉や教育などの市民生活に直結した事業で景気刺激策を講じるべきではないか。②国庫補助事業に伴う裏負担で、かえって市の一般財源が圧迫されることはないか。③浜見山ポンプ場圧送管と不動川都市下水路の築造は、工期をどのように見込んでいるかと尋ねた。これに対して山本篤三郎企画調整局長と大林順一郎建設局長は、①国の補正予算の枠が道路や下水などの土木事業に限られているので、そのなかで用地の買い戻しに優先的に配分したが、それによって将来の一般財源による負担が一部軽減されるため、市民生活に直結する分野に優先的に財源を配分することが可能になる。②補助裏は主に起債でまかなうが、財政の硬直化を招かないように十分配慮したい。③今回の工事で、浜見山ポンプ場圧送管は八月末、不動川都市下水路は五月末に完成させる予定であると答弁した。

討論では、関根久男議員（市民革新）が、年度内の限られた期間に万全を期して予算を執行するように要望し、その後の採決で、本二議案は全員異議なく原案のとおり可決した。

## 七　昭和五三年二月定例会（二月二七日～三月二四日）

二月定例会は、二月二七日から三月二四日までの二六日間の会期で開かれ、財産の取得（都市計画道路鵠沼海岸引地線）、工事請負契約の変更（藤沢駅北口市街地再開発事業施設建築物新築工事ほか一件）、新総合計画基本構想の策定、内職センター条例の廃止、生きがい福祉センター条例および中高層建築物の日影に関する条例の制

定、五二年度一般会計補正予算（第一〇号）、五三年度一般会計および特別会計の予算一六件、意見書・要望決議四件、損害評価会委員の選任等の議案五九件、請願六件、専決処分の報告二件が上程された。

本会議は、二月二七日、三月一日、九日、一〇日、一三日、二四日の六日間にわたって開催された。第一日は、予算関連議案二五件等の議案五三件と報告二件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、予算関連議案を除く議案二八件について質疑を行い、そのうち一一件は討論ののちに採決し、一七件は各所管の委員会に付託した。次に報告二件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願四件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案一七件と、継続審査中の二件を含む請願六件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。次に、この日新たに上程された議案二件について、理事者が提案理由を説明し、そのうち一件は質疑と討論ののちに採決した。また、残りの一件は予算関連議案二五件とあわせて審議を行うこととし、この日から予定の順に各会派による代表質問が始まった。第四日も、ひきつづいて代表質問を行い、第五日に、代表質問が終了したのちに、予算等特別委員会を設置して関連議案二六件の審査を付託した。第六日は、予算等特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。また、意見書・要望決議の議案四件が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決・同意し、また請願六件もすべて採択した。そのうち損害評価会委員の選任については、熊沢敏夫、新倉定の両氏を選任することに同意した。

## 元号の法制化

元号法制化についての請願（請願第一七号）は、日本の伝統を守るために市議会で元号法制化を決議し、意見書を政府に提出することを求めるという内容で、一二月定例会の本会議最終日に上程され、総務企画常任委員会に付託して閉会中審査することに決定していたが、本定例会で、同委員会は三月六日に会議を開き、他の付託案件とともに審査を行った。

委員会の討論では、委員の立場が対立し、①元号が日常生活に浸透していることは認めるが、伝統を守るために法制化を求めるというのは論理が不明確であり、また、戦後改革によって旧皇室典範の一世一元の規定が削除された経緯も踏まえて、継続審査とすべきである。②元号は、日常生活のなかで特別に意識することなく用いており、民主主義が定着した現在では、元号法制化によって戦前の体制に復帰することはあり得ないため、採択すべきである。③法制化に反対する根拠は十分とは言えないが、同時に、法制化した場合の将来の国民感情にも配慮する必要があり、慎重に取り扱うために継続審査とすべきであるといった意見が表明された。討論ののちの採決では、採択に賛成する委員と継続審査に賛成する委員が同数になり、委員長裁決によって、請願第一七号は採択すべきものと決定した。他方、古郡民雄、桝居祐三（以上、社会党）、西条節子（市民革新）の各委員は、継続審査に賛成する立場から、少数意見を留保した。

本会議第三日に、高山年正委員長（市政刷新）が右の審査結果を報告し、また、桝居委員が少数意見を報告した。このあとの討論で、宮地淳子議員（共産党）は、元号は天皇の在位期間を時代区分の基準にする考え方で、現憲法の主権在民の原則にそぐわないものであり、それを法制化することは歴史の流れに背き、国際社会での孤

立化を招きかねないため、請願の採択には反対であるという意見を表明した。他方、加藤照議員（市政刷新）は元号は一種の無形文化財であり、保持を求める意見が生まれるのは当然で、議会で請願を採択して、法制化の審議は国会に委ねるべきであるという意見を表明した。採決の結果、請願第一七号は、起立多数により、委員会報告のとおり採択することに決定した。また、本請願の趣旨にしたがって、高山年正、桜井郁三、山本捷雄、浅野明夫、番場定孝（以上、市政刷新）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員は、元号法制化に関する意見書（議案第一四三号）を提案し、本会議最終日に上程されたが、採決の結果、起立多数によって、原案のとおり可決した。

なお、国政では、こうした地方議会の動向と呼応して、本年六月一四日に元号法制化促進国会議員連盟が結成されたが、その後、一〇月一七日には内閣が元号法制化を閣議決定し、翌年六月六日に元号法が成立した。

### 昭和五三年度予算の審議

五三年度予算一六件（議案第一二三号～第一三八号）と関連議案九件（議案第九三号、第九九号、第一〇〇号、第一〇二号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一一〇号、第一一二号）は、本会議第一日に上程され、当日、理事者が提案理由を説明した。予算の規模は、一般会計が三四一億七三〇〇万円、特別会計が三八九億八〇一四万七〇〇〇円、合計が七三一億五三一四万七〇〇〇円で、前年度当初予算と比較すると、一般会計は一一二・六パーセント、特別会計は一一二・二パーセント、合計は一一二・四パーセントであった。

**市長の施政方針**　議案上程後、最初に葉山峻市長が市政の運営方針と予算の概要を説明した。まず市政を取り巻く情勢について、①政府は、五二年度第二次補正予算と五三年度予算を一組みにして一五

カ月予算といわれる大型予算を組み、主に国債の増発で財源を確保して、公共事業を中心に景気回復を図ろうとしているが、他方、地方自治体の財源不足は起債枠の大幅な増加等で対処する予定であるため、このことが市財政の一層の硬直化を招きかねないこと。②補助金に伴う多額の超過負担が市財政を圧迫しているが、そのうえ国や県の財源不足のために、補助金の確保自体が困難になっていること。③市税収入の伸びは、五二年度後半からの円高不況のために、前年度以上に厳しく見積もらなければならないことを指摘した。次に、こうした困難な財政事情のなかで、歳入と歳出の両面を厳密に検討すると同時に、社会的弱者や低所得者をはじめとして、二八万市民の多様な要求に応えていくことが必要であると述べ、本定例会で別に提案した新総合計画基本構想（議案第九二号）の内容を踏まえて、①市民の福祉と健康をすすめるまち、②安全で快適な環境をつくるまち、③豊かな生活の場を育てるまち、④市民が創造する文化のまち、⑤市民の参加と連帯でつくるまちという五つの施策目標に即して、予算の概要を説明した。

まず①に関連する施策としては、医師会立休日夜間診療所の整備と運営に対する助成、市民病院の医療機器の更新と新規導入、高齢者などが参加する生きがい福祉事業団の発足と生きがい福祉センターの設置、寝たきり老人に対するポータブル浴槽の無料貸し付け、太陽の家の体育館建設のための設計委託、辻堂羽鳥地区における公立保育園の新設、四歳児に対する幼稚園就園奨励費の助成、資源ごみの分別収集地区の拡大、粗大ごみ処理施設の建設等を挙げた。次に②に関連する施策としては、平地林や防災林の再造成事業、新林公園などの公園用地の取得と整備、地震対策用の超短波無線機の設置、防犯灯の維持補修費の助成、生活道路の舗装率と下水道普及率の引き上げ、辻堂駅羽鳥踏切立体化事業の具体化、藤沢駅北口再開発事業や藤沢駅前南部などの土地区画整理事業の推進、西部開発地域における市営住宅五〇戸の建設等を挙げた。また③に関連する施策としては、御所見地

新総合計画の策定で論議する地区市民集会　（藤沢西部地区）

区の農業構造改善事業や遠藤地区の生産緑地近代化事業等の推進、中小企業に対する資金貸付などの振興助成策の拡充、中央卸売市場建設用地の取得および地盤改良と建設設計の推進などを挙げた。さらに④に関連する施策としては、西部開発地域における小・中学校の新設、秋葉台小学校などの六小学校と六会中学校のプレハブ校舎の解消、白浜養護学校の施設整備、市民会館における市民創作オペラの上演、体育館や校庭の一般開放の拡充等を挙げた。また⑤に関連する施策としては、市民の家二カ所の建設、善行市民センター（仮称）建設のための調査、新総合計画基本構想に基づく基本計画の策定等を挙げた。

最後に市長は、右の施策を市民参加を通じて実現するために、全職員とともに努力する決意であると所信を表明し、また、二八万市民の代表である議員に対して、一層の理解と協力を要請した。

**代表質問**

右の議案二五件と本会議第三日に上程された議案一件（議案第一四一号）に対して、本会議第三日、第四日、第五日に、三堀義一、渡辺光男、平川正雄、野島一三（以上、市政刷新）、黒江貞子、中山五福（以上、社会党）、広谷甲二（公明党）、津田萬次郎（市民革新）、長谷川忠勤（民社クラブ）、宮地淳子（共産党）の一〇議員が各会派を代表して質問した。質問のおもな内容は、新総合計画基本構想の内容と実現方法、藤沢駅北口再開発事業、東部大清水下水処理場建設、中央卸売市場建設等の大型事業、市内の商工業や農業

の振興策、ごみ行政についてであった。

第一に、新総合計画基本構想については、本会議第二日に、新総合計画基本構想（議案第九二号）を全員異議なく原案のとおり可決したが、中山議員は、そこで述べられている市民の福祉と健康をすすめるまちという施策目標を取り上げ、今後どのように実現するか、また、県の福祉施策との連携はどうするかと質問した。これに対して山本篤三郎企画調整局長は、福祉施策を進めていく際には、①市民の生命の安全、②県や国との連携、③市民相互の連帯感という三点に配慮することが重要で、県や国との連携の面では、それぞれの役割分担を明確化したうえで相互支援の体制を確立していく方針であると答弁した。

また、黒江議員は、市民参加と連帯でつくるまちという施策目標を取り上げ、市民参加には、要求する参加と協力する参加という二側面があり、次第に後者の比重が高まっているが、協力する参加を一層進めるためには、市政に関する情報公開を拡充し、また、市民団体が相互に交流しやすい体制づくりに取り組むべきではないかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、ごみの資源化運動では、市民局の職員が各自治会ごとに実情を説明し、協力を得ているが、今後も情報公開と市民参加を結合して推進する方針で、また、市民団体相互の連携については、市が過度に介入することは望ましくないが、団体間の意見交換の機会をもうけるなどの方策は検討したいと答弁した。

さらに広谷議員は、基本構想の策定にあたって、裏付けとなる財源の見通しをどのように立てているかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、政府の中期経済計画をもとに、財政の長期予測の試算を繰り返し行って基本構想を策定したが、正確な予測を行うことは非常に困難であるので、今後予定されている基本計画の策定にあたっては、一層堅実で実現性の高い計画づくりに努めたいと答弁した。

第二に、北口再開発事業については、二月二〇日の藤沢駅北口整備特別委員会で、理事者がその後の交渉経過を報告したが、三堀、津田、渡辺の各議員は、その報告内容を踏まえて、①市長は、二月一五日に三越の岡田茂社長と会談しているが、その際どのような交渉を行ったか。②三越から、権利者の床移動や再開発ビル外への転出などの要請があった場合に、どのように対処するか。③朝日産業ビルの処分については、四九年のビル増築時にさいか屋の所有物となった一部財産の評価額をめぐって交渉が難航しているが、市はどのような調停を行うかと質問した。これに対して葉山市長は、①岡田社長には、朝日産業ビルの処分の件と同時並行して新営業体の設立の準備を進めることと、新営業体の開店の時期を明確化することを求めたが、三越としては朝日産業ビルの処分が先決問題で、市とさいか屋で見通しを立ててほしいという回答であった。②全面的な移動は困難であるが、部分的な内部調整は権利者と相談して対処したい。③朝日産業ビルの処分は、丸井がさいか屋所有分の処分価額に難色を示し、さいか屋が市に救済策を求めている現状であるが、今後も関係者間で打開策の協議を続けたいと答弁した。

また、三堀、渡辺両議員は、①資金計画は、当初の二九四億六三〇〇万円が現時点で二八二億五六〇〇万円に減少しているが、事業が遅れているにもかかわらず減少した理由はなにか。②北口マートの仮設店舗と仮設バス停の移動時期および、駅前人工広場と国鉄橋上駅舎の完成時期はどうなっているかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長と佐藤誠都市整備部長は、①資金計画額の減少は、地域開発事業債による起債発行額の減額等によるものである。②仮設店舗等の移動は六月以降になる予定であり、また、人工広場は、再開発ビル側は完成しているため、今後オレンジ通り側に着工して五三年度中には完成する予定で、国鉄駅舎は、本年一〇月に仮設駅になり、五四年秋に橋上駅舎が完成する予定であると答弁した。

さらに宮地議員は、高島屋が五一年九月一三日付の覚書を破棄したことに対して、企業の社会的責任を追求し、権利者などの市民の利益を守るために、損害賠償を求める訴訟に踏み切るべきではないかと質問した。それに対して葉山市長は、高島屋とさいか屋の責任は重大だが、現在は、核テナントを決定することが先決問題であると答弁した。

第三に、東部下水処理場建設については、一月二九日に市と地元の建設反対協議会との間で、建設を前提とした七項目からなる基本協定を締結し、事業認可の手続きを進める態勢が整った。三堀、津田、野島の各議員は、この協定の内容に関連して、①臭気対策と汚泥処理はどのような方法で行うか。②工場廃水を除外して処理する方針だが、法制度面等で問題はないか、また、市内の工場との話し合いはどうなっているか。③隣接地に建設が予定される横浜市西部下水処理場の公害対策について、横浜市とどのように協議しているかと質問した。これに対して葉山市長と倉持利三下水道路部長は、①臭気については、処理施設を屋内に設置して、覆蓋を完全に行うなどの方法で対処し、汚泥については、乾式焼却処理によらず、湿式酸化法で処理する予定である。②今後の人口増加等の不確定要因を考慮して、形式的には工場廃水も含めて処理する計画を立てるが、実際の事業では工場廃水を受け入れない方針で、市内の工場との話し合いは、現時点で一社を除いて協定を締結済みである。③横浜市から、汚泥は湿式酸化法で処理し、用地周辺に植栽を行うなどの対策を講じるという回答を得ているが、覆蓋等について今後さらに強力に働き掛ける所存であると答弁した。なお、③に関連して、本会議第三日に、横浜市西部下水処理場に関する請願（請願第二一号）を採択し、また、本会議最終日に、「横浜市西部下水処理場に関する要望決議」（議案第一四五号）を全員異議なく原案のとおり可決したが、両者の趣旨は同一で、横浜市に対して、環境保護の面から計画を見直し、周辺住民の理解が得られるまで工事に着手しないことを求める内容であ

った。

第四に、中央卸売市場の建設については、本会議第三日の代表質問が始まる直前に、財産の取得に関する議案（議案第一四二号）が上程されたが、これは、市生活経済公社が先行取得した中央卸売市場用地の一部を市が買い戻す内容の議案で、公社の取得価格が妥当であったかどうかを中心に質疑を行ったのちに、全員異議なく原案のとおり可決した。また、特別会計条例の一部改正（議案第一〇〇号）は、中央卸売市場事業の会計を明確化するために特別会計を新設する内容の議案で、予算関連議案の一つとして上程された。

代表質問で、三堀、平川両議員は、①市の計画案によると、五六年度から毎年度、起債の償還費を含めて九億円近くを一般会計から特別会計に繰り出す予定だが、これは、市長が施政方針演説のなかで、公債費の増大には慎重に対処したいと述べたことと矛盾するのではないか。②市場の未買収用地に文化財が埋蔵されているといわれているが、今後の買収計画に支障はないか。③市場への主要進入路となる主要地方道藤沢厚木線は、湘南ライフタウンに通じるただ一本の幹線道路で、現在でも朝夕は交通が渋滞しているが、これに対してどのように対処するか。④藤沢厚木線から市場を通って立石石名坂線に抜ける進入路は、引地川と川べりの水田地帯を横断し、雨水をせき止める形になるが、洪水対策は万全かと質問した。これに対して伊草助役は、①県費補助の増額や建設費の圧縮に努め、他の事業を圧迫しないように配慮する。②埋蔵文化財については市教育委員会で調査中で、その調査結果を考慮したうえで、市場の開設が遅れないように買収を進めたい。③県は、道路拡幅のために五二年度から予算措置を取っているので、市も協力して用地買収に努めたい。④道路の立体化や遊水池の設置などで対処する予定で、五三年度中に計画をまとめたいと答弁した。

また、三堀、津田、平川の各議員は、①市場開設準備協議会は、五二年九月七日の中間答申以来一度も開催さ

れていないが、それは業者の統合に関する調整が難航しているためではないか。②統合後の運営体制に関して一社制と二社制を比較考量して、一社制の方が経営上望ましいと考える根拠はなにか、また、役員の人事についてはどのように対処するか。③市場の開設に伴って市場運営協議会が設立されるが、その権限と構成はどのようなものかと質問した。これに対して伊草助役は、①計画開設区域内の五市場の統合は、市が関与することが困難な問題だが、市場開設準備協議会での検討を踏まえて、他市場との競争力が十分で市民に青果物を安定供給できる卸売業者の入場を図りたい。②全国の他都市の実例に照らして、経営面でも集荷面でも一社制の方が安定しているが、役員人事の問題も含めて業者間での円満な話し合いを促し、それに基づいて市場開設準備協議会で決定したい。③市場運営協議会の権限などについては、今後制定される条例で定めることになるが、構成人員は、学識経験者、市議会議員、業者、生産者、消費者、市代表等で一五人程度を予定していると答弁した。

第五に、市内商工業の振興策については、三堀、長谷川、渡辺の各議員が、①政府予算と呼応して景気浮揚策を講じる必要があるが、地元業者に対する公共事業の優先的発注をどのように進めているか。②小売店等に対する市生活経済公社の無担保融資制度の限度額は、五三年度予算で一〇〇万円から二〇〇万円に引き上げる予定だが、総額を倍増しないかぎり、かえって貸付件数の減少などの不適切な結果を招くのではないかと質問した。これに対して葉山市長と山本企画調整局長は、①五一年度の実績では、件数の九〇パーセント前後、金額の五〇パーセント以上が地元業者に対する発注であり、今後も手続き面での公平性に十分配慮したうえで、工事の分離発注等により地元業者の育成を図りたい。②予算では総額を一億円増額して計上したが、それと同時に、業者に貸し付ける際に資金の必要度を十分審査し、制度が広く活用されるように配慮したいと答弁した。

また、農業の振興策については、三堀、長谷川両議員が、①政府は、昭和五三年度からおおむね一〇年間の予

定で米の生産調整を実施することに踏み切り、藤沢市にも割り当て数量が示されたが、市内の稲作農家の転作をどのように指導するか。②農業の近代化や農家の後継者の育成についてはどのように対処しているかと質問した。これに対して葉山市長と入内島寛次経済緑政部長は、①排水条件などを考慮して、転作に適した水田地域で集団的に転作を進め、生鮮野菜の生産団地として育成したい。②農業構造改善事業や営農団地の育成で近代化を図っており、また、後継者の育成は農家の青年団体の養成や技術指導を中心に進めているが、五三年度は、農業後継者対策協議会を設置して、育成策を一層推進する予定であると答弁した。

さらに平川議員は、中央卸売市場が開設する頃に、転作した農家の野菜が大量に出回ることが予想されるが、その対応策はどうするかと質問した。それに対して伊草助役は、地元農家の小口出荷者に対しては、地場物の売り場を設置するなどの方法で、市場で不利にならないように対策を講じたいと答弁した。

最後に、ごみ行政については、三堀、中山両議員が、ごみの減量化と資源化に関して、①分別収集は、モデル地区を設けて自治会の協力によって実施しているが、自治会に対してなんらかの助成策が必要ではないか。②市民の意識の啓発についてはどのような方法を検討したか。③厨芥ごみや有機ごみをコンポスト（堆肥）化する方法が注目を集めているが、市で取り入れる計画はないかと質問した。これに対して葉山市長と山崎英三郎市民局長は、①市の役割は、早期に全市域で分別収集が行われるように、広報活動の充実などによって条件を整備することで、今後も自治会の協力に期待したい。②市民団体、職場、学校において、行事などを利用してごみに対する関心を高めるように協力を要請する方針で、また、本年度は、ごみ問題に関する小学生用の社会科副読本を作成する予定である。③生活環境審議会で先進都市のコンポスト工場を視察しているが、今後も調査研究を進めたいと答弁した。

また、両議員は、処理施設に関して、①五二年度当初予算では、二ヵ年計画で一日七五トンの処理能力のごみ破砕機を導入する予定であったが、本年度予算では五〇トンの処理能力の機種に計画変更しており、それで近年のごみの増加傾向に対応できるか。②石名坂じん芥処理場に設置されている焼却炉は、耐用年数をどの程度に見込んでいるか、また、今後の施設整備の予定はどうかと質問した。これに対して葉山市長と山崎市民局長は、①ごみ減量運動の成果等を加味して将来のごみ排出量を推計し、五〇トンの処理能力で十分対応できると判断した。②石名坂の焼却炉の耐用年数は五五年頃までと推定されるため、一日三〇〇トン程度の処理能力をもつ焼却炉を新たに建設し、それと合わせて収集基地を整備する計画を研究中であると答弁した。

**委員会審査と代表討論**　本会議第五日に代表質問が終了したのちに、予算等特別委員会を設置して、予算関連二六議案の審査を付託した。規定により古谷正一議長の指名で二二人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新一〇人、社会党四人、公明党三人、市民革新二人、民社クラブ二人、共産党一人であった。同委員会は、当日会議を開き、委員長に広谷甲二委員（公明党）、副委員長に渋谷彦三委員（市政刷新）を互選により選出した。

委員会審査は、三月一四日から一八日までと、二〇日の六日間にわたって行われた。一八日までの質疑では、北口再開発事業などの大型事業、新総合計画基本構想、ごみ破砕機の選定等に質問が集中したが、最終日の討論では、共産党議員団が競輪事業費特別会計予算（議案第一二八号）と四市共催川崎競輪事業費特別会計予算（議案第一三七号）に反対討論を行ったほかは、いずれの会派も各議案に賛成討論を行い、採決の結果、付託された全議案を原案のとおり可決すべきものと決定した。同委員会は、本会議最終日に審査結果を報告し、委員会の意見として、国に対する超過負担の解消の働き掛けと健全財政の維持、市民と職員の利便本位の庁舎整備、高齢者

と身体障害者の要望を尊重した生きがい福祉センターの運営、休日・夜間救急医療対策の拡充、粗大ごみの適切な処理体制の確立と十分な調査研究に基づいたごみ破砕機の選定、農家の後継者育成策の充実、プレハブ教室の解消などの学校施設の整備、生産者・小売業者・消費者に十分配慮したうえでの中央卸売市場の開設、地元住民の合意に基づいた東部下水処理場の早期着工、北口再開発ビル核テナント問題の早期解決と一〇月ビルオープンの実現等の一〇項目を要望した。

委員会からの報告ののち、質疑は省略し、大山正雄（共産党）、落合四郎（市政刷新）、矢島豊海（社会党）、村上伸（公明党）、山下正美（民社クラブ）、関根久男（市民革新）の各議員が、それぞれの各会派を代表して討論を行った。大山議員は、特別会計条例の一部改正（議案第一〇〇号）と中央卸売市場事業費特別会計予算（議案第一三八号）に対して、市場開設準備協議会の中間答申の基本理念が十分反映されていないという理由で、態度を保留することを新たに表明したが、代表討論の終了後に行われた採決の結果、議案第一〇〇号、第一二八号、第一三七号、第一三八号は起立多数により、その他の議案は全員異議なく、原案のとおり可決した。

なお、最終日の議事日程終了後に葉山市長が発言に立ち、議会の熱心な予算審議に感謝の意を表すと同時に、各議員の意見や提案を尊重して事業を推進していく決意を表明した。

# 第五節　昭和五三年度

## 一　昭和五三年六月定例会（六月一二日〜六月二九日）

六月定例会は、六月一二日から二九日までの一八日間の会期で開かれ、専決処分の承認（市税条例の一部改正）、一般職員の給与条例の一部改正、五三年度一般会計補正予算（第一号）、工事請負契約の締結（粗大ごみ処理施設建設工事）、意見書・要望決議二件、監査委員の選任等の議案二〇件、請願四件、生きがい福祉事業団の経営状況等の報告一五件が上程された。

本会議は、六月一二日、一三日、一五日、二三日、二六日、二九日の六日間にわたって開催された。第一日、第二日は、議案一七件と報告一五件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第三日は、右の議案一七件について質疑を行い、そのうち八件は討論ののちに採決し、九件は各所管の委員会に付託した。次に報告一五件について質疑を行い、この日で報告を終了した。また、請願四件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第四日は、付託された議案九件と請願四件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。つづいてこの日から一般質問が始まり、第五日も、ひきつづき一般質問が行われた。第六日は、意見書・要望決議の議案二件と監査委員の選任の議案が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。次に四常任委員会等の一一の委員会の委員を改選し、休憩後に、各委員会で正副委員長を互選した結果が発表された。最後に、現職の副議長が辞職願を提出したため、それに伴い後任者の選挙

を行った。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり承認・可決・同意し、また請願四件もすべて採択した。

### 粗大ごみ破砕機の導入

粗大ごみ破砕機の機種の選定については、生活環境部のなかに粗大ごみ処理機研究プロジェクトチームが設けられ、そこで技術面を中心に検討を進めてきたが、五月三一日に、企画調整局長などで構成する事務改善委員会が開かれ、それまでの検討経過を踏まえて審査を行った結果、川崎重工業株式会社の機種を選定し、随意契約によって同社と工事請負契約を結ぶことに内定した。本会議第一日に上程された工事請負契約の締結（議案第一七号）は、右の経過に基づいて提案された議案で、契約金額は四億七〇〇〇万円、場所は北部清掃事業所の隣接地、竣工予定は五四年三月三一日であった。

本会議第三日の質疑で、高山年正、平川正雄（以上、市政刷新）、宮地淳子（共産党）の各議員は、①川崎重工業の機種を選定した経緯と理由はどのようなものか。②導入予定の機種の耐用年数の見通しはどうか。③破砕機の本体価格と今後要する維持管理費はどのくらいか。④スプレー缶などの危険物や金属類などの有価物の前選別はどのように行うか、また、それを業者に委託する方法は検討していないかと質問した。これに対して山本篤三郎企画調整局長と加藤誠夫生活環境部長は、①選考過程で、川崎重工業、栗本工業、三菱重工業の三社の機種に絞って検討したが、栗本工業は、大阪府の汚職事件に関与したために市の内規に従って除外し、残る二社について、選別機能、騒音防振対策、臭気対策等の面を考慮して選定した。②標準的な耐用年数は一五年から二〇年で、モーターなどは七年である。③本体価格は、契約金額の半額程度で、また、一年間の維持管理費は、人件費

を除いて、電力や消耗品などで一五〇〇万円程度の見込みである。④危険物は前選別で除去し、金属類は破砕機内臓の磁選機で選別する予定だが、業者委託等の方法は、経済性などを勘案しながら検討したいと答弁した。

また、桜井正平（市政刷新）、内田松男（民社クラブ）の両議員は、今回の工事は川崎重工業に一括して発注しているが、地元業者の育成という面を考慮して、処理施設の建物を破砕機と分離して発注することはできなかったかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、建物と破砕機の工事は、破砕機の配置等の面で技術的に密接な関係にあり、両者を同時に完成させてただちに運転を開始する必要があるために一括して発注したが、調査によれば、他市でも分離して発注した事例はないと答弁した。以上の質疑を終了したのち、本議案は委員会への付託を省略し、全員異議なく原案のとおり可決した。

なお、本議案と関連して、斉間壽久（公明党）、西条節子（市民革新）の両議員は、一般質問でごみの減量化と資源化の問題を取り上げ、①長後、鵠沼両地区で資源ごみの分別収集を実施しているが、一月から四月までの実績で、収集量が約七割増加しており、今後収集地区を全市域に拡大していくにあたって、作業に従事する職員の拡充を図る必要はないか。②事業を効果的に推進するためには職員参加や市民参加が不可欠だが、今後どのような方法を取る予定かと質問した。これに対して加藤生活環境部長は、①収集量が増大した主な原因は、三月、四月が引っ越し時期と重なっていたためで、辻堂などの第二次実施地区分までは、現行の車両二台、職員六人の体制で臨みたい。②生活環境部内に、ごみの収集、処理施設、埋立地等の課題別に研究部会を設けて、関係職員全員の参加によって実態面での問題整理を行うことが先決であり、そのうえで市民や学識経験者の意見を積極的に聴取して行く予定であると答弁した。

## 公社による土地の先行取得

市が出資する七法人の経営状況の報告が本会議第二日に上程され、これについて理事者が説明したが、第三日の質疑で、大山正雄（共産党）、山本捷雄（市政刷新）、内田松男（民社クラブ）の各議員は、おもに土地の先行取得を業務とする開発経営公社、土地開発公社、生活経済公社の三公社の経営状況（報告第一〇号、第一一号、第一四号）を取り上げて、①小・中学校施設の建設事業は、開発経営公社で立て替え施行する場合と市が直接行う場合があるが、両者を分ける基準はなにか。②三公社を設立した当時は地価高騰の時代で、土地を先行取得することに意義があったが、現在はそれも沈静化し、また、財政事情も厳しいため、経営方針を見直して合理化を図る必要があるのではないかと質問した。これに対して伊草昇助役と山本企画調整局長は、①本市の近年の学校建設校数は、文部省の補助金の措置枠を越えているため、措置の枠内では市が直接事業を行うが、枠外では公社が立て替え施行し、のちに補助金を確保した段階で市が買い戻すという方法を取っている。②中央卸売市場や東部下水処理場等の大型事業に伴う土地の取得も間もなく完了する段階であり、今後は当該年度の予算に応じて取得することが基本的な方針となるが、三公社の統廃合等の合理化は、それぞれの事業内容の相違に十分配慮して対処したいと答弁した。

また、平沢信雄議員（市政刷新）は、三公社等に対して市議会が監督する権限は十分与えられているかと質問した。それに対して久保田圭一企画室長は、事業計画や決算などの経営状況は議会で定期的に報告しているが、そのほかに議会は、予算や財産の取得の議案において、債務負担行為の限度額や財産の買い戻しに要する経費等を審議する権限があり、その議決によって三公社等の運営は拘束されると答弁した。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第四日と第五日にわたって行われ、右に一部紹介した斉問、西条両議員のほかに、平沢信雄（市政刷新）、古郡民雄（社会党）、内田末吉、村上伸（以上、公明党）、大山正雄、宮地淳子（以上、共産党）の六議員が質問に立った。

**東急ストアの火災事故**　五月二九日に東急ストア辻堂店で火災が発生し、死者一人、負傷者六人を出す惨事となった。斉問、大山、村上の各議員は、この事故を取り上げ、①市では、商業ビルなどの避難管理に関する指導要綱を定め、ビル火災に対する先進的な対策を講じてきたが、そのなかで今回の事故が生じたのは東急ストア側に問題点があったためであり、この点はどのように認識しているか。②市内に中高層建築物が増加しているが、そのうち雑居ビルの防火管理体制に関して、市はどのように指導しているかと質問した。これに対して瀬沼和男消防長は、①東急ストアは、防火設備は整っていたが、防火管理体制や避難経路に大きな問題点があった。②雑居ビルは、入居者間の連携が徹底できないために火災発生時の危険性が高いが、指導要綱に基づいて共同防火管理協議会を設け、統括的な防火管理者を定めて体制の強化を図るように指導していると答弁した。

東急ストア辻堂店が火災

また、右の三議員は、今後の対策について、①市民ぐるみの防火監視体制を築くために指導要綱を改正し、消防本部による立ち入り検査の結果や指示に従わない業者名を公表するなどの方策を講じる必要があるのではないか。②市が現在所有するはしご車は二台だが、中高層建築物の火災に対処するには不十分で、はしご車を新規に導入したり、他市にならって民間のクレーン車を借り上げる予定はないかと質問した。これに対して瀬沼消防長は、①立ち入り検査の結果などの公表は、法制度面での検討を踏まえて慎重に対処する必要があるが、防火管理者による定期点検の報告の義務化、防火訓練の強化、防火設備付近の物品管理の徹底の三点については、指導要綱を改正して七月一日から実施する予定である。②本年秋頃に、日本損害保険協会からはしご車一台の寄贈を受ける予定で、また、クレーン車の借り上げについては、市内の現状調査を終えて対処策を検討している段階であると答弁した。

さらに村上議員は、藤沢駅北口再開発ビルの防火対策は十分かと質問したが、それに対して佐藤誠都市整備部長は、煙感知器などの自動火災報知設備、自家用発電設備、スプリンクラー、排煙設備、防火シャッター、避難階段、非常用エレベーター等の再開発ビルの防火設備の概要を説明したうえで、こうした設備の充実と同時に、今後設置されるビル管理会社が十分な防火管理体制を整えることが重要であると答弁した。

### 北口再開発事業

北口再開発事業は、その後の関係者間における折衝によって、三越が従来の方針を変更し、朝日産業ビルの処分問題の解決を待たずに新営業体を設立する態度を固めたため、問題の打開に向かって新たな進展が見られた。そのことに応じて、藤沢駅北口整備特別委員会が、四月二五日、五月四日、一七日、六月一二日に開かれ、理事者の経過報告を踏まえて、新営業体の名称や営業内容、権利者の床移動、保留床処分の条件、朝日産業ビルの処分方法等を中心に質疑を行った。特に六月一二日の委員会は、新営業

体が大規模小売店舗法第五条に基づいて市商工会議所の商業活動調整協議会に予備審査を申請する運びとなったために、そのことに関して事前に議会の了解を得るように急遽開催されたもので、当日理事者は、予備審査申請に伴って市とさいか屋との間で取り交わす予定の出店に関する基本協定書の内容を説明し、それに即して審議が進められた。

これらの審議を通じて明らかになった関係者間の合意事項は、①新営業体は、さいか屋が六〇パーセント、三越が四〇パーセントを出資して設立し、さいか屋が社長、三越が副社長等の役員を派遣すること。②名称は藤沢さいか屋とするが、商品構成等の営業面で三越色を打ち出すこと。③新営業体の店舗面積として一万八五〇〇平方メートルを確保するために、市は再開発ビルの権利者に対して床移動などの調整を行うこと。④保留床は、さいか屋が七年間の賃貸契約後に一八年間の長期分割払いの方式で取得し、これを新営業体に転貸すること。⑤開店予定日は、五三年一一月二〇日とすること。⑥市は、さいか屋に代わるテナントを朝日産業ビルに導入するために、資金面での対応を含めて協力することなどであった。なお、予備審査の申請書は、六月一二日に委員会の開催と相前後して提出され、委員会終了後に正式に受理された。

一般質問では、大山、内田（末）両議員が、右の経過を踏まえて、①六月一二日以降の商業活動調整協議会における審査や、基本協定書の調印の経過はどうなっているか。②藤沢さいか屋という名称では、都心型一流百貨店を希望した権利者の同意を得られないのではないか、また、権利者の床移動の調整はどの程度進んでいるか。③六月二五日付の「広報ふじさわ」に再開発ビルの愛称を募集する記事が掲載されているが、これはどのような意図によるものか。④朝日産業ビルの処分に関して、さいか屋とどのような話し合いを行っているか。⑤さいか屋が朝日産業ビルから撤去したあと、新しいテナントが入店するまでは、集客の面で近隣商店街が影響を受けるこ

とが予想されるが、どのように対処するかと質問した。これに対して伊草助役、池上義男市民局長、大林順一郎建設局長は、①商業活動調整協議会では、六月二二日に学識経験者四人からなる小委員会で申請書の基本的な検討を行ったが、今後ひきつづき全体の会議を開いて審査を進める予定で、また、基本協定書の調印は、さいか屋と三越の打ち合せが済むのを待って、六月中に完了したい。②権利者で構成する北口再開発協議会は、市に宛てた六月一一日付の文書で、新営業体の名称や権利床の移動などの基本協定書の内容に関して、北口商店街の振興策の強化等の条件を付して基本的に同意することを表明しているが、床移動は最終的に確定していないため、個別の権利者と折衝を継続中である。③再開発ビルは、新営業体と権利者の店舗が同居する商業ビルであることから、新営業体としての名称とは別個に、ビル全体としてのイメージを示す愛称を募集することにした。④基本協定書に基づいて、開店四カ月前までに具体策を決めなければならないが、現在までに、市、さいか屋、朝日産業の三者間で核心的な話し合いは行っていない。⑤さいか屋は、朝日産業ビルから全面的には撤去せず、地階に集客力のある臨時的な施設を設ける意向で、今後そのための本格的な検討を行う予定になっていると答弁した。

また、平沢議員は、北口再開発事業に関する「広報ふじさわ」の記述内容を取り上げ、六月二五日付の広報では、一面の記事に今秋の開店が確定したという印象を与える見出しが付されているが、その反面、藤沢さいか屋という名称の問題には一言も触れておらず、市政の真実を伝えるという姿勢に欠けているのではないかと質問した。それに対して葉山市長は、六月一二日の予備審査の申請によって、再開発事業は今秋の開店に向かって新しい段階を迎えたという認識をもっており、記事の内容は客観的に記述されたものと確信していると答弁した。

**下水道事業**

内田、宮地両議員は、東部下水処理場建設に関連する問題を取り上げ、①市は、一月二九日に地元の建設反対協議会との間で基本協定を締結し、そのなかで工場廃水を除外して処理することを

約束しているが、協定を遵守して住民に不安を招かない自信はあるか。②また、隣接地に建設が予定される横浜市西部下水処理場の公害対策についても、同じ協定のなかで地元住民の要望に応えることを約束しているが、その後、横浜市との協議の経過はどうなっているか。③下水道整備第四次五ヵ年計画は二四〇億円の資金枠で執行する予定になっているが、東部処理区の下水道整備には今後どのようにして資金を充当していく予定かと質問した。これに対して葉山市長と倉持利三下水道路部長は、①工場廃水を排除して処理する方式は全国的にも例を見ないが、市内の全工場と協定を締結することができたため実現できる見通しで、東部処理場の供用開始時には、工場廃水は公共用水域へ流す予定になっている。②地元住民と横浜市との間で行われた四回の協議のなかで、住民側から、工場廃水の除外、施設の覆蓋、規模の縮小の三点について要望が出されたのに対して、横浜市は、市内六ヵ所の処理場の運転実績を踏まえて対応したいという意向で、両者の話し合いに決着がついたわけではないが、藤沢市からも横浜市に対して、東部処理場と同等の水準の施設を建設するように働き掛ける方針である。③東部処理区には二四〇億円のうち一一四億円を配分して、東部処理場と村岡ポンプ場の用地を取得し、また、処理場施設や管渠の幹線等の建設にも着手する計画で、処理場用地の取得については、五三年度までに半分程度、五四年度までに全部を市土地開発公社から買い戻す予定であると答弁した。

また、両議員は、①市は、東部処理区のほかに、南部処理区、相模川流域処理区に分けて下水道整備の事業計画を立てているが、県の新神奈川計画では、五七年度までの相模川流域下水道の事業計画に藤沢市が組み込まれておらず、今後どのように事業を進める予定になっているか。②西部開発事業の進捗や北部の人口増加を考慮すると現在の三処理区では不十分であり、線引を変更して処理区を増設し、新たに処理場を建設する必要があるのではないかと質問した。これに対して倉持下水道路部長は、①用田、宮原地区は目久尻水系の綾瀬寒川幹線か

ら、遠藤、打戻、御所見地区は小出川水系の藤沢寒川幹線から、相模川左岸幹線を通じて相模川左岸の処理場に下水を流入させる計画になっているが、これが実現するのは、幹線の完成時期にあわせて六一年からの第六次五ヵ年計画の期間中になる予定である。②現在の段階では三処理区で適切に対応できるが、処理量の増加に応じて計画の見直しを行う予定であると答弁した。

　このほかに大山議員は、①不動川、中島、長後の三つの都市下水路は、現在、国庫補助を受けて整備が行われているが、これらの完成予定はいつ頃か。②公共下水道事業の認可区域外の地域では、市と地元住民で負担割合を定めて事業を進めているが、地元の負担金を五年間程度の分割払いにする方法や、市債の購入という形式にして将来の国の事業認可等に応じて市が償還していく方法によって、住民負担を軽減する策を講じてはどうかと質問した。これに対して倉持下水道路部長は、①不動川、中島都市下水路は五五年度、長後都市下水路は五六年度に完成する予定である。②分割払い方式は、新総合計画の策定作業のなかで、他の各種負担金の検討とあわせて前向きに対処するが、市債の発行による方式は、県、自治省、大蔵省との折衝が必要で、全国に影響が及ぶことも予想されるため、実現は困難であると答弁した。

**心身障害児教育**

　村上議員は、五二年一一月一五日に要綱に基づいて発足した障害児処遇委員会の制度を取り上げ、①この制度は、障害の早期発見、治療、訓練、教育を一体的に行うことを目的としているが、現在までどのような取り組み方で成果を挙げているか。②障害児にとってどのような処遇の決定を受けるかは、一生を左右する重大事だが、処遇先を決める際の選別基準はなにか。③事業を円滑に推進するためには、県の児童相談所の権限を市に移譲する必要があるのではないかと質問した。これに対して柳田昭雄社会部長は、①処遇委員会は、三つの部会を設けて運営する体制で、現在までに処遇部会を三回開催して一二七人の障害

児の適切な処遇を決定し、指導部会を二回開催して措置後の実地指導を四園で行ったが、本年七月には就学指導部会を発足させて、就学予定者や学齢児童・生徒に効果的な指導を講じる予定である。②軽度で健常児と一緒に活動できる場合には幼稚園や保育園、中度の場合には太陽の家などの通園施設、重度の場合には収容施設や医療機関というように基準を定めているが、これだけでは不十分であるため、本年四月から太陽の家において障害児の経過観察を行い、不備を補っている。③権限移譲は、児童福祉法等の制度改正が必要となるため困難であるが、児童相談所とは協議を重ね、運用面で調整を図るようにしていると答弁した。

また、古郡議員は、障害児童・生徒のために大道小学校と第一中学校に設置されている訪問指導学級に関して、現状の週二回の学習では不十分で、拡充する必要があるのではないかと質問した。それに対して丸山一雄教育長は、県教育委員会からの要請で、五四年度から訪問指導学級を白浜養護学校に移設することを検討しているが、その点に関する県との協議のなかで、学習機会の拡充を図るように対処したいと答弁した。

## 役員の改選と会派構成の変動

本会議最終日に、大久保さわ子議員（社会党）を新たに監査委員に選任する議案（議案第二〇号）が提案され、全員異議なく原案に同意した。また、各委員会の委員の選任は、規定により議長が指名したとおりに決定し、一時休憩後、再開した本会議で各委員会における正副委員長の互選の結果が発表されたが、それを示すと表1のとおりである。

また、同日、予定の議事日程を終えたのちに、古郡民雄副議長（社会党）が一身上の都合から辞職願を提出したため、議会はそれを許可したが、このあとただちに選挙を行わず、ふたたび一時休憩して選挙方法を協議する

**表53—１　各委員会正副委員長一覧**　（昭和53年６月選出）

| 委員会名 | 委員長（会派名） | 副委員長（会派名） |
|---|---|---|
| 総務企画常任委員会 | 三堀　義一（市政刷新） | 広谷　甲二（公明党） |
| 文教厚生常任委員会 | 松山三之助（公明党） | 五十嵐紀子（日本社会党） |
| 経済観光常任委員会 | 田中　和子（市政刷新） | 中山　五福（日本社会党） |
| 都市建設常任委員会 | 内田　松男（民社クラブ） | 平沢　信雄（市政刷新） |
| 西部地域開発特別委員会 | 山本　幸男（市民革新） | 川口　功（市政刷新） |
| 藤沢駅北口整備特別委員会 | 桝居　祐三（日本社会党） | 山本　捷雄（市政刷新） |
| 北部地域開発促進特別委員会 | 渋谷　彦三（市政刷新） | 大山　正雄（日本共産党） |
| 藤沢橋等交通改善対策特別委員会 | 平本　昇策（市政刷新） | 長谷川忠勤（民社クラブ） |
| 公害・地震対策特別委員会 | 矢島　豊海（日本社会党） | 桜井　正平（市政刷新） |
| 議会運営委員会 | 渡辺　光男（市政刷新） | 山本　幸男（市民革新） |
| 議会報編集委員会 | 瀬川　進（日本社会党） | 野島　一三（市政刷新） |

ことになった。再開後の本会議で選挙の方法は投票によることに決定し、投票を行った結果、有効投票数三五票中、平川正雄議員（新清同志会）が一八票、浅野明夫議員（市政刷新）が一七票で、平川議員を後任の副議長に選出した。当選後、平川副議長は登壇してあいさつし、市政の発展と議会の円満な運営のために、古谷正一議長とともに努力する決意を表明した。

なお、右の事情に関連して、平川正雄、加藤照、高山年正の三議員は、市政刷新議員団を離脱して新たに新清同志会を結成する意向を固め、副議長選挙が行われる直前の休憩中に、議長に会派名等を届け出た。これに伴い市政刷新議員団の議席数は、従来の二〇議席から一七議席に減少した。

議員表彰

村上伸、松山三之助（以上、公明党）、古谷正一（民社クラブ）の各議員は、全国市議会議長会、関東市議会議長会のそれぞれから、勤続一五年以上で表彰を受けた。また、大久保さわ子議員（社会党）は、全国市議会議長会、関東市議会議長会、神奈川県市議会議長会のそれぞれから、勤続一〇年以上で表彰を受けた。

## 二　昭和五三年九月定例会（九月一四日～九月二九日）

九月定例会は、九月一四日から二九日までの一六日間の会期で開かれ、工事請負契約の締結（中央卸売市場造成工事）、財産の取得（亀井野小学校、大庭小学校及び秋葉台中学校の校舎）、五三年度一般会計補正予算（第二号）、藤沢駅北口市街地再開発事業費特別会計補正予算（第二号）、教育委員会委員の任命、意見書三件等の議案二一件、請願四件、五二年度特別会計決算の認定四件、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の報告九件が上程された。

本会議は、九月一四日、一八日、二七日、二八日、二九日の五日間にわたって開催された。第一日は、議案一七件、認定四件、報告九件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第二日は、右の議案一七件について質疑を行い、そのうち八件は討論ののちに採決し、九件は各所管の委員会に付託した。次に認定四件は、質疑ののちに各所管の委員会に付託し、報告九件は、この日の質疑で報告を終了した。また、請願四件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案九件、認定四件、請願四

件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。また、この日から一般質問が始まり、第四日、第五日もひきつづき行われた。第五日は、一般質問の終了後、教育委員会委員の任命と意見書三件の議案が上程され、提案理由を説明したのちに、その場で採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決・同意し、決算四件もすべて認定した。そのうち教育委員会委員の任命については、任期満了となった中山二郎氏を再任することに同意した。また請願は、三件を採択し、一件を不採択とした。

### 公社の経営状況

市の出資にかかる公社等の六法人の経営状況については、本会議第一日に理事者が五二年度決算を報告し、第二日に質疑を行ったが、そのなかで内田末吉（公明党）、山本捷雄、平本昇策（以上、市政刷新）、大山正雄（共産党）の各議員は、市開発経営公社と土地開発公社の経営状況（報告第一九号、第二〇号）を取り上げ、両公社の市中銀行等からの借入金が、市の一般会計予算に匹敵する規模であることを指摘したうえで、①公社の場合、借入金等の負債があっても、保有する土地の帳簿上の資産価格が、取得原価に借入金の利子や事務費などを加えた額として算出されるため、決算報告では負債と資産が相殺して収支が均衡する形になるが、公社保有地の実勢価額は帳簿価額を下回っており、土地を売却するごとに膨大な欠損金が生じるのではないか。②五二年度において、両公社が保有地を実勢価額以下で処分した事例はどのくらいあるか。③今後は欠損金にどのように対処していくかと質問した。これに対して山本雋三郎企画調整局長、久保田圭一企画室長、桜井誠公共用地等取得担当参事は、①市が公共用地として買い戻す際には帳簿価額で購入するが、国庫補助を受ける場合に、帳簿価額と実勢価額のいずれか低い方が補助の基準となることが問題で、また、公社が市以外に対して自主的に処分し、その際

に欠損金が生じることがある。②開発経営公社は、市以外に対する処分件数二三件のうち八件、土地開発公社は、同じく五件のうち二件を実勢価額を下回る価額で処分している。③開発経営公社の保有地は、おもに昭和四〇年代に取得したもので売却益を得やすいが、土地開発公社は、四九年に設立されてから地価の最も高い時期に土地を取得したために、保有地を処分する際に欠損金が生じやすく、両公社の用地を効率的に運用することで、全体として市の負担を軽減するように配慮したいと答弁した。

また、右の質疑と関連して、渡辺光男（市政刷新）、高山年正（新清同志会）、大山正雄の各議員は、公社の経営規模を考慮すると議会での審議がきわめて不十分であることを指摘したうえで、①本市ほどの規模で公社を運営している事例が他市にあるか。②審議を充実させるために事業内容を一層詳しく報告するなどの改善が必要ではないかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、①他市において本市と同等の規模を有する事例は少ないが、それは本市が四〇年代からつぎつぎに都市基盤整備事業に着手し、それに伴う用地を先行取得したためで、生活環境の悪化を未然に防止して効率的に改善を図るためには必要な措置であった。②五二年度から、公社が自主的に処分した用地の説明も加えて報告を行っているが、公社会計のしくみ自体に複雑な面があり、今後さらに報告のあり方について検討したいと答弁した。

## 一般消費税導入案に対する対応

九月一二日に、政府税制調査会が一般消費税の試案を公表したが、これに関連して本会議第二日に、中小業者の経営と生活を守るために一般消費税新設阻止を求める請願（請願第七号）が上程された。当日、大山正雄議員（共産党）は、紹介議員を代表して、①消費税は逆進性の強い大衆課税であること。②物価騰貴を必然的に招

き、不況の克服の障害になること。③中小業者の場合、消費税分を価格に転嫁することが困難で、経営状態の悪化をもたらすことを説明した。

付託された総務企画常任委員会の討論では、請願の趣旨にもとづいて議会として意見書を出す際に、各議員が同意できる内容にするという条件を付して採択に賛成するという意見と、消費税の内容の検討には時間を要するため、継続審査とすべきであるという意見が出され、採決の結果、賛成多数により本請願は採択すべきものと決定した。本会議第三日に、三堀義一委員長（市政刷新）は右の審査結果を報告し、採決を行った結果、起立多数によって、委員会報告のとおり採択することに決定した。

また、本会議最終日に、総務企画常任委員会の全委員が提案した「一般消費税の新設反対に関する意見書」（議案第四〇号）が上程されたが、同議案は、広谷甲二議員（公明党）が提案者を代表して説明したように、消費税は国民生活に重大な影響を及ぼすため、不公平税制の是正等と合わせて慎重な検討を求めるという内容で、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決した。なお、その後、政府税制調査会は、一二月二七日に大平首相に対して、一般消費税を五五年度から導入し、税率は五パーセントにするという内容の答申を提出した。

### 一般質問

今回の一般質問は、本会議第三日から第五日にわたって行われ、桜井正平、番場定孝、平本昇策、桜井郁三（以上、市政刷新）、黒江貞子、桝居祐三（以上、社会党）、内田末吉、斉間壽久（以上、公明党）、宮地淳子、大山正雄（以上、共産党）の一〇議員が質問に立った。

**北口再開発事業**　七月二四日、九月一三日に、藤沢駅北口整備特別委員会が開かれ、理事者がその後の事業経過を報告したが、それに対する委員からの質疑を通じて、①七月一三日に、市とさいか屋との間で基本協定書の調印を済ませ、一七日に、商業活動調整協議会において出店の承認を得たうえで、二〇日に、藤沢さいか屋が大規模小売店舗法第五条に基づいて通産大臣に営業申請を行ったこと。②九月四日に、権利者のうち床移動や転出の対象となる三一店舗の協力を得て、すべての権利者との間に契約が成立したが、転出する権利者のうち六店舗については、五四年一二月末日をめどに市開発経営公社が柳通りの第一勧業銀行用地にビルを新設し、そこへの入居をあっせんすること。③藤沢さいか屋が四五パーセント、権利者が四〇パーセント、市が一五パーセントの出資割合で再開発ビルの管理会社を設立し、同時にビル管理上の必要から、北口再開発事務所跡地を中心とする用地に二〇〇台を収容する規模の駐車場を設置して、その運営にはビル管理会社があたること。④朝日産業ビルの処分は、さいか屋と朝日産業で協議中であるが、さいか屋に代わるテナントを導入し、今後も商業施設として利用する意向で、テナントが決定するまでに朝日産業がこうむる営業上の損失については、市が応分の負担をすることなどが明らかになった。

また、議案第三七号の五三年度藤沢駅北口市街地再開発事業費特別会計補正予算（第二号）は、本会議第三日に全員異議なく原案のとおり可決したが、本会議第二日の質疑と、付託された都市建設常任委員会における審査では、市政刷新議員団が理事者に対して繰り返し質問を行い、再開発ビルのオープンが当初計画より一年七カ月あまり遅れたことで、市財政の負担がどのくらい増加したかを主な問題点に取り上げた。

一般質問で、平本議員は右の経過を踏まえ、七月一五日に市商店会連合会は、二日後に開かれる商業活動調整協議会にそなえて緊急理事会を開催し、そこで藤沢さいか屋の出店に関して協議して、統一した意見を得るに至

らなかったために、意見発表の猶予を願い出る態度を決定したが、翌一六日に、市と商店会連合会会長は、各理事を戸別に訪問して賛否の意見の取りまとめを強行しており、このことは、手続きのうえで問題があったのではないかと質問した。それに対して池上義男市民局長は、七月一七日の商業活動調整協議会で出店が承認されない場合、一一月二〇日の開店はもとより、三越の新営業体への参加も危ぶまれる情勢であったため、形式的には問題があったが、商店会連合会会長と相談して個別に意見を取りまとめることが必要と判断し、二五人の理事のうち一七人から出店に賛成する回答を得たと答弁した。

また、平本、桜井（郁）両議員は、①権利者の店舗に対して、今までの協力を考慮し、今後の営業の安定化を図るために、融資面で配慮をする予定はないか。②第一勧業銀行用地に新設する予定のビルは、用地取得費と建築費で八億数千万円の巨額の経費を要することが予測されるが、今後の収支等の見通しはどうか。③ビル管理会社が運営する駐車場は、再開発ビルの利用客だけに供用する予定か。④朝日産業の損失に対する応分の負担は、どの程度を見込んでいるか。⑤朝日産業ビル内で営業を続けている遊行通りの四店舗は、さいか屋の再開発ビルへの移転で重大な影響をこうむるが、営業補償等の対処策を講じる必要はないかと質問した。これに対して、大林順一郎建設局長と山本企画調整局長は、①商店街近代化資金の制度を活用する予定で、金利等の条件の面で民間金融機関に劣らないように配慮したい。②第一勧業銀行等の地権者と具体的な条件について交渉を進めている段階だが、現在の試算によれば一五年程度で十分採算が取れる見通しである。③周辺商店街の利用客も含めて、同一料金で使用できるようにする予定である。④現在さいか屋が朝日産業と結んでいる契約のすべてを市が肩代わりするわけではなく、市の負担をできるだけ軽減するように努力する。⑤さいか屋は、移転の際に四店舗に迷惑をかけない方策を検討中で、この点は、市もさいか屋と十分協議したいと答弁した。

さらに右の両議員と番場議員は、①再開発事業の総事業費は、当初の資金計画では一八九億三〇〇〇万円であったが、本定例会の補正予算では二〇〇億九〇九六万五〇〇〇円になっており、その差額の一一億六〇九六万五〇〇〇円と、工事費等における五億三四九一万円の支出減とを合算した一六億九五八七万五〇〇〇円が実質的な支出増で、これが事業が遅れたことに伴う赤字といえるのではないか。②再開発事業を通じて、市は高島屋に翻弄されただけであり、市長は、高島屋に賠償を求めるか、保留床処分価格に上乗せして、これら約一七億円の赤字を回収する責任があるのではないかと質問した。これに対して葉山市長と井上準之助建設総務担当参事は、①約一七億円の支出増は、補償費、借入金利子、営繕費等の増加によるもので、ほかに県費補助等の収入減があるが、当初予算と補正予算で事業計画を修正し、歳入と歳出の調整を図ってきた結果、現時点では二億四八八五万二〇〇〇円の資金不足で、これが財政上の赤字という認識である。②事業を早期に完成することによって、市の財政負担をこれ以上増大させないという意味においても、市長としてもっとも適切な責任の取り方であり、賠償請求等については、現在は答える段階ではないと答弁した。

**地震対策**　黒江、桜井（正）両議員は、六月一二日に発生した宮城県沖地震で、犠牲者の大半がブロック塀の倒壊で生じたことを指摘したうえで、地震発生時のブロック塀による被害を防ぐために、市民や業者に対して今後どのように指導していくかと質問した。それに対して小坂隆三計画建築部長は、ブロックなどの塀は、建築基準法に基づいて確認申請を行う工作物の対象になっていないため規制が困難な面があるが、業者に対しては講習会等を通じて、鉄筋の不足による倒壊等の技術的な問題点に関する指導を行い、また、市民に対しては広報等を通じて、ブロック塀の危険性について周知徹底を図りたいと答弁した。

また、両議員は、①宮城県沖地震では新市街地の家屋に被害が集中したが、市では、崖崩れなどの恐れのある

危険な区域の宅地造成をどのように指導しているか。②地震発生時における水の確保策はどのように講じているか、また、給水車は二トンの車両が一台あるだけだが、給水方法についてはどのように対処するかと質問した。

これに対して小坂計画建築部長と瀬沼和男消防長は、①市内では、片瀬、村岡、善行、石名坂の四地区が宅地造成等規制法の規制区域に指定されているが、それ以外の地区でも同法に準じて、五メートル以上の擁壁は鉄筋コンクリート造りとすることなどを指導している。②市内小・中学校の鋼板プールなどで、一人一日あたり三リットルとして二九万人の市民の約一八・五日分の水を確保しているが、給水方法については、鋼板プール設置校と消防署所に一〇リットル入りのポリエチレン容器三九〇〇個を分散配置し、また、市内の事業所と事前に協力協定を結んで、一〇トンのタンクローリー車一五台を非常災害時に借り上げる対策を講じていると答弁した。

**ごみ問題**　黒江、大山、桜井（郁）の各議員は、①本年度八月までの粗大ごみの収集実績は日量五九トンで、環境指導課の予測より一一トン多い数値を示しているが、その原因と対策をどのように考えているか。②事業系ごみの排出者に対してどのような指導を行っているか。③焼却炉や埋立地などのごみ処理施設の将来構想の内容と実現の見通しはどうかと質問した。これに対して加藤誠夫生活環境部長は、①粗大ごみの増加は、プラスチック類の収集の際の区分が普通ごみから粗大ごみに移行したこと、金属製品がプラスチック製品で代用されるように変化してきたこと、住宅建設が活発化し、不用品等の搬出が増加していることなどの原因によるものであるが、今後は、月一回の計画的な収集を実施し、住民の協力を得て、ごみの不法な持ち出しの防止、プラスチック類に焼却可能なものがないかどうかの検討、資源ごみの収集の徹底などによって粗大ごみの減量化を図りたい。②スーパー、デパートなどの事業所の実態調査の結果に基づき、事業所の清掃の責任者や事業系ごみを運搬する許可業者に対して、資源ごみの分別収集を実施すること、処理困難物の取り扱い量を減らし、ま

た、メーカーによる引き取りを促進すること、過剰包装は自粛することなどの協力を要請している。③石名坂じん芥処理場は、焼却炉の老朽化などを考慮して、処理施設全体の近代化を図ることを総合計画の策定作業のなかで検討中であり、また、石名坂と長後中分の既存の埋立地は、本年度で使用の限界に達することが見込まれるため、葛原、長後などの市有地に新たな埋立地を確保する計画を進めているが、長期的には、国や他の地方自治体と協議して、広域的に対処することが必要であると答弁した。

また、黒江、桜井（正）両議員は、①五二年度に市内の公共事業で三六万七〇〇〇トンあまりの残土が発生しているが、今後は残土の処理にどのように対処するか。②アスファルト廃材を処分する際の法的規制はどうなっているか。③横浜市では、アスファルト、コンクリート廃材の資源再利用工場を設置して、廃材の資源化と公共事業の経費節減を図っており、今後さらに工場を増設する予定になっているが、本市でも導入する考えはないかと質問した。これに対して倉持利三下水道路部長は、①五二年度までは残土の需要が多く、おもに寒川、茅ヶ崎方面に搬出していたが、五三年度からは引き取り先が激減しているため、今後は市民の協力を得て処分地の確保を図りたい。②アスファルト廃材を一五センチメートル以下に破砕して、全体量の二〇パーセント以下の比率で土砂に混入すれば、産業廃棄物ではなく一般廃棄物として処理することができる。③横浜市と本市では廃材の発生量が大きく異なり、資源再利用工場を導入することは経済的に困難だが、資源化を図るうえで多大な効果が期待できるため、今後、検討を進める予定であると答弁した。

なお、右の質問内容に関連して、工事請負契約の締結に関し第三者による代理受領の承認並びに産業廃棄物の処理についての請願（請願第六号）は、市発注の公共事業において、市内の建設業者を育成するために金融面で配慮することと、工事に伴い発生する残土等について、処分地を確保して業者の負担を緩和することを求める内

容で、本会議第二日に上程され、第三日に全員異議なく採択することに決定した。

**教育施設の拡充**　宮地、黒江、内田（末）の各議員は、①市内の既存の小・中学校の多くは、校舎、教室、廊下、体育館等の面積が文部省の建築補助基準を下回っているが、問題はないか。②中学校の教室は小学校と同じ面積で作られているが、現状は小学校ですら机間巡視が困難であり、改善する必要はないか。③市公社による小・中学校用地の取得状況はどうなっているか。④大清水地区に次いで県立高校を誘致するために長後地区で用地取得を進めているが、進捗状況はどうかと質問した。これに対して伊草助役と加藤昭学校教育部長は、①文部省の校舎保有面積の基準が、四八年度に約二〇パーセント、五三年度に約一六パーセント引き上げられたことなどによるもので、新設校の場合は特に狭いということはないが、今後の施設整備のなかで改善を図りたい。②中学校の実態を考慮したうえで、今後の増築などの際に前向きに検討したい。③石川東部と大鋸の土地区画整理事業区域に小学校二校分を取得済みであり、村岡方面に中学校一校分の用地を買収中で、ほかに今後の区画整理事業計画のなかで、湘南ライフタウンに小学校二校、中学校一校、湘南台に中学校一校、渡内に小学校一校を確保する予定である。④長後地区のなかで上谷台が最有力の候補地で、地元関係者と協議を進めて早期に結論を得たいと答弁した。

また、桝居、桜井（郁）両議員は、青少年にとっての野外教育の重要性を指摘したうえで、①宿泊施設を備えた教育施設を国庫補助を受けて設置するために、公園として用地を確保し、その一部を活用する方法は考えられないか。②遠藤地区の市有地に青少年用の施設を設け、茅ヶ崎市堤地区のフィールドアスレチックなどの施設との一体的利用を図ってはどうかと質問した。これに対して伊草助役と湯山学社会教育部長は、①野外教育施設については、社会教育委員会議や青少年問題協議会で必要性が指摘されており、また、市民や学校関係者からも強

い要望が出ているため、他市の事例を調査して検討を進めているが、公園用地の活用は公園法による制約などがあるので、関係部局と十分協議を行う必要がある。②遠藤地区の市有地一帯は水田が多く、また、未買収用地も点在しており、今後の用途については慎重に検討したいと答弁した。

**都市経営の効率化**　番場議員は、財団法人日本都市センターが発行した『都市経営の現状と課題』を取り上げ、そこで報告されている全国六四五都市に対するアンケート調査等の分析結果を詳しく紹介したうえで、①市職員の給与体系は年功序列方式で、そのことが職員の積極的な意欲を阻害している面があるが、形式的な平等主義を廃し、少数精鋭主義を基本にした人事考課に改めるべきではないか。②事務事業における原価意識を徹底し、ごみ収集、保育園、学校給食、市の施設の管理等の分野で、民間委託を導入することを検討すべきではないかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、『都市経営の現状と課題』が自治体内部の経営の効率化をおもに問題にして、国と地方の相互関係のあり方については触れていないことを断ったうえで、①人事行政ではできるだけ若い有能な職員を幹部職員に登用する努力を払っており、近隣他市と比較して本市の幹部職員の平均年齢は低いが、市の事務事業は千差万別で目立つ部署も目立たない部署もあり、組織全体として能率を発揮するように運営していく必要があるため、少数精鋭主義に徹した給与体系に改めることは困難である。②現在でも相当な範囲で民間委託を行っており、また、緑の広場、市民の家、老人憩いの家などの施設は市民による自主的な管理を進めているが、市が責任を負うべき保育行政等の分野においては民間委託は避ける方針であると答弁した。

**消費者金融対策**　大山議員は、いわゆるサラリーマン金融による被害が急増し、大きな社会問題となっていることを取り上げて、①市社会福祉協議会の福祉資金の制度を活用して、被害者の救済策を講

藤沢駅北口の放置自転車

じてはどうか。②業者の執拗な取り立てから逃れるために転居を余儀なくされた家庭では、現住所を明かさないために住民登録の必要な手続きを取っていない場合があるが、本市では、そうした家庭の子供の転入学や卒業認定をどのように扱っているかと質問した。これに対して山本企画調整局長と丸山一雄教育長は、①社会福祉資金は、生活保護の要保護世帯、準要保護世帯を対象とした制度だが、事情を考慮して制度の改善を検討している段階である。②以前からも類似した事例では、仮入学のかたちで子供の転入学を認め、学籍簿をつくる手続きを取っているが、五三年度における該当者は四人程度であり、また、卒業認定は、各学校長固有の事務であるが、特に取り扱いに関する相談もないため、現在のところ問題なく行われているという認識であると答弁した。

**自転車駐車場の整備**

平本議員は、駅周辺の放置自転車が交通安全や利便を大きく妨げ、また、都市の美観を損なっていることを指摘したうえで、①自転車駐車場を設置する具体策はどのようなものか。②また、その財源はどのように確保するか。③鉄道事業者に対して協力を求めるべきではないか。④経費節減や土地の有効活用のために、施設の有料化や立体化を検討してはどうかと質問した。これに対して福田完男広報文化部長は、①現在一一ヵ所に臨時自転車置場を設置しており、用地確保に困難な面はあるが、今後さらに増設する方針である。②都市計画事業による道路の付属物として整備する場合に国庫補助の制度があり、それに伴う起債枠や県費

補助の要請等と合わせて財源の確保に努めたい。③再三の要請にもかかわらず積極的な協力が得られない状況だが、現在までに、小田急六会駅一カ所と国鉄藤沢駅北口一カ所の開設については協議が整っている。④先進都市の事例を調査し、各方面から情報を収集している段階であると答弁した。

## 三　昭和五三年一一月臨時会（一一月一七日～一一月一八日）

一一月臨時会は、一一月一七日、一八日の二日間の会期で開かれ、五三年度一般会計補正予算（第三号）の議案一件が上程された。同議案は、歳入歳出予算に一〇億九〇九三万六〇〇〇円を追加補正する内容で、そのうち歳出予算の一〇億円は、藤沢駅北口再開発事業に関連して、市が市開発経営公社に支出する貸付金の費用であった。一七日午前から一八日深夜にまでわたって断続的に開かれた本会議では、この貸付金の使途にかかわる朝日産業ビルの処分方法が主な問題点となり、また途中、市政刷新議員団の所属議員が、理事者の提出資料が不十分であることを理由にして議場を退席するなど、緊迫した雰囲気のなかで審議が進められた。

一一月一一日に開かれた藤沢駅北口整備特別委員会と本臨時会における理事者の説明を通じて、①北口再開発ビルは、サンパール藤沢の名称で一一月二二日にオープンする予定であること。②核テナントである藤沢さいか屋と並んでサンパール藤沢に入居する権利者は、最終的な調整の結果、三三店舗になったこと。③駅前人工広場は五四年六月、橋上駅舎は五四年一〇月に完成する見通しであること。④市開発経営公社が第一勧業銀行用地に新設するビルは、用地取得費に三億四八〇〇万円、ビル建設費に三億八〇〇〇万円を要する見込みであること。⑤朝日産業ビルの処分については、さいか屋に代わるテナントを導入するまでの暫定的な措置に関して、市と朝日産業との間で一〇月二五日に覚書を取り交わし、また、朝日産業とさいか屋との間で一一月五日に協議が整っ

たことなどが明らかになった。

また、朝日産業ビルの暫定的な措置に関する覚書に関連して、理事者が説明した主な内容は、次のとおりであった。①同ビルの地下一階は、さいか屋が食料品売場としてひきつづき営業する。②地上一階から八階までは、朝日産業所有分とさいか屋所有分とを合わせて、さいか屋が市開発経営公社に賃転貸するが、さらに公社はさいか屋から利用料を徴収して、一階から七階までの利用と管理をさいか屋に任せ、さいか屋は協力店と提携して、マスターズプラザの名称で営業を行う。八階は市が公社から借り受け、市民ギャラリーとして利用する。③さいか屋が公社に賃転貸するにあたり、公社はさいか屋に対して、一億二三〇〇万円の敷金と一八億七七〇〇万円の保証金を預け、保証金のうち八億七七〇〇万円は年単利二パーセント、一〇億円は年単利六・五パーセントで歩戻しを受ける。これら二〇億円の財源については、一〇億円は市からの貸付金で対応し、残りの一〇億円は市の債務負担行為によって金融機関から調達する。また、公社はさいか屋に対して、固定賃貸料として年間四億六六〇〇万円を支払う。④さいか屋は一階から七階を営業に利用するにあたり、公社に対して売り上げ額の八パーセントの歩合で利用料を支払う。さいか屋の五三年の売り上げ見込み額は一一〇億円で、マスターズプラザがその七〇パーセントの七七億円の売り上げを上げれば、年間利用料は六億一六〇〇万円になるが、そこからさいか屋が収めるべき共益費や管理費の一億八一二三万円を差し引き、市が公社に市民ギャラリーの年間賃貸料として支払う四七五〇万円を加えると、公社の収入はさきの固定賃貸料に相当する四億八二二七万円になり、収支はほぼ相償う。⑤マスターズプラザは一一月二二日に開店する予定だが、一一月一五日の協議で地元商店会から出された要望を取り入れ、地元との競合関係を考慮して、当面は一階から四階までで営業する。

右の理事者の説明に対して、本会議の質疑で、大山正雄（共産党）、桜井郁三、山本捷雄、平本昇策、桜井正

平（以上、市政刷新）の各議員は、①今日まで理事者は、朝日産業ビルの処分にあたって、市が朝日産業に対して応分の負担をすると説明してきたが、今回の覚書における保証金や賃貸料等の取り決めは、市がさいか屋に対して著しく有利な措置を講じる内容であり、理事者の説明と実情とが食い違っているのではないか。②さいか屋に対する保証金等の二〇億円と賃貸料の四億六六〇〇万円を算出した根拠はなにか。③マスターズプラザの売り上げが七七億円を下回った場合に公社の負担が生じることになり、別の見方をすれば、公社の収支を相償わせるために七七億円という数値を逆算したとも考えられるが、この見込み額を算出した根拠はなにか。④さいか屋がマスターズプラザに出店する協力店から、売り上げ額の八パーセントを超える歩合で利用料を徴収した場合に、さいか屋が公社に支払う利用料との差額はさいか屋の収益になるが、この点に関する協議はどうなっているかと質問した。

これに対して山本篤三郎企画調整局長は、①今日までの説明は、朝日産業ビルを処分するためには応分の負担が必要であるという意図で行ったもので、同ビルが朝日産業とさいか屋双方の所有財産である以上は、双方に対して市が相応の経費を負担せざるをえない。②保証金等の二〇億円は、朝日産業ビルの朝日産業所有分に関して、現在さいか屋が朝日産業に預けている保証金が凍結されているため、それを公社が肩代わりして支出する一〇億円を含んでいるが、この一〇億円の保証金については、公社に金利負担が生じないように、六・五パーセントの適正な利率でさいか屋から歩戻しを受ける予定である。また、賃貸料の四億六六〇〇万円は、朝日産業所有分については、さいか屋が朝日産業に支払った五二年度の賃貸料が二億二〇〇〇万円であり、さいか屋所有分については、その建設に要した費用の減価償却費と借入金利等の年額が二億四六〇〇万円であるので、両者を合算して算出した。③七七億円は、市内類似店の売り上げ状況をもとに、専門家の意見を参考にして独自に推定した

**本会議で藤沢駅北口再開発事業に関連する補正予算を採決**（11月18日臨時会）

数値で、それが結果的にさいか屋の五三年の売り上げ見込み額の七〇パーセントに相当し、公社に負担を生じさせない金額になった。④公社とさいか屋で利用管理協定を締結する際に、さいか屋は公社に対して、協力店がさいか屋に支払う歩合などの契約内容を報告することになっており、このことに関してさいか屋が不当な利益を得ることはないと答弁した。

さらに山本、桜井（郁）、桜井（正）の各議員は、①藤沢さいか屋がサンパール藤沢に入居するために支出する保証金と賃貸料等は、七年間の契約期間中、年平均で四億三四〇〇万円程度であり、これと比較すると公社がさいか屋に対して支出する金額は不当に高いのではないか。②今回の措置は、市が公社をいわゆるトンネル会社として利用して、民間企業一社に融資を行ったものとみなすことができるが、こうした行為は、地方自治法や法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律などに照らして問題はないかと質問した。これに対して山本企画調整局長と井上準之助建設総務担当参事は、①サンパール藤沢の場合は、保留床処分に関する関係者間の折衝の結果、二五年間で分割分譲することを前提にして、最初の七年間は賃貸契約を結ぶことにしたもので、通常の賃貸関係とは条件が異なるために比較は困難である。②市が直接講じる措置は公社に対する貸付金の支出と債務負担行為であり、このこと自体は法制度面での問題はないが、今回のような公社の利用方法はきわめて例外的なもので、北口再開発事

業の隘路を打開するために用いざるを得なかった窮余の策であり、今後は公社の経営内容が無制限に拡大することのないように十分配慮したいと答弁した。

また、大山議員と西条節子（市民革新）議員は、朝日産業ビルの八階に設置する市民ギャラリーの問題を取り上げ、①マスターズプラザの閉店時間後も市民が利用できる方法を検討する必要はないか。②さいか屋に代わる長期的なテナントが確定した場合に、市民ギャラリーは廃止されるのかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、①夜間警備等の問題があるが、現在の通用口からエレベーターを使って八階まで直行することは可能で、市民が広く利用できるようにするためにさいか屋と協議を行っている。②現在の状況では長期的なテナントを早急に導入することが最優先の課題で、テナント確定後の類似施設の確保については別途検討したいと答弁した。

本会議第二日に、右の補正予算案は総務企画常任委員会に付託されたが、同日中に開かれた同委員会の質疑では、委員から、①マスターズプラザにおける毎月の売り上げ額を正確に把握できるか。②現在、朝日産業ビルの地下に出店している業者は、さいか屋に対して八パーセントを超える歩合で利用料を支払っているが、さいか屋が公社に支払う歩合との関係はどうかという質問が出された。これに対して理事者は、①各売場のレジスターは複写式になっており、売り上げ額は正確に把握できる。②地下に出店している業者は今後も長期的に営業を続けるが、それに対してさいか屋の協力店は契約期間が短期であり、三ヵ月の予告期間で店舗を退去させなければならないなど営業条件が不利で、両者の歩合の相違はこのことに応じたものであると答弁した。つづいて討論では、各委員が賛否それぞれの立場から意見を表明したが、採決の結果、賛成多数により、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員会の終了後、午後一〇時三分に本会議を再開して、三堀義一委員長（市政刷新）が右の審査結果を報告し、そのあと、平本昇策（市政刷新）、黒江貞子（社会党）、内田末吉（公明党）、関根久男（市民革新）、大山正雄（共産党）の各議員が、それぞれ会派を代表して討論を行った。平本議員は、今回の措置には資金面での算出根拠等に不明確な点があるという理由から、本議案に反対する意見を表明したが、それに対して黒江、内田、関根の各議員は、①長期的なテナントを早急に導入すること。②市や公社の負担が増大しないように厳しく対処すること。③議会や市民に対して、公社の運営内容を適切に報告すること。④地元商店の保護育成に十分配慮し、北口周辺の商店街全体の繁栄策を図ることなどの要望を付して、本議案に賛成する意見を表明した。また、大山議員は、本議案はさらに慎重に審議を続ける必要があると主張し、採決には加わらないことを明らかにした。このあと採決を行ったが、その結果、本議案は、委員会の報告どおり、起立多数によって原案のとおり可決した。葉山市長は議事日程の最後に発言を求め、本臨時会の議決によって、北口再開発事業の完成に向かって大きな前進を遂げることができたと述べて、各議員の協力に対して感謝の意を表明した。

## 四　昭和五三年一二月定例会（一一月二七日～一二月二一日）

一二月定例会は、一一月二七日から一二月二一日までの二五日間の会期で開かれ、工事請負契約の締結（仮称善行市民センター新設工事）、一般職員の給与に関する条例等の一部改正、五三年度一般会計補正予算（第四号）、意見書・要望決議二件等の議案一八件、請願三件、五二年度一般会計および特別会計の決算認定一一件、辻堂南市民センター建設事業継続費の精算等の報告二件が上程された。

本会議は、一一月二七日、二九日、一二月六日、八日、一九日、二〇日、二一日の七日間にわたって開催され

た。第一日は、決算認定一一件が上程され、理事者がその概要を説明した。第二日は、これらについての質疑を行ったのちに、決算特別委員会を設置して審査を付託した。第三日は、議案一六件と報告二件が上程され、理事者が提案理由等を説明した。第四日は、右の議案一六件について質疑を行い、そのうち一件は討論ののちに採決し、一五件は各所管の委員会に付託した。次に報告二件は、この日の質疑で報告を終了した。また、請願三件が上程され、紹介議員が趣旨を説明したのちに、各所管の委員会に付託した。第五日は、第二日に付託された決算認定一一件について、決算特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。次に第四日に付託された議案一五件と請願三件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。また、この日から一般質問が始まり、第六日、第七日もひきつづき行われた。第七日は、一般質問の終了後、意見書・要望決議の議案二件が上程され、提案理由を説明したのちに、ただちに採決した。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決し、決算もすべて認定した。また請願は、一件を採択し、一件を不採択とし、一件を継続審査とした。

## 昭和五二年度決算の審議

五二年度一般会計および北部第一土地区画整理事業費特別会計ほか九特別会計の決算の認定は、本会議第一日に一括して上程された。決算額は、一般会計では、歳入が三七三億四九五七万円、歳出が三五二億八九三二万円、特別会計では、歳入が二一三億二三五万円、歳出が二四二億八八一六万円で、歳出決算額を前年度と比較すると、一般会計は一二七・六パーセント、特別会計は一一三・九パーセントであった。当日、葉山峻市長は、まず市政を取り巻く情勢について、数次にわたる公定歩合の引き下げや公共事業の大幅な追加等の政府の景気浮揚

策にもかかわらず、円高が急速に進行したことなどのために不況からの回復過程は長引いており、市税の伸び率の鈍化や補助事業における起債充当率の大幅な引き上げ等によって、市財政は、直接的、間接的に困難な状況に置かれたと説明した。次に、そうしたなかで執行した五二年度の主要事業の成果の概要を、①市民の健康と福祉、②市民の快適な生活環境、③教育文化の創造、④市民参加のまちづくりという四つの施策目標に即して説明した。二日後の本会議第二日には、質疑を行ったのちに決算特別委員会を設置して審査を付託することとし、古谷正一議長の指名によって一五人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新六人、社会党三人、公明党二人、市民革新一人、民社クラブ一人、新清同志会一人、共産党一人であった。同委員会は、当日会議を開き、委員長に山本幸男委員（市民革新）、副委員長に平沢信雄委員（市政刷新）を互選により選出した。

委員会審査は、一一月三〇日、一二月一日、四日、五日の四日間にわたって行われた。最初の三日間は、一般会計歳出決算の各費目、歳入決算、特別会計を逐次審査し、税財政に直接関連する問題では、人件費や公債費の増加による財政構造の硬直化の捉え方、職員の五八歳勇退制度の実施による財政上の効果、国庫補助事業の増加と起債充当率の引き上げに関する対応策と今後の見通し、国民健康保険事業における老人医療費の支出のあり方、市税の収入未済額の増加の対処策等について、また、個別の施策では、観光地美化運動の成果、し尿収集事業の縮小傾向と今後の進め方、小売店などに対する無担保融資制度の審査基準、市民一人あたりの公園面積の低下の原因、市営住宅の規格の引き上げ、青少年の非行化防止策、学校施設の開放の推進、各特別会計における事業の進捗状況等について質疑を行った。委員会審査の最終日の討論では、共産党議員団が競輪事業費に関する二つの特別会計決算（認定第八号、第一五号）に反対討論を行ったほかは、いずれの会派も各決算に賛成討論を行い、採決の結果、認定第八号、第一五号は賛成多数により、その他の決算は全員異議なく、認定すべきものと決定した。

本会議第五日に、山本委員長は右の審査経過と結果を報告し、委員会の要望事項として八項目を掲げたが、その内容は、財政面全般では、国と地方の間の財源配分の抜本的見直し、地方交付税の増額、超過負担の解消等のための働き掛けであり、個別の施策面では、ごみの減量化・資源化運動の徹底、小売店などに対する無担保融資制度の適切な運用、関係者に十分配慮した中央卸売市場の事業の推進、青少年の健全育成策の強化、地域コミュニティー活動の場としての市民の家の適正な運営、交通安全のための啓蒙思想の普及と施設の整備拡充等であった。委員会から報告後、質疑は省略し、大山正雄（共産党）、川口功（市政刷新）、五十嵐紀子（社会党）、畠中一雄（公明党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、津田萬次郎（市民革新）、加藤照（新清同志会）の各議員が、それぞれ会派を代表して討論を行った。

討論では、各議員は、五二年度決算に見られる市財政の問題点や執行した事業の成果について、全般的な評価を行ったうえで、各会派個別の要望事項として、右の八項目のほかに、大企業に対する固定資産税の不均一超過課税の導入、事業所税の適用の早期実現、住民本位の行政改革、現行の福祉資金制度を拡充した生活資金制度の創設、準大型店の出店に関する指導要綱の制定、中学校の完全給食校の増設（以上、大山議員）、市長交際費と市交際費の区別の明確化、「広報ふじさわ」の公平な立場での編集、マツクイムシ対策の抜本的な強化、北口再開発ビルオープン後の中小小売店振興策の強化、都市計画道路建設事業の積極的な推進（以上、川口議員）、広報活動の強化策としての視聴覚広報の拡充、いわゆる落ちこぼれ児童・生徒の解消策の検討、勤労市民層向けの低廉な宅地の供給（以上、五十嵐議員）、公債費比率の増加傾向に対する慎重な配慮、緑化対策や公害対策の推進、藤沢駅南部区画整理事業の早期完成、教育施設の拡充、奨学資金の支給額の増額（以上、畠中議員）、中高層ビルなどの地震対策の強化、ごみ収集事業に関する市興業公社の今後の事業内容の検討、社会教育の分野における社

会体育などの内容の充実、北口再開発事業の早期完成（以上、長谷川議員）、新総合計画の策定過程における市民からの提言の積極的な導入、市民に対する各種補助金の支出のあり方の再検討、学童保育に対する助成の充実（以上、津田議員）、国庫補助事業における補助金の積極的な確保、生きがい福祉事業団の健全な運営、一部の中学校で続発する非行に対しての学校関係者の一体的な取り組みの強化（以上、加藤照議員）等を要望した。

右の代表討論が終了したのちに採決を行ったが、その結果は委員会報告のとおりで、認定第八号、第一五号は起立多数により、その他の決算は全員異議なく、認定することに決定した。

## 昭和五三年度補正予算の審議

五三年度補正予算の議案一三件は、本会議第三日に一括して上程され、理事者が提案理由を説明した。第四日に行われた質疑では、そのうち議案第四六号の一般会計補正予算（第四号）における衛生費中の清掃費に関して、大山正雄（共産党）、内田松男（公明党）の両議員が、清掃事務所（仮称）設計等委託料の一一六四万円の補正を取り上げ、①清掃事務所の用地や施設の内容などは、どのような計画か、②建設に要する費用と財源の見通しはどうかと質問した。これに対して池上義男市民局長と加藤誠夫生活環境部長は、①現在、石名坂では収集部門と焼却部門を併設しているが、今回、新たに清掃事務所の設置を予定しているのは、収集部門を分離させて円滑な処理を図るためで、用地は、北部第二土地区画整理事業の区域内の市土地開発公社所有地を活用する計画であり、施設の規模は、敷地が四三五〇平方メートル程度、建物が三階建で一九〇〇平方メートル程度で、職員の福利厚生面の改善にも十分配慮したい。②経費は四億円程度が目標であるが、財源は、現在のところ清掃事務所の設置のみに対する国庫補助の制度がないため、主に起債によって対処したいと答弁した。

さらに大山議員は、①予算化措置以前の議会に対する説明が不十分であるが、事業の構想を立てたのはいつか。②事業が本格化するのは五四年度からになるが、現在審議中の新総合計画基本計画の対象年次は、五四年度から六〇年度までの七年間で、事業と計画との関連はどうかと質問した。これに対して池上市民局長と山本企画調整局長は、①清掃事務所の分離・新設は、焼却炉の更新に先立って実現しなければならない課題で、以前から土地開発公社に土地の手当てを要請していたが、そのめどが立ったために構想の具体化が進んだ。②五四年度の予算編成作業と新総合計画の審議との間には時間的なずれが生じており、現在は前者を先行して進めざるを得ない状況だが、新総合計画の審議のなかでも、ごみ問題の打開は重点事項の一つとして検討されており、清掃事務所の建設はそうした基本方針に沿うものであると答弁した。

また、山本捷雄議員（市政刷新）は、廃棄物最終処分場整備費の一億六五四四万円の補正を取り上げ、①事業費の内訳はどうなっているか。②可燃ごみの焼却からどのくらいの割合で埋立処分を要する残灰が生じているか。③今後の最終処分地の確保の見通しはどうかと質問した。これに対して葉山市長と加藤生活環境部長は、①事業費のうち一億四五四四万円は、五四年度から埋立を予定している谷根の処分場の工事費で、残りの二〇〇〇万円は、葛原の処分場予定地の取り付け道路の工事費である。②焼却残灰が生じる割合は一五パーセント程度で、現在、長後中分の埋立地で処分している。③最終処分地の確保は、長期的には広域的な対応が必要な課題で、現在、政府でも、厚生省、運輸省が中心になって、東京湾に埋立地を確保するフェニックス計画の検討を進めているが、当面は、市内で排出されるごみは市内で処理する体制をつくることが必要で、市民生活に混乱が生じないように万全の策を講じたいと答弁した。

他方また、議案第四七号の下水道事業費特別会計補正予算（第三号）において、資本的支出における建設改良

建設計画が進む東部下水処理場（模型）

費のなかに、東部下水処理場の用地取得費として二六億四九六三万円が計上されたことに関して、宮地淳子（共産党）、桜井郁三、平本昇策（以上、市政刷新）の各議員は、①今回は市土地開発公社から一平方メートルあたり一〇万五三六〇円の単価で、二万五一四八・三平方メートルの用地を買い戻す予定になっているが、公社が土地を取得した際の価額はいくらであったか。②国庫補助の対象となる補助基本額はいくらか、また、補助率はどの程度か。③下水道整備第四次五ヵ年計画の資金枠としては二四〇億円が予定されているが、今日までの執行状況と今後の執行計画はどうなっているかと質問した。これに対して井上建設総務担当参事と平川秀雄東部処理場担当参事は、①取得時の価額は一平方メートルあたり六万五〇七〇円である。②今回の補助基本額は一八億九三五〇万円で、それに対する国庫補助の比率は六〇パーセントであるが、補助対象外の七億五六一三万円については起債で対応する予定である。③五一年度が九億二八〇〇万円、五二年度が二八億二〇〇〇万円、五三年度が今回の用地取得費等の四九億円で、今後は残りの用地の買収や施設の建設などにより、五四年度に六六億三七〇〇万円、五五年度に八七億一五〇〇万円を執行する予定であると答弁した。

さらに、右の三議員に加えて、高山年正（新清同志会）、西条節子（市民革新）、平沢信雄（市政刷新）の各議員は、①事業の認可申請にあたって、地元の建設反対協議会との話し合いはどのように進めたか。②地元住民の

一部には根強い反対意見が残っているが、それが事業の認可や国庫補助金の確保の障害になる恐れはないか。③地元住民が反対しているのは、市が工場廃水を除外して処理するために市内の四八工場と締結した協定に関して、それが単なる行政指導以上の実質的な拘束力を持つのかどうかを疑問視していることによるものであるが、理事者の見解はどうか。④下水道法等による制約から、工場廃水を含めて処理する計画内容で事業認可や国庫補助を申請しているが、実施段階で工場廃水を除外して処理した場合に、補助金の返還を迫られる恐れはないかと質問した。これに対して葉山市長、井上建設総務担当参事、平川東部処理場担当参事は、①慎重に事前協議を進めてきた結果、一一月一三日付で反対協議会会長名による同意書が得られたため、同月末に県に対して認可申請の手続きを取り、また、建設省に出向いて事情説明を行ったが、反対協議会に参加している四町内のうち、新西富町内の住民にはいまだに強硬な反対意見が見られるため、さらに理解を得る努力を重ねる予定である。②建設省では、さきの事情説明で、地元住民の反対があることを了解しており、また、市側で今後も説得工作を続けることを期待する姿勢で、事業の認可と補助金の確保は確実に実現する見通しである。③工場との協定は私法上の契約にあたるもので、当事者が一方的に破棄することはできないが、反対派住民が要望しているように協定の内容を条例化することは、下水道法等との関係で困難である。④今回の補助は用地取得費に対するもので、下水の処理方法の問題が影響を与えることは一切ないと答弁した。

右の二議案は、質疑の終了後に総務企画常任委員会と都市建設常任委員会に付託して審査を行い、本会議第五日に、それぞれの委員会から審査結果を報告したが、そのあと採決を行った結果、委員会報告のとおり、全員異議なく原案のとおり可決した。

## 学校給食の改善

本会議第四日に、学校給食のプラスチック包装をなくすための請願（請願第一〇号）と中学校の学校給食についての請願（請願第一一号）が上程されたが、当日、大山正雄議員（共産党）が紹介議員を代表して説明したように、請願第一〇号は、ソフト麺のプラスチック包装について、袋ごと加熱処理をする際にプラスチックから有害物質が溶出する恐れがあり、また、資源の浪費を防止する観点からも問題があるため、中止を求めるという内容であった。また、請願第一一号は、新総合計画の基本計画の審議のなかで、中学校の学校給食を中止する案が検討されていることについて、保護者等の関係者による討議を十分に行って、むしろ存続と拡充の方向で再検討することを求めるという内容であった。

付託された文教厚生常任委員会の質疑では、請願第一〇号に関して、委員から、なぜプラスチック包装を用いずにソフト麺の給食を実施することができないのかという質問が出されたが、それに対して理事者は、試験的にプラスチック包装を用いずに実施したところ、配膳時間や衛生などの面で非常に問題があったからであると答弁した。また、請願第一一号に関して、委員から、中学校の給食の中止を検討している理由はなにかという質問が出されたが、それに対して理事者は、①給食実施校における食事時間は、未実施校よりも平均して一四分間多く、授業時間の配分に支障が生じていること。②嗜好が定着化した中学生の段階で、画一的な学校給食によって教育効果を得るのが困難であること。③給食実施校を拡充して財政負担を増大させるよりも、給食の中止によって生じた余裕財源で、教育施設の整備等を図る必要があることなどであると答弁した。両請願は、討論ののちに採決したが、その結果、いずれも賛成多数によって、請願第一〇号は不採択とすべきもの、請願第一一号は継続

審査とすべきものと決定した。なお、西条節子（市民革新）、宮地淳子（共産党）の両委員は、請願第一〇号は採択すべきであるという立場から、少数意見を留保した。

右の審査結果は、本会議第五日に、松山三之助委員長（公明党）が委員会の決定、西条委員が少数意見を報告したが、採決の結果は委員会報告のとおりで、いずれも起立多数によって、請願第一〇号は不採択、請願第一一号は継続審査とすることに決定した。

なお、右の請願の内容に関連して、西条、宮地両議員は、一般質問で、①本市は、食品の安全性の確保について、他市と比較して先進的に取り組んでいるが、ソフト麺などの残された問題が山積しており、今後どのように対処するのか。②中学校の給食見直し案は、結論を急がず、関係者間で十分討議することが重要だが、今後の取り扱いはどうするか。③給食見直し案が検討されている重要な要因の一つに、市と保護者による経費負担が小さくないことが挙げられるが、学校給食法で小・中学校の給食を義務化し、国庫補助の制度を確立するように、国に対して働き掛ける考えはないか。④新学習指導要領にのっとり、給食時間にゆとりをもたせることが必要ではないかと質問した。これに対して丸山一雄教育長は、①栄養士を中心にして、毎月の定例的な研究会などで食品の安全性に関する調査研究を進めているが、今後は特に無添加食品を研究課題として取り上げたい。②校長、職員団体、栄養士等の関係者で内部的な討議を行っているが、今後さらに多くの方面から意見を聴取する予定で、その進め方について教育委員会で検討している段階である。③全国的な対応を必要とする問題であるが、関係方面からは特に強い要請が出ていない現状である。④新学習指導要領にのっとり、新教育課程全体の研究のなかで、給食時間の位置づけを検討したいと答弁した。

## 一般質問

今回の一般質問は、本会議第五日から第七日にわたって行われ、右に一部紹介した西条、宮地両議員のほかに、井上正一郎、渡辺光男、山本捷雄（以上、市政刷新）、五十嵐紀子、矢島豊海（以上、社会党）、松山三之助（公明党）、平川正雄（新清同志会）、大山正雄（共産党）の八議員が質問に立った。

**市街化区域内の農業振興策**　平川、井上両議員は、政府部内に、市街化区域内の農地に対して、いわゆる宅地並み課税の適用範囲を拡張しようとする動向が見られることを指摘したうえで、①農民が宅地並み課税反対の運動を展開しているが、市としてこれをどのように受け止め、また、宅地並み課税にどのように対処するか。②五四年度は評価替えの年度にあたるが、作業はどのように進めているかと質問した。これに対して葉山市長と稲葉昜祐税務管財部長は、①都市農業を守ることは、市民の消費生活の向上という面でも、良好な生活環境の確保という面でも重要であり、反対運動は大きな意義をもっているが、地方税法の改正で宅地並み課税の措置の具体的内容が決まった場合に、市としてはそれに応じて対処策を講じなければならないため、今後の法改正の推移を見守りたい。②現在、県内の各市町村間の調整を行いながら評価替えの準備作業を進めているが、新たな評価額や負担の増加の緩和措置等の具体的内容は、まだ最終決定の段階に至っていないと答弁した。

また、井上議員は、市街化調整区域や、そのなかの農業振興地域に対しては、各種の農業振興策が講じられているが、市街化区域に対しても積極的な施策が必要ではないかと質問した。それに対して加藤房太郎経済緑政部長は、農家の営農の意志や後継者などの問題について十分実態を把握し、投資効率を考慮したうえで、今後の対処策を検討したいと答弁した。

**心身障害児等の福祉と教育**　西条、五十嵐、松山の各議員は、心身障害児および障害者に対する福祉施策の問題を多面的に取り上げ、そのなかで、①施設の入所や通所に要する費用の自己負担分は、保護者の家計にとって大きな重圧になっているが、負担の軽減策を一層進める必要があるのではないか。②四七年七月から市単独の助成事業として、身体障害の場合は二級まで、精神薄弱の場合はＩＱ三五まで、重複障害の場合は身体障害が三級でＩＱ五〇までの対象者に対して医療費を無料化しているが、助成枠を拡大する考えはないか。③障害児および障害者の歯科診療について、保護者は市の援助を強く期待しているが、どのような対策を講じているか。④障害者の雇用を促進するために、公的機関が率先して障害者を採用し、民間企業に模範を示す必要があるが、市ではどのように取り組んでいるかと質問した。これに対して柳田昭雄社会部長と村山俊博市長室長は、①心身障害児、精神薄弱者、身体障害者等の違いに応じて、適用する法律や法律に基づく措置権者が異なっており、現状では保護者の負担額にも格差が生じているため、この格差を是正するように対処策を検討したい。②仮に身体障害は三級まで、精神薄弱はＩＱ五〇までに対象枠を拡大すると、年間で約三〇〇〇万円の新たな市費負担が生じることになり、国や県に対して予算措置を講じるように強く要請しているが、今後、市内部においても十分検討したい。③歯科医師会と診療に伴う問題点等を協議してきたが、その結果、重度の障害のある患者の場合に、市内の既存の医療機関で診療することは、施設面、技術面から困難であることが判明したため、今後は診療実績のある大学病院等の例を参考にして、外部から技術者を招請するなど、必要な対応策を検討したい。④本市の場合、身体障害者雇用促進法の法定雇用率はほぼ満たしているが、他方、ここ数年来は職員定数の不拡大という制約があるので、今後、種々の条件を勘案しながら、できるかぎり門戸を広げるように努力したいと答弁した。

また、右の三議員は、五四年四月からの養護学校の義務化に伴う問題点を取り上げ、障害児の保護者の多くは、子供が普通学校で健常児とともに学ぶことを強く願っていると指摘したうえで、①制度の運用次第では、障害の程度が軽く普通学校で十分に教育できる児童に対して、養護学校に入学することを強制する恐れがあるが、この点はどのように対処するか。②障害児の心身発達の促進などの見地からすると、まず地域の普通学校に籍を置き、必要に応じて特別指導学級や養護学校に通学する多重籍の制度を実現することが理想的で、また、普通学校での障害児の受け入れを促進するためには、学校のトイレなどの施設を障害児用に改善する必要があるが、どのように取り組んでいるかと質問した。これに対して丸山教育長は、①市の就学指導部会では、五四年度の就学予定者九六人のうち七七人の就学指導をすでに終えているが、指導にあたっては、本市で長年にわたって蓄積してきた経験と資料等を参考にし、また、保護者とも十分話し合って、強制する結果にならないように慎重に作業を進めている。②多重籍の制度は、普通学校においても障害児に対する教職員の定数基準を満たすことが必要になるため、近い将来に実現することは困難であるが、現在、条件に応じて児童・生徒を養護学校から特別指導学級へ、特別指導学級から普通学級へ転籍させる手続きは取っている。また、普通学校の施設の改善は、既設校の一部と新設校で洋式トイレの設置や段差の解消等の整備を済ませているが、今後ひきつづき努力する予定であると答弁した。

**昭和五四年度の予算編成方針**

大山、山本両議員は、五四年度の予算編成にあたって指定事業と指定外事業を設定する新しい方式が打ち出されたことに関して、この方式の目的はなにか、また、新総合計画基本計画の審議内容との関係はどうなっているかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、五四年度の市財政はきわめて厳しい状況に置かれることが予想されるため、それに対処する目的で、指定事業は対前年度比で一一〇

パーセント、指定外事業は一〇五パーセントの要求限度額を設けて予算編成作業を進めているが、事業の指定にあたっては、総合計画審議会の討議内容を踏まえ、①都市の生存環境の保全、②生命の安全、③廃棄物の処理、④市民の自治と文化を創造するための場とシステム作りという四つの基本方針を指定の基準にしたと答弁した。

また、山本議員は、指定事業方式の導入にもかかわらず、予算編成の内容が総花的になっているのではないかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、教育、福祉、生活環境、都市基盤整備等の事業のうち、いずれかの分野だけに力点を置くことは事実上困難で、それぞれの事業分野のなかで重点的に実施する施策を選択し、これを組み合わせることによって、市民の需要に適切に応じたいと答弁した。

本会議最終日に予定の議事日程を終了したのち、古谷議長と葉山市長は、それぞれ閉会にあたってのあいさつを述べた。古谷議長は、この一年間の市政の成果を振り返ったうえで、議員と理事者の協力に対して謝意を表し、また、五四年が統一地方選挙の年にあたることを指摘して、各議員の一層の活躍を期待すると希望を表明した。

## 五　昭和五四年二月定例会（二月二六日〜三月二四日）

二月定例会は、当初は二月二六日から三月二三日までを会期と定めたが、途中で一日間延長したため、三月二四日までの二七日間の会期で開かれ、財産の取得（中央卸売市場用地）、工事請負契約の変更（藤沢駅北口市街地再開発事業公共施設人工広場〔その二〕建設工事）、職員定数条例の一部改正、市税条例の一部改正、保育所条例の一部改正、庁舎整備基金条例の制定、五三年度一般会計補正予算（第五号）、五四年度一般会計および特

別会計の予算一六件等の議案五一件、請願一件が上程された。

本会議は、二月二六日、二八日、三月七日、八日、九日、二三日、二四日の七日間にわたって開催された。第一日は、予算関連議案二五件等の議案五〇件が上程され、理事者が提案理由を説明した。第二日は、予算関連議案を除く議案二五件について質疑を行い、そのうち七件は討論ののちに採決し、一八件は各所管の委員会に付託した。第三日は、付託された議案一八件と継続審査中の請願一件について、各所管の委員会から審査結果を報告し、質疑と討論ののちに採決した。つづいてこの日から日程に従い、各会派による代表質問が始まった。第四日もひきつづいて代表質問を行い、第五日に、代表質問が終了したのちに、予算等特別委員会を設置して予算関連議案二五件の審査を付託した。第六日は、予算等特別委員会から審査結果を報告し、各会派による代表討論を行ったのちに採決した。次に、この日新たに議案一件が上程され、理事者が提案理由を説明したのちに、ただちに採決した。また、五特別委員会から四年間の審査および調査の結果を文書により報告した。さらにこの日、現職の正副議長が辞職の意向を示したため、その取り扱いをめぐって協議を行い、会期を一日間延長することに決定した。第七日は、正副議長の辞職願を許可し、それに伴いそれぞれの後任者の選挙を行った。審議の結果、本定例会では、提案された全議案を原案のとおり可決し、また請願一件は、前定例会にひきつづいて継続審査とすることに決定した。

### 昭和五四年度予算の審議

五四年度予算一六件（議案第九五号～第一一〇号）と関連議案九件（議案第六五号、第六六号、第七一号～第七三号、第七五号、第七七号、第七八号、第八二号）は、本会議第一日に上程され、当日、理事者が提案理由を

説明した。予算の規模は、一般会計が四〇八億二八〇〇万円、特別会計が三八五億九六八〇万一〇〇〇円、合計が七九四億二四八〇万一〇〇〇円で、前年度当初予算と比較すると、一般会計は一一九・五パーセント、特別会計は九九・〇パーセント、合計は一〇八・六パーセントであった。

**市長の施政方針**　議案上程後、最初に葉山峻市長が市政の運営方針と予算の概要を説明した。まず市政を取り巻く情勢について、①政府は、ひきつづき国債の増発で財源を確保して、公共事業を中心に景気の回復を図ろうとしており、また、地方自治体の財源不足は起債枠の大幅な増加等で対処する予定だが、一般的に言ってこうしたかたちでの公共事業の推進は、地方自治体の財政の一層の硬直化を促し、結果的に財政危機を招きかねないこと。②国や県からの補助金をできるだけ確保するように努めたが、それに伴い多額の超過負担が生じると同時に、補助金の裏負担の財源の手当てとして政府が起債の充当率を引き上げたために、市債の発行額が自動的に増大せざるを得ず、こうしたことが市財政の圧迫要因になっていること。③市税収入の伸びは、個人の勤労所得や輸出産業を中心とする法人企業の収益の低迷から、近年で最低に落ち込むことも予想されることを指摘した。次に、こうした困難な財政事情のなかで、国に対して地方行財政制度の民主的な改革を根気強く要求すると同時に、現在の制度の枠内でも、過去の市政運営の経験を生かし、柔軟で弾力的な対応をすることによって健全財政を維持する決意であると述べ、①市民の福祉と健康をすすめるまち、②安全で快適な環境をつくるまち、③豊かな生活の場を育てるまち、④市民が創造する文化のまち、⑤市民の参加と連帯でつくるまちという新総合計画の五つの施策目標に即して、予算の概要を説明した。

まず①に関連する施策として、西俣野地区における公立保育園の新設、母子家庭世帯に対する母子福祉資金の貸付事業の実施、太陽の家の体育館の建設、在宅老人を対象とするデイサービス事業の実施、民間の特別養護老

人ホームの建設に対する助成、西部地域における市営住宅四八戸の建設、市民病院における高度医療機器の導入、ごみ処理体制の一層の整備拡充等を挙げた。次に②に関連する施策として、新林公園や大庭城址公園などの拠点となる公園の建設、長後地区の畑灌跡地を利用した歩行者専用道路の整備、善行方面消防出張所の建設、非常災害時に備えての防災センターの設置、生活道路の舗装率と下水道普及率の引き上げ、中央卸売市場の進入路となる市場通り線の建設事業の着手、羽鳥踏切立体化事業の具体化、東部下水処理場の基本調査と実施設計などの事業の推進、藤沢駅南口における歩道橋の新設、藤沢駅北口再開発事業や藤沢駅前南部などの土地区画整理事業の推進等を挙げた。また③に関連する施策として、亀井野西地区における農業近代化施設設置事業、御所見地区における高能率畜産団地整備事業と大庭地区における地域農政特別対策事業の着手、中小企業協同組合育成資金貸付事業の実施、中央卸売市場建設用地の造成事業や施設の建設事業の推進等を挙げた。さらに④に関連する施策として、四歳児に対する幼稚園就園奨励費補助金の増額、大鋸方面小学校と村岡方面中学校の新設、片瀬・俣野・大庭・亀井野小学校と湘洋・善行中学校における四〇教室の増築とプレハブ校舎の解消、大道小学校における情緒障害児学級の開設、私立高校の受験料に対する補助金の増額、北部方面に総合体育館を建設するための調査、少年の野外レクリエーション拠点施設としての少年の森の建設、国際児童年交流の集いの実施、善行市民図書室の開設などの地域図書室の整備等を挙げた。また⑤に関連する施策として、市民の家三カ所の建設、（仮称）善行市民センターの建設事業の推進、事務事業の効率化と組織の整備、自治権を拡充する制度改革に向けての積極的な取り組み等を挙げた。

最後に市長は、右の新総合計画の施策目標と内容を市民の参加と連帯のもとで実現するために、全職員とともに全力を傾注する決意であると所信を表明し、また、議員に対して一層の理解と協力を要請した。

**代表質問**　右の予算関連議案二五件に対して、本会議第三、第四、第五日に、平本昇策、落合四郎、川口功（以上、市政刷新）、大久保さわ子（社会党）、広谷甲二（公明党）、津田萬次郎（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、平川正雄（新清同志会）、大山正雄（共産党）の九議員が各会派を代表して質問した。質問のおもな内容は、市財政の現状に対する対応策、藤沢駅北口再開発事業、中央卸売市場の開設、道路行政、青少年の健全育成策についてであった。

第一に、財政の現状に対する対応策については、平本議員が市長の施政方針の内容を取り上げて、地方自治体の自主財源が微弱であるという市長の指摘は一般論に過ぎず、藤沢市の場合は地方交付税の不交付団体であることに示されるように、市税収入を中心として財政力は豊かであり、市長の認識は本市の実状とかけ離れているのではないか、逆にまた、市長が主張するように国と地方の財源配分の現状を改め、地方自治体の自主財源を強化した場合に、地方自治体間の財政力の不均衡を一層拡大させる恐れがあるのではないかと質問した。それに対して葉山市長は、市財政が全国的に見て相対的に豊かであることを認めたうえで、ただ財政力の多寡は、収入面からだけではなく需要面からも検討する必要があり、本市の場合でも、多様な財政需要に対応できるだけの十分な収入を確保できていないのが実状で、そうした実態に即して財源の再配分を行うことが必要であると答弁した。

また、平本、大久保、津田、内田の各議員は、二月二四日の議員全員協議会で、理事者が新総合計画基本計画について説明した内容を踏まえ、市長が施政方針のなかで健全財政を維持する決意を表明する一方で、基本計画の策定に伴う財政収支の見通しでは、七年間の計画で三三億円の財源不足を見込んでいることを指摘したうえで、こうした事態の打開策に関連して、①事業所税の適用範囲は、制度の創設当初の政令指定都市等から、現在では人口三〇万人以上の都市にまで拡大されているが、本市における導入時期と収入見込み額の見通しはどう

か。②五三年の地方税法の改正で、都市計画税の制限税率が一〇〇〇分の二から一〇〇〇分の三に引き上げられたが、本市でもそれに応じて税率を引き上げる条例改正を行い、財源確保の一助にする考えはないか。③地方債は財源確保の不可欠の手段であり、健全財政を妨げない範囲内で地方自治体に自由な運用を委ねるべきものであるが、地方自治法第二五〇条の規定は、「当分の間」という言葉が空文化して、法制定以後一貫して、自治大臣または都道府県知事による許可制が維持されているのが実状で、制度を改善するように働き掛ける必要はないかと質問した。これに対して葉山市長と山本篤三郎企画調整局長は、①現在の人口推計をもとに判断すると、本市では昭和五五年度の途中から事業所税を導入できる見通しで、翌年度以降の平年度ベースでは、推計見込み額は一二億円程度である。②調査によると、県内の一九市のうち新しい制限税率を適用する市は八市で、横浜、川崎両市など都市整備が非常に進んでいる地域が中心になっているが、本市では都市基盤整備事業の進展状況を十分考慮したうえで、今後慎重に適用を検討したい。③地方債については、全国市長会、全国革新市長会を通じて、社会福祉、厚生福祉、病院事業等に対する政府資金枠を拡大することと並んで、許可制を撤廃し、届出制に改めることを国に対して要請してきたが、最近に至って許可に要する事務手続きの簡素化が図られたのはその成果の一つで、今後一層の努力を重ねたいと答弁した。

さらに平本、大山両議員は、市の一般会計と公社会計は密接に関連しており、公社が取得した用地、建物等を市が買い戻す際には一般会計に大きな負担を及ぼすため、計画的な運用を図ることが必要であると指摘したうえで、五四年度および五五年度以降における開発経営公社、土地開発公社、生活経済公社の三公社からの買い戻しの資金計画はどのように予定しているかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、五四年度は、当初予算で約六三億円を買い戻しに充てる予定であり、その財源内訳は、国庫補助が二二億五〇〇〇万円、起債が二七億

九〇〇〇万円、一般財源が一二億八〇〇〇万円程度で、また五五年度以降は、年間約五〇億円の予定であると答弁した。

第二に、藤沢駅北口再開発事業については、二月二二日に藤沢駅北口整備特別委員会が開かれ、理事者がその後の事業経過を説明して、①㈱丸井が朝日産業ビルに核テナントとして出店する意向を強めていること。②出店する条件として、地元の受け入れ体制を整備すること、ビルの賃貸借の窓口を開発経営公社にすること、駅前北口の再開発事業関連工事の完成に合わせて九月にオープンできるようにすること、以上の三条件を市側に対して提示していること。③第一勧業銀行用地に新設するビルについては、関係者との話し合いがまとまり、三月中旬には着工するめどであること。④再開発事業関連工事については、人工広場を含めた駅前広場は九月中旬、国鉄駅舎の南北自由通路は九月末、藤沢村岡線等の関連道路の整備は七月末に完成する予定であることを明らかにした。委員からの質疑では、丸井との交渉経過やその内容という点と並んで、マスターズプラザが開店してから三カ月経過した事情を反映して、同店の当初の売り上げ見込み額の達成度と開発経営公社の財政負担の現状という点に、多くの関心が集まった。

代表質問では、平本議員が右の経過を踏まえ、マスターズプラザの売り上げ実績額は当初見込み額の五分の一にも達せず、その結果、開発経営公社の財政負担が一カ月に約四〇〇〇万円生じているが、今後この負担を解消するためにどのように対処するかと質問した。それに対して山本企画調整局長は、売り上げ実績額が見込み額を大幅に下回っているのは、地元商店街との利害調整上、五階から七階までの上層階を空けたままで営業を続けざるを得ないといった制約があること、駅前広場周辺の整備工事が集客の大きな支障になっていることなどの理由によるもので、結果的に公社に負担が生じていることは遺憾であるが、負担の解消は、当面は公社の経営努力に

よって対応し、一般会計からただちに補塡することは予定していないと答弁した。
また、平本、大山両議員は、丸井の出店に関連する問題を取り上げて、①丸井は、公社との間に賃貸契約を結ぶことを希望しているが、核テナントとして長期的に出店する以上は、さいか屋と公社の間における現在の転貸借の契約を解除し、さいか屋、朝日産業、丸井の当事者間で、改めて契約を締結すべきではないか。②丸井が公社を契約の窓口に希望しているのは、賃貸契約を自社に有利に締結できる見込みがあるためで、今後の交渉経過次第では、公社会計に新たな財政負担が生じる恐れがあるのではないかと質問した。これに対して山本企画調整局長は、①丸井は、九月にオープンできるようにすることも要望しているが、朝日産業ビルの所有権は朝日産業とさいか屋の双方にあるため、権利関係が複雑で調整が困難であり、そこで期日に間に合うように契約を早期に締結するために、公社を窓口にすることを希望しているものである。②丸井側の事情は右のとおりだが、市側としても、マスターズプラザの営業という暫定的な措置を早く切り上げて核テナントを導入することが長期的には有利であるため、丸井側の希望に応じるという考えで今後、条件に関する交渉を進めるなかで、公社自体も経営の採算が取れるようにできるかぎりの努力を重ねる所存であると答弁した。
さらに大山議員は、再開発事業関連工事に関して、国鉄の橋上駅舎の完成が一部の設計変更等により遅れる心配が出ているが、国鉄との交渉経過はどうなっているかと質問した。それに対して大林順一郎建設局長は、国鉄からの正式な工程の提示がないことを断ったうえで、橋上駅舎は完成が若干遅れることが見込まれるが、南北自由通路は予定どおり完成する見通しであると答弁した。
なお、代表質問の終了後、会期末近くの三月二三日にふたたび藤沢駅北口整備特別委員会が開かれ、月販店「丸井」誘致計画反対の陳情（陳情第三四号）ほか同様の趣旨の陳情一件、旧さいか屋ビルへの丸井百貨店出店

促進についての陳情（陳情第三六号）ほか同様の趣旨の陳情六件を審査した。質疑では、丸井とのその後の交渉の内容が主な問題点となったが、討論では、共産党議員団所属の委員がいずれの陳情についても結論保留の態度を明らかにしたことを除いて、各会派の委員の意見は一致し、採決の結果、陳情第三四号等の丸井の出店に反対する趣旨の陳情二件は趣旨不了承、陳情第三六号等の出店に賛成する趣旨の陳情七件は趣旨了承とすることに決定した。

第三に、中央卸売市場の開設については、津田議員が二月一六日に開かれた第一一回消費者大会の席上でも、市民の間からさまざまな疑念が表明されたことを指摘したうえで、今後、消費者、生産者、卸売業者、小売業者を含めた幅広い市民的合意を形成していくために、どのような基本姿勢で臨むかと質問した。それに対して、池上義男市民局長は、中央卸売市場は、五二年三月に市民各分野の代表者と学識経験者を構成員として中央卸売市場開設準備協議会を設置し、その後の二度の答申に基づいて、五五年の完成を目標に工事を進めているところであるが、今後とも市民の理解と合意を得る必要があるため、細部の専門的な問題については関係者間で協議を進めると同時に、市民全般に対しても、広報紙や集会を通じて、十分な情報を提供するように努めたいと答弁した。

また、大久保、落合両議員は、市場の開設にあたって、地元農家の保護育成に十分配慮する必要があることを指摘したうえで、①開設後の市場の取り扱い高のうち、地元出荷物の占める割合は三割以下になることが予想されるが、どのような対応策を講じるか。②地元農家の生産する無農薬などの安全野菜を市場で優先的に扱う考えはないかと質問した。これに対して葉山市長と池上市民局長は、①市内農家の全生産物を中央卸売市場に集荷することが基本的な方針であり、同時に農業構造改善事業等でひきつづき生産基盤の強化を図ることによって、地

元農家の保護育成に努めたい。②市内の消費者団体の中には、安全野菜に積極的に取り組み、多面的に運動を展開している団体も見られるが、有機農業を育成することは、農地の保全や市民の安全確保という面で、市政にとっても重要な課題の一つであり、今後十分検討したいと答弁した。

第四に、道路行政については、平川議員が市の都市計画幹線道路網整備計画素案によれば、六五年を目標年次にして五五本の幹線道路を建設する予定になっているが、そのうち三〇本は未完成または未着手であり、今後、新総合計画基本計画の策定にあたって、建設推進の具体策をどのように計画内容に盛り込むかと質問した。それに対して大林建設局長は、さきに議員全員協議会で配付した基本計画案所載の路線名にしたがって順次整備を進めていく予定であるが、なかには従来からの計画の再検討を要する場合もあると答弁した。

他方、これと関連して、津田、大山両議員は、基本計画案のなかで「すでに着手している路線を除き、都市計画道路の再検討を進める」と述べている箇所があることを取り上げて、①この表現は、「着手」や「再検討」の字義解釈如何によってさまざまな解釈を許す余地があり、正確にはどのようなことを意味するか。②辻堂駅南海岸線や戸塚伊勢原線のように部分的に着手している路線の場合に、未着手の部分については再検討の対象に入るものと解釈してよいかと質問した。これに対して大林建設局長は、①「着手」するというのは、都市計画道路の事業認可を受けて予算措置を講じるという意味であり、「再検討」というのは、路線の廃止や変更だけではなく、羽鳥踏切の立体化事業が一例となるように、工事内容の変更も含んだ意味である。②事業認可を受けて予算措置を講じる際に、一本の路線のうち全部を対象とする場合と一部を対象とする場合があり、後者の場合に、対象とした部分は再検討の範囲から除くことになると答弁した。

また、平川、川口両議員は、西部開発事業に関連する問題を多面的に取り上げるなかで、①辻堂遠藤線の開通

は西部開発事業の成否を握る生命線であるが、その後の進捗状況と今後の予定はどうなっているか。②国鉄辻堂駅、湘南ライフタウン、小田急線湘南台駅を結ぶ新交通システムを導入する計画が検討されているが、現在の段階での導入の可能性はどうかと質問した。これに対して葉山市長と大林建設局長は、①辻堂遠藤線は、五三年度からの三年間で用地買収と移転補償を完了させ、五六年度からの二年間で建設工事を施行して、五八年四月には一部を開通させる予定で取り組んでいる。②新交通システムの導入は、モノレールとバスの中間形態の中量軌道輸送システムを想定して、四九年以来調査を進めてきた計画であり、辻堂駅と湘南ライフタウンを結ぶ路線については、辻堂遠藤線の道路設計と関連させて検討しているが、建設資金の調達や採算性の確保など経営面での難問題が山積しているので、今後とも慎重に調査研究を進める予定であると答弁した。

最後に、青少年の健全育成策については、本年が国連総会で国際児童権利宣言が採択されてから二〇周年にあたり、国連が国際児童年と定めた年であったため、多くの議員がそのことの意義に触れたうえで、多方面から関連した質問を行った。まず、大久保議員は、市が国際児童年を記念して、市内に在住する日本人と外国人の子供同士の交流の集いを計画していることを取り上げて、この計画の企画立案に市民参加方式を取り入れてはどうか、また、本年以降も継続事業として取り組んではどうかと質問した。これに対して葉山市長は、現在、教育委員会では、市民のボランティアを中心に企画を進める準備を重ねており、また、今後、本市の子供の行事については、国際交流の視点を尊重しながら取り組みたいと答弁した。

また、広谷、津田両議員は、①本市の学童保育に関して、現状と課題をどのように認識しているか。②近年全国的に、児童・生徒の体格が向上する一方で、骨折事故が多発し、成人病的疾患が増加するなど、健康状態が悪化していることが指摘されているが、本市では、健康状態の実態調査や、成人病的疾患の予防検診についてどの

ように取り組んでいるか。③国際児童年を契機として、子供の教育を受ける権利を十分保障するために、小・中学校の副教材や給食などの費用を無償化してはどうかと質問した。これに対して丸山一雄教育長は、①現在、市内には九つの学童保育のクラブがあり、主に四年生以下の二〇〇人を超える児童が加入しているが、利用施設などの面で格差があるのが実態で、今後そうした点にどのように対応していくかについて関係者の間で十分協議したい。②実態調査は、学校保健統計資料を毎年作成するなど、十分な体制を整えており、また、予防検診は、県の児童療育センターにおける五歳児の心臓検診、全学年の児童・生徒に対する腎臓病の検査などによって、疾患の早期発見に努めるように対処している。③最近の資料によれば、副教材などの保護者負担の増加率は物価上昇率を下回っているが、漸増傾向にあることは否めないので、今後、軽減化を図る方向で検討したいと答弁した。

さらに広谷、平川両議員は、五三年に市内における青少年の非行が急増し、なかでもシンナー類の乱用や売春行為の増加が目立っていることを指摘したうえで、こうした事態に対して、教育委員会、学校当局、教職員はどのように対応しているかと質問した。それに対して丸山教育長は、市内にある公立・私立の小・中・高等学校五四校すべてと警察によって連絡協議会を設置し、また、各中学校には生徒指導担当教員を配置して対策を講じているが、非行は増加しているのが実状で、今後はすべての教職員、ＰＴＡ、非行防止のボランティア団体、市の行政組織が一体となり、相互の連絡と協調体制を強化しながら、問題に取り組んでいくことが必要であると答弁した。

**委員会審査と代表討論**　本会議第五日に代表討論が終了したのちに、予算等特別委員会を設置して、予算関連二五議案の審査を付託した。規定により古谷正一議長の指名で二二人の委員が選任されたが、その会派別の内訳は、市政刷新九人、社会党四人、公明党三人、市民革新二人、民社クラブ二人、新清同志会一人、共産党一

人であった。同委員会は、当日会議を開き、委員長に渋谷彦三委員（市政刷新）、副委員長に瀬川進委員（社会党）を互選により選出した。

委員会審査は、三月一三日から一六日までと、一九日の六日間にわたって行われ、北口再開発事業などの大型事業、新総合計画基本計画の内容等に質問が集中したが、最終日の討論では、共産党議員団が競輪事業費特別会計予算（議案第一〇〇号）と四市共催川崎競輪事業費特別会計予算（議案第一〇九号）に反対討論を行い、また、中央卸売市場事業費特別会計予算（議案第一一〇号）に対して態度を保留することを明らかにしたほかは、いずれの会派も各議案に賛成討論を行い、採決の結果、付託された全議案を原案のとおり可決すべきものと決定した。同委員会は、本会議第六日に審査結果を報告し、委員会の意見として、超過負担の解消のための国に対する働き掛け、市税収入などの自主財源の確保、大型店と地元の中小小売店の共存共栄を図る商業政策の推進、国民健康保険事業の改善のための国に対する働き掛け、ごみ処理対策の推進、少年の森の施設の充実、中央卸売市場建設の開設にあたっての施設面・経営面での問題点の解消、自治会の広報配布などの協力活動に対する相応の助成、北口再開発事業の早期完成と朝日産業ビルの処分に関する市財政の負担の軽減、老人・身体障害者・母子家庭などに対する福祉施策の拡充、学校教育と社会教育における施設と内容の整備充実等の一二項目を要望した。

委員会からの報告ののち、質疑は省略し、大山正雄（共産党）、渡辺光男（市政刷新）、中山五福（社会党）、斉間壽久（公明党）、西条節子（市民革新）、内田松男（民社クラブ）、高山年正（新清同志会）の各議員がそれぞれの会派を代表して討論を行った。代表討論では、各議員の多くが各会派ごとの個別の要望事項を明らかにしたが、そのなかで高山議員は、国民健康保険事業における財政危機の現状を特に取り上げ、保険料の改定と一般会

計からの繰入金の増額という毎年度繰り返される一時的な対応策では、現状の打開が困難であることを指摘したうえで、国に対して、国庫負担率の引き上げと同時に、老人医療保健制度の切り離しなどの抜本的な改善策を速やかに講じるように働き掛ける必要があると意見を表明した。討論終了後の採決では、議案第一〇〇号、第一〇九号は起立多数、第一一〇号は起立全員により、その他の議案は全員異議なく、原案のとおり可決した。

## 正副議長の選挙

本会議最終日に、古谷議長と平川正雄副議長（新清同志會）が一身上の都合から辞職願を提出し、議会はそれを許可した。後任者の選挙の方法は、いずれも投票によることに決定し、議場を閉鎖して投票を行ったが、その結果、議長には、有効投票数三二票の全票を獲得した山本幸男議員（市民革新）、副議長には、同じく三二票を獲得した川口功議員（市政刷新）を選出した。当選後、山本議長と川口副議長は、それぞれ登壇してあいさつし、市議会議員選挙までの残された期間、職務を全うする決意を表明した。

なお、このあと、山本議長と葉山市長が閉会にあたってのあいさつを述べた。葉山市長は、議会の熱心な予算審議に感謝したのち、統一地方選挙を目前に控えて、山下正美議員（民社クラブ）ほかの任期満了で勇退する議員に対して敬意を表し、また、市議会議員、県議会議員に立候補を予定している議員に対して一層の活躍を期待する旨を表明した。